

秋田県文化財調査報告書第289集

松田柵跡 II

—区画施設—

秋田県埋蔵文化財センター

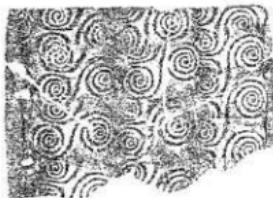
1999・3

秋田県教育委員会
秋田県教育庁松田柵跡調査事務所

秋田県文化財調査報告書第289集

松田柵跡Ⅱ

— 区画施設 —



1999・3

秋田県教育委員会
秋田県教育庁松田柵跡調査事務所



払田柵跡遠景 東から



1 払田柵跡全景 東から 1998年10月13日撮影



2 外郭全景 南から 1998年10月13日撮影



外郭南門 南から



西側石塁 西から



1 外郭北門東方の材木塲と木道 南西から



2 外郭線D期材木塲 北から



外柵南門 西から



整備された外柵南門 南から



砂利層の下の外柵材木塀 第88次調査 南東から

序

仙北町と千畠町にまたがる払田柵跡は、明治35・36年から材木の出土が知られ、昭和に入ってから後藤宙外らの努力によって古代の城柵跡として知られるようになりました。昭和5年10月の、文部省嘱託上田三平による本格的発掘調査の成果を受けて、翌年には秋田県初の国指定史跡となりました。

秋田県教育委員会が昭和49年4月に現地に調査事務所を設置して、遺跡の保護とその解明に取り組み始めてから既に25年が経過しました。発掘面積は42,000m²を越え、多くの新しい事実が明らかにされ、考古学、古代史の研究に新資料を提供し続けています。

遺跡の管理団体である仙北町では、この調査成果に基づき、遺跡の整備事業を鋭意推進しています。政庁に始まり、外郭南門と石塁、外柵南門とその内部の低地、政庁東方の官衙域などで実施した整備により、見学者もますます増加し、遺跡の理解は一段と深められるようになりました。史跡公園は、憩いの場としても四季折々に活用が図られています。

本書は払田柵跡の外郭線と外柵の調査成果をまとめた正報告書で、昭和60年に刊行した政庁の正報告書に次ぐものです。これら区画施設のほかに、外柵南部低地、政庁北斜面、外郭北部低地など、政庁を中心とする南北線の遺構についても収録しました。本書が古代城柵官衙遺跡の研究と保護の一助になれば幸いです。

本書をなすにあたり、日頃払田柵跡の調査・研究に御指導いただいている顧問、文化庁、奈良国立文化財研究所、宮城県多賀城跡調査研究所に心から感謝申し上げるとともに、仙北町、仙北町教育委員会、千畠町教育委員会、土地所有者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成11年3月

秋田県教育委員会

教育長 小野寺清

刊行にあたって

国指定史跡払田柵跡の調査が、秋田県教育委員会の払田柵跡調査事務所によって本格的に開始されてから四半世紀の時間が経過した。この間昭和60年（1985）3月に『払田柵跡I－政庁跡－』の刊行によって、従来は全く知られなかった長森上の政庁跡が発見された結果を中心、10年間の調査業績が明らかにされたのであった。

それ以後、岩見・富樫・吉田・三浦歴代所長のもと、船木・児玉両調査員が中心となり、多くの調査研究者の手によって解明集積された学術成果は膨大である。昭和63年（1988）暮に光谷拓実奈良国立文化財研究所主任研究員により、柵木の年輪年代測定が行われ、本遺跡の特徴的構造でもある外柵線の杉材は801年に伐採され、古代東北の数多い城柵遺跡でもまだ類例を聞かない、政庁外郭南門両脇の弧状石墨基礎地業の木材は802年に伐採されたことが明らかになって、この城柵の構築が9世紀の初めより古くは遡らないことが明確にされたことや、平成4年（1992）に外柵南門西側の柵木も801年伐採であることが同様にして明らかになると共に、外柵を切る形で川の流れが柵内に入っているという想いもよらぬことが明らかにされたことなど、印象的な新知見が加えられた。

この度、区画施設に関する調査研究の結果が一書に纏められて世に問われることは、甚だ微力ながらこの柵の調査に関わって来た者の一人として、欣快の至りである。爰に執筆者、関係者の各位に深い敬意を表する次第である。

平成11年3月

秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

顧問 新野直吉

刊行にあたって

史跡払田柵跡の周囲を囲繞する外柵や外郭の構造は、昭和5年（1930）の文部省による発掘調査によって、杉の角材を立て並べた構造の特異性や広がりの大きさが注目を集め、古代東北の城柵遺跡の典型とさえ考えられたものであった。

昭和49年（1974）の外郭南門跡の発掘調査以来、秋田県払田柵跡調査事務所では、門跡を含めた外柵と外郭の主要な箇所について発掘調査を継続し遺構の精密な再検討を実施してきたが、このたび政庁跡地区の本報告書に統いて、外柵・外郭遺構の調査成果を集大成した本報告書が刊行されること、秋田県教育委員会の事業として払田柵跡の発掘調査が開始された時から関心を持ち、同時に払田柵跡調査事務所の顧問として関与してきたものの一人として欣びに堪えないところである。

現在、東北地方の各地に所在する古代城柵遺跡の考古学的調査が進展し、早くから知られていた遺跡の再検討が行われるとともに、従来は全く知られていなかった城柵遺跡の発見などが行われている。しかしながら、各年度毎の発掘調査概報は刊行されていても、各年度の調査成果を総合して分析を行った報告書は、政庁地区を除けばほとんど作られていないのが現状であった。このため、画期的な調査成果が得られないながら、市民はもとより専門研究者でさえも、その成果を十分に咀嚼することができないうらみがあり、調査担当者による総合的な報告書の刊行が待たれるところであった。今回の払田柵跡外柵・外郭地区の報告書の刊行は、考古学・古代史の学界から久しく待望されていたものである。

払田柵跡の特徴は、何といっても杉の角材を立て並べて城柵を囲繞した構造にあるが、払田柵跡調査事務所の調査によって、遺構の時期別の変遷の把握や、年輪年代測定による杉材自体の伐採年代の解明などのほか、角材列の上部構造の把握など、画期的な成果が得られた。これは、従来の払田柵跡に対する認識を一変させるものである。

長年の発掘調査の結晶であるこの報告書の作成に当たらされた払田柵跡調査事務所をはじめ、関係者に深い敬意を表する次第である。

平成11年3月

秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

顧問 岡田茂弘

例　　言

- 本報告書は払田柵跡区画施設の正式報告書である。ここでいう区画施設とは政府のある外郭を取り囲む外郭線と、真山をも取り囲む外縁を指す。このほか、政府を中心とする南北線の遺構も取り上げた。当事務所がこれまでに公表したものとの見解が異なる場合は本報告書の記述内容が優先するものとする。
- 本報告書は、払田柵跡調査研究の顧問である秋田大学名誉教授、秋田県立博物館館長新野直吉氏、国立歴史民俗博物館情報資料研究部教授岡田茂弘氏の指導の下、文化財主査児玉 準が執筆、編集した。
- 文字資料の訳説は、国立歴史民俗博物館歴史研究部教授平川 南氏のご教示による。
- 外郭線・外縁の材木の年輪年代測定は、奈良国立文化財研究所理藏文化財センター発掘技術研究室長光谷拓実氏による。
- 挿図・表・図版の作成は、児玉のほか、佐々木多恵子、本間美紀子、森川宏美が行った。
- 調査次数は原則として1調査に1次数を付している。1930年の文部省による調査を第1次調査とし、1974年から開始した当事務所による調査は第2次調査から始まる。

凡　　例

1 上色の記載は、小山正忠・竹原秀雄編著『新版標準土色帖1989年版』を参考にした。

2 挖立柱建物・楕状建物の模式図には下記の記号を使用した。

柱根・柱痕跡 ◎

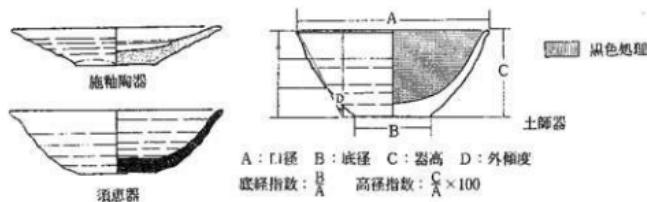
柱掘形 ○

柱推定位置 □

材木脚 ○○○○○○○○○○○○○○

3 楕状建物は辺の長さにかかわらず、外郭線の方向に沿う辺を平行として統一した。

4 須煮器、土師器、施釉陶器の区別、上師器の黒色処理、杯形土器の計測基準は下図のとおりである。



払田柵跡II 一区画施設一

目 次

第Ⅰ章 遺跡の概要	1
第1節 遺跡の位置と立地	1
第2節 遺跡の現況	2
第Ⅱ章 調査の経過と記録の方法	5
第1節 昭和初期における調査	5
第2節 調査事務所による調査	7
第3節 調査の概要	10
1 外郭線の調査	10
2 外郭北部の調査	18
3 外柵の調査	19
4 外柵南部低地の調査	22
第4節 記録の方法	23
第Ⅲ章 遺構と遺物	25
第1節 外郭線	25
1 外郭東門周辺の遺構	25
2 外郭西門周辺の遺構	35
3 外郭南門周辺の遺構	50
4 外郭北門周辺の遺構	69
5 築 地 壁	114
6 材 木 壁	126
7 槍状建物・柱 列	140
8 溝	144
9 木 道	145
第2節 政庁北側斜面の遺構	146
第3節 外郭北部低地の遺構	159
第4節 外 柵	162

第5節 外柵南部低地の遺構	194
1 外柵南門北部、河川跡、橋脚	194
2 外郭南門東方の遺構	205
3 外郭南門南西の遺構	209
第IV章 自然科学的分析	214
第1節 年輪年代測定	214
第V章 考 察	218
第1節 外郭線区画施設	218
1 外郭線の変遷	218
2 外郭線の年代	225
第2節 外 柵	228
1 外柵の位置	228
2 外柵の存続	232
3 外柵低地の状況	234
(1) 長森丘陵裾の官衙域	234
(2) 橋と大路の位置	235
(3) その他の低地の状況	237
4 外柵の性格	238
第3節 城柵官衙の外郭線	240
第4節 払田柵における外郭線の変遷と性格	243
1 政庁の変遷との対応	243
2 官衙域の変遷との対応	246
3 秋田城・多賀城外郭線の変遷	247
4 外郭線の性格	250
第VI章 結 語	255
図 版	
別 編	
1 文献目録	
2 文字資料集成	
報告書抄録	

第Ⅰ章 遺跡の概要

第1節 遺跡の位置と立地

史跡弘田柵跡は、秋田県内陸南部にある仙北郡仙北町弘田・千畳町本堂城向に所在する。およそ北緯 $39^{\circ}27'57''$ 、東經 $140^{\circ}32'44''$ の位置で、横手盆地の北部、JR奥羽本線大曲駅から直線距離で東方約6kmの地点にある。

横手盆地は、秋田県の南東部にある東西約15km、南北約60kmの細長い盆地で、県内の盆地中最大である。盆地の東縁は急峻な奥羽山脈と接し、西縁は低平な出羽丘陵によって限られる。盆地西方を秋田県内最長の川である雄物川が北上、大曲市花館付近で西北西へ流路を変え、出羽丘陵を横断して秋田平野へと流下し、日本海に注ぐ。

奥羽山脈から西に向かって流出する小河川は、横手盆地の東縁部に沿って多くの扇状地を発達させている。

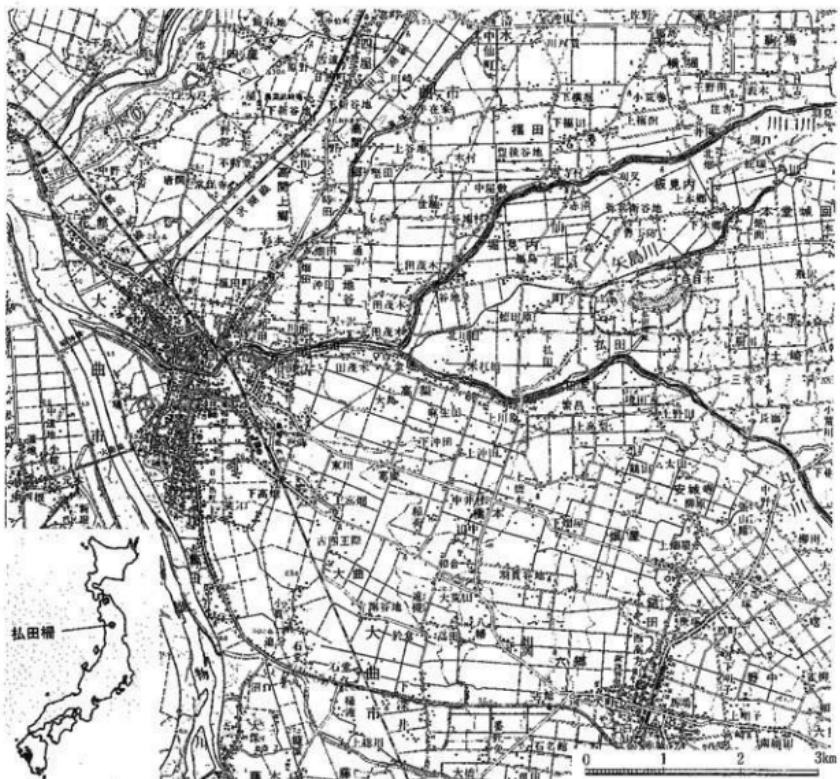
弘田柵跡は、真松川によって形成された扇状地と、その南方を流れる金瀬川による扇状地によって形成された千屋扇状地に最も近く、その西の低地中に位置する。この低地は扇状地前延扇状構造低地とも呼ばれ、西ほど高度を漸減していく弘田柵跡の東約3kmの千畳町役場付近では標高61.5m、西約3.5kmの仙北町役場付近では標高26.3mとなる。

その中に、弘田丘阜群とされる真山、長森、一つ森は、女川階吉沢川層の硬質泥岩より成り、細粒凝灰岩を伴って低平面上に丘阜をなして孤立する存在で、このうち真山、長森が弘田柵内に取り込まれる。真山頂上は標高64.97m、長森頂上は標高53.70mで、この2つの低丘陵を取り囲む低地での遺跡内最高地は、遺跡北東部の百目木集落付近で標高37.2m、最低地は真山南西部の標高32.0mである。遺跡の北側を川口川・矢島川（烏川）、南に丸子川（鞠子川）が流れている。

弘田柵跡は、真山・長森の2丘陵を包含する低地に区画された外柵と、長森を開む外郭線から成り、外郭中央部に政庁がある。外柵は東西1,370m、南北780mの長楕円形をなし、これによって囲まれる面積は約878,000m²で、東西南北に八脚門が開く。外郭は東西765m、南北320mの長楕円形で、面積約163,000m²、外郭線区画施設は長森丘陵の東西南側の裾が築地塀、北側の低地が材木塀によって作られ、東西南北に八脚門を具備する。政庁は長森丘陵中央部に作られた略長方形の平坦地にあり、板塀で区画された中に、正殿・東脇殿・西脇殿や付属建物群が配置されている。標高42.6m、低地との比高は約9mである。



第1図 遺跡の位置



第2図 払田柵の位置

第2節 遺跡の現況

払田柵の外柵によって囲まれる面積は約878,000m²で、史跡指定面積は894,618.64m²である。調査事務所による発掘調査は1974年から実施しており、1998年で第5次5年計画の最終年次にあたる。これまでに発掘調査を実施した面積は42,138m²で、遺跡面積の4.8%にあたる。

史跡指定地を地目別に見ると水田が圧倒的に多く、山林、雑種地がこれに次ぐ(第1表)。住宅等の戸数は43戸で、このうち作業小屋2

第1表 史跡指定地内の地目別面積及び構成比

地 目	面 積 (m ²)	構成比 (%)
田	497,372.88	55.6
山 林	181,302.29	20.3
雑種地	105,829.56	11.8
宅 地	42,783.94	4.8
公 園	13,680.30	1.5
畑	9,498.38	1.1
境内地	9,186	1.0
原 野	8,181.24	0.9
墓 地	1,923	0.2
そ の 他	24,861.05	2.8

戸、会館1戸である。

外柵の材木塀は低地にあり、その想定地も含め、多くは水田の下にあるが、北部の百目本集落、真山西側の外柵西端部、および南部の一部では宅地の下を通っている。

1902年の秋から翌春にかけて外柵北東域で材木約200本が初めて採取されて以降、抜き上げられたものは相当数にのぼる。1979年～1982年に実施した外柵材木塀の確認調査や、その後の調査によれば、材木は南辺から西辺に比較的良く残存し、北西辺・南東辺でもその痕跡を追跡できる。東辺では古代における河川の砂利層の下や湿地状態の地点で最も良好に遺存している。しかし北辺の中央部から北東辺にかけてはほとんど残存しない。また、南辺において河川の流路と交差する位置では、当初から材木塀が作られていないことも知られている。外柵の北西部を矢尻川がかすめ、貞山南方の外柵最南部を県道大曲田沢湖線が東西に横断している。外柵の四門のうち北門は耕地整理によって完全に失われている。

外郭線を構成する長森丘陵裾部の築地塀は東辺が最も良好に残っていて、地上からその高まりを認め得る。北東辺と西辺は既に全体を調査したが、南辺は近年まで宅地となっていたり、現在も道路があるため、調査は乏しく、しかも機械化や削平を受けている。低地で築地塀に連続する材木塀は、北東部築地から外郭北門までの間を全て調査したが、水田耕作の障害となるため抜き上げられて遺存状態は良くない。外郭北門の西方では、現在使用されている水田の用水路中に材木列が露出していて、東西南北四門は良好に残っている。外郭南門の東西両側や、外郭東門付近にはかつて宅地が存在したが、移転により、現在では外郭線上に住宅は存在しない。



第3図 扯田柵跡全体図

史跡の管理団体である仙北町では、1979年から土地買い上げ事業を開始、1982年からは調査成果に基づき、環境整備事業を実施している。整備済み面積は92,400m²（1998年2月現在）、整備事業に伴って公有化された面積は47,867m²（同）で、遺跡の景観も変貌著しいものがある。

政府は5期ある変遷のうち10世紀前葉を中心とする第Ⅲ期の姿で、板塀で閉まれた中に、正殿、脇殿、広場、その前方の東西前殿が表示されている。その後、周囲に張芝が加えられた。政府の南面にある外郭南門と石段、その両脇に連なる石壁、外郭東門も整備されている。

1991年からは「史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）」による整備が開始され、対象地として外郭南門と外柵南門の間の低地約26,750m²が選ばれた。地域内の水田の買い上げ、宅地の移転を行った後、事業に伴う調査として第92～94次調査を実施した。その結果、この低地を東西に流れる河川跡があること、外柵には当初から材木塀が作られていない開口部のあること、外郭南門に近い位置に官衙城があることなどがわかり、大きな成果が得られた。これに基づき、外柵南門とその両側に連なる材木塀、河川跡と橋梁、大路東・西建物が復原・表示されたほか、総合案内所が史跡指定地外に設置された。

政府東方にある平坦地は延べ4年間にわたって調査を実施し、1995年から1997年には、その調査成果に基づき、この地域約7,390m²を対象として「地域個性形成事業（ふれあいの史跡公園）」による整備を行った。ここでは政府跡の第Ⅲ期建物表示に対応する10世紀前葉の掘立柱建物の立体表示、建物に伴う板塀の表示のほか、貼芝、広葉樹植栽、闌路の敷設などが行われた。かつて杉が密生したこの地域は、政府から外郭東門に至るまでの見学コースとして整備され、1998年春に完成した。これより前、県道大曲田沢湖線の拡幅工事に伴い、外柵南西部の約5,400m²が道路公園となり、材木塀の延長110mが表示されたほか、外柵を2度にわたって横切る舗装道路面にもその位置が記されている。

以上のような整備の進展により、払田柵の見学者は、道路公園で払田柵の外柵の一端を見、次いで総合案内所ではビデオや展示による解説で理解を深め、その後は外柵南門を通り、大路を歩いて政府に上り、さらに政府東方の建物を見ながら外郭東門へと至ることができるようになり、見学者は飛躍的に増大した。

払田柵跡はこのような学習の場としての利用のほか、広大な敷地を利用しての夏季、冬季の祭り、芝生を利用してのグランドゴルフ大会なども実施され、地元町民のいこいの場として、益々史跡の活用が図られている。

第Ⅱ章 調査の経過と記録の方法

第1節 昭和初期における調査

永く土中に埋没し、人々の記憶から忘れ去られていた払田柵の柵木列が、千屋村（現千畠町千屋）坂本理一郎氏による乾山馬耕実施のための溝渠開削に伴い、1,000年の時を隔てて再び地上に姿を現したのは、1902年秋から翌年春にかけてのことであった。

その後の耕地整理の進行に伴い、材木の発掘はおびただしい量にのぼったが、その多くは加工材で、整然とした配列を示し、中に刻書のあるものや存在などに着眼したのが後藤山外（寅之助）であった。後藤山外は1866（慶応2）年、高梨村（現仙北町の一部）払田に生まれ、東京専門学校に学び、小説家、評論家として中央文庫で活躍、婦録して六郷町に住み町長を務める傍ら、郷土史の研究にも情熱を傾注した人物である。

山外は遺跡の踏査や、埋もれ木発掘状況の聞き取りを重ねた結果、1929年には「此等の埋木は、或は奥羽地方の古代史に散見せる柵の遺材ではなかろうか」と考えるに至ったのである。その年11月から12月にかけての現地調査に基づき、翌年1月には5,000分の1の『仙北郡高梨村拂出柵址略図』十数通を作成して、1925年の岩手県教育会主催の奥羽史講習会で知り合った研究者に送っている。

3月28・29日、『高梨村郷土沿革紀』編纂事業として、主催高梨村、発掘担当者後藤山外で発掘調査が実施され、外柵列やそれに連なる西門跡を発掘、長森北側では三重柵を新たに発見した。この調査は4月26日、参加者の一人、盛岡高等女学校長で岩手県史跡調査員の菅野義之助により文部省宗教局保存課に報告され、調査内容が新聞で広く報道された。同年4月25日、秋田県史跡調査員深澤多市、東北帝国大学教授喜田貞吉が現地を視察、遺跡の重要性と保存の必要性を説くところとなり、5月には高梨村、秋田県当局も追跡保存と調査への動きを見せ始めた。

その後6月に入って16日、文部省宗教局国宝保存会委員荻野伸三郎、同局保存課上田三平が視察、現地の踏査と出土遺物を実見して、秋の本格的調査に備えたのである。21日には東北帝国大学教授大類伸、学生伊東信雄氏らが視察している。

高梨村では秋田県の諒解の下に、藤井東一は調査主任として調査に従事させた。藤井東一は鉄棒を使用して水田をくまなく探究し、3月に発見された三重柵が外柵とは別個のもので、払田柵が外柵、内柵の二重構造であることを突き止めた。

また藤井東一は6月9日、遺跡の保存法についての意見を地元の新聞に発表し、柵木や門柱の位置に標識を建てる、柵木や遺物を陳列すること、柵の実物大の原型を新造すること、見学者のための歩道を作ることなどを提案している。さらに同年9月、ホイド清水から多数の墨書き土器と共に文字の書かれた木片を採集し、濱田耕作著『通論考古学』の写真版にある中国の敦煌出土木簡と比較し、「木簡と云うものによく似て居る」との正しい認識を持っている。

1930年10月20日から文部省嘱託、上田三平の発掘調査が実施された。この調査では、外柵材木屏12

箇所、外柵東西南北4門、外郭線材木塀9箇所を発掘調査した。外郭北門は調査終了後の12月22日に発見され、ただちに調査にあたっている。これらの調査の成果は高梨村史蹟保存会『指定史蹟拂田柵附』(1931年8月)と文部省『史蹟精査報告第三 拂田柵附・城輪柵附』(1938年)に報告されている。

調査成果は次のとおりである。

- (1) 外柵は単柵で真山・長森の2丘陵を周縁し、全体の形は楕円形で、延長約33町20間余、楕円の長径(東西)は12町25間、短径(南北)は6町50間である。柵列中の東西南北4箇所に門跡があり、これは都城の設計や城輪柵跡の形態に類似する。外柵内の総面積は約88町2反9畝である。
- (2) 外柵の4門は規模がほぼ同じで円柱掘立式八脚門の様式をもつ。円柱は直径約1尺8寸ないし2尺ぐらいで、材質は栗、桂、楮の類である。門跡の保存状況は南門跡が最も良好で、規模は正面約30尺、側面約22尺、中間の真真約12尺、両脇間共に真真約9尺あり、側面の両間は共に真真11尺である。
- (3) 内柵は弓形をなす長森の北側の弦の位置に該当し、延長約5町50間で、東西に一直線をなす。何回かの補修の結果、2~4列ある。
- (4) 内柵列中央の約45尺内側に八脚門があり、規模は外柵の南門跡にはほぼ等しい。内柵列と門を連絡するために、内柵列から門の東北隅および西北隅の門柱に単柵列を設けている。さらに、北正面における東西両脇間は樅木によって遮断されているなど、外柵の門とは構造上の違いがある。
- (5) 内外柵とも杉材を用いており、角の長径は8寸ないし1尺位、短径は6寸ないし9寸位の長方形である。角材の長径の面を外方に、短径の面を横に並べ、材の間隔は1寸ないし2、3寸に過ぎない。底部は平らに伐り、底部付近の両側から目渡穴を穿つものが多い。
- (6) 内柵の内側において柵木の倒壊状況を把握した結果、柵木には貫穴があり、地上高は10尺ないし12尺位、柵木の全長は14、5尺と推定される。内柵と長森の山麓との間は泥炭地であるために多数の敷木が敷き詰められている。外柵南西部においても内側約4間の距離に木材4本を幅3尺7寸に並べた延長3、40間にわたる敷木が確認され、これらは湿地利用法の一つと考えられる。
- (7) ホイド清水から墨書き器、墨書きのある木札、木器が発見された。殊に木札は払田柵跡の築造年代を奈良朝末から平安朝初期と推定し得る資料となる。
- (8) 長森の南麓水田中から白玉の石帯飾石が発見された。これは胆沢城、多賀城跡付近、城輪柵跡および平城宮跡からも発見され、柵の実用年代における有力な人物を想定する資料である。

このほか、縮尺約3,000分の1の『拂田柵附実測平面図』も作成され、報告書に添付された。

『史蹟精査報告』の中では、払田柵調査の翌年に調査した山形県城輪柵の調査成果をふまえ、「此等両者の形態構造手法が判明するに至って始めて文献上の柵の実体が具体化されるに至った」としながらも、「此の柵附の創建年代の如き、或は當時之を何と唱へて居ったかと云うが如き事は、口碑伝説又は文献に微しても知る由もなく、遺跡発見以来種々の憶測を逞しくするものも現はれたが、所詮定説と認むべき程度のものは未だ見當らない状態である。」と述べ、払田柵を文献上の城柵に比定して固有名詞を与えることには極めて慎重な態度をとっている。

これより前、後藤甫外は、上田三平による発掘調査終了直後の1930年10月24日から、秋田魁新報紙上に「拂田柵附は河辺国府の遺蹟」と題する論文を発表した。その後、1940年9月発行の『高梨村郷土沿革記』の中では、払田柵は「宝龜六年に秋田城から遷された出羽国府、即ち当時、国史に河辺府

と称されたものの遺跡」で「延暦二十三年より秋田城再置の天長以前、弘仁年間までは国府の政務と兵鎮（軍団）軍務が、悉く払田柵址の所在地なる、河辺府に統一された」という結論を明解に述べている。

この論文は、同年12月に発行の『秋田考古会誌』（第2巻第4号）「払田柵址号」に再録された。この号には秋田考古会顧問の喜田貞吉による「払田柵址に就いて二三の考察」をはじめとする9編の論考のはか、10月31日に秋田県立図書館で行われた上田三平による講演要旨も掲載されている。

秋田県は上田三平の指導により、指定のための作業を実施、1931年1月9日付けで史跡指定申請書を提出した。これを受け、払田柵は3月30日付けで秋田県最初の国指定史跡となったのである。

遺跡の管理者には高梨村が指定され、国庫補助金を得て、遺跡名と国指定年月日を刻した史蹟標柱、門柱標柱、柵柱標石および注意札を遺跡内に配置する保存措置をとった。また「払田柵跡遺物陳列所」を作り、抜き上げた門柱、柵木などを展示した。そのほか外柵南門の門柱の間に溝を巡らせ、常時水が流れるように工夫し、門柱の保存を図るとともに研究者が随時観察できるようにした。この方法は陳列所前の柵木列にも適用された。外柵南門跡地・外郭北門跡地の計508m²は、昭和14年度に村へ寄贈されるに至った。

このように、昭和初期における払田柵の研究と保存の動向、人々の払田柵に寄せる熱意は絶大なものがあったが、社会情勢の変化によってしだいに忘れられていったのである。

なお、1988年6月29日付けで史跡の追加指定がなされて現在に至っている。

第2節 調査事務所による調査

1974年4月、秋田県教育委員会は仙北郡仙北町に払田柵跡調査事務所を設置した。払田柵跡の調査は顧問の指導、助言を受けながら、5年ごとの計画を立てて推進してきている。ここではその計画と実績、調査成果などを振り返ってみたい。

1 第1次5年計画と実績（1974～1978年）

基 本 計 画	実 績
(1) 大規模調査に対応するための基準測量の実施	(1) 発掘調査地 28地点
(2) 開発計画に対応し得る基礎調査の促進	(2) 発掘面積 8,814m ²
(3) 現状変更届出に伴う緊急調査の実施	(3) 事業費 46,974千円
(4) 史跡保存のための基礎資料管理計画の策定	

2 第2次5年計画と実績（1979～1983年）

基 本 計 画	実 績
(1) 中枢施設の全面発掘	(1) 発掘調査地 35地点
(2) 内郭線（外郭線）・外郭線（外柵）の位置と構造の把握	(2) 発掘面積 9,532m ²
(3) 現状変更届出に伴う緊急調査の実施	(3) 事業費 59,710千円

3 第3次5年計画と実績（1984～1988年）

基本計画	実績
(1) 内郭（外郭）南部・北部の学術調査	(1) 調査地 25地点
(2) 内郭（外郭）東門・西門推定地の学術調査	(2) 発掘面積 6,696m ²
(3) 外郭（外柵）南部地区の学術調査	(3) ハンド・ボーリング 1,169箇所
(4) 現状変更届出に伴う緊急調査	(4) 微地形測量面積 55,850m ²
(5)『政序跡』報告書の刊行	(5)『払田柵跡I－政序跡－』刊行
(6) 内郭（外郭）東部の微地形測量調査	(6) 事業費 70,000千円
(7) ハンド・ボーリングによる遺構確認調査	

4 第4次5年計画と実績（1989～1993年）

基本計画	実績
(1) 外郭（外柵）南部調査の実施	(1) 調査地 19地点
(2) 内郭（外郭）北部調査の実施	(2) 発掘面積 10,251m ²
(3) 内郭（外郭）東部調査の実施	(3) ハンド・ボーリング 819箇所
(4) 内郭（外郭）西門の調査	(4) 測量面積 61,000m ²
(5) 内郭（外郭）西部の微地形測量調査	(5) 事業費 70,000千円
(6) ハンド・ボーリングによる遺構確認調査	
(7) 外郭線（外柵）北部・西部調査の実施	

5 第5次5年計画と実績（1994～1998年）

基本計画	実績
(1) 外郭東部調査	(1) 調査地 16地点
(2) 外郭低地の調査	(2) 発掘面積 6,845m ²
(3) 外郭線材木塀の調査	(3)『払田柵跡II－区画施設－』刊行
(4) 外郭北門の調査	(4) 事業費 76,400千円
(5) 外柵南部の河川跡の調査	

この他、区画施設に係わる調査として、1981年に仙北町が実施した外柵北部の調査、1993年の千畳町による外柵北東部の調査、1994年の秋田県埋蔵文化財センターによる外柵南西部の調査、1996年の仙北町による外郭線南部、外柵東・南・西部の調査、1997年の仙北町による外柵西部の調査がある。

6 発掘調査の成果

- (1) 大規模調査に対応するため、遺跡内に基準測量原点を埋設し、『基準点成果簿』『基準点測量網』を作成した。
- (2) 遺跡の中核施設である政序を解明し、正報告書『払田柵跡I－政序跡－』を刊行した。政序

は正殿・東西脇殿・広場を板塀で囲み、南前面に東西前殿を付設している。この建物配置形式は地方官衙の研究に新資料を提供した。

- (3) 遺跡は外柵と外郭線によって区画されている。外柵はスギ角材を使用した材木塀で、東・西・南・北に八脚門が開く。材木塀、門とともに1時期の造営である。櫓・溝は伴わない。
- 外郭線は築地塀、角材列、石墻からなり、東・西・南・北に八脚門が開く。4時期の造営があり、創建期は築地塀で、その後、全体が材木塀に変わる。櫓が付設され、北部の材木塀には、溝と木道が伴う。
- (4) 政府東方の地域において、多くの掘立柱建物や堅穴住居を検出し、外郭東部の官衙のあり方を明らかにした。
- (5) 外郭線材木塀は地上高3.6mで、上部に貫を通して固定していた。
- (6) 年輪年代測定では外柵が西暦800年、801年、外郭線はA期が801年、C期が907年、D期が917年+ α 年以降に伐採した材木を使用していることが明らかとなった。つまり外柵と外郭線は西暦801年に同時に作られ、外柵は短期間で使用されなくなり、外郭線は終末まで維持された。
- (7) 外郭北部の低地には建物群はほとんど存在しない。外郭北門と政府との間に道路遺構がある。
- (8) 電気探査により、外柵南部の河川敷の範囲を明らかにした。川幅は6~7m、河川敷は南北最大幅が約250mあり、外柵の材木塀と河川と交差する地点には材木塀に開口部があることが判明した。外柵南門と外郭南門の間には、長さ約17mの橋が設けられていた。
- (9) 外郭南門の南東部に9世紀初頭からの官衙域、南西部に10世紀代の官衙域の存在が明らかとなつた。
- (10) 外郭丘陵部の微地形測量を実施、基準測量原点を埋設した。
- (11) 木簡88点、漆紙文書5点、墨書き器373点、角材刻書8点の文字資料が出土した。

7 区画施設呼称の変遷

払田柵跡の区画施設は、1930年に長森丘陵北側の三重柵が、長森・真山を取り囲む外側の柵木列と別個のものと認識されて以来、それぞれが内柵、外柵と命名されて区別され、同時に内柵木、内柵列、外柵木、外柵列とも呼ばれた。^(註1)この当時は築地塀は検出されていないから、区画施設は低地に並列する材木列のみをもって、そのように呼ばれたのである。

1974年、調査事務所による調査が開始されると、材木列は角材列と呼称し、長森丘陵の築地塀と角材列は連続して内郭線を構成し、内郭線によって囲まれる範囲が内郭、その外側を取り囲む材木列を外郭角材列、それによって囲まれる空間から内郭を除いた範囲を外郭と呼ぶようになった。

1995年2月の第21回古代城柵官衙遺跡検討会では、それまでの内郭線を外郭線、これによって囲まれる従来の内郭を外郭、従来の外郭線は外柵と改めることとした。^(註2)同年3月発行の『払田柵を掘る』^(註3)の中でもこのことを提唱し、翌1996年3月発行の発掘調査年報からこの呼称を用いている。外柵は建て替えがなく短期間で消滅し、建て替えを重ねて創建から終末まで維持され続ける区画施設は従来の内郭線で、これが政府とその外方の官衙域を取り囲む外郭線であるとの調査成果に基づく認識による。したがって、内郭は用いない。本書でもこの使い方を用いた。なお、外柵は、がいさくと読む。

第2表 区画施設呼称の変遷

1930年	内柵	外柵
1974年	内郭線 内郭	外郭線 外郭
1995年	外郭線 外郭	外柵

註1 文部省『史蹟精査報告 第三』1937年

註2 児玉 準「払田柵跡調査20年の成果と課題」『第21回 古代城柵官衙遺跡検討会資料』1995年

註3 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡を掘る』1995年

註4 秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡—第103～106次調査概要一』1996年

第3節 調査の概要

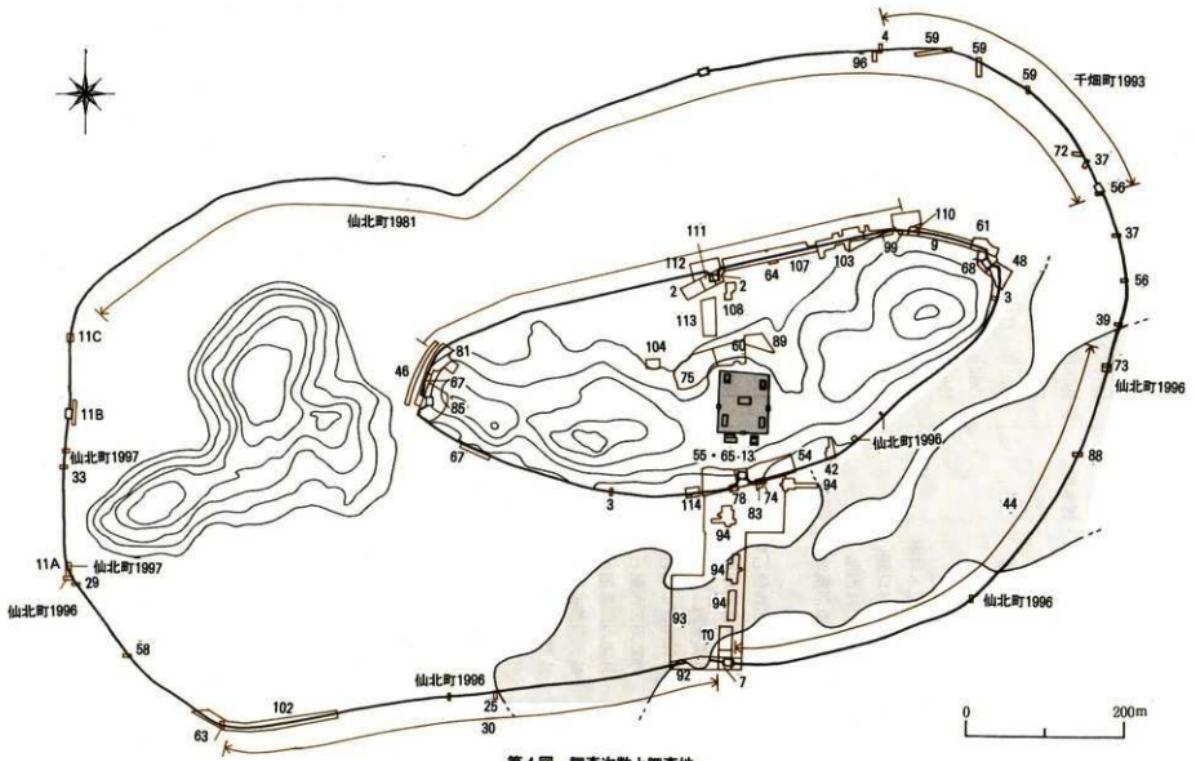
1 外郭線の調査

第2次調査　調査事務所が開設され、最初に発掘調査に着手したのがこの外郭北門である。この門が1930年の文部省による調査での「内柵門」で、その精査を行うとともに、隣接地に関連する建物等が存在するか否かの確認を目的として実施した。調査の結果、この門とそれに取り付く角材列（材木塀）には、いずれも新旧2時期があることがわかった。外郭北門（SB01、02）は東西棟桁行3間×梁行2間の掘立柱式の八脚門で、創建年代は解明できなかったものの、SB01はSB02の南約1.7mに建て替えられたものであることが判明し、再建の年代はこの時点での多賀城跡、秋田城跡における須恵系土器の年代観から、11世紀代を測ることはないと推定された。

材木塀の高さについては、文部省調査で調査にあたった上田三平は、内柵も外柵とともに約3.6mと推定していたが、この調査での布掘り内における材木の残存長や、自然沈下が少ない状況などからは、地上数mの高さは無理と考えられた。しかし、第107次調査で材木塀の地上高は約3.6mであることが再確認されたほか、第111次調査では外郭北門に4期の造営があり、第2次調査におけるSB02はB期、SB01はD期の外郭北門であることが判明した。SB01の北西隅柱に取り付く材木塀の角材に「禰木田」と読まれる刻書があるものが検出された。

第3次調査　長森丘陵での築地塀の存否・規模の確認を目的として実施した。丘陵東端部に設定したAトレーナチでは幅3.3mの基礎地業上に、幅3.2m、基礎地業の上面からの高さ約2mの築地本体（この調査では築地状造構としている。）を認めた。さらに長森丘陵南面の西寄りの地点に設定したBトレーナチでも、本体幅約3mの築地を検出した。この築地は丘陵北側の材木塀と連続している可能性が指摘された。

第9次調査　外郭線北東部で実施した調査で、第3次調査で発見された築地塀の構造の究明、外郭線材木塀の位置と構造の解明、築地塀と材木塀との関連の究明などを目的とした。調査の結果、全長約70mの築地塀がその西端においてSA83材木塀と接していて、両者は連続する構築物であることがわかり、この時点で城柵の柵木が築地の基礎であるという見解は否定された。材木塀は地上3～



第4図 調査次数と調査地

第3表 報告に関する調査一覧

次 数	調 査 地 区	期 間	面 積
第 2 次	外郭北門	1974年 7月23日～11月20日	990m ²
第 3 次	外郭北東部築地塀	1974年11月21日～11月30日	660m ²
第 9 次	外郭北東部築地塀・材木塀	1976年 5月10日～10月26日	1,000m ²
第 13 次	外郭南門	1978年 5月16日～12月25日	1,400m ²
第 42 次	外郭南部築地塀	1981年 9月19日～11月 7日	155m ²
第 46 次	外郭西部低地	1982年 4月 2日～4月26日	88m ²
第 48 次	外郭東部	1982年 9月 7日～9月22日	420m ²
第 51 次	外郭北西部木材塀	1982年10月27日～12月 9日	110m ²
第 54 次	外郭南門跡東部	1983年 8月23日～9月30日	800m ²
第 55 次	外郭南門跡西部	1984年 4月 2日～8月31日	1,008m ²
第 61 次	外郭北東部築地塀	1985年 8月27日～11月20日	650m ²
第 64 次	外郭北部	1985年11月20日～11月30日	23m ²
第 65 次	外郭南部西側石塀	1986年 4月 1日～9月12日	900m ²
第 67 次	外郭西部築地塀	1986年 9月13日～11月10日	400m ²
第 68 次	外郭東門	1987年 4月13日～9月24日	820m ²
第 74 次	外郭南部東側石塀	1988年 4月11日～8月31日	180m ²
第 78 次	外郭南部西側石塀	1988年11月10日～11月21日	10m ²
第 81 次	外郭西部築地塀	1989年 5月29日～10月11日	890m ²
第 83 次	外郭南部低地	1989年10月23日～11月 7日	105m ²
第 85 次	外郭西門	1990年 5月 7日～11月 2日	1,022m ²
第 99 次	外郭北部材木塀	1994年 4月28日～6月28日	400m ²
第 103 次	外郭北部材木塀	1995年 4月17日～6月22日	630m ²
第 107 次	外郭北部材木塀	1996年 4月22日～10月11日	1,630m ²
第 110 次	外郭北東部材木塀	1997年 4月21日～6月13日	103m ²
第 111 次	外郭北門	1997年 5月30日～8月 1日	180m ²
第 112 次	外郭北部材木塀	1997年 6月19日～10月17日	550m ²
第 114 次	外郭南部築地塀	1998年 6月15日～7月28日	80m ²
仙 北 町	外郭南部	1996年 5月 1日～5月24日	約156m ²
第 60 次	外郭北部政庁北斜面	1985年 4月 1日～8月31日	1,200m ²
第 75 次	外郭北部政庁北斜面	1988年 4月25日～8月 5日	1,200m ²
第 89 次	外郭北部政庁北斜面	1991年 4月30日～6月21日	400m ²
第 98 次	外郭北部低地	1994年 4月11日～4月27日	62m ²
第 104 次	外郭北部低地	1995年 6月19日～7月 7日	300m ²
第 108 次	外郭北部低地	1996年 8月19日～9月11日	307m ²
第 113 次	外郭北部低地	1998年 4月20日～6月24日	765m ²
第 4 次	外櫛北部	1975年11月 4日～11月11日	30m ²
第 7 次	外櫛南門跡	1975年10月 9日～12月12日	500m ²

第 10 次	外柵南門跡北側低地	1976年10月27日～12月11日	400 m ²
第 11 次	外柵西部	1977年 4月21日～5月12日	80 m ²
第 25 次	外柵南部	1978年 5月21日～6月10日	45 m ²
第 29 次	外柵南西部	1979年12月 6日～12月10日	135 m ²
第 30 次	外柵南部	1979年10月11日～11月30日	400 m ²
第 33 次	外柵西部	1980年 5月12日～5月14日	32 m ²
第 37 次	外柵東部	1980年10月 1日～12月27日	420 m ²
第 44 次	外柵東部～南部	1981年11月 9日～12月 4日	200 m ²
第 56 次	外柵東部	1984年 4月23日～4月24日	80 m ²
第 58 次	外柵南西部	1984年10月11日～10月12日	16 m ²
第 59 次	外柵北東部	1984年10月25日～10月30日	170 m ²
第 63 次	外柵南西部	1985年10月17日	1 m ²
第 72 次	外柵東部	1987年 4月22日～9月24日	820 m ²
第 73 次	外柵東部	1987年11月16日～11月17日	10 m ²
第 88 次	外柵東部	1991年 4月10日～4月26日	50 m ²
第 92 次	外柵南部	1992年 4月 8日～7月 2日	1,400 m ²
第 96 次	外柵北部	1993年 8月 2日～8月 5日	24 m ²
第 102 次	外柵南西部	1994年 7月18日～10月13日	925 m ²
仙 北 町	外柵西門から外柵東門まで	1981年10月26日～11月30日	250 m ²
千 烟 町	外柵北東部	1993年 7月21日～1994年 2月 9日	723 m ²
仙 北 町	外柵東・南・西部	1996年 5月 1日～5月24日	156 m ²
仙 北 町	外柵西部	1997年 1月20日～1月22日	15 m ²
第 93 次	外柵南部低地	1992年 7月 3日～10月20日	2,800 m ²
第 94 次	外柵南部低地	1993年 4月19日～7月30日	1,680 m ²
第 101 次	外柵南部低地電気探査	1994年 9月26日～10月16日	81,700 m ²
第 106 次	外柵南部低地電気探査	1995年10月23日～11月 9日	134,000 m ²
第 109 次	外柵南部低地電気探査	1996年10月14日～10月24日	71,500 m ²

4 m の高さで立ち得たという新たな認識も得られ、第2次調査の成果を一步進めることができた。

築地塀の積土が倒壊した状況が検出され、築地本体の高さは少なくとも3.3 m以上と想定された。築地塀の崩壊後は築地を掘り込んで角材が立てられ、外郭線全体が材木塀に変わることも明らかになり、第2次調査における外郭北門の調査結果と合わせ、外郭線全体が新旧2時期に区分された。3列あるいは4列の材木塀は北にあるS A83が古く、その後南側に建て替えられること、さらに築地塀の東端部と調査区西端部において櫓状建物が検出されるなど、外郭線の認識が飛躍的に深まった。

第13次調査 前年の第12次調査から開始された政庁域の調査に継続するが、丘陵上の政庁域をA地区、南側をB地区とし、B地区においては外郭南門の確認を目的とした。外郭南門のほか、整地地盤、門正面の石段、築地、溝などを検出した。外郭南門は新旧2時期が確認されたが、第55次調査では4時期あることが判明する。門の南西隅柱には築地塀が外郭北門と同様に「八の字形」に取り付く構造であるとの認識が持たれた。第55次調査ではこの築地は石墨と訂正された。

第42次調査 外郭線南部で実施した調査で、外郭線の位置の確定、築地塀の構造の把握、外郭

内の建物の有無の確認を目的とした。築地塀、樁状建物、土坑などの遺構が検出されたが、削平が激しく残存状況は良くなかった。しかし、外郭線の確認点を1箇所増やすことができた。

第46次調査 長森丘陵西端部と真山に挟まれた水田における、水路鋪装工事に伴う調査で、溝、河道、その他の遺構を検出した。調査地は外郭西門の推定地に近く、S D471・473は古代の遺構であるので、その至近位置に門の存在が考えられた。外郭西門は第85次調査でこの東の丘陵上に発見されることになるが、この時点では低地に推定している。

第48次調査 長森丘陵の東端部において、外郭東門と築地塀の確認を目的として実施した。しかし、遺構は全く検出されず、外郭東門の位置は調査地北方の水田と推定した。外郭東門は第68次調査で丘陵部に検出されることになるが、この時点では外郭西門と同様に低地に存在するものと考えていた。

第51次調査 外郭北門から東へ約230m、西へ約360mの範囲で、小トレチとボーリング棒探査により、材木塀の位置と重複状況の把握を目的に実施した。調査区西端部において、2条の布掘りの中に各々2列の材木塀があることを検出し、第9次調査と同様に、外郭線は2時期で、2本づつの角材が併立していたものと考えられた。外郭北門には単列の材木塀しか連続していないが、それについては、各時期2列の材木塀のうち北側の材が門に接続し、南側の角材は北側のそれを補強材として作られたもので、門には接続していないと推考している。この調査では外郭線材木塀の西端をおさえることに成功したが、後にその南に連続して発見される築地塀はまだ予想していない。

第54次調査 第13次調査で実施した外郭南門の未調査部分の補足調査、および南門と築地塀との接続部分の解明などを目的とした。遺構には築地塀の基礎地業、溝、土坑など26遺構を検出したが、宅地であったための削平、搅乱が激しく、古代の遺構は8遺構である。未調査として残されていた門の南東隅柱に3期にわたる重複が認められ、従前の、外郭線が2期との認識に見通しをせまる端緒となつたのが、この調査の大きな成果である。築地塀本体は検出されなかったが、東西37m、厚さ60cmの築地基礎地業が検出され、外郭線の位置の推定に結び付く結果が得られた。しかし、南西隅柱と築地との接続部分の解明は翌年の調査に持ち越された。須恵器短頸壺、長頸瓶などが出土した。

第55次調査 この調査は外郭南門と築地塀との接続部分の構造の解明、外郭線と丘陵間にある平坦地の利用状況の解明、さらに、外郭南門の造営回数の再調査などを目的として実施した。築地塀・整地地業・溝・井戸など50遺構を検出し、外郭南門は4時期にわたる造営が確認され、第13次調査における2時期との認識は訂正された。門の南西隅柱に連なる区画施設は硬質頁岩を用いた石垣で、門を中心とした東西両側のある範囲がこの石垣による構造体と推定された。さらに、外郭線と長森丘陵間には版築による丁寧な整地地業が施され、この間には建物が存在しないことも確かめられた。遺物は須恵器・土師器のほか、陶碗、中世陶器、木製品多数が出土した。木製品の多くは整地地業からで、第18号～22号木簡も出土した。

第61次調査 外郭東門の検出、および東門と築地塀の接続部分の構造解明などを目的として実施した。遺構には築地塀、樁状建物、柱列、溝状遺構などを検出した。外郭東部の築地塀は、第9次調査において全体を既に調査していたが、その東端部の再調査を行ったことにより、2棟検出していた樁状建物に各々2時期があることが新たにわかった。さらに、当初は築地塀の東延長部に外郭東門の存在を予想していたが、築地塀を掘り込むS D77溝が南へ曲折して丘陵上に向かっていることが

わかり、このことから外郭東門の位置は、北門や南門と同様に内側に入り込んだ位置に推定することができた。この時点ではこの「八の字形」部分も築地塀で、それが直接に東門に連続していると考えていたが、第68次調査で材木塀であることが判明する。

第64次調査 外郭北門の東方において、土地改良事業に伴って調査を実施した。外郭線材木塀は、第51次調査で位置確認に努めたが不明瞭な地点も多かった。設定したトレンチ内には材木塀は見あたらず、位置の確認はできなかった。第107次調査に至り、この8~10m北に4期の材木塀が検出された。

第65次調査 この調査は外郭南門の南西隅柱に接する区画施設の位置と構造を明らかにすることと、整地地業の下層から木簡などの資料を得ることを目的に実施し、石墨、掘立柱建物、柱列、井戸、土坑など18遺構を検出した。調査区はA・B2地区に分かれる。A地区では外郭線構造物をのせるため堅固な基礎地業SX687があり、その上に南門南西隅柱から緩やかな弧を描く石墨と、その崩壊土を検出した。石墨は延長20m、基底幅3.6m、地上高2.5~2.7m以上あり、災害によって崩壊した後、部分的に再構築されていた。これにより払田柵の外郭線には石墨、築地塀、材木塀と多様な技術を展開していくことが明らかとなった。創建の石墨に伴う構造物、柱列も検出され、第9・51次調査の成果を合わせ、外郭線全体が大きく2時期に区分された。B地区では創建段階のSX793整地地業が認められ、長森南麓の小さな窪地を埋めて平坦地を造成していたことが知られた。

遺物は須恵器・土師器や瓦のほか、最下層の整地層であるSX725から多くの木製品、綱、第29~32号木簡などが出土したことが注目される。

第67次調査 長森丘陵西端部において、外郭線材木塀の西端から続く区画施設の確定、外郭線南側の築地塀の把握、外郭西門の検出などを目的として実施した。調査地はA・B2地区に分かれる。まずA地区では、第51次調査で検出した2条の材木塀の南延長部の追跡を行ったが、区画施設や西門の手がかりを全く得ることができず、第46次調査と同様に真山と長森の間の低地にその位置を推定した。ところが、その後同じく西門の検出を目的とした第81次調査では、第67次調査と同一地点の町道の下に明確な築地塀が発見され、丘陵上に外郭西門を特定することになる。B地区では外郭線南側の築地塀と、それを掘り込む溝を検出した。

第68次調査 外郭東門は第48次調査以来検出に努めて来たが、第61次調査においてその位置に手掛かりが得られたので、その構造の把握と南側に連続すると考えられる築地塀の検出を目的として実施した。外郭東門のほか、掘立柱建物、柱列、土取跡、整地地業、溝などの遺構が検出された。外郭東門は長森丘陵東端部の斜面にあり、掘立柱による八脚門で4期にわたる造営がある。丘陵斜面に発見されたことにより、未発見の外郭西門も、丘陵部に存在することが確実視された。また、築地塀は門に直接取り付かず、「八の字形」部分は板塀または材木塀であることが明らかになった。門の南側の築地塀は第3次調査においてトレンチにより確認されていたが、面的な調査を行い積手の違いを認めることができた。外郭線全体の変遷は、大きく2期に区分して整理された。

第74次調査 外郭南門の南東部を調査対象とし、南門に取り付く東側石墨の検出を目的として実施した。版築による整地地業と、その上に外郭線構造物を乗せるための基礎地業、柱列、溝、崩壊土などを検出した。基礎地業は崩壊土と明確に線引きされる形で検出され、材木塀を埋設する溝がこれを掘り込んでいた。基礎地業の北側に、新旧2期の柱列が西側石墨内側の柱列と対応する位置に作

られていた。石塁は全く検出されなかったが、これら基礎地業と柱列の位置から、東側の石塁位置を推定することができた。石塁が崩壊した後の外郭線Ⅱ期には南門の東側は材木塀で、それには3小期の変遷が見られた。これにより、外郭線全体に4期あるのではないかとの見通しが生じることになった。遺物としては、S X 863整地地業中から出土した渦巻叩き目のある平瓦が注目される。

第78次調査 外郭南門に取り付く西側石塁は第65次調査で調査されていたが、仙北町による西側石塁の整備事業に伴い、石塁の幅について疑問が生じたので、その点を明確にすべく調査を実施した。調査では、長さ約20mの石塁中央部で断ち割りを行い、石塁の基底部まで観察することができた。その結果、石塁の幅は2.7~3.6m程度であることが明らかになった。

第81次調査 外郭西門の検出を目的とした。第68次調査によって外郭東門が長森丘陵東端のやや北東を向いた斜面に検出されたので、この西門も丘陵西端部のうち北西斜面に存在するものと予想した。しかし、当初の予想ははずれ、丘陵の西裾にある町道を掘り下げたところ、築地塀を検出、これを南に追跡した結果、東門と同様に築地から材木塀が曲折して丘陵斜面に延びているのを発見、斜面上に外郭西門の柱掘形3基を検出し、外郭西門の位置を突き止めることができた。検出された遺構は築地塀、土取跡、整地地業、溝、柱列、土坑などで、外郭西門の調査は翌年に持ち越された。

築地塀は基底幅3.0~3.25m、全長32.50mで崩壊後には材木塀に変わる。築地塀の南端から外郭西門に向かう角材列には4期の重複があることがわかり、それまでの外郭線の調査結果を踏まえると、外郭線全体に4期にわたる造営が示唆された。柱列については、建物としての検出はなされなかつたが、他の城柵の外郭線に伴う櫓状建物と同様な性格が考えられた。

第83次調査 仙北町による環境整備事業に伴い、東側石塁の南側にある低地を調査した。外郭南門の前面に位置することから道路状遺構や側溝の存在が予想されたが、それらの遺構は検出されず、東西方向に走る削除期の溝内から、杉皮や、伐採痕のあるアサガ・クリ・ヤマグワなどが出土しただけであった。

第85次調査 前年の第81次調査で外郭西門の位置を特定することができたので、西門とその内外の通路の検出を目的に実施した。長森丘陵西端の、西に向かって張り出す斜面に、払田柵における外柵・外郭線に取り付く門のうち唯一未発見として残されていた外郭西門を検出、斜面下方に門の南側の築地塀、整地地業、溝、柱列などを検出した。外郭西門は東門・南門と同様に4期にわたる造営があり、その変遷が明らかにされた。同時に外郭線の他の3門と比較した上で共通性が示された。しかし、門の正面が古代において掘削されていること、後方が急斜面であること、眺望の悪さなどの諸点から、門としての機能がなかった可能性もあることが指摘された。

築地塀の崩壊後に材木塀を立てた溝には3期があり、これにより外郭線の東部・南部・西部において外郭線Ⅱ期に3小期の造営を確認したこととなった。第81次調査の成果と合わせ、外郭西部の区画施設が解明されたことの意義は大きい。

第99次調査 第9次調査で検出した櫓状建物から西に連なる地域で材木塀の調査を行った。検出遺構は材木塀、櫓状建物、柱列、土坑などである。材木塀は布掘りの重複状況から4期あり、最も北の列を最古とし、順次南へ移動して建て替えていることが明らかとなった。年輪年代測定では最も古いA期角材が西暦801年の伐採で、外郭線と外柵は同時に作られたことがわかった。第9次調査では調査地の制約から全体を明らかにできなかった櫓状建物にも4期あり、外郭線全体に4

期の造営があることがほぼ確実になるなどの成果が得られた。

第103次調査 前年に実施した第99次調査の西方に連なる地域において、材木塀の位置と檜状建物の配置状況などを探し、まだ未確定のB期とD期角材の年輪年代測定を行うことを目的に実施した。新たにD期角材に伴う檜状建物が1棟検出され、その配置が必ずしも等間隔ではないことが判明した。材木塀は全体に遺存状況が悪いが、この檜状建物付近では良好な状態であった。しかし、年輪年代測定に適した材は得られなかった。材木塀の北には上面の最大幅が4mの溝が平行して存在することがわかり、長さ116m余りを検出した。材木塀の内側には木道と考えられる材木も検出された。これらの発見により、外郭線と外柵との相違点が増え、より西方への追跡も必要となった。

第107次調査 前年の第103次調査に続き、その西方に連続する地域において材木塀の位置、檜状建物の配置状況の検出などを目的とする調査を実施した。調査区は東西約130mで、材木塀、檜状建物、溝、木道、その他の遺構を検出した。材木塀は外郭北門に向かって曲折する位置まで明確に4期があることから、外郭北門にも4期の造営がある見通しが一段と濃くなった。外郭北門の東に検出された檜状建物には7期あり、外郭東門との間に4箇所配置され、相互の距離が明確になった。

木道に使用した材木や倒壊したD期角材に貫穴のあるものや、全長4.6mのものがあり、材木塀の地上部分の高さは3.6mで、貫を通して連結固定していたものであることが知られた。全長を知り得る材木には「山本」の刻書が施されていた。年輪年代測定ではD期角材の伐採年代が西暦917年以降であることが判明し、十和田a火山灰の降下年代は907年以降、917年+a年以前であることがわかった。遺物は、檜状建物のうち最も古い時期のSB1189Aに伴うSX1192から、創建段階の須恵器・土師器・木筒・横槌・楔・檜扇・曲物など多くの木製品が出土した。木筒はSB1189Aの柱掘形からも出土し、計49点が出土した。中に「別當子弟」、「狹島」など注目される文字の記されたものがある。

第110次調査 外郭線にはA・B・C・D4期の造営があり、その年輪年代はこれまでA期が外柵と同時の801年と確定したほか、C期に1点であるが907年という数値が出てきた。そこで、4列の材木が最も良好に遺存する地点を選び、残るB・D期の年輪年代測定を行うことを目的とする調査を実施した。調査地は昭和51年の第9次調査で築地塀を含む区画施設の調査を行った地点である。測定の結果、C期角材3点に907年の数値が出され、前に出されていたものと合わせ4点となったことにより、C期の年代が確定した。しかし、B・D期の材木には測定に適した材料がなく、年代は判明しなかった。

第111次調査 外郭北門は第2次調査で新旧2期あることが確認された。しかしその後、東・西・南門や外郭線角材に4期あることが判明したので、外郭北門の造営時期の再確認を目的とする調査を実施した。外郭北門の西半分を掘り下げ、遺存状態の良好な柱掘形2箇所を選び重複状況を観察した結果、他の3門と同様に4期の造営があることがわかり、外郭線の全体が4期にわたって造営されていることが明確となった。

第112次調査 第107次調査に継続し、外郭北門の正面から北西部において材木塀、檜状建物、溝などの検出に努めた。調査の結果、外郭北門の西側材木塀にも4期あることが初めて確かめられた。倒壊したD期角材に、地下埋設部分も合わせると全長4.70mとなるものがあり、第107次調査で判明した角材の全長や地上部分の高さが追認された。檜状建物は門の東側と同じく7期の造営があり、外郭北門を中心として材木塀や木道を含め左右対称に設計、造営がなされていて、それらの変遷の様子が

明らかとなった。横樋・楔・曲物・簾串などの木製品のほか、溝の底部から絵馬が出土したことが特筆される。木簡は、材木櫛の北にある溝と、最も古い櫛状建物に伴うS X 1206から計7点が出土した。木簡に「北門所」、墨書き器に「北門」、「門」か、第111次調査で「北預」と記されたものがある。

第114次調査 外郭南門の西方地域では1974年の第3次調査で、トレンチ調査により築地櫛の存在が確認されているが、近年まで私有地が多く残されていたことから面的な調査は行われず、区画施設の位置は必ずしも明らかではなかった。そこで、その位置と規模、上部構造の推定などを目的として調査を実施した。西側石壁の西方で、宅地による破壊を受けてはいたが、築地櫛の積土やその崩壊土、整地地業などを検出し、区画施設の位置を確認することができた。

仙北町1996年調査 「ふれあいの史跡公園」整備事業に伴い、仙北町教育委員会が調査を行った。便益施設建設予定地の遺構の有無を探るため、長森丘陵南裾に2箇所のトレンチを設定したところ、いずれからも整地地業、築地本体、その崩壊土が検出された。

2 外郭北部の調査

第60次調査 政庁北側斜面の遺構の有無、外郭北門と政庁を結ぶ通路の検出などを目的とし、堅穴住居跡、溝状遺構、土坑などの遺構を検出した。堅穴住居跡には第35次調査で一部を調査したものも含まれている。堅穴住居の変遷は5期に区分され、そのうち10世紀前半代のS I 736は、政庁南・北門を結ぶ位置にあることや、土器、陶瓦、鐵鎌などの出土から、集落跡の堅穴住居とは本質的に異なることが想定された。斜面下の丘陵裾部では東西方向の溝状遺構を検出した。この遺構は、板櫛あるいは櫛列と考えられ、開口部も見られ、外郭線と政庁の間に新たな区画施設と考えられた。しかし、この溝状遺構の解明を目的とした第89次調査によれば、区画施設とは言い難いものであった。

第75次調査 第60次調査で検出した区画施設と考えられる東西方向の溝状遺構の西延長部の確認と、政庁北西斜面の利用状況の解明を目的とした。堅穴住居跡、柱列、溝状遺構、土坑などを検出した。第60次調査で検出した溝状遺構は調査区内には存在せず、東側への追跡が課題となつた。堅穴住居では払田柵創建期の堅穴住居が検出され、この政庁北側斜面には10世紀後半に至るまで、約20軒の堅穴住居が営まれていたことがわかった。さらに、斜面の上方から不要となった土器類を投棄したと考えられる遺物包含層も明らかになるなどの成果があった。

第89次調査 第60次調査で検出した区画施設と考えられる溝状遺構の東方への追跡を目的として実施した。遺構は約2mの長さが検出されたが、第75次調査では西方への延長部は発見されなかつたので、開口部も含め全長53.8mであることが判明した。しかし、この溝の周辺の状況などから、政庁北門を意識し、開口部を有する区画施設であるとの第60次調査の知見には消極的とならざるを得なかつた。

第98次調査 仙北町による外郭低地の土地公有化の進展に伴い、第5次5年計画の中に外郭低地における遺構の検出を目的とする調査を組み入れた。その中で、遺構・遺物の分布のあり方にある程度の目安をつけることを目的にこの調査を実施した。私有地を除き、低地に13箇所のトレンチを設定した結果、外郭の低地は一部を除き、ほとんどが地盤の軟弱な泥炭地であつて、外柵南部の低地とは大きな違いがあることが知られた。また、外郭北門と政庁北門との間に道路遺構があるとすれば、

盛土整地層の存在に注意する必要性が考えられた。

第104次調査 ホイド清水は古くから木簡が採集されてきたほか、第49次調査でも井戸枠が検出され、木簡や木製品が出土した。その北に位置する低地にもホイド清水に関連する施設の存在や、木簡等の遺物の出土が予想されたので調査を実施した。しかし清水からの流れがあるほかは遺構は全く存在せず、木製品の出土もほとんどなかった。ホイド清水に関連する遺構は低地には存在しないことが明らかとなった。

第108次調査 外郭北門に近い位置での建物等の検出を目的として、第107次調査と併行して実施した。遺構は全く検出されず、外郭北門の低地は門や区画施設の他には建物等は存在しないことがほぼ明らかとなった。外郭線南部には官衙域の拡張が推定されるのに対して、政府北側の裾部から低地にかけては異なっていて、外郭線南北両側の利用状態の違いが浮かび上がった。

第113次調査 外郭北門と政府を結ぶ道路遺構を探るための調査で、外郭低地において道路遺構を検出した。この地域は地盤が極めて軟弱な泥炭地であるので、低地においては幅約6m前後の整地層による道路を作り、その後、その上に材木駆からの転用材を用いて木道としていることがわかった。道路の位置は、外郭北門と政府を直線で結ぶ形ではなく、低地部分と丘陵斜面部を境として曲折する形状となっていることも判明した。

3 外柵の調査

第4次調査 道路拡幅および排水路改修工事に伴う調査であるが、外柵材木塀想定位置を対象とした最初の調査である。調査地点は外柵材木塀が東西方向に走ると想定されたため、南北方向に長さ24m、幅1.5mのトレーナーを設定したが、材木駆を検出することはできなかった。材木塀の想定位置は、1930年頃の藤井東一氏によるボーリング調査と文部省調査の結果に基づいたもので、その正確な位置の再確認が課題として提起された。

第7次調査 1930年に文部省が調査した外柵南門の再調査で、位置と構造および創建年代の推定、建て替えの有無、外柵材木塀の構造と上部構造の推定、外柵南門を中心とした関連施設の究明などを目的とした。外柵南門は東西棟の掘立柱式による八脚門で建て替えがないことが判明したほか、門の西に直線的に延びる材木駆、土坑、柱列などを検出した。しかし、道路跡、道路側溝は検出されなかった。門の北北西約10mにあるSK60上坑から、第4・5号～9号木簡が出土した。殊に第4・5号木簡には嘉祥二年（849年）の紀年銘があり、払田柵が9世紀前葉には機能していたことが知られた。供伴した土器は、その後の土器編年の基準資料となった。

第10次調査 第7次調査の北に隣接する地域を対象とし、木簡が出土したSK60の北側の遺構の確認を目的とした。土坑、河道、杭列、その他の遺構が検出されたが、外柵南門と外柵南門との間の道路、橋脚などの遺構は検出されなかった。SL95河道は、第94次調査において外柵南部の低地を流れる河川の最終段階のそれであることが判明する。遺物では、土器の器種別、技法別出現率の層位的変遷を把握できた。木簡が3点出土した。

第11次調査 外柵線西部において道路拡幅工事に伴う事前調査として実施した。A・B・C3地点のうち、A・C2地点で材木駆が検出され、この位置では外柵の想定位置が正しいことがわかつた。

た。角材の基部を両側から削って尖らせるものがあること、材の底面レベルが一定ではなく高低差があることも新たな事実として明らかとなった。

第25次調査 住宅改築に伴い外柵南部で実施した。外柵の材木垢自体は存在を認めたが、あえて検出しなかった。その南に1m離れて材木垢と平行する材木痕跡S X291が検出された。限定された地域にしか認められないことはわかったが、その性格は不明である。

第29次調査 真山南麓にある町道拡幅工事に伴い、外柵の西端部で材木垢の角材2本とその布掘りを検出した。

第30次調査 外柵南門の西約800mを対象とし、材木垢の位置の再確認、堀・櫓が伴うか否か、角材列が築地基底部の基礎地業とすれば、寄柱の有無の確認、建て替えの有無の確認などを調査目的とした。長さ208mの範囲で材木垢を発掘し、409本の角材を検出した。これにより、外郭線の正確な位置、布掘りの幅、深さ、材の大きさを知ることができた。外柵には堀・櫓は伴わず、建て替えがないことも明確となったが、築地の基礎地業であるか否かの問題については、第9次調査以上の結論を見出すことはなかった。さらに、布掘り内の埋設状況の観察から、角材は1本1本注意深く埋設したものであることがわかり、上部構造や連結方法も推定することができた。材の一つに「一白枝カ」と読まれる墨書きのあるものが検出された。

第33次調査 外柵西端部において住宅・厩舎増築工事に伴って実施した。材木は抜き取られて残存しなかったが、布掘りとその底面に残る礎板を検出した。

第37次調査 水田の排水路整備工事に伴い、外柵東門を中心とする地域で実施した。外柵東門の北西にあるA地区では、外柵の材木垢が想定された位置において遺構の検出はなかった。外柵東門の南185mにあるC地区ではその一部を検出した。

第44次調査 外柵南門の東約800mの範囲を対象とし、材木垢の位置の確認と、緩やかな弧線部におけるその構築方法の確認を目的とした。トレントによる200m²の発掘とボーリング探査による調査にあたり、第30次調査と同様、外柵には堀・櫓が伴わず、建て替えもないことを追認した。しかし、弧線部における材木垢の構築方法の確認は、平面発掘ができず課題として残された。布掘り内から完形の土師器鉢が1点出土した。

第56次調査 土地改良事業に伴い、外柵東部において調査を行った。A・B 2本のトレントを設定し、Aトレントでは材木9本を良好な状態で検出した。Bトレントでは材木は残存しなかったが、布掘りを検出し、従来不明確であったこの地域の外柵の位置を明確にすることができた。

第58次調査 排水対策事業に伴い、外柵南西部において調査を実施した。残存状態は必ずしも良くなかったが材木7本を検出し、外柵の位置が明確になった。

第59次調査 土地改良事業に伴い、外柵東門の北西部において調査を実施した。1902～1933年に約200本の材木が抜き上げられたのがこの地域であり、1930年に後藤山外作成の略図にも材木垢が破線で示されて、その位置が不明となっていたのである。この調査では、外柵線想定位置に設定した3本のトレントのうちCトレントで5本の角材を検出し、従来判然としなかったこの地域での外柵位置に一つの定点を得ることができた。

第63次調査 外柵南西部において、土地改良事業に伴って調査を実施した。この地域は第30次調査で外柵の位置確認を行っていたが、現水路中に材木4本を検出し、工事が遺構に影響のこと

を確認するとともに、従来の見解どおり外柵には重複がないことを再確認した。

第72次調査 土地改良事業に伴い、外郭東門の北西部にある外郭線想定地において調査を実施した。設定したトレント内には材木塀や布掘りは検出されなかった。

第73次調査 土地改良事業に伴い、外柵東部において調査を実施した。トレント内に材木塀の角材24本が極めて良好な状態で検出された。材木は全てスギ材で最も長いもので122cmあり、1時期のみの構築である。23本を抜き上げて保存し、このうち3本は年輪年代測定で最外年輪が西暦801年と測定された。

第88次調査 農道整備事業に伴い、外柵東部において調査を実施した。調査付近では第44次調査で材木塀の位置確認に努め、第73次調査では北120mの地点で良好な材木塀を検出している。トレントによる調査の結果、厚さ60~120cmの砂利層の下に、16本の角材列を良好な状態で検出し、このうち7本を抜き上げて保存した。そのうちの1本には「□木主」かと読まれる刻書が施されていた。砂利層上面から出土した土師器杯は10世紀前半の年代で、おそらくこの時期には外柵の区画施設としての機能は失われ、河川の氾濫による砂利層に覆われていたことを示していると判断された。

第92次調査 仙北町では1991年から史跡等活用特別事業による史跡の整備を開始し、外郭南門と外柵南門との間の地域において遺構保護を目的とした盛上造成工事や、外柵南門とその両側の材木塀の復原整備を計画した。それらの工事に先立ち、外柵南門と材木塀の調査を実施したのである。

外柵南門は1930年に文部省が調査し、その後第7次調査で再度の調査を行い、その北側を対象に第30次調査を実施してきた。調査の結果、外柵南門の他、その両側の材木塀約100m、柱列、土坑、河川跡などを検出した。外柵南門は、第7次調査の認識どおり、重複がないことを再確認し、新たに棟通り中央2本の柱掘形の深さが他の掘形に比べて浅いことや、材木塀の布掘りが門に近づくにつれてしだいに浅くなっていることが指摘された。

材木塀も建て替えがなく、堀、柵が伴わないという、従前の認識に加え、広く面的な調査を実施したことによって、南門の両側の角材は縦横一辺の長さが極めて大きな材を使用していることや、材木の底面の高さが全体に一樣ではなく、1本づつ丁寧な建て方をしている様子などを認めることができた。それに加え、外柵の内部に古代の河川の流れがあって、これまで全て連続する施設と考えられてきた外柵に、河川と交差する地点では当初から材木塀が設けられていない開口部の存在が判明したことが、この調査の最大の成果であろう。角材の年輪年代測定では、第73次調査の外柵東部で得られた結果に合致する西暦800年、801年という数値が得られた。

第96次調査 外柵北部において住宅新築に伴い調査を実施した。調査地は東西方向に材木塀の存在が推定されていて1975年の第4次調査においてもこの調査区の東10mの位置で調査を行っている。第4次調査と同様に遺構は検出されず、下方に河川の流れによる砂層・砂礫層の厚い堆積が見られただけであった。第57次調査や59次調査もこの付近の調査であるが、ここも河川敷であったことが知られている。この河川敷の形成時期は必ずしも明らかではないが、古代においてこの地域が河川敷となっていたのであれば、外柵南部のように当初から材木塀を設けなかった地域ではないかと推定された。

第102次調査 外柵南西部において、外柵を東西に横切る県道の拡幅工事及びその周辺の公園造成に伴い、秋田県埋蔵文化財センターが調査した。この地域では第30次・63次で調査を行っている。196mにわたり途切れずに連続する材木塀や、溝、河川跡を検出した。材木塀は一時期の造営で、堀、

楕状建物は伴わない。布掘り埋土の最上部から出土した横瓶の年代から、外柵の終末年代は9世紀後葉以前である可能性が考えられた。材木塀の南に平行する溝が検出され、材木塀の廃絶後に構築されて、十和田a火山灰降下直前まで使用されたものと考えられたが、性格は不明であった。

仙北町1981年調査 仙北町による史跡追加指定行為のため、從来位置が判然としなかった外柵北部材木塀の実態を探ることを目的に、仙北町教育委員会が調査を実施した。外柵西門の北部から、外柵東門の間に15箇所のトレンチを設定し、ボーリング棒による探査も併用して材木塀の確認に努めた結果、9箇所で角材及び布掘りを検出した。しかし、全く検出できない箇所もあり、それが矢島川の改修工事によるものか、古代から存在しないことによるものかは必ずしも定かでない。布掘り内に長さ約4.6mのスギ材による礎板が見られたのは注目される。

千畠町1993年調査 外柵の北東部において千畠町の農業集落排水事業に伴い、千畠町教育委員会が調査を実施した。幅2mで、総延長481mのトレンチを設定し、平面と土層の観察を行ったところ、外郭東門の南の位置から角材が3本検出された。第56次調査地とほぼ同一地点である。その他のトレンチでは角材の検出はなかった。しかし、外柵北部の材木塀想定線が東西方向に直線となるあたりは河川の流れによる厚い砂礫の堆積があり、河川跡であることがわかった。墨書き器に「小長」を記したもののが出土した。

仙北町1996年調査 払田地区農業集落排水事業に伴い、仙北町教育委員会が史跡内14箇所において、幅1.2m、長さ4.6~10mのトレンチを設け、遺構・遺物の検出に努めた。このうち5箇所が外柵想定地にかかる調査である。外柵南東部では材木3本を検出、東部では第73次調査で材木を抜き取った痕跡を確認、外柵南部では、文部省調査における材木の抜き取り痕跡を確認した。外柵西部では第11次調査A地区と、外柵西門の南方で材木を抜き取った後の布掘りを確認した。

仙北町1997年調査 道路拡幅工事に伴い、仙北町教育委員会が外柵西端部において調査を実施した。16本の材木が良好な状態で検出され、中に「最上」の刻書があるものが1点あった。

4 外柵南部低地の調査

第93次調査 仙北町による「ふるさと歴史の広場」整備事業に伴い、第92次調査地の北側において、外柵南門と外郭南門を結ぶ大路の検出や、第92次調査で存在が明らかとなった河川跡の流路や橋の検出を目的として実施し、掘立柱建物跡、橋脚、河川跡、溝などの遺構を検出した。

河川跡は重機を用いて掘削を行ったところ、河川敷の南北幅が約100mに達していることが明らかとなった。大路は、路面や側溝が検出されなかったが、外柵南門と外郭南門との間に橋脚が発見された。外郭南門の南西部に掘立柱建物跡の一部が見つかり、2つの門を結ぶ中軸線やこの建物の位置関係から、大路の幅は約12m以内と推定された。遺物では、河川跡の砂礫層中から出土した、体部に「小勝」の墨書きのある須恵器杯や、掘立柱建物跡の西方の遺物包含層中から出土した第1号漆紙文書などが注目される。

第94次調査 前年の第92・93次調査では、河川跡や橋脚、掘立柱建物跡などを検出していたが、なお継続する必要が生じていたので、引き続き調査にあたった。掘立柱建物跡、橋脚、溝、上坑などを検出した。外郭南門を中心として、その南東と南西地域から掘立柱建物跡が検出され、それぞれ官

衝ブロックを構成するものと判断された。南東地区的建物は9世紀初頭からの建物で、南廊が付く。柱掘形から「調米五斗」の記載のある第33号木簡が出土した。南西地区の建物は10世紀代に入ってきた建物で、6期の変遷があり、南北に細長い建物である。

古代の川幅は9m、橋脚の規模も南北の長さ約17m、幅約3.3mと推定され、前年に幅12m以内と想定された大路は、この橋脚を間に置いて、わずかにくの字に曲折して造られていた。遺物では、外郭南門南東地区から、「官」、「厨」と記す墨書き器が多く出土した。

第101・106・109次調査 第92・93次調査において、外柵南部の低地に古代の河川跡があり、外柵には開口部が存在することが明らかとなった。そこで、秋田大学鉱山学部（当時）西谷忠師助教授に依頼し、電機探査によって河川敷の分布および最終段階の河川跡を推定することにした。調査は3次にわたり、約650地点で測定を実施した。河川敷は外柵東部では南北約250mもの広がりがあり、河川は外柵南門の西方において柵外に流出することがわかった。外柵南部の低地ではこの河川跡の占める割合が極めて大きいことが知られた。

第4節 記録の方法

払田柵跡は長期間にわたって調査を行うため、調査地域・検出構造や遺物の整理にあたっては統一的な分類標示で行うこととし、原則として宮城県多賀城跡調査研究所の「遺跡の調査計画と調査整理方法」に準拠して定めた。

調査次数は、1930年の文部省による調査を第1次とし、当事務所が1974年から開始した外郭北門跡の調査を第2次として、調査地ごとに連続する番号を付して整理することにしている。

1 遺跡基準線と地区割り設定の標示記号

払田柵跡は調査対象面積が広大であるため発掘調査にあたって全域を対象とした統一的な基準が必要である。このため、第2次調査地の南東の農道上にコンクリート柱を埋設して原点とした。この原点からトランシットで任意の磁北を求め南北方向の基線を定め、さらにこの基線に対して直交する線を求めてこれを東西方向の基線とした。南北方向の基線は、真北に対して $4^{\circ} 51' 46''$ 西偏している。しかし、この基線には誤差が生じていることがわかったので、第11次調査までしか使用していない。

第12次調査からは国上調査法第X座標系に基づいて実測図を作製することにした。第X座標系のX（-59km）、Y（-24km）の交点を原点とし、この原点をとおる東西ラインをOA、南北ラインを50とした。したがって、原点（OA50）の移動を行ったことになる。調査区画の割り付けは、基線に沿って3m方眼を設定し、個々の調査区画を呼ぶ記号としてアルファベット2文字と2桁の数字の組合せを用いている。

すなわち、原点をとおる東西方向の基線をOAと定め、北へ3m毎にOB、OC～OTとし、東西方向の基線から60mの21番目にあたる基線をPAとし、南の基線も3m毎にNT、NS～NA、MTと順次定めた。原点を通る南北方向の基線を50と定め、西へ3m毎に51、52～99、00、01とし、東へも3m毎に49、48～00、99と順次定めた。そして、東西方向線と南北方向線の直交する地点の北西に

接する調査区画を交点の記号で呼ぶことにしている。従って、東西がNA南北が50の北西に接する3m方眼の区画はNA50と標示される。

さらに払田柵跡では、全地域に対して字界を中心にA～Uまでの中地区割りを行い、その上に払田柵跡の略号であるDHTを冠してDHTI-NA50、DHTR-NA50、DHTU-NA50などと標示することにしている。第X座標系の座標北を基準とすれば、磁北はN $7^{\circ}30'00''W$ であり、真北はN $0^{\circ}10'58''E$ である。

2 遺構・遺物の標示方法

発掘調査により発見される遺構には一連番号を付いている。この番号の前に遺構であるSと遺構の種類を示すアルファベット記号を付して用いている。また、同位置で変遷している遺構については番号のあとにA・B・Cをつけて区別している。たとえばSB811Cといえば外郭東門の3期日の遺構を指すことになる。これらの記号および番号は遺構登録台帳に記載する。

遺物の標示は遺構毎から3m四方のグリッド単位で一連番号を付して取り上げている。この際番号の前に遺物であることを示すRと遺物の材質を示すアルファベット記号(第4表)を付すことにしている。遺物カードには遺物の一連番号、出土層位・取上年月日も記入している。

第4表 遺構・遺物標示記号表

遺 構		遺 物	
S A	柱列・材木塀	S H	広場
S B	建物	S I	竪穴住居
S C	廊	S K	土壤
S D	溝	S K F	フラスコ状ビット
S E	井戸	S K T	陥し穴状遺構
S F	築地塀	S L	IH河道
S G	菟池	S M	旧道路
S X	その他	R L	漆器
		R M	金属器
		R N	自然遺物
		R P	土製品
		R Q	石製品
		R T	瓦・博
		R U	繊維製品
		R W	木製品
		R Y	その他

第Ⅲ章 遺構と遺物

第1節 外郭線

1 外郭東門周辺の遺構 (第5図)

外郭東門は長森丘陵東端部の標高10m程の北東向き斜面にあり、自然地形に盛土整地地業によって平坦面を作り、その上に造営する。桁行3間×架行2間の掘立柱式八脚門で、ほぼ同一位置にA～D4期にわたる造営がある。現水田面との比高は約4.5mである。

地形上、門の正面は北東を向いているが、記述上は東を向くものとして記述する。南妻と西側柱列の南から2本目の柱は地山から掘り込むが、他は西ほど厚い整地層から掘り込む。東側柱列付近は上の流失によって急斜面となっており、その北端と西側柱列の南端では掘形の検出面に約1.6mの高低差がある。棟通りと西側柱列の間に創建期のものと考えられる足場組柱穴が残る。

南西隅柱と外郭線北東部築地塀の間は板塀で、築地塀の東端に檐状建物・柱列が配置される。門の南東隅柱からも板塀が延びるが、門の東側は宅地による破壊を受けていて、築地塀に接続する状況は不明である。この門の北東にある外柵東門までは直線で約180m、政庁東門までは丘陵尾根筋を通ると仮定すれば約330mの距離がある。

外郭東門付近の基本土層は、第1層が褐色の表土で約20cmの層厚である。第2層は約20cmの層厚で遺物を含む暗褐色土、第3層は地山の赤褐色土で角礫を多く含んでいる。

(1) S X 824土取跡

外郭東門の西側に設定したA・B両トレントで検出した遺構で、Bトレント東端からMN99グリッド南東隅付近を結ぶ線の西にあり、さらに西の未調査区にまで広がるものと推測される。両トレントの東壁と底面は、地山が不規則な凹凸を示しており、現地表から底面までは最深部で約2mの深さがある。外郭東門北西部の、北に傾斜する自然地形を利用して土取りを行った跡と考えられる。その後、S X 835・836盛土整地地業によって埋められる。

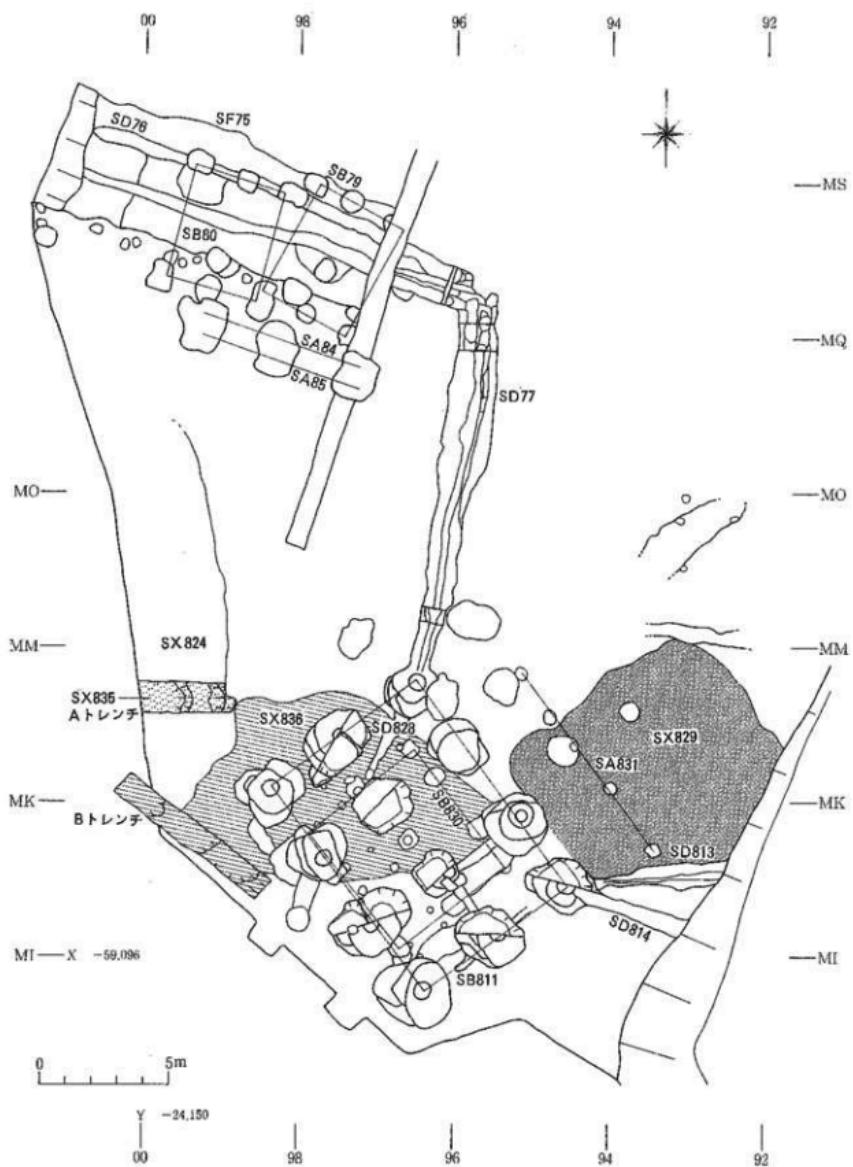
(2) 盛土整地地業

① S X 829盛土整地地業 (第5図)

外郭東門の正面東部にある東西10.6m、南北8.7mの範囲の整地地業である。東側は宅地造成による破壊を受けており、ここでの上層断面の観察によれば、黒色土と黄褐色土が厚さ15～30cmの版築状の互層となり、これが旧表土の上に乗る箇所もある。SD813溝やSA831柱列のうちの一部は、この整地地業を切って掘り込まれる。

② S X 835盛土整地地業 (第5図)

Aトレントの下部に検出した。SX824土取跡の底部に地山から10～40cmの厚さで見られる土層で部分的に明褐色土、暗褐色土が版築状となる箇所もある。丁寧な埋め立て地業で、この上に乗る自然



第5図 外郭東門周辺の遺構

堆積上層とはその違いが明瞭に区別できる。Bトレンチ内には見られず、局所的なものかも知れないがAトレンチでは西側の未調査域にも入り込む。

③ SX836盛土整地地業 (第5図)

主として外郭東門の西半部の、おおよそ東西14m、南北8mの範囲に分布する黒褐色土、赤褐色土などの互層からなる盛土整地層であるが、北東側は流失しているものと思われる。この上に外郭東門、SB830掘立柱建物が構築される。外郭東門の棟通り中央柱の北側には黒褐色の目表土が東西に帯状に分布し、その上にこの整地層が乗っている。Aトレンチではその東端においてSX835盛土整地層の上にわずかに乗る状況が見られる。BトレンチではSX824土取跡による地山面に直接盛土され、最大1.4mの厚さがあり、トレンチ西側や南側の未調査区にも一部が入り込む。西端より1.2m付近の上層中には径15~20cmの柱痕跡が2本あり、盛土整地を行う際の土止め的なものかと推定される。この上にはAトレンチで1.6m、Bトレンチで1.1mの層厚で、主として暗褐色土が堆積する。

SX824・835・836と外郭東門の関係は以下のように考えられる。まず、北西方向に傾斜する自然地形を利用してSX824土取りを行った。その後、SX835盛土整地地業によって整地を施し、さらにその東にある自然傾斜面をも含めてSX836盛土整地地業によって平坦面を造成した後、外郭東門を造営した。

(3) 外郭東門 (第5~7図、図版5・6)

① SB811A

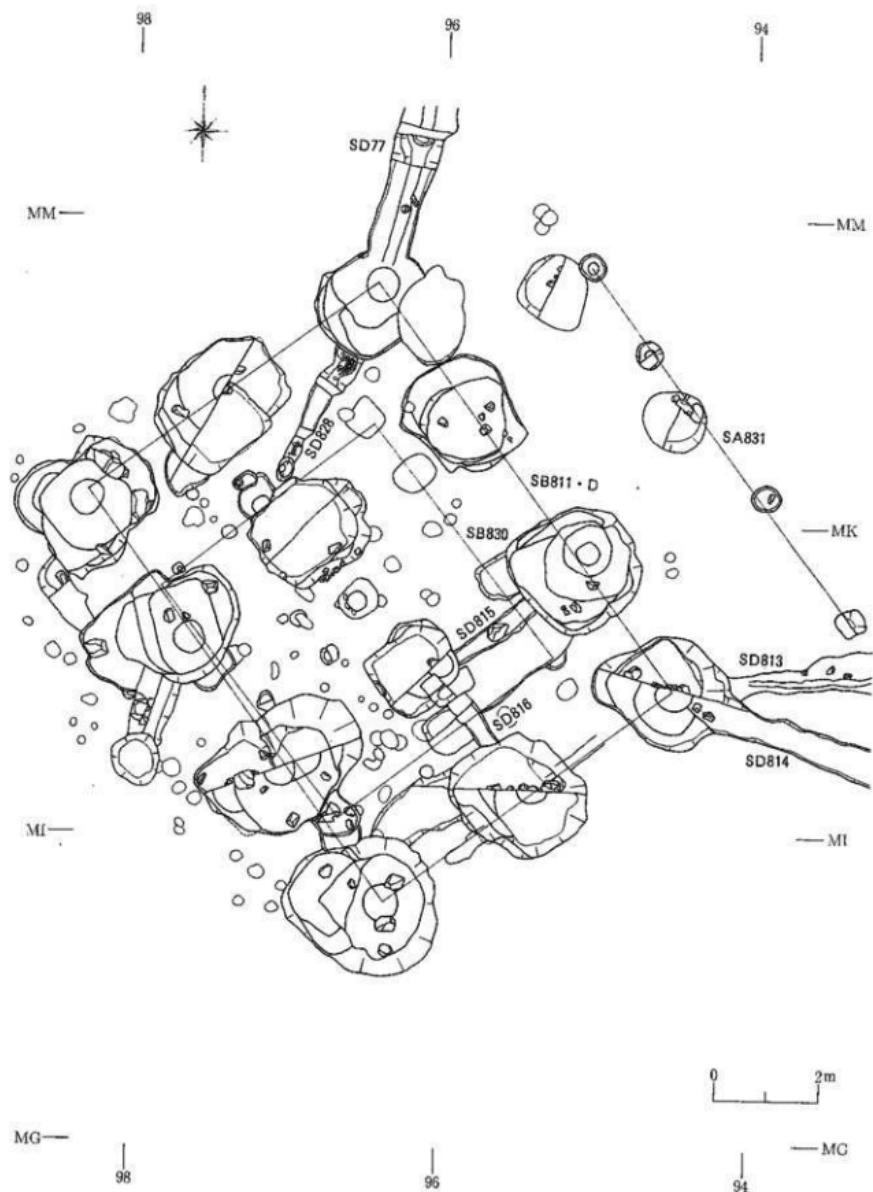
桁行3間×梁行2間の掘立柱建物である。柱掘形は一辺が約1.5~1.7mの方形で、確認面より1~1.9mの深さではほぼ垂直に掘り込む。埋土は明赤褐色土と黒褐色土がほぼ水平に互層をなし、丁寧な埋め方を施す。柱の位置は断ち割りを行った南東隅柱、棟通りの南から3本、西側柱列の南2柱の計5箇所で掘形底面に痕跡を検出したに過ぎないが、その直径は50~70cmである。柱間は棟通り柱列の南から2間が6.40m（東から2.90+3.50）、南妻の東1間が3.50m、棟通り南2柱と西側柱列の南2柱との間が4.10mで、これらから桁行総長は9.30m（北から2.90+3.50+2.90）、梁行総長は7.60m（東から3.50+4.10）と推定される。

② SB811B

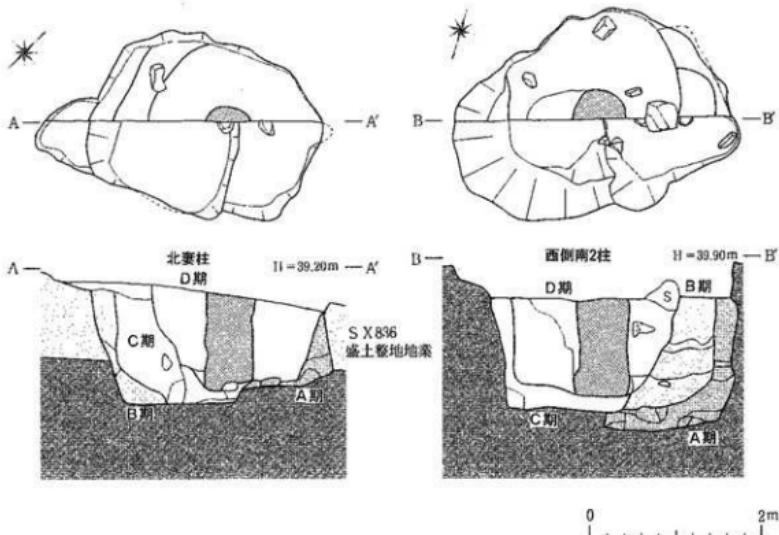
桁行3間×梁行2間の掘立柱建物である。柱掘形は重複のため判然としないが、一辺1.4m程の方形で、確認面より0.9~1.7mの深さがある。ほぼ垂直に掘り込まれているが、南東隅柱と南妻柱掘形はやや不整である。埋土は褐色土と黒褐色土が互層になるものがあり、A期の埋土のあり方に近い。柱は断ち割りを行った南東隅柱と南妻柱で掘形底面に径約50cmの痕跡が認められ、この2本間の柱間は3.30mと推定される。西側柱列では柱掘形はA期のそれにはほぼ重なり、南妻の柱痕跡もわずかに東に移動しているだけであることから、棟通りと西側柱列との柱間はA期と同一とみると、梁行総長は7.40m（東から3.30+4.10）と推定される。桁行は柱間が不明であるが、掘形位置からあえて推定すると、A期と同じ約9.30mに復原されようか。棟通り中央柱2本にはこの時期の重複は認められない。掘形の深さが浅いために痕跡としては残らなかったものと考えられる。

③ SB811C

桁行3間×梁行2間の掘立柱建物である。柱掘形は重複のためA・B期よりもいっそう不明確であるが、確認面より0.6~1.7mの深さがあり、埋土は褐色ないし明褐色上で互層の状態は早しない。柱



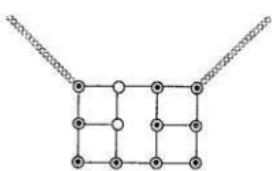
第6図 S B811外郭東門



第7図 柱掘形土層断面

の位置は断ち割りを行った南東隅柱と南妻柱の掘形底面に径40~50cmの痕跡が認められ、この柱間は約3.30mである。B期同様、棟通り2本が検出されない。柱掘形はA・B期よりも次のD期のそれにほぼ重なることから、建物規模もD期とほぼ同じと推定される。北妻柱にこの時期のものと考えられる柱抜き取り痕がある。

④ S B811D



桁行3間×梁行2間の掘立柱建物である。柱掘形は長径1.4~2.6mの隅丸方形ないし梢円形で、確認面より0.6~1.5mの深さで掘り込まれている。壁は他の時期に比し、幾分傾斜する場合が多い。埋土は褐色あるいは暗褐色で互層は呈しない。東側柱列の北2柱と棟通り北2柱を除き、径40~70cmの柱痕跡がある。

柱は掘形底面に達しているが棟通り南2柱の場合は底面に約25cm埋め土をしてから柱を据えており、棟通り中央柱はこのような扱いと考えられる。東側柱列南2柱と棟通り南2柱の柱痕跡にはわずかに焼土を含む。北東隅柱ではSD77溝内の木材痕跡がこの掘形の埋土を切って柱痕跡に連結し、南東隅柱では木材痕跡は見られないもののSD814溝が柱痕跡に連結する。

SD815・816溝はそれぞれ東側柱列南2柱と棟通り南2柱、南妻柱と棟通り南2柱とを結ぶもので、SD815の場合東側柱列南2柱の柱痕跡に、SD816の場合棟通り南2柱の柱痕跡に連結する状況が観察された。南西隅柱ではこの時期のみ、埋土上方に火山灰の堆積が認められた。

柱痕跡を基にすると、桁行総長は西側で9.78m（北から3.40+3.12+3.26）、梁行総長は南妻で6.87m（東から3.27+3.60）である。建物の南北柱筋は調査南北基準線に対し37度西に偏している。

(4) S B830掘立柱建物跡 (第5図)



桁行3間（棟通り2間）×梁行2間の建物である。柱穴は外郭東門の柱掘形や柱抜取痕によって切られる場合が多く、西側柱列南2柱は完全に消失している。他は一辺0.6~0.8mの略方形で、確認面より約0.4mの深さでほぼ垂直に掘り込まれ、底面は平坦である。南妻柱は掘形内に赤褐色土を約10cm程埋上した後に柱を据えている。棟通り3本のみ径25~35cmの柱痕跡が残り、これによると桁行総長は5.69m（北より2.68+3.01）である。梁行は北側で総長約5.2mと推定される。

北西隅柱は外郭東門のA期の掘形埋土を切り、B期掘形との関係は不明であるが、C期の掘形によって切られていることから、外郭東門のB期前後に造営されたことが知られる。外郭東門の項で既述したように、外郭東門の棟通り中央2本の柱はA期とB期のみであるが、A期の柱がB期にも再利用されている可能性はある。だとするとこの建物の造営は外郭東門B期の前ではあり得ず、B期の後ということになろう。また、南妻柱掘形は外郭東門D期の柱を結ぶS D816溝によって北側をわずかに切られ、南東隅柱は外郭東門北側柱列の南2柱の柱抜取痕に切られている。北妻柱掘形は外郭東門棟通り北2柱のA期柱掘形を掘り込み、D期柱掘形によって切られている。建物桁行方位は南北基準線に対し、39度西に偏している。

(5) S A831柱列 (第5・6図)

外郭東門の正面に検出した4間の掘立柱列である。総長8.70m（南から3.03+2.14+1.51+2.02）で、柱間は統一性を欠く。北端にもう1本の柱が存在したがS X823によって切られ、失われた可能性がある。柱掘形は一辺50cmの方形あるいは径50cmの円形で、直徑20cmの柱痕跡があり、深さは約40cmである。S X829盛上整地層上面から掘り込み、中央の柱穴はS X818によって切られる。掘形内の埋土は黄褐色土、明褐色土からなる。柱列方位は南北基準線に対し北で37度西に偏している。

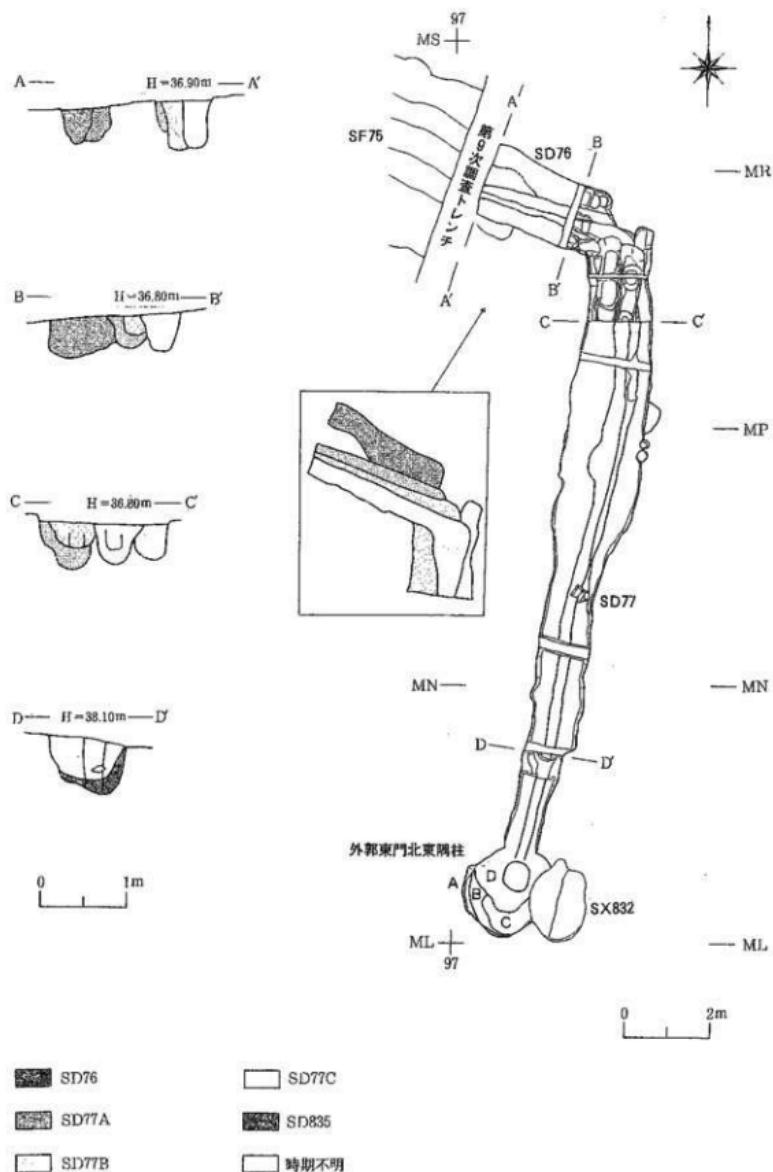
(6) 溝

① S D76 (第5・8図)

S F75北東部築地壠の北側に沿う溝で、築地崩壊上を切り、溝内には角材か丸太材が立っていたと解される。築地壠東端に設定したトレンチの東側土層断面では全体の幅が42cm、深さ56cmあり、2時期あるように見えるが平面では1時期である。溝内に幅20~26cmの角材痕跡があり、埋土は暗褐色土に黄褐色土が混じる。S D77溝によって切られるが、これと同様に南へ曲折するか否か不明である。

② S D77 (第5・8図)

外郭線北東部のS F75築地壠後に材木塀を埋設した布掘り溝である。溝は築地東端のトレンチ東壁から約3mの位置でおおよそ100度南へ曲折し、そこから15mで外郭東門北東隅柱に連結する。S D76溝を切り、曲折部付近ではA・B・C3期ある。この部分では、地山を掘り込んだ幅50~60cm、深さ22~70cmの布掘りが2条あり、C期溝では上層断面中に幅15~20cmの角材痕跡が直立する。全体の最大幅は1.93mであるが、外郭東門に近づくにつれて細くなり、北西隅柱付近では0.7mとなる。外郭東門の北東隅柱に近い位置の土層断面では、下部に十脚の特徴から最も古い時期のものと考えられる布掘りと幅20cmの角材痕跡があり（S D812）、ほぼ同位置に最も新しい時期の布掘りと角材痕跡が



第8図 SD76・77

重なる。したがって、この部分では4期あることになる。

築地跡東端のトレンチの西壁では築地本体の版築が明確に存在するのに比べ、東壁及びその東側ではそれが全く見られない。また、外郭東門南東隅柱に取り付くS D813溝には材木扉の痕跡があり、これが外郭東門創建期の造構と考えられるが、この付近に築地版築土はない。このことから外郭東門北東隅柱とS F75築地跡東端との間は創建当初から材木扉で、築地崩壊後に築地部分も材木扉に変わるものであろう。

③ S D812

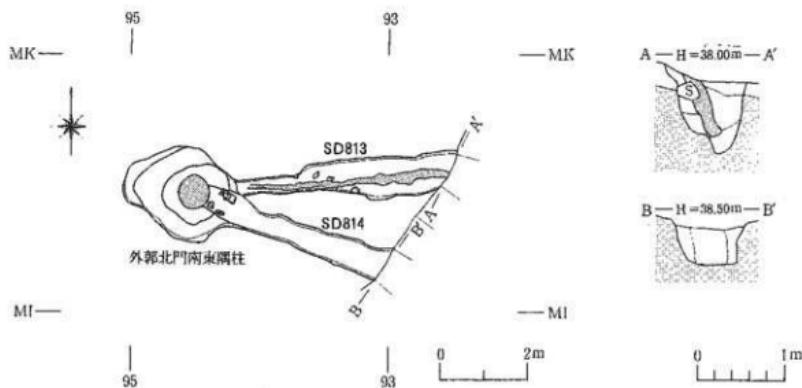
S D77土層断面の下部に検出した溝である。幅約80cm、確認面からの深さ約60cmで、溝内に幅20cmの角材痕跡が直立し、埋土は褐色土に黄褐色土が混じる。上部をS D77C溝によって切られる。曲折部ではこれに相応する溝はないが、埋土や溝底部の感触からS D77Aに先行する最も古い材木扉の溝で、外郭東門南東隅柱に連なるS D813に対応するものと推定される。

④ S D813 (第9図)

外郭東門南東隅柱から東へのびる溝で、S X829盛土整地地業上面から掘り込まれる。宅地造成による破壊により約5mしか残存しないが、曲折して外郭線東部の築地跡に連なると推定される。上面幅は33~100cmである。溝内に幅10~20cmの帯状の柱痕跡が見られ、土層断面図作成位置では溝の深さは90cmであるが溝底より20cm程上に南に傾斜して埋設されている。埋土は暗褐色土・赤褐色土で外郭東門のA・B期の埋土に似る。東門南東隅の柱掘形内でS D814溝に切られており、東門東側柱列に対する角度は約122度である。

⑤ S D814 (第9図)

S D813を約25度南へ角度をずらして再構築した溝で、外郭東門の南東隅柱のD期柱から連続して東へ4.5m延びる。上面幅50~85cmで、深さ50cm、底面は平坦で、不明瞭ではあるが幅約40cmの材木扉の痕跡がある。埋土は暗褐色土である。



第9図 S D813・814

⑥ SD828 (第5図)

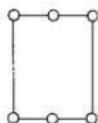
外郭東門北東隅柱と棟通り北2柱の間にある溝で、長さ2.77m、幅20~60cm、深さ18cmである。溝底は幾分丸みを帯び、径3~8cm前後的小角礫が多数見られる。外郭東門、SB831掘立柱建物との直接的関連はないと考えられる。

(7) 外郭東門北西部の槽状建物・柱列

SF75北東部築地壠の東端部に位置し、標高はおよそ37mである。

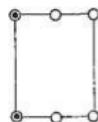
槽状建物

① SB79A・B (第11図)



桁行(東西)2間×梁行(南北)1間の掘立柱建物跡で、A・B2期ある。A期建物の柱掘形は方形ないし不整円形と思われるが、B期建物の柱掘形に切られているため、その一部を確認したのみである。北西隅・南西隅柱掘形はSB80の北東隅柱掘形に切られる。B期建物の柱掘形は不整円形を呈し、直径26~28cmの柱痕跡が認められ、建物規模は桁行総長3.80m、梁行4.65mと推定される。

② SB80A・B (第11図)



桁行(東西)2間×梁行(南北)1間の掘立柱建物跡で、A・B2期ある。A期建物の柱掘形は不整方形と思われるが、B期建物の掘形に切られているため、その一部を確認したのみである。北西隅・南西隅柱掘形に直径38~40cmの柱痕跡が残り、建物規模は桁行総長4.30m、梁行総長4.90mと推定される。SB79A建物の北西隅柱掘形をA期北東隅柱掘形が切っている。またSD76溝を北側柱列が切っている。B期の桁行総長は3.90m、梁行4.50mである。

柱列

① SA78A・B (第11図)

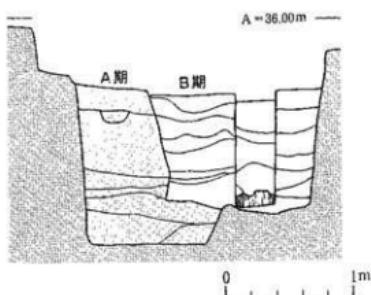
SF75築地壠の南際に位置する東西筋2間の柱列で、A・B2期ある。B期柱列は柱掘形が不整円形で深さ15~56cm、直径29~31cmの柱痕が残り、総長は6.31mと推定される。

② SA84 (第11図)

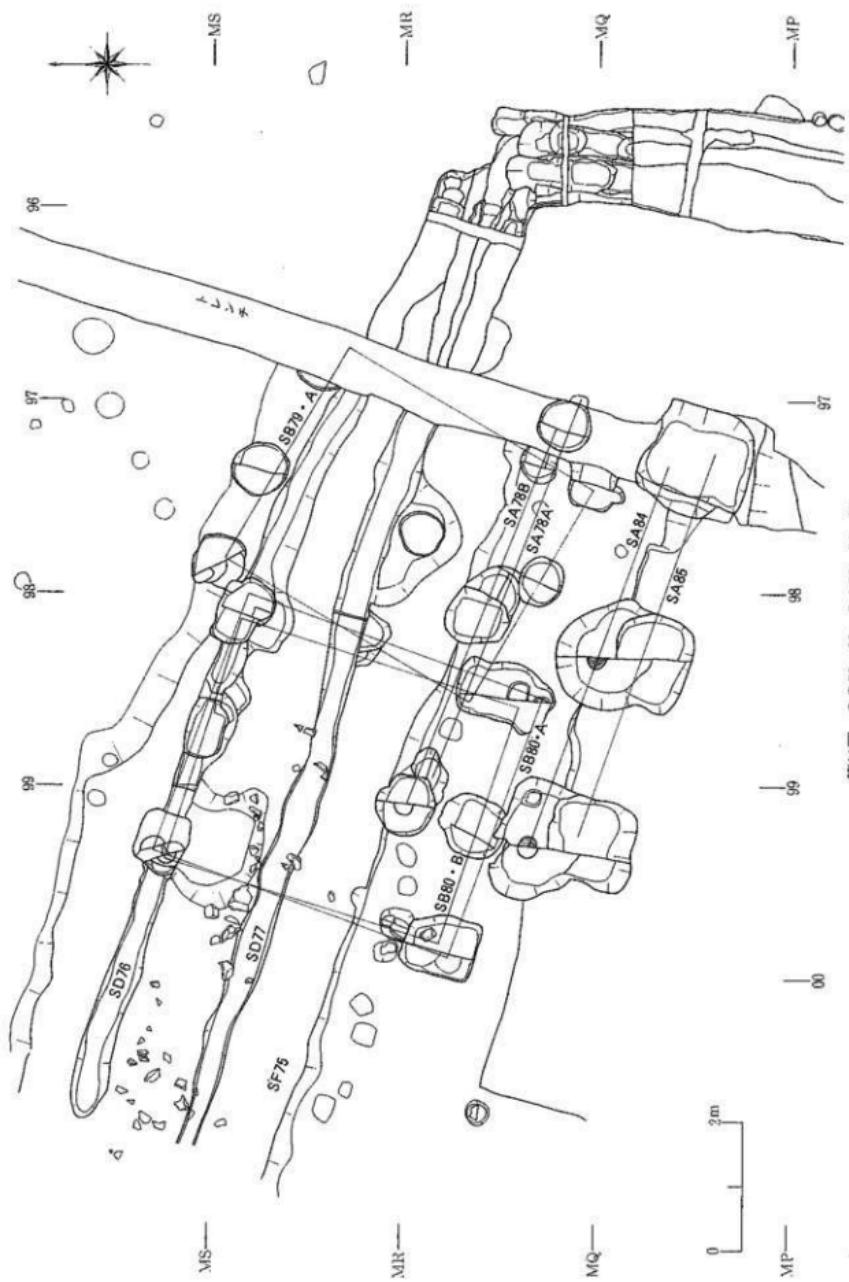
SA78・86の南に位置する東西筋2間の柱列で、SA85を切る。柱掘形は不整円形で、深さ34~72cm、直径31cmの柱根が残る。西1間の柱間が3.16mあり、総長6.30mと推定される。

③ SA85A・B柱列 (第10・11図)

SA84の南に位置する東西筋2間の柱列で、A・B2期ある。柱掘形はSA84に切られているため、一部を確認したのみである。B期柱列は柱掘形が不整円形で、総長6.30mと推定される。



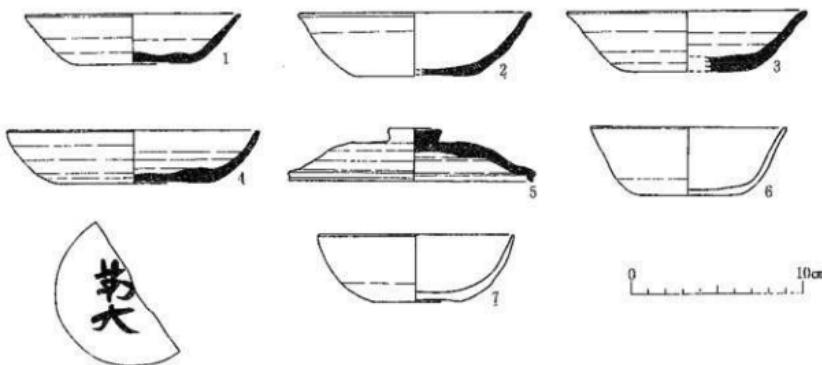
第10図 SA85西壁柱



第111図 SB79・80、SA78・84・85

出土遺物

外郭東門の柱掘形に明確に伴った遺物はほとんどない。門周辺から須恵器杯・蓋、土師器杯が出土している。第12図1~4は須恵器杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りによるものと回転糸切りによるものがある。4の底面に「叔大」の墨書きがある。5は須恵器蓋、6・7は土師器杯で、底部切り離しは6が磨滅により不明であるが7は回転糸切りによる。他に平瓦、丸瓦、鉄製紡錘車が出土した。



番号	種別	器形	出土地・層位	口径(cm)	底径(cm)	體高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	國版
1	須恵器	杯	Aトレンチ	12.5	7.4	3.0	0.58	23.8	35°	—
2	須恵器	杯	Bトレンチ	13.6	7.0	3.8	0.51	27.9	31°	—
3	須恵器	杯	Aトレンチ	14.0	7.0	3.6	0.50	26.7	36°	—
4	須恵器	杯	2	14.9	9.4	3.15	0.63	23.4	29°	別図2-189
5	須恵器	蓋	Bトレンチ	14.4	—	3.15	—	—	—	—
6	土師器	杯	Bトレンチ	11.4	6.0	4.1	0.52	35.9	25°	—
7	土師器	杯	Aトレンチ	11.4	5.4	4.0	0.47	35.0	22°	—

第12図 外郭東門周辺の遺物

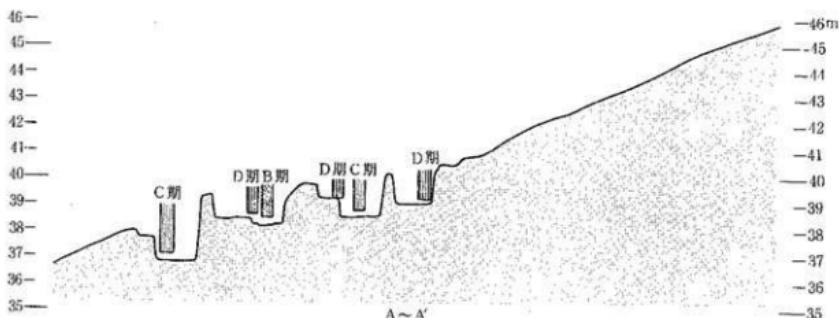
2 外郭西門周辺の遺構 (第14図)

外郭西門は長森丘陵の西端に位置し、西向き斜面を削り出し盛土整地を施して平坦面を作り、その上に造成する。門の後方は急斜面で、正面は真山に造られている。標高は40m前後で現在の水田との比高は約6mである。桁行3間×梁行2間の掘立柱式八脚門で4期の造営がある。柱掘形は16基あり、中2列8基はA~D期にわたる重複があるが、西側1列4基はA~C期まで、東側1列4基はD期のみの造営である。建物はC期まではほぼ同じ位置で建て替えを行い、D期建物を構築する際にSX923盛上整地地業を施した上で、全体を東に柱1間分移動して建て替えを行った。

門後方の斜面は約25度の急勾配で、通常この斜面の歩行は困難であろう(第13図)。

また、正面中央部にはSX931があり古代において削上されていて、このままの状態での通行は不可能であろう。西方の低地に設定したトレンチ内には門正面から西へ延びる道路跡は検出されなかった。

地山は黄褐色の泥岩で、外郭東門付近のような硬質頁岩はない。そのため、掘形内や周辺の地山面には掘削の際の工具痕跡が明瞭に残っている。工具痕跡には2種あり、幅15cmの丸刃の工具は主に水平方向の掘削に用いられ、幅5.5cmの細身直刃の工具は主として垂直方向の掘削に用いている。



第13図 外郭西門東西方向の断面

外郭西門の北方には全長32.5mのS F 885築地塀があり、門の北西隅柱から北へ延びる材木塀は当初この築地塀に接続する。この築地塀の西端部付近には柱列が6基ある。西門の南方にはS F 920築地塀があり、門の南西隅柱から南へ延びる材木塀は当初この築地塀に接続する。この築地塀は長森丘陵南裾を区画する築地塀の西端部で、ここにも柱列が存在する。したがって門から「八の字形」を開く材木塀、それに連なる築地塀、築地塀に伴う柱列は門を中心にして左右対称の形となる。

外郭西門から外堀西門まで、外郭西門から政庁までの直線距離は、各々約470m、約370mである。

(1) 盛土整地地業

① S X 921

外郭西門の北西部斜面にあり、褐色土、黒褐色土を用い、主としてSD 891・892布掘り溝構築予定地の古代の表土上に施したもので、創建期の盛土整地地業である。全体に地山の礫を多く含んでいる。西ほど厚く北西端では60cmの層厚である。

② S X 922

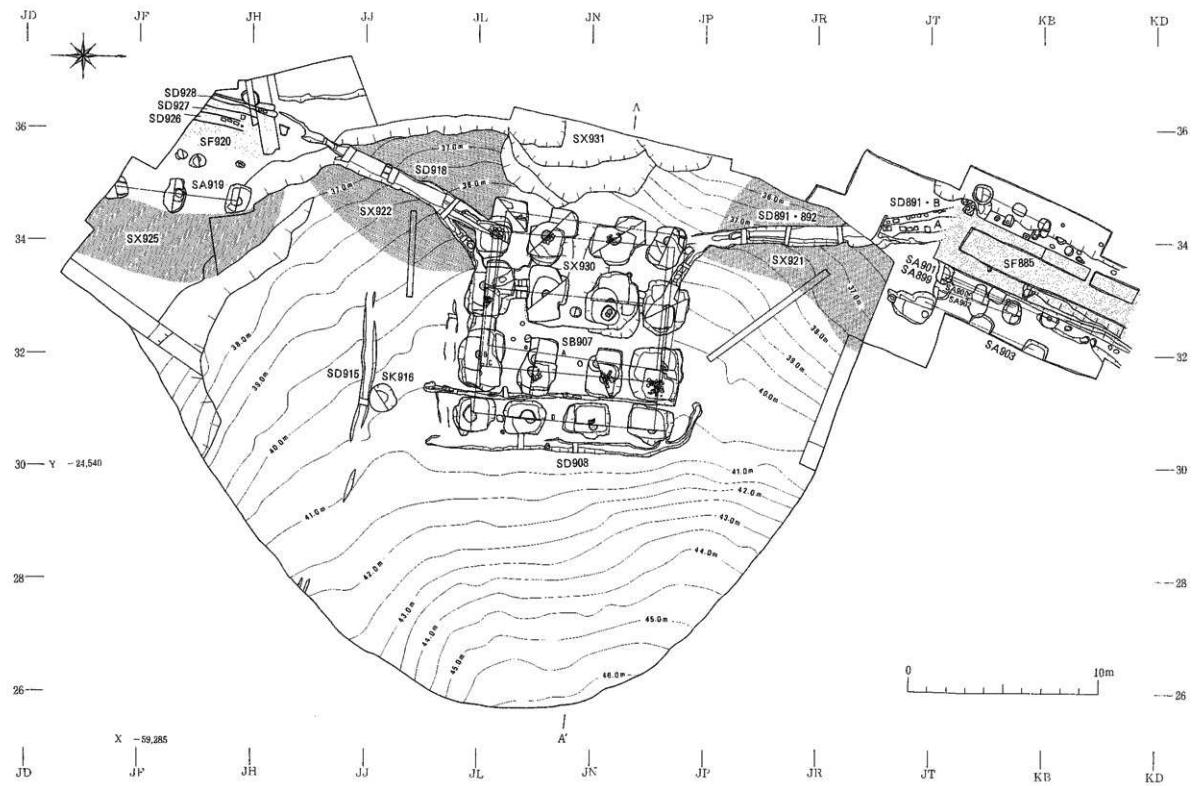
外郭西門の南西部斜面にあり、地山の礫を多く含む褐色土、黒褐色土を用い、SD 918布掘り溝構築予定地の古代の表土上に施したもので、創建期の盛土整地地業である。

③ S X 923

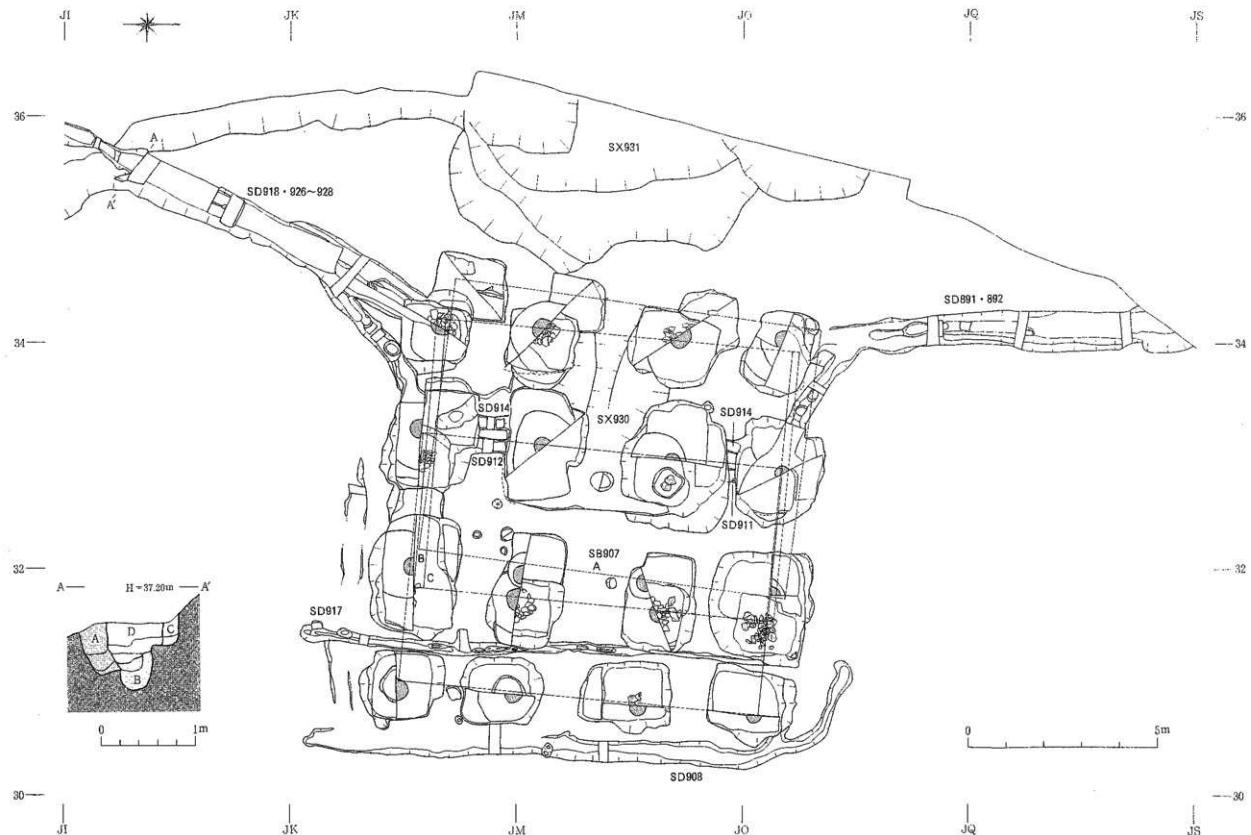
D期外郭西門の中央部に施した厚さ20~30cmの盛土整地地業で、地山の礫を多く含む黄褐色土を用いる。A~C期建物の東側中央柱2本とその東にあるSD 917溝は、この整地層を除去して検出された。また、D期建物の東側北2柱掘形は掘形南西隅においてこの整地層を切っていることが明確であった。このことから本整地層はD期外郭西門を構築する直前に、主としてその中央部に施したものであると言えよう。

④ S X 924

S F 920築地塀の下にあり、築地造営予定地の平坦面を造成するために施した創建期の盛土整地地業である。古代の表土の上に径5~20cmの地山礫を含む褐色土、黒褐色土を用い、全体に硬く締まりがある。地山が西に傾斜しているため西ほど厚く、西端部では55cmの層厚がある。



第14図 S B907外郭西門周辺の造構



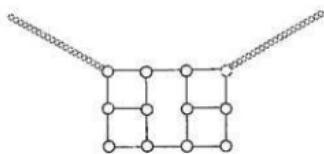
第15図 S B907外郭西門

⑥ S X925

調査区南部のS F920築地塀の内側に施した創建期の盛土整地地業である。地山上に礫の混入が少ない灰黄褐色土層、暗褐色土層、オリーブ褐色砂層を水平に重ねており、S X921、922などよりも丁寧に施したことが窺える。町道工事で削平を受けており、築地塀とは離れているが、元来は築地塀に密接し、S X924整地地業とも連続するものであろう。

(2) S B907外郭西門 (第15・16図、図版7~9)

① S B907A



柱掘形は北東隅柱を除く11基を検出した。一辺が1.2~2.0mの略方形で垂直に掘り込まれている。柱掘形底面のレベルを見ると西側柱列が最も低く、棟柱がこれに次ぎ、東側柱列が最も高い。その高低差は最大1.5mである。北西隅柱は急傾斜のため流失したものと思われるが、推定位置には材木塀を立て

並べたS D891溝がとりつく。南西隅柱の掘形は明確であるが、S D918溝の材木塀は柱に直接とりつかない。門の柱痕跡は検出されなかったが掘形の位置からB期とほぼ同じ建物規模と推定される。

② S B907B

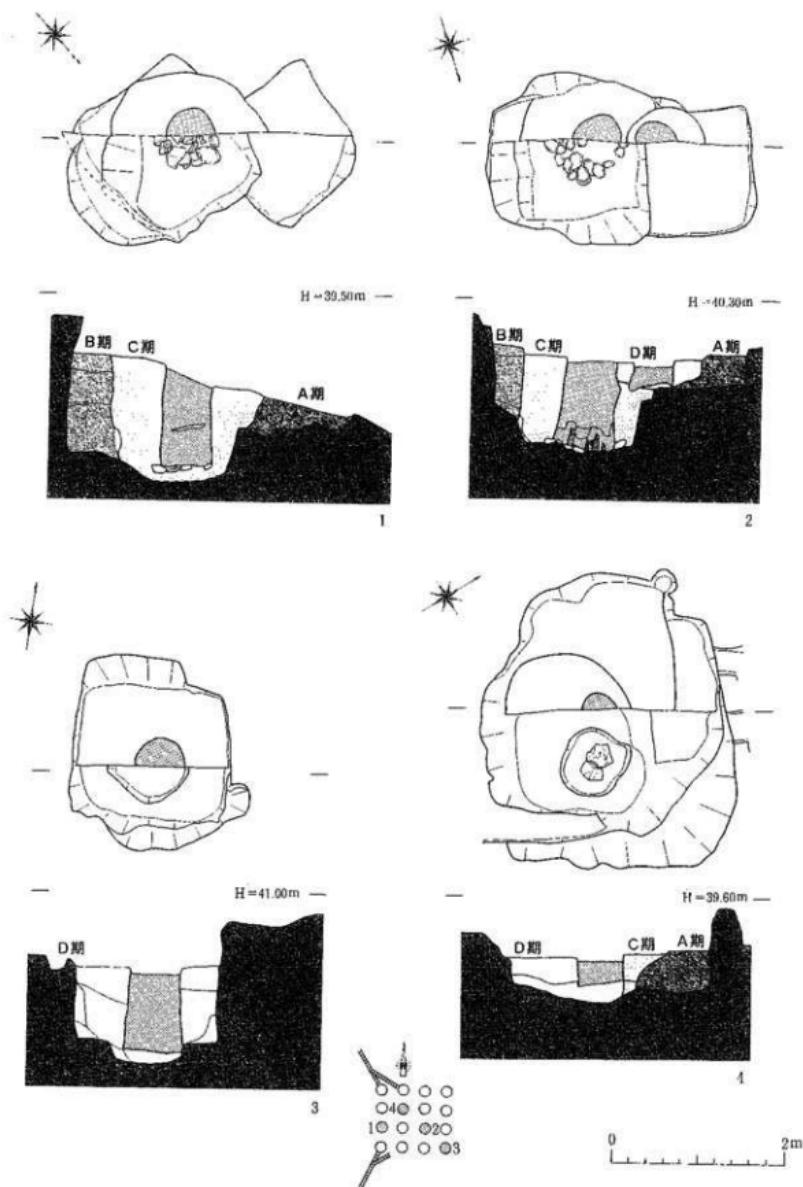
A期建物をわずかに南東に移動する。柱掘形は一辺150~240cmの略方形で、ほぼ垂直に掘り込む。柱痕跡は不明であるが、棟通り北2柱、南妻柱、北東隅柱、南東隅柱の4基に根石が残り、建物規模は桁行総長9.6m（北から3.0+3.6+3.0）、梁行総長7.2m（3.6m等間）と推定される。根石は丘陵の硬質頁岩の角礫を用いる場合と河原石の場合とがあり、棟通り北2柱では掘形底部に10cm程埋土した後、再び掘形の底部まで径80cmの円形に掘り進め、その中に角礫2個を置く。北東隅柱では掘形底部に5~10cm埋土した後、径1m程の範囲に角礫を敷く。根石の上面レベルを柱の下面レベルとし、根石のない場合は掘形の底に柱の下面が密着していたと仮定すると、柱の下面レベルは西側4基が最も低く、中でも北西隅柱が最も低い。高いのは東側4基で、そのうち南東隅柱が最も高い。両者の高低差は1.85mである。

③ S B907C

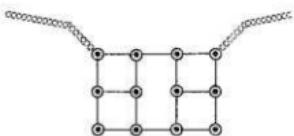
柱掘形は径1.8m前後の略方形であるが、東側北3柱のみ径1.4m程の円形である。柱痕跡は西側柱列4本と東側柱列の中2本が残存し、径45~70cmである。桁行総長は西側柱列で9.15m（北から2.75+3.7+2.7）を測り、梁行総長は7.2m（3.6m等間）と推定される。西側北2柱はB期掘形を切って掘り下げた後、一旦突き固めて埋め戻し、再度掘り込む。西側北3柱の柱痕跡の中央部に火山灰がレンズ状に入り込む。根石は西側柱列では北端を除く3基に角礫を、東側では中2本に角礫と河原石を用いる。東側北3柱には下部にクリ材による柱根がわずかに残る。B期の場合と同様に柱下面レベル、掘形底面レベルを見ると西側4基が最も低く、中でも北西隅柱が最も低い。棟通りの柱と東側柱2列には大きな違いがなく、最も高いのは南妻柱と南東隅柱で、北西隅柱との高低差は1.65mである。

④ S B907D

C期建物を東へ大きく移動して建て替えたもので、これに伴い材木塀を並立するS D892・918溝も東へ移動する。移動距離は北西隅柱で3.50m程で、本建物の西側柱列の柱掘形がA~C期建物の棟通



第16図 S B907外郭西門柱振形土層断面



り掘形に重複する。柱掘形は西側柱列が長径約1.80mの楕円形であるが、棟通り中央柱2本は径90cmの円形である。柱痕跡を基にした建物規模は桁行総長9.60m（北から3.13+3.37+3.10）、梁行総長6.22m（東から3.25+3.27）である。東側柱列4本は長径1.80～2.70m、短径1.60～1.80mの方形で、北東隅柱と北3柱は一度掘形を掘り下げる後、上部まで突き固めながら埋め戻し、北へ位置をずらして掘り下げる。北2柱では地山面から60cm程掘り下げる後、同じように北へ位置をずらして掘り下げるために掘形南側にテラス状の段を生じている。掘形内に10cm程埋土した後、厚さ8cmのスギ材による礎板を敷き、柱を立てる。東側柱列の南2本の場合、底面を90cm、深さ10～20cm掘り窪め、埋土してから柱を立てる。

柱掘形の埋土に火山灰が混入する場合がある。柱痕跡は12本ともに見られ、径40～70cmである。根石は用いない。柱の下面レベルは北西隅が最も低く、棟通り中央柱2本が高い。この高低差は80cmである。

(3) 溝

① S D891・892 (第15図)

外郭線西部のS F885築地塀の南端と、外郭西門北西隅柱との間に材木塀を並立させるための布掘り溝で、S D891を892が切り、各々A・B2期、計4期がある。最も古いS D891AはS F885築地塀南端の中央よりもやや西側に、S D892Bはこれを切って築地塀の南端隅に連結する。築地付近では布掘り幅は30～40cmで、中に一辺20～30cmの角材痕跡が残るが、S D892には角材痕跡は認められない。S D892Bは東に曲折してD期外郭西門の北西隅柱に連結する。布掘り幅は40～50cmである。C期外郭西門の北西隅柱からS F885築地塀南端までの長さは15m、比高は2.7mある。

② S D918・926・927・928 (第15図)

外郭西門の南西隅柱から南へ延びる材木塀を並立させた布掘り溝である。S D918はS X922整地地業を掘り込む斜面部分の溝で、上層断面ではA～D4期があり、A期溝はS F920築地塀に連続すると考えられる。D期溝は東に曲折してD期外郭西門の南西隅柱に連結する。

S D926～928はS F920築地塀の崩壊後に築地積土を掘り込む布掘りで、門北側のS D918B・C・Dに対応するものであろう。いずれも町道工事による削平のため溝の底面付近しか残存しないが、角材痕跡が見られる。S D926はS D927を切るが、これらとS D928との新旧関係は不明である。S D926は幅50cm、S D928は幅40cmある。

C期外郭西門の南西隅柱からS F920築地塀の北端までの距離は約13m、比高は3mである。S D891・892と同様に斜面部分には角材痕跡は検出されなかった。

③ S D908 (第15図)

S B907D建物の主として東側と南側に見られる溝で、東側では幅60cm、深さ15～20cm。南側は浅く判然としない。建物の北東隅では丸みを帯びて西へカーブする。建物の東側柱から溝までの距離はおよそ1.2mあり、D期外郭西門に伴う雨落ち溝と考えられる。溝底に掘削時の工具痕跡が明瞭に残る。

④ S D911 (第15図)

D期外郭西門に伴い、北西隅柱とその南の柱との間を結ぶ溝で幅25～35cm、深さ30cm程である。溝

内に板状痕跡は検出されなかった。

⑤ S D912 (第15図)

D期外郭西門に伴い、南西隅柱とその北の柱との間を結ぶ溝で幅40~50cm、深さ40cmである。溝内に板状痕跡は検出されなかった。

⑥ S D914 (第15図)

C期外郭西門の棟通り掘形4基を結ぶ溝で、幅35cm、深さ25cm。埋土はC期掘形のそれと同じで、この時期に伴うものと考えられるが、溝の位置はC期外郭西門の棟通りの柱位置より約100cm程西にあり、柱と柱を結ぶものではない。中央間にもあり、溝内に板状痕跡は検出されなかった。

⑦ S D915 (第13図)

外郭西門の南にあり東西に走る幅50~85cm、深さ約20cmの溝で、長さ16.3mを検出した。地山を掘り込んでいる所々消失しており、調査区外の東方にも延びている。

⑧ S D917 (第15図)

南北方向に直線的に地山を掘り込む溝で、長さ12.4m、幅10~35cmあり溝内に幅10cm、長さ20~40cm程の細長い窪みが見られるが特に板状痕跡は見られなかった。D期外郭西門の直前に行われたS X 923整地地業を剥がして検出された。その方向からA~C期外郭西門に係る遺構であろう。

(4) 土 坑 (第14図)

① S K916

外郭西門の南にあり、長軸150cm、短軸130cmの楕円形で深さ約30cmである。

(5) その他の遺構

① S X930 (第15図)

B期外郭西門の中央間西寄りにあり、西に傾斜する緩やかな窪みで自然地形と考えられる。東西方向の傾斜角度は約15度で、地山の上に硬く締まりのある暗褐色土、黄褐色土が厚さ20cm程堆積する。この土はB期外郭西門の柱掘形を覆い、C期の柱掘形によって切られる。A期掘形との関係は不明であるが、C期掘形を覆う上にはこうした硬く締まりのある土は存在しない。また、中央間の地山面には高さ約40cmの段があり、南北の壁となって残る。これはA期あるいはB期の柱掘形を掘り込む際に一緒に掘り込んだものであるが、この中は黄褐色の地山礫を多く用いて突き固めて埋土されている。これらの土は自然地形の窪みを埋めて平坦面を保つための整地で、A期~C期までは繰り返して行われたが、D期には建物が東へ移動するため、特に整地の必要はなかったものと考えられる。

② S X931 (第15図)

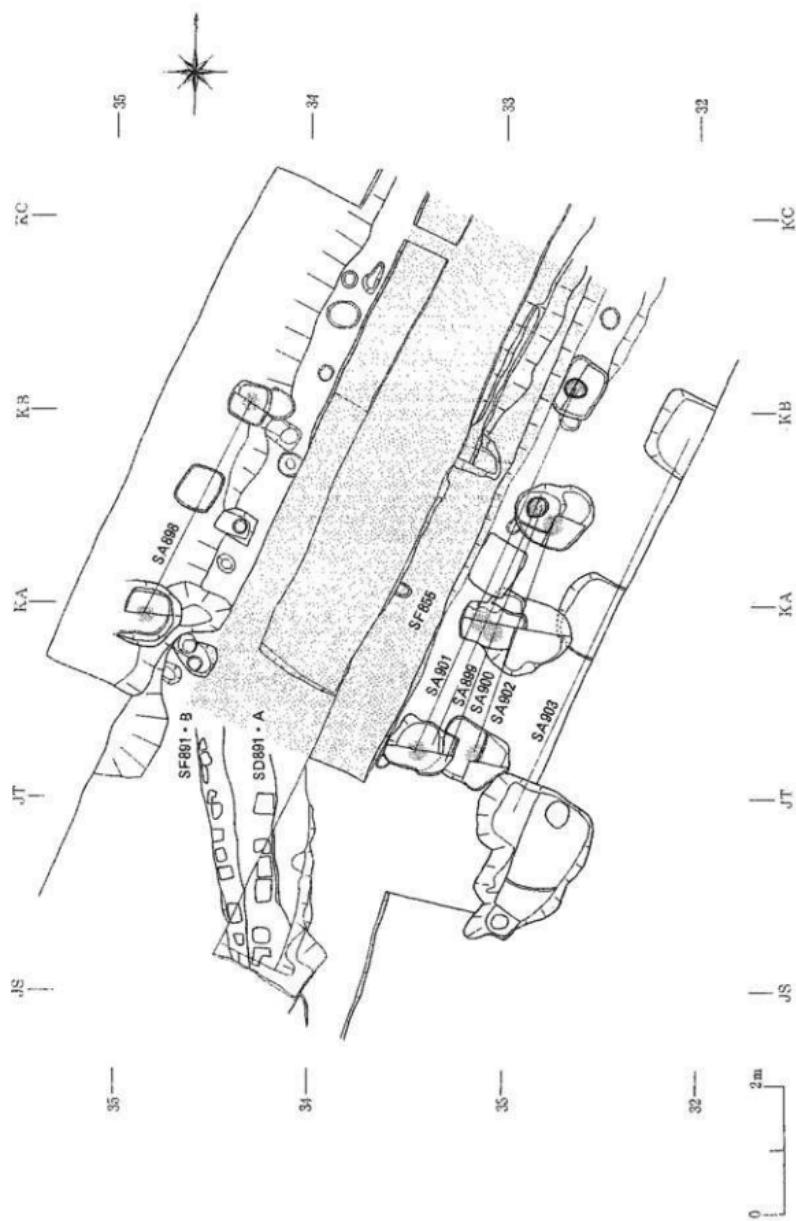
外郭西門の西側にあり、地山を削り出した窪みである。柔らかい黒褐色土が堆積するだけで整地地業は施されていない。窪み内には門柱掘形内壁やS D908雨落ち溝に見られるものと同様の工具痕跡が観察され、町道工事の機械力によるものではない。堆積土の状態から近年の上取り工事によるものでもなく、古代において現状のように削土したものと考えられる。

(6) 外郭西門北の柱列 (第17図)

S F885西部築地塀の南端にあり、長森丘陵西端部の標高35~36mの低地に位置する。

① S A898

築地塀南端部の西側にある南北筋2間の柱列で、築地崩壊土を掘り込む。柱掘形は70×60cmの略方



第17図 外郭西門北側の柱列

形、埋土は橙色の築地崩壊土で柱痕跡は見られない。総長は約3.6mと推定される。柱間は北1間が南1間よりも狭い。

② S A899

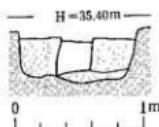
S A901とS A903の間に位置する南北筋2間の柱列である。掘形はS A900・901柱列によって切られているが不整方形と思われ、中央の掘形に直径35cm程の柱痕跡がある。総長4.2m、柱間は2.1m等間かと推定される。築地壠存続中の構築である。

③ S A900

S A899を切りS A902によって切られる南北筋2間の柱列である。柱掘形は不整方形と思われ、南端の柱を除いて直径30cm程の柱痕跡がある。総長4.2m、柱間は2.1mと推定される。

④ S A901

築地壠南端部の東側に密接する南北筋2間の柱列である。総長6.20m、柱掘形は略方形で両端の掘形に直径25~30cmの柱痕跡がある。北端の柱の掘形は築地本体東側に並ぶ小柱穴の一つを切っている。築地壠崩壊後の構築である。



第18図 S A901東端柱

築地壠東側の柱列の中では最も新しい南北筋2間の柱列である。不整方形の掘形で両端に直径35~40cmの柱痕跡が認められ、総長は3.70mである。

⑤ S A902

築地壠南端部の東側にある南北筋2間の柱列でA・B2時期ある。柱掘形は一辺約120cmの方形で、深さ95~110cmあり、古代の表土上に施した整地層や斜面上方からの流入土を掘り込んで地山まで達している。廃絶後中央の柱と南端の柱はごく薄い盛土整地地業に覆われ、さらに全体が斜面上方からの流入土によって覆われる。B期の南端の柱掘形は東西1.9m、南北1.2mで、直径40cmの柱痕跡がある。総長6.6mと推定され、築地壠存続中の構築である。

(7) 外郭西門南の柱列 (第20図)

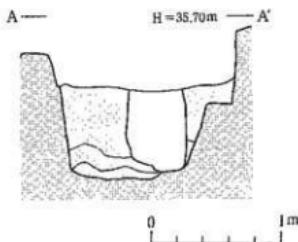
外郭西門の南にあり、南西部築地壠の西端に位置する。標高35mの低地である。

① S A913

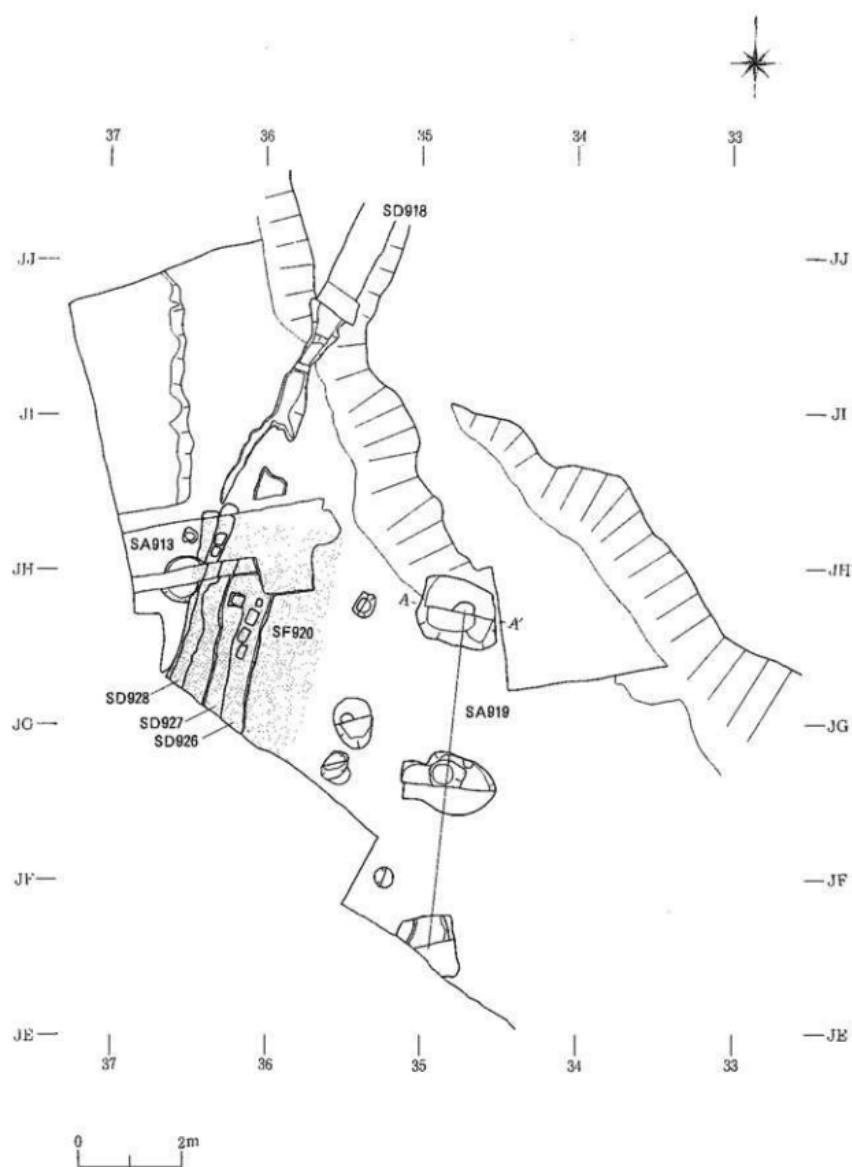
外郭西門の南にあるS F 920築地壠の西側に、築地崩壊土から掘り込む径90cmの柱穴があり、築地壠の一部をも切っている。深さは少なくとも40cmはある。掘形が1基のみで柱痕跡も不明であるが、材木屏に平行する柱列の北端の柱と考えられ、外郭西門の北にあるS A898との対応が推定される。

② S A919

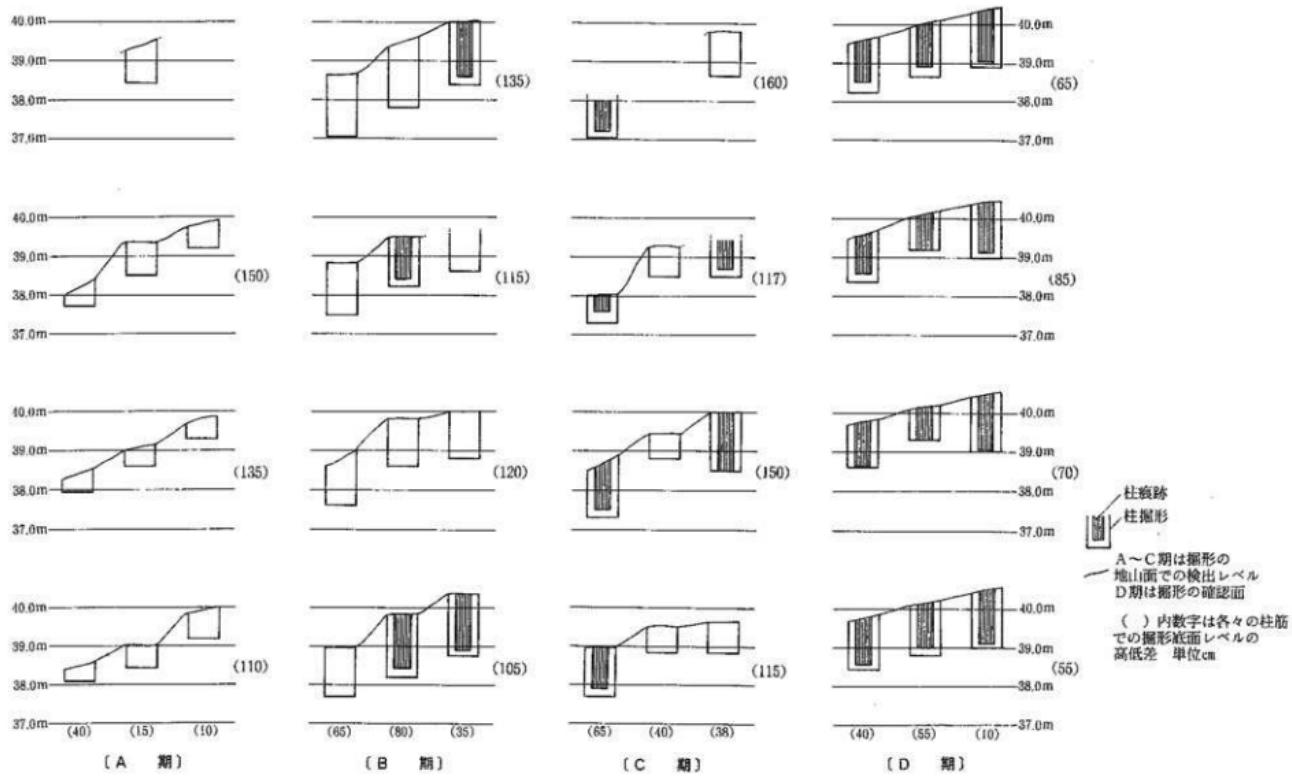
外郭西門の南にあるS F 920築地壠の内側にある南北筋の柱列で、S X925整地地業を掘り込む2間の柱列かと考えられる。北端の柱掘形は長径160cm、短径125cm



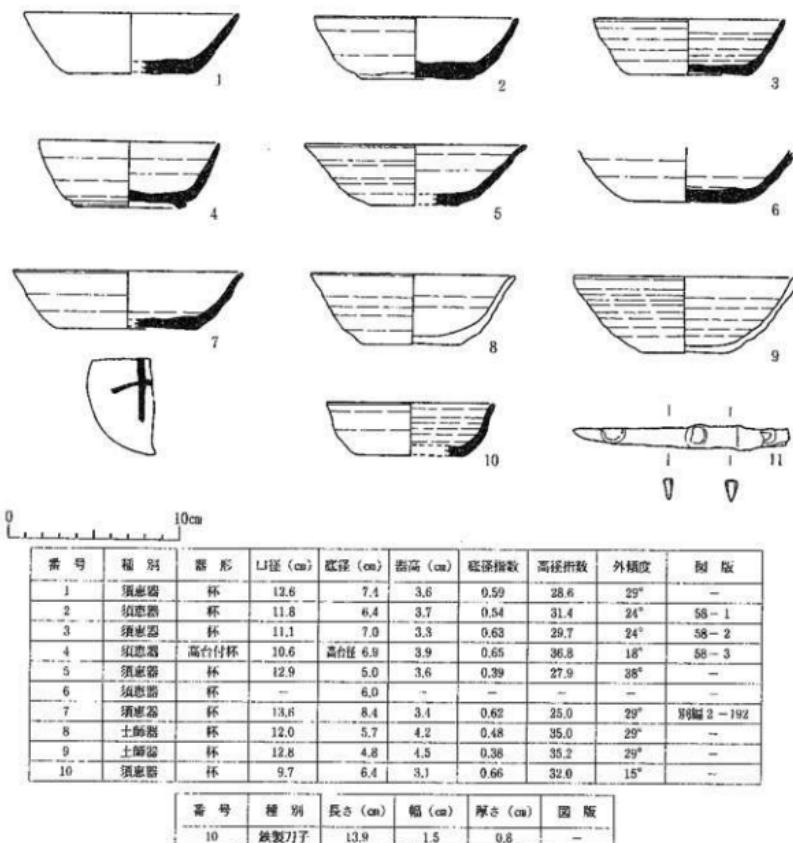
第19図 S A919柱列北端柱



第20図 SA913・919、SF920



第21図 柱と掘形の底面レベルの変遷



第22図 外郭西門周辺出土遺物

の略方形で、掘形内には径48cmの柱痕跡が残る(第19図)。総長はおよそ6.6mと推定される。柱掘形は築地塀の崩壊土に覆われているので築地塀が存在した時期の遺構である。外郭西門の北にあるSA903に対応するものであろう。

門の造営位置は全体に西へ傾斜しており、掘形底面のレベルを見ると、東西方向の高低差はA期からC期にかけて最大1.6m、D期のみが最大85cmある。これに対し、南北方向の高低差は4期を通じて10~80cmの範囲内に収まっている。このことから、少くともA期からC期までの基壇は西に低く傾斜する状態になっていたものと推定される(第21図)。

出土遺物

第22図1~4はSX925盛土整地層から出土した須恵器杯で、4は低い高台が付く。いずれも灰白

色で、底部切り離しは3のみ回転糸切り、他は回転ヘラ切りである。5はD期西門の南西隅柱掘形から出土した須恵器杯で、内面を硯に転用する。6・7はC期西門の北東隅柱から出土した灰白色を呈する杯で、底部切り離しはいずれも回転ヘラ切りによる。7の底面には「ト」カと読まれる墨書きがある。

8・9は西門の柱掘形から出土した上師器杯、10はSA919柱列の北端柱掘形から出土した須恵器杯である。11は鉄製刀子で、D期西門の東側北2柱掘形の埋土上部から出土した。

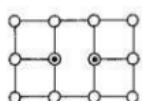
3 外郭南門周辺の遺構

外郭南門は長森丘陵南裾の中央部に位置し、標高35.5mの緩やかな斜面に立地する。現水田面との比高は約2m、政庁との比高は約7mである。桁行3間×梁行2間の掘立柱式八脚門で、ほぼ同一位置にA～D4期にわたる造営がある。整地地業は検出されない。

門の正面には5段に及ぶ石段がある。門の南西隅柱には約20mの長さの石墨が取り付き、さらに築地塀へと連なって外郭線を構成する。南東隅柱からも石墨が存在したと考えられるが既に失われている。石墨は堅固な整地地業を施した上に造築され、柱列が伴う。ここでは、それらを門とは切り離さずに外郭南門西方の遺構、外郭南門東方の遺構として述べることにしたい。

(1) SB230外郭南門 (第23・24図、巻首図版3・図版10)

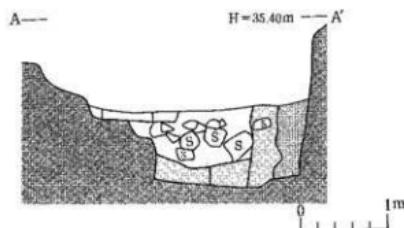
① SB230A



桁行3間×梁行2間の東西棟掘立柱建物である。柱掘形は一辺1.5～1.6mの方形で、直径約65cmの柱痕跡が残り、その周囲には10～30cm人の硬質頁岩が根固めの石として使用されている。柱間は棟通り中央柱2本の間で3.6mである。他の柱掘形は重複のため掘形の一部しか確認されない。

② SB230B

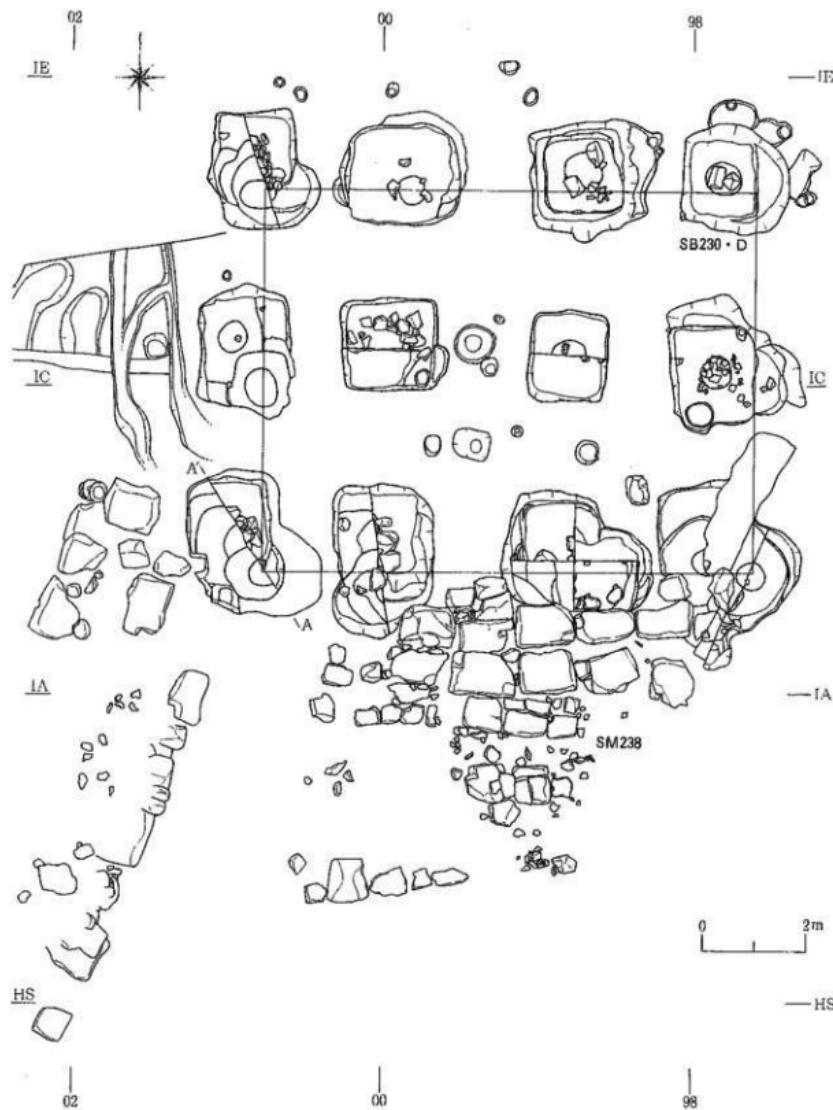
桁行3間×梁行2間の東西棟掘立柱建物である。建物位置はA期とほぼ同じで、棟通りの中央柱2本は検出されない。元来は存在したが、掘形の深さが浅く、削土によって消失した可能性がある。柱掘形は一辺1.2～1.5mの方形ないし長方形で、南側柱列の西3本と西妻柱1本の計4本に直径約55cmの柱痕跡がある。柱間は南側柱列の通り間が3.8m、西脇間2.8m、南西隅柱と西妻柱の間が3.5mで、これらから建物規模は桁行総長9.4m、梁行総長は7.0mと推定される。



第23図 SB230南西隅柱

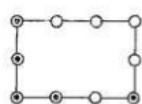
③ SB230C

桁行3間×梁行2間の東西棟掘立柱建物である。柱掘形は径1.2～1.5mの梢円形ないし略円形で、北東隅柱を除く3本の隅柱に直径約50cmの柱痕跡が残るが、棟通り中央柱2本は柱痕跡がない。建物規模は桁行総長が南側柱列で9.1m、梁行総長は西妻で7.0mである。



第24図 SB230外郭南門・SM238石段

④ S B230 D



桁行3間×梁行2間の東西棟掘立柱建物である。柱掘形は径1.1~1.3mの略円形で、南側柱列3本と西妻に直径約50cmの柱痕跡があり、これを基にすると建物規模は桁行総長9.5m（東から3.2+3.9+2.4）、梁行総長7.4m（北から3.8+3.6）と推定される。棟通り中央柱2本は検出されない。

第30図25は南側柱列東2柱掘形から出土した杓子である。板材に切り込みを入れ、両側面を削ることによって柄を作り出す。上部は縁辺部を両面から削って薄く仕上げる。

(2) S M238石段 (第24図)

S B230外郭南門の南側柱列直前に、丘陵岩盤の硬質頁岩による長方形の切石を階段状に掘えたものである。上から2列までは縦65~80cm、横90cm~1.2mの比較的大きな石を用い、切石の間には小さな石を埋め込む。2列目に接してやや小さめの切石による3列目があり、これより0.6m程離れて4列目、さらに1.2m程南に5列目の石段が並ぶ。石段の現存部分の東西幅は約5.6mである。

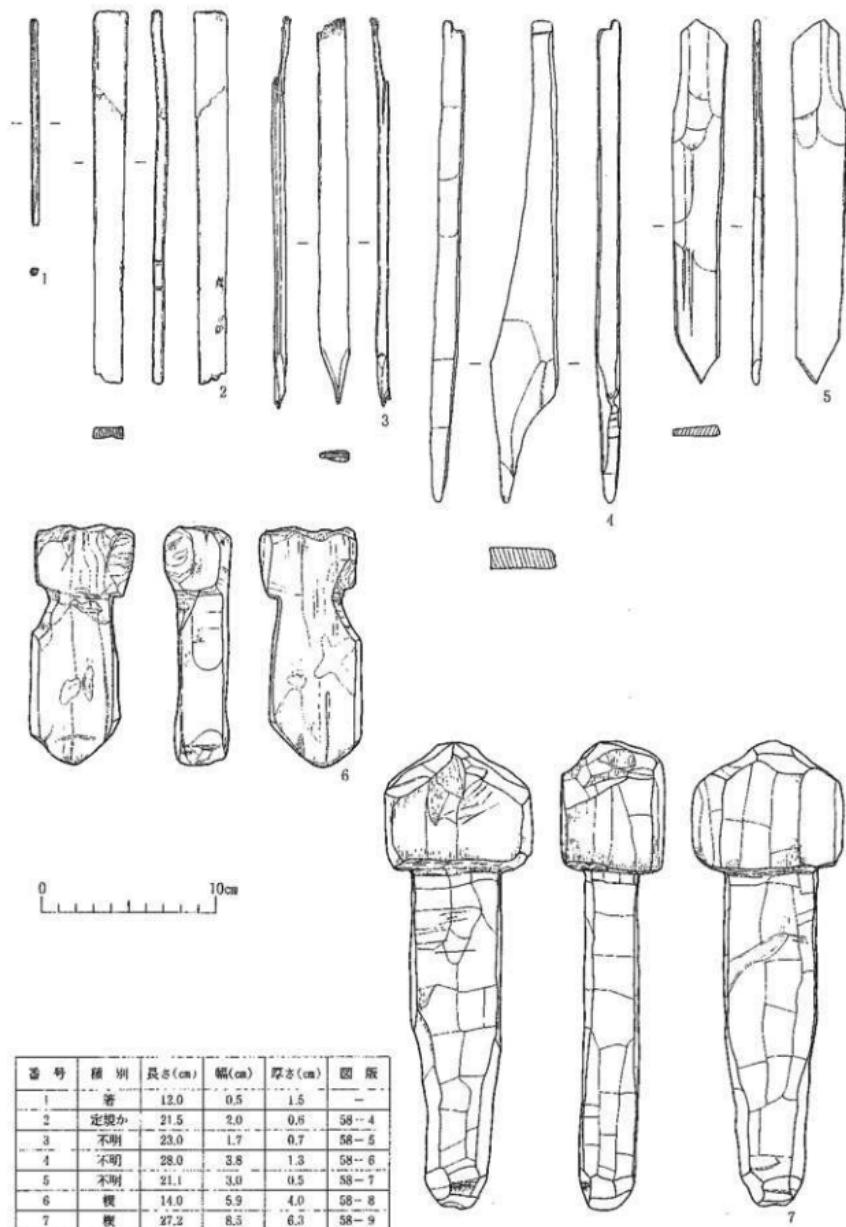
外郭南門西方の遺構

(1) S X687盛土整地地業 (第33図、図版19)

調査区のはば全域にわたって確認した整地地業である。起伏に富む自然地形の窪地に黒色土・黄褐色土の版築による盛土を施して平坦面を造成するとともに、S F690石墨などの外郭線構造物をのせる堅固な基礎地業を意図したものである。この整地地業の下部には伐採後未加工の直径約60cmのカツラ、ケヤキの原木、外欄・外郭線の角材と同様に加工した材木、木片、削り屑、木製品、樹皮、植物性繩など南北4mの幅で大量に含まれている屑（S X725）があり、これらは窪地に廃棄処理したものであろう。スギ廃材の年輪年代測定で、西暦802年の値が出されたものが1点ある。

第25図1は箸で、断面は径0.4~0.5cmの梢円形で一端を欠損する。2は表裏側面とも丁寧な面取りがなされ、一側面の2箇所に刻み目のある板材である。刻み目間は1.5cmあり一種の定規か。3は幅約1.7cm、厚さ約0.7cmに加工したスギの板材の一端を側面からの削りによって尖らす。他端を欠損する。4は幅約3.8cm、厚さ1.3cmに加工したスギの柵目材の下端を一側面から弧状に削り、表面からも削りを加えてやや尖り気味に作り出す。上半部は下端とは逆の側面から弧状に大きく削り取ることによって断面正方形の柄状のものを作り出す。上端は途中まで直截された後、折り取られている。5は幅約3cm、厚さ0.5cmに表裏側面とも丁寧に面取りされた板材の両端を両側面からの削りによって尖らせ、上半の一側面を表裏からの削りによって刃状に作り出す。6は表裏面に割裂痕をとどめ、側面が樹皮を剥がしたままの面である心持材を加工したものである。両側面からの削りによって頭部を作り出し、下端を尖らす。7は荒い削りによって頭部を作る。頭部はやや尖り気味で、柄部は表裏側面からの削りによって断面長方形を呈すが下半部において新たに稜を作り、断面八角形となり、端部は四方向から刃を入れて折り取る。模であろうか。

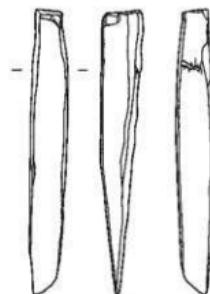
第26図8~11は模で、8は板材の一端を片面から削り込んで先端部を鋭くする。9は約2×2cmの角材の下端を両面から削り込んで先端部を鋭くする。上下端は相反する面をわずかに両面から削る。10は約7.4×8cmのカシの角材を削って下端を鋭くしたものである。11はスギの角材を削って模状に加工した後、下端を表面から斜めにそぎ落としたものである。いずれも打ち込み部に対する面取り加



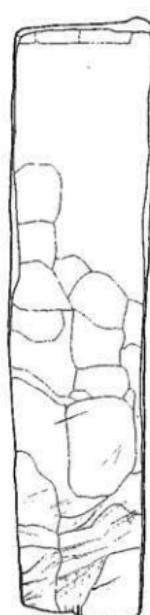
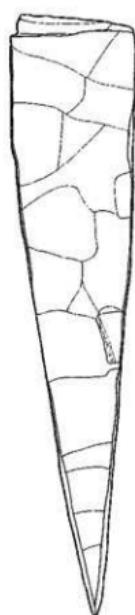
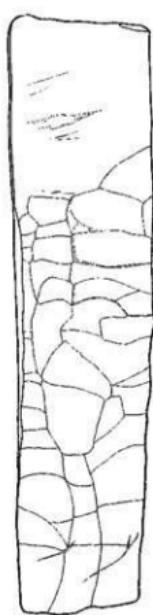
第25図 S X 687出土遺物（1）



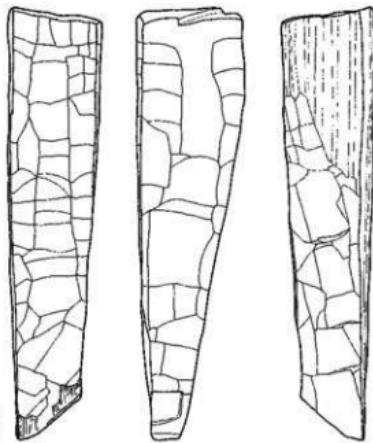
8



9



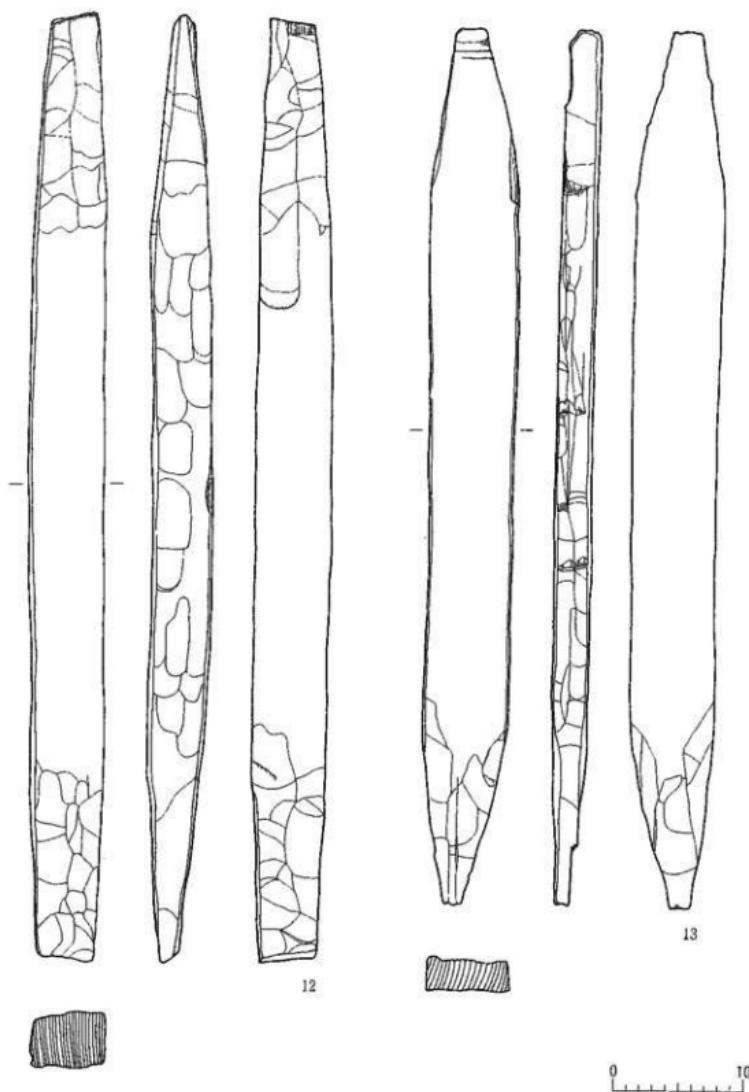
10



11

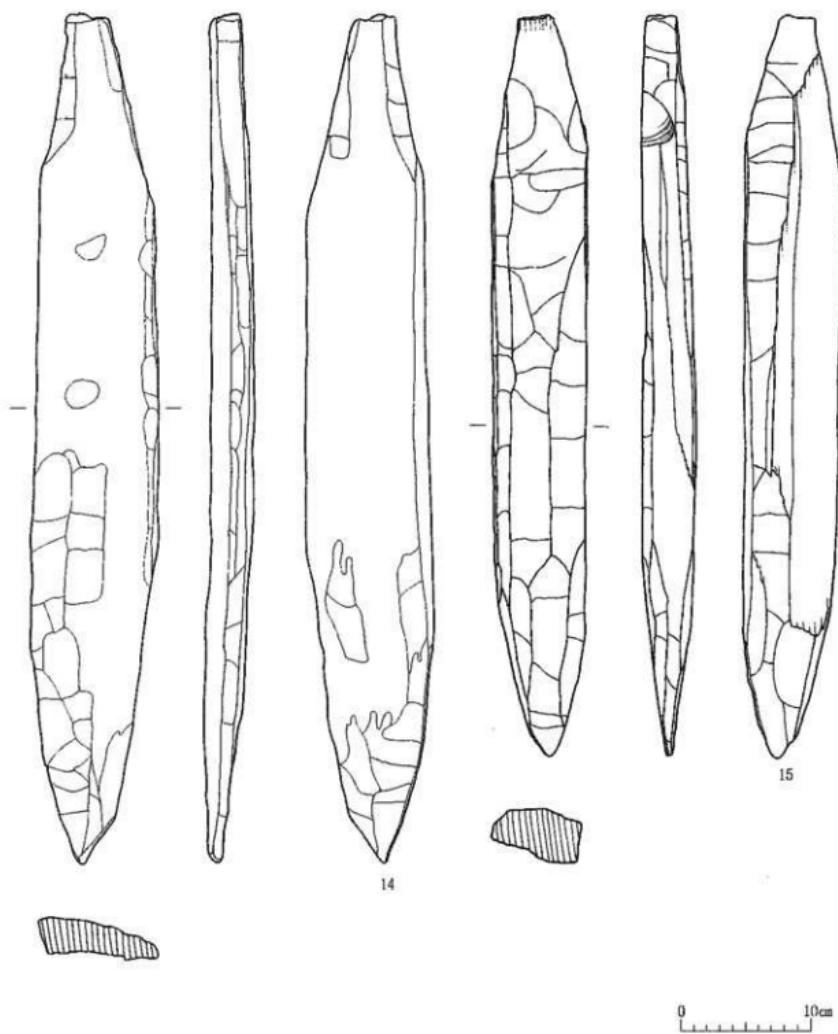
番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
8	梗	20.0	4.8	1.7	58-10
9	梗	16.7	2.2	2.5	58-11
10	梗	34.9	8.3	7.4	58-12
11	梗	25.2	5.5	6.3	58-13

第26図 SX687出土遺物(2)



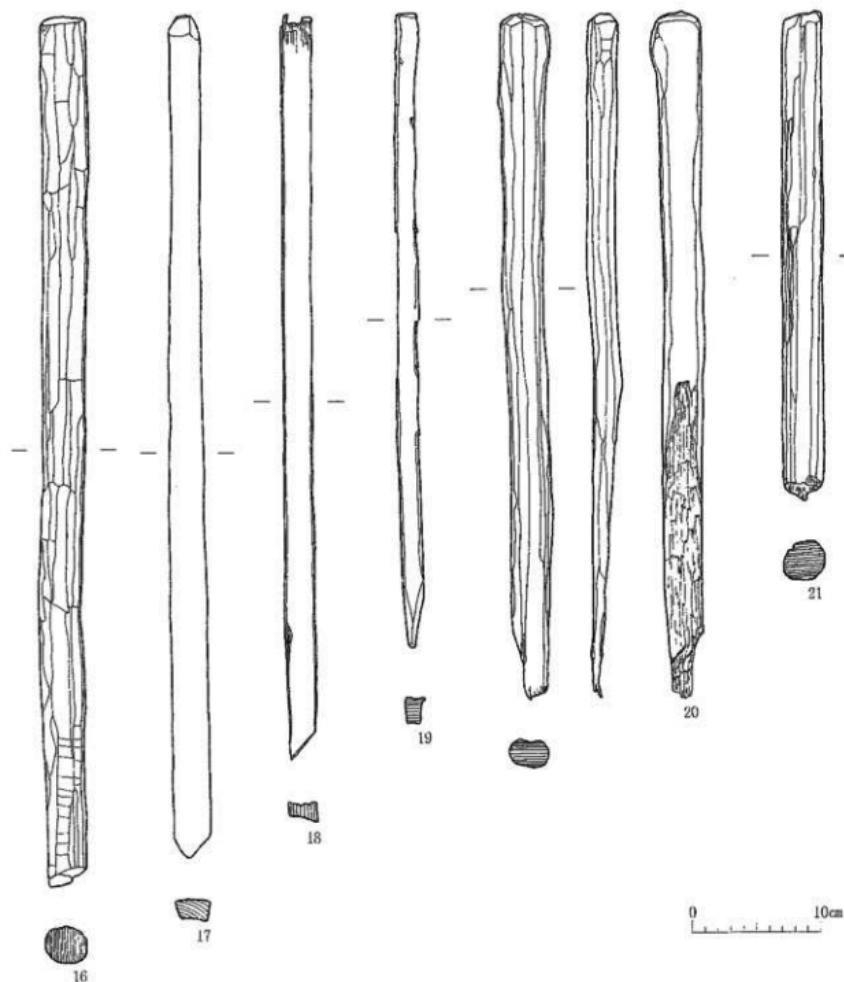
番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
12	杭	73.0	6.0	4.8	59-1
13	杭	67.5	6.9	2.9	59-2

第27図 S X687出土遺物（3）



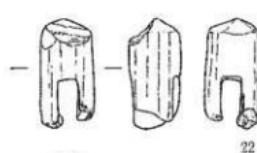
番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
14	杭	65.4	9.6	3.5	39-3
15	杭	57.8	7.4	4.2	39-4

第28図 S X 687出土遺物(4)

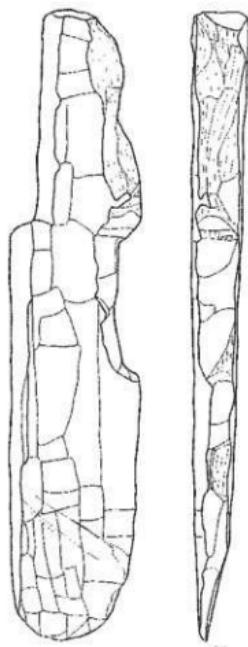


番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
16	棒状	67.3	3.6	3.0	59-5
17	棒状	65.4	3.1	1.6	59-6
18	棒状	57.9	2.5	1.6	59-7
19	棒状	49.2	1.9	1.9	59-8
20	棒状	52.9	3.9	2.4	59-9
21	棒状	38.2	3.2	3.3	59-10

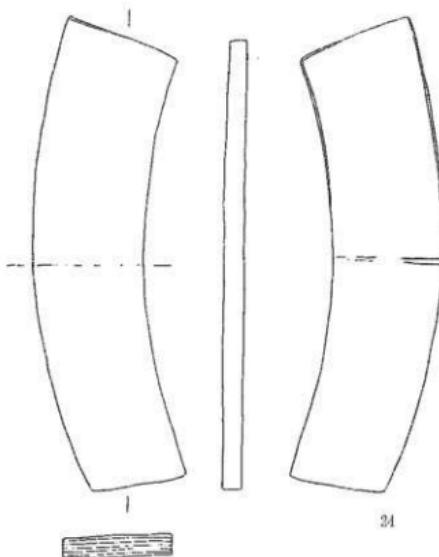
第29図 S X 687出土遺物(5)



22

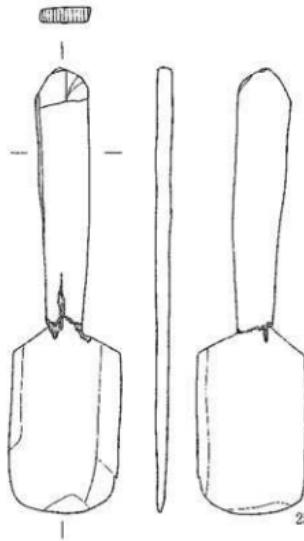


25



24

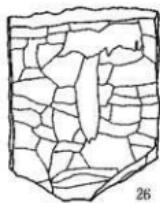
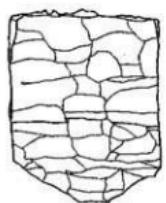
0 10cm



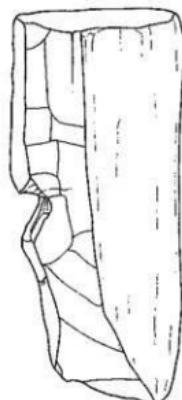
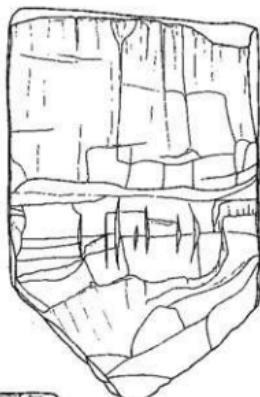
25

番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	回数
22	不明	6.2	3.1	0.6	59-11
23	不明	36.7	7.5	3.3	59-12
24	板材	27.7	8.2	1.3	60-1
25	杓子	26.0	6.1	0.9	60-2

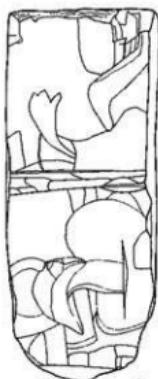
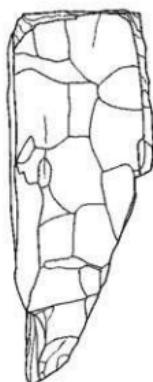
第30図 S X687出土遺物(6)・S B230出土遺物



26



27



28

0 10cm

番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
26	部材の断材	15.0	11.6	9.5	60-3
27	部材の断材	28.7	12.1	11.1	60-4
28	部材の断材	29.8	19.5	13.1	60-5

第31図 S X 687出土遺物 (7)



第32図 SX687出土遺物 (8)

工はなされていない。

第27・28図12～14はスギの板材を加工して作った杭である。12は両端に四面からの削りが施されているが下端は鋭くではなく、上端は一面から斜めにそぎ落とされている。13の下端はやや鋭く上端は細身になる。14は両端を四面から削り下端は鋭くなっている。15は先端部を鋭くし、他端も四面から削る。12～15の上端における削り込みは打ち込み面縁辺部の面取り加工と考えられる。

第29図16～21は棒状の木製品である。16はスギの角材を削って丸棒状に加工したもので表面は丁寧に仕上げられる。柄と考えられる。17～19は割裂面をとどめるスギの角材の先端を尖らせたものである。17は上端に加撃痕がある。18は下端を一側面からの削りによって尖らせ、上端は欠損している。19の下端は四つの稜を削って尖らせ、上端は直裁されている。20は一端に節を削り出したものである。縁辺部に面取り加工が施され、他端は欠損する。21はスギの角材を荒く加工し、丸棒状に仕上げたもので両端を直裁する。

第30図22は径3cmの棒状の木製品で中央に $1.2 \times 2.4\text{cm}$ の長方形の穴を垂直に穿つ。23は下端を側面からの削りによって丸く、表裏面からの削りによって鋭くしたものである。一側面の中央部に抉りがある。24は板材をカーブする扇形に加工したもので全面丁寧に面取りがなされる。表面のほぼ中央に一本の墨が、裏面に二本の墨が打たれている。

第31図26～28は建築部材の断材と考えられるもので、上端はいずれも直裁されている。

第32図は蔓状の植物による網の出土状態で、網は全長約5m、直径約5cm、手で握れる太さに作られている。蔓状の植物を数本右捻りにして、さらにそれを3本左捻りにしている。出土状態は規則性がなく、使用後単に廃棄したものであろう。

この他、第18号～22号木筒が出土した(『払田柵跡I—政府跡I』別編1 出土文字集成参照)。

(2) S F 690石塁 (第33・34図、巻首版4・図版11~18)

S B 230外郭南門の南西隅柱から、南西方向に緩やかな弧を描く外郭線でA・B 2時期ある。

S F 690 Aは延長約20m、基底幅は西端部では2.7m、それより北では約3m、中央部から北で3.4~3.6m程、現高約1.2mの規模である。南西方向に緩やかな弧を描いているので、記述にあたり、北方向に向く短辺を北辺、その反対側を西辺とし、北西方向の長い側面を北西辺、その反対側を南東辺と呼称する。

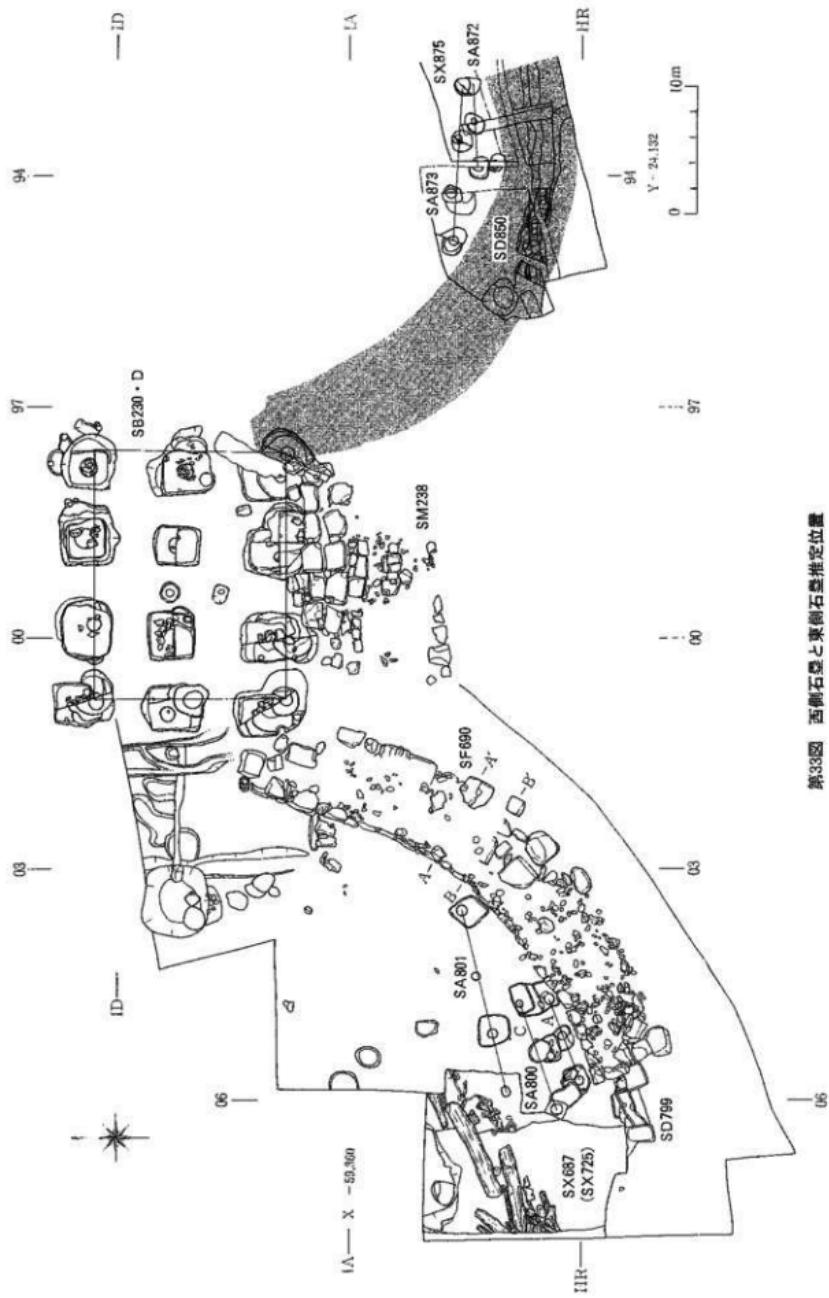
北西辺と南西辺の最下段の石は極めて保存がよい。西辺の石は南端の石だけが抜き取られ、その痕跡を残す。石質は長森丘陵岩盤の硬質頁岩で方形に割れやすい性質をもっている。石は一面30×50cm~120×120cmのものが2~3段残っていて、各石の外側面を意図的に削った平積みである。外側の面取り加工を施した石は少なく、加工していないものが多い。石の隙間に詰石をする箇所もある。石塁本体の内側は土石混築による混合土を叩き締めたもので堅く締まっている。上層の観察からみて、石の積み上げとともに本体の造成を行ったと思われ、版築層が水平の互層になっていた。北西辺の延長距離はおよそ19.5m(65才)であり、これを円弧と見た場合、半径約15.9mの円を描くことができ、中心点からみて石塁の長さの角度は約70度となる。石塁は多少の山入りはあるにしても、円弧を描くように設計されたと考えられる。S F 690 Bなどの観察から創建期のS B 690 Aを復原すれば、石は4~5段以上、地上高2.5~2.7m以上あったことは確実である。

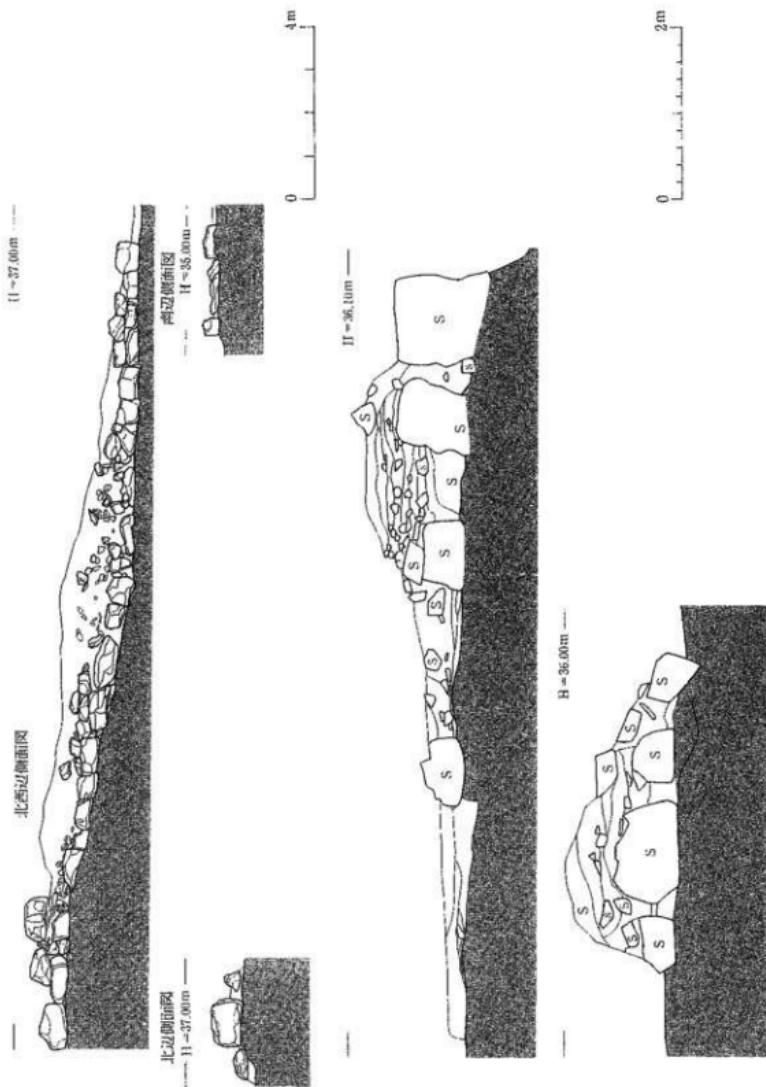
北辺と北西辺の間に3期の柱穴があり、柱痕が残る。柱痕はほぼ直立し、他に関連する柱穴は検出できなかった。したがって、この柱穴はS F 690に関連するものかどうか判断できない。

S F 690 BはS F 690 Aの崩壊した石を再構築した地点と、崩壊した状態で使用した地点があり、いずれも北西辺においてのみ認められた。前者の地点では石組の規則性はなく野面積みのような状態である。ここではS F 690 Bの下にS F 690 A最下段の石が原位置をとどめていた。後者の地点ではS F 690 Aの外側面下から2段目より上の石が、おそらく地震などの強力な力によって、瞬間に横に走り、ずり落ちた状態と観察できた。外側面の石は4段まであるから、原位置にある最下段の石を含めると当初5段はあったと考えられる。

第78次調査では仙北町による石塁の整備事業に伴い、石塁中央部で上層断面と石塁内部の基底部まで観察した。この位置では地山上に50~60cmの厚さで黒色土、浅黄橙色土からなる堅固なS X 687盛土整地地業が施され、その上に石が据えられる。石の下面レベルは石塁北辺で標高35.60m、土層断面図地点で34.70m、西辺で34.10m程であるから、このS X 687整地地業は元々南ほど低く傾斜しており、石塁はこの傾斜面に構築されたものである。

石塁内部には一辺120×120cm、厚さ50~75cmの石を据える。その南東にもほぼ同規模の石があるが、割れて南東方向へ約15cmずれている。これらの石は石塁の短軸方向にも長軸方向にも密接しておらず、それぞれ10~20cm、60cm程の間隔があり、その間に浅黄橙色土、褐色土、一辺40~60cm程の石や小角礫が詰め込まれる。北西辺や南東辺北部の石は密接して並列するのに比べ、石塁内部の石にこの様な間隔があるのは、石塁の外辺だけを整え、内部は基底部に大きな石を据えるものの、主として上石混築の混合土としたことによるものであろう。S X 687整地地業上に据えた中央部の石とその東西の石の下端レベルはほぼ同一で、その間に浅黄橙色土、黒褐色土に小角礫の混じった非常に粘性の強い土が充填されていて全体に堅く締まっている。





第34圖 SF 690石壁側面·斷面

南東辺には石墨北西辺のように外側面を意図的に整え、外郭南門の南北隅柱に連なる形で石垣基底部の石がある。大きいものでは一辺110~120cm、厚さ50~75cmあり、方形を呈し、安定した状態でS X687整地地業の上に置かれているが、多少角度がずれたと見られるものもある。石と石の間には角礫と土を詰め込んでいる。この部分では石墨の幅が石によって多少の出入りはあるものの3.4~3.6mの規模となる。

南東辺中央部より南西にある外辺の石については、その下部はS X687整地地業にはば密着しているが、北西辺や西辺あるいは南東辺北部の石が方形で極めて安定した状況に並ぶのに比べて不安定な形態であり、石が飛石状に並んでいることから、これらの石も上方から崩落したものや、その後に抜き取られた状態を示しているものと推定される。石墨西端にある石抜痕も一旦崩落した石を抜き取ったものである可能性がある。北辺の石はその下面が整地面上に密着し、かつ方形で安定した状態であり、原位置にあるものと判断される。

(3) S D799溝

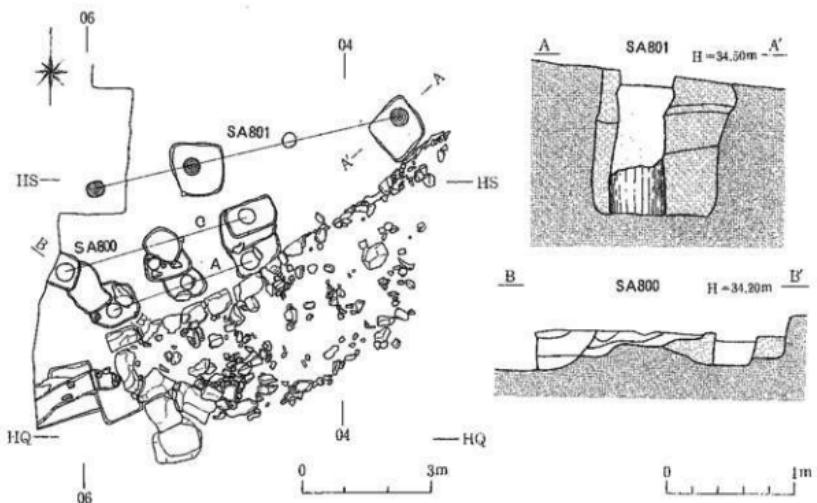
S F690石墨の西端から西に延びる溝である。確認した規模は延長2.1m、上面幅50cm、底面幅38cm、深さ38cmである。溝内には長さ26~30cm、厚さ11~22cmの材木痕跡が4箇所認められる。

(4) 柱列 (第35図)

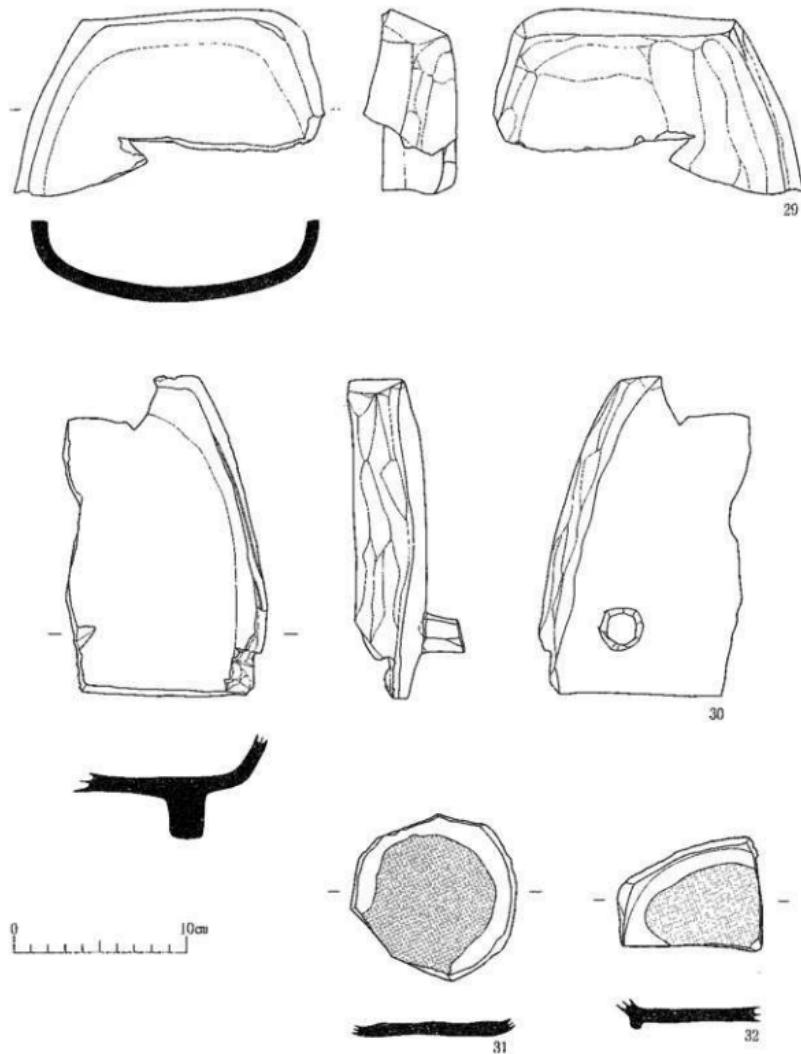
S A800はS F690石墨の北側に位置し、柱掘形はS X687整地地業の直上近くで確認した。したがってS A800はS F690 Aの時期に伴った建物で、S F690 Bの時期には存在しなかったと思われる。A期柱列の掘形と柱痕跡は比較的良好とらえられたが、B・C期柱列は擾乱を受けたと思えるほど保存が悪かった。

(註1)
① S A800

2間の掘立柱柱列でA・B・C3期ある。A柱列は総長3.40m、柱間は東から1.5m、1.9mである。



第35図 S A800・801



番号	種別	出土地・層位	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
29	陶瓶	HT04	10.3	18.0	0.9	61-1
30	陶瓶	HT02	18.7	11.5	1.0	61-2
31	転用瓶	IP・IC09	9.7	9.4	0.8	—
32	転用瓶	IA00	6.7	8.6	0.7	—

第36図 外郭南門西方の遺構外出土遺物

柱掘形は一辺0.8~1.0mの不整形で、直徑32~38cmの柱痕跡が残る。柱掘形の深さは約60cm。D期柱列は柱痕が中央間1本しか検出できず総長は不明である。柱の直徑は約28cm。C期柱列は総長4.3mで、柱掘形はやや不明瞭である。柱痕跡は東西端2本を検出し、直徑26cm、34cmである。

② SA801 (図版19)

SA800柱列の北側で検出した、東西3間の掘立柱柱列である。総長は7.30m、柱間は東から2.68m、2.24m、2.38mである。柱掘形は一辺1.1~1.2mの方形で、直徑37~43cmの柱根が残る。柱掘形の深さは0.87~1.12mであるが掘形を検出したのは2本だけである。SX687整地地業の上面で確認されたのでSF690Aの時期に伴う。掘形内埋土はSX687整地地業とほぼ同じである。

遺構外出土遺物

須恵器杯、土師器杯・蓋、瓦のほか硯が4点出土した。第36図29・30は陶硯で、成形後ヘラケズリ及びヘラナデ整形を行い、内面にヘラミガキを施す。32・33は須恵器杯の内底面を利用した転用硯である。

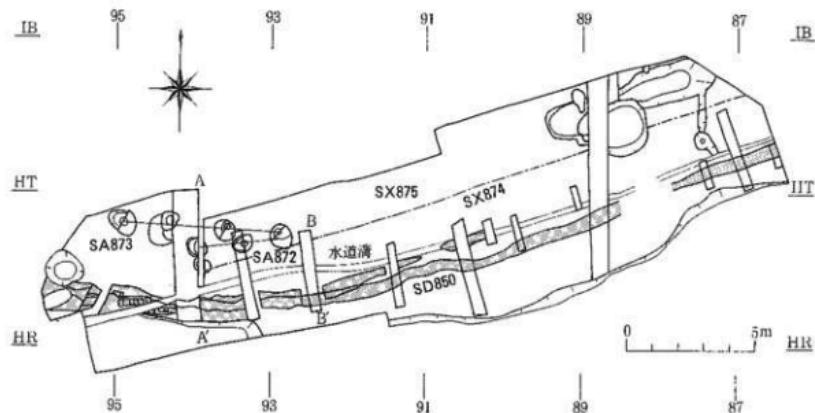
註1 SA800は年報1986では東西棟桁行2間×梁行1間の掘立柱建物跡としてSB800の遺構番号を付している。しかし、対応する柱列が南北両側に検出されていないので、本報告では柱列として扱った。

外郭南門東方の遺構 (第37・38図)

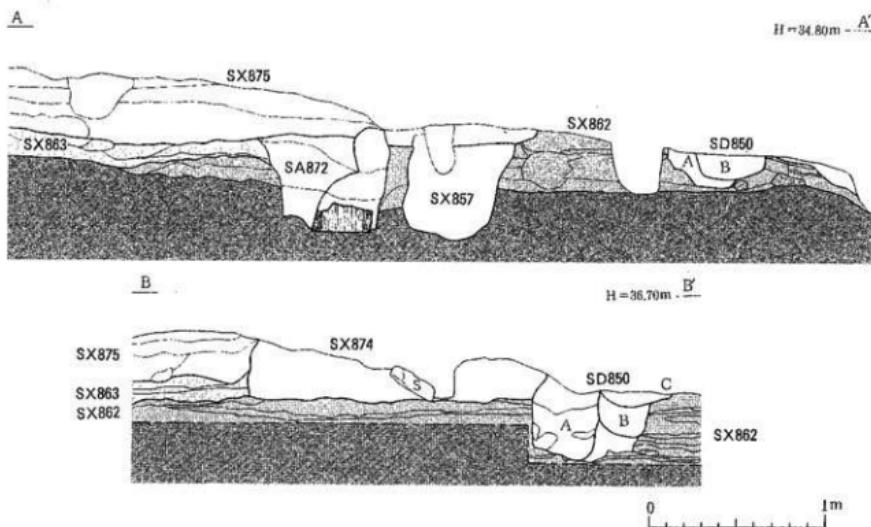
(1) 盛土整地地業

① SX862

外郭南門の東部に広く分布する整地地業である。黒色土と褐色砂質土、黄褐色土などを互層としたもので、全体に水分を多く含み、層厚は15~35cmある。



第37図 外郭南門東方の遺構



第38図 外郭南門東方の土層

② SX863

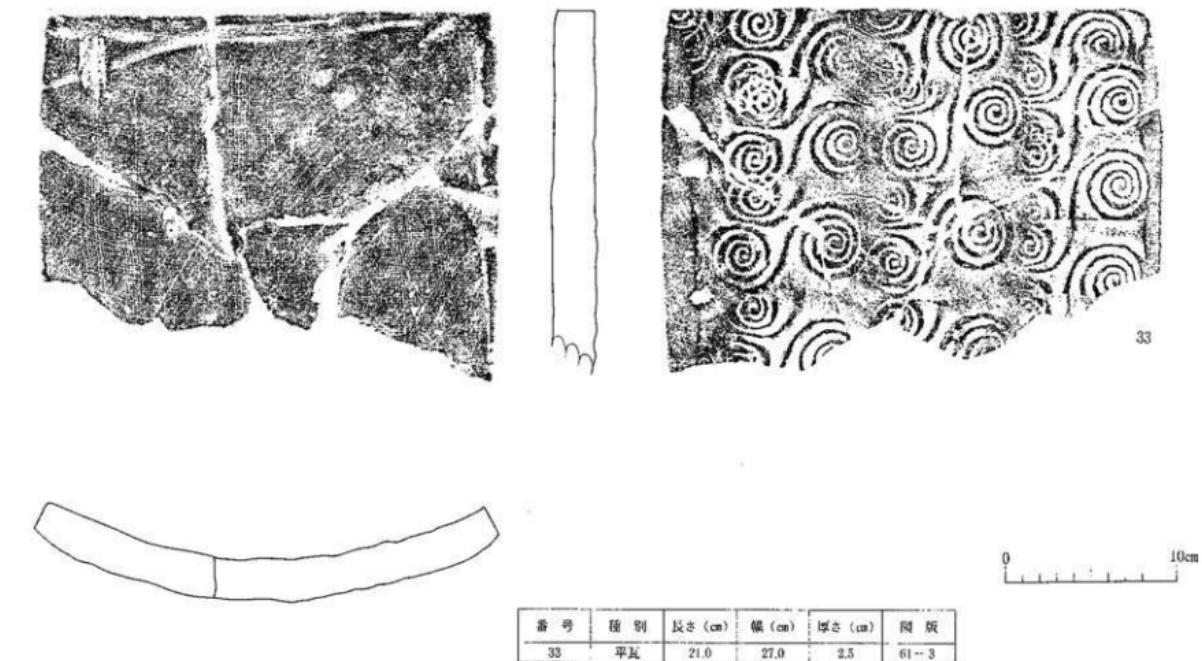
柱列付近にある整地地業で、明褐色土、褐色土、灰褐色土からなる。層厚10~20cmあり、SX862整地地業とは区別され、その上に連続する作業として行ったものである。また、SX874整地地業を行う際に木整地地業との間に板状のものを当てるこによって土色の違いが直線状に現れている。SA872・873柱列はこの層上面から掘り込む。

褐色土中からは渦巻き叩き目・格子叩き目のある平瓦、丸瓦、底部へラ切り痕のある須恵器・土師器の杯が出土した。第39図は平瓦で、凸面に糸切り痕と渦巻き叩き目、凹面に糸切り痕があり、側面、小口面、側縁の凸面にケズリ調整を施す。幅22.7cm、厚さ2.5cmで、叩き原体の幅は6.8cmである。

③ SX874

SX862整地地業の上にある外郭線基礎地業である。SX862との間に時間的差は認められず、その上に連続する作業として行ったものと考えられる。SX875崩壊土とは極めてよく似た土層であるが、SX862整地地業から掘り込むSA872・873を検出した時点で検出面に東西方向に一直線に延びる土色の違いを検出し、この線を境に北と南では別の土層であることが判明した。この線はさらに東方へと延びており、推定外郭線の位置にも合致し、材木脚の布振り溝であるSD850とも同一方向であるのでこの線の南側が外郭線の基礎地業であると考えられる。この地業を行う際に北側に板状のものを当て別行程として作業を行うことによって、この土色の違いが生じたものと推定される。

明褐色土、褐色土、浅黄橙色土などの小ブロックからなり、硬質頁岩の角礫を含み、極めて堅く締まっている。層厚35cm、南北幅は少なくとも2.7mは存在する。ただし、築地本体の積土のように版築は見られないで、築地の積土とは見なし難く、外郭南門からSA872柱列付近までは石県、その



第39図 外郭南門東方のS X 863出土遺物

東では石垣に連続する築地塀を乗せるための基礎地業であると考えられる。

(2) 柱 列

① S A872

東西2間の柱列で、総長3.3m（東から1.5+1.8）である。柱掘形はS X862整地地業の上に乗るS X863整地地業を掘り込み、S X875崩壊上の下に検出した。長径80~90cmの楕円形で、深さ23~55cm、中央の柱と西端の柱にはそれぞれ25cm、35cmの柱根が残る。東端の柱掘形はS A873柱列によって切られる。

② S A873

S A872を切る東西3間の柱列で、S X875崩壊上の下で検出した。総長6.0m（東から2.10+2.10+1.80）である。柱掘形はS X863整地地業上面から掘り込まれており、長径70~120cm、深さ30~65cmで、西端の柱には径37cmの柱根が残る。

(3) S D850溝

外郭線材木塀を埋没した布掘りで、A・B・C3期がある。A・B期の溝は幅30~70cmで深さ25~50cmあり、S X874整地地業からS X862整地地業を掘り込んでいる。溝内に角材痕跡、柱根が残存する。C期の溝は幅20~60cm、深さ5~30cmで全体に浅く、角材痕跡は認められない。A・B期溝内には角材痕跡が並列し、次第に北へカーブし、外郭南門の南東隅柱に連なるものと考えられる。

(4) S X875崩壊土

S X874整地地業の上に乗る築地塀等の崩壊土である。褐色土、明褐色土などの小ブロック、灰白色の小角礫などからなりS X874とよく似た土層であるが、S X874よりは全体が幾分脆く、その北側に分布する。S A872・873柱列の上を覆い25~30cmの層厚がある。

石壁は東西対称に存在したと考えられるが、調査では石は全く残存しなかった。しかし、柱列や外郭線基礎地業から、その位置を推定してみたい。

まず、S X874盛上整地地業は外郭線の構築物を乗せるための強固な基礎地業であり、築地塀と東側石壁はこの上に位置すると考えられる。西側石壁の内側には柱列があり、東側でも同様の遺構が検出された。西側の柱列の東端の柱掘形は石壁の内側のラインに接する位置にあるので、東側についても石壁内側のラインは柱列の西端の柱掘形に近い位置を湾曲しながら通るものと推定される。

次に、西側石壁の西端は、柱列西端の柱掘形に近い位置にある。これに対応する東側石壁の東端は東側の柱列東端に近い位置と推定できる。築地塀崩壊後の材木塀の布掘りであるS D850は緩やかにカーブして外郭南門の南東隅柱に連なると考えられるが、この曲線となる形状は、前の時期の構築物が弧を描く形をしていてその後にも同様な形の材木塀とする必要があったからではないか。それは西側石壁と対応する形の石壁ではなかったかと考えられる。

以上から、西側とはほぼ同規模と仮定して東側の石壁の位置を推定すると第33図の位置となる。

4 外郭北門周辺の遺構 (第42図)

外郭東・西・南門は長森丘陵の地盤堅固な斜面にあるが、外郭北門のみは唯一低地に立地する。標

高35.4m、地盤の極めて軟弱な泥炭地であるので、厚さ20~30cmの盛土整地地業を施す。他の門と同様に桁行3間×梁行2間の掘立柱式八脚門で、当初2期と考えたがその後実施した再調査ではA・B・C・D4期の造営を確認した。ここではB・D期建物について記す。

土層は、耕作土の下に厚さ15~20cmの黒色土があり、その下に暗緑灰色粘土を用いた整地層がある。整地層は少なくとも2枚あり、上層の整地層の上に厚さ5cmの十和田a火山灰が部分的に堆積する。整地層の下は厚さ40~50cmの軟弱な黒色泥炭層で、さらにその下が暗緑灰色粘土層である。整地層は門の西側柱列の6~7m西まで達していて、その東西幅は約22mである。

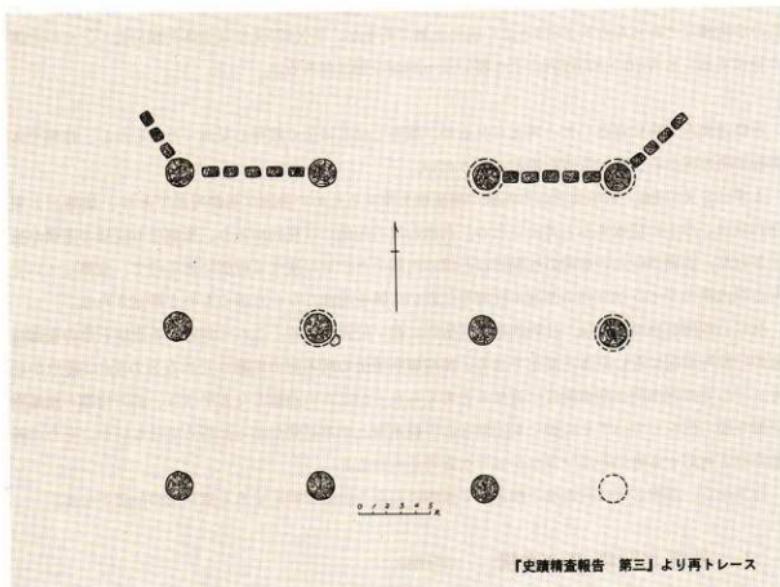
この門は1930年12月に上田三平の手によって発掘調査がなされていて、『史蹟精査報告 第三』には次のような記述がある。

「かくの如く特色ある内柵列の略中央に於て一個の門阨の附隨せることを發見し

たのは特筆に値する。時は昭和五年十二月廿二日、柵内に居住せらるる池田泰義氏に依つて發見され、報に依り筆者は直ちに調査に出掛けた處、極めて特色あるものであった。

内柵の門阨が、最後まで發見されなかつた理由は、その位置が柵木の列縫中にあらずして、約四十五尺の内側に存する爲めであった。此の門阨の發見に依つて、内柵の存在は一層有意義となりその独立性が認められ然かもその位置が北門阨並に南門阨を貫く一直線に位する点は注目に値する。

内柵門が柵の列縫より約四十五尺の南に位するを以て内柵列と門とを連絡する必要上、



第40図 外郭北門

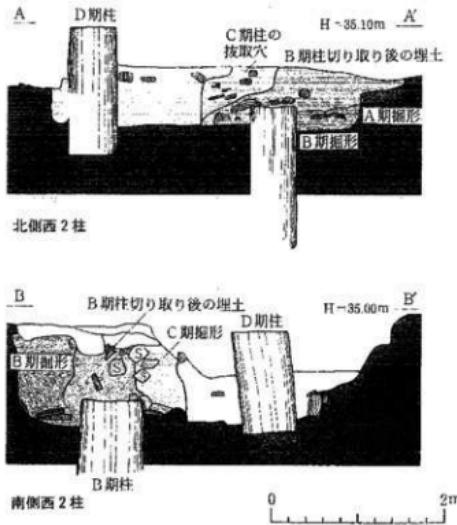
内柵列の中央約十二間を切り開き、其の両端から、門柱の東北隅の門柱並に西北隅の門柱に連絡する爲めに単柵列を設けて居たのである。此等の構造は本柵の擴張完成の時期に於て必要に應じて、造ったものと認められる。

門柱は高梨村大字拂田字百目木百八番地にあり、外柵のものと等しき八脚門で、正面約三十尺側面二十一尺九寸を算し、門柱は東南隅の一本を欠く外、他の一本は原位置に存する。正面に於て中間の真々約十二尺、両脇間は各九尺余で、略南門の大きさに等しい。円柱の太さも略等しいが、その内の四本だけは稍細く直徑約一尺七寸位で、此の四本に限り柱の周囲に幅約三寸厚さ二寸、長さ三尺位の杉材を割って作った桶のクレの如き木材を以て包んで居る。之れは極めて異例であるが、据立式の柱に往々かかる形式を用ひられたらしいことは、彼の法隆寺五重塔の心柱の根基が土中にあった際、之れと同様の装置を有して居たことに依って知ることが出来る。又他の一本の門柱の側方には石を填めて支へたらしいものがあり門の位置が泥炭地である爲めに長森表面の緑色土を運び來て地固めを行った形跡がある。猶此の門柱に就て著しき構造は、北正面に於ける東西の両脇間は、共に柵木を立てて遮断して居ることである。之れは何の爲めであるか、他に類例を発見しないから速断を避けねばならぬが、内柵以内は、柵の重要な部分で、當時の高級指揮者の駐屯所であった爲め、中央のみを通路とし廣くに多人数の出入を許さなかった結果でなからうかと思はれる。」

(1) 外郭北門 (第41・43図、図版20・21)

① S B1200日

桁行3間×梁行2間の掘立柱建物である。棟通り柱4本、北側西2柱、南西隅柱の計6本の柱を検出した。棟通り4本は盛土整地地業の下で検出し、他の2本は柱掘形の下部まで下げて検出した。この2本には工具による切り取り痕が明瞭に見られたので、建て替えに当たり、A期建物の北側柱列及び南側柱列は下方まで掘り下げて切り取りを行い、棟通り4本は地表で切り取りを行ったと考えられる。北側西2柱は直徑70cmのケヤキを用い、掘形底面において柱の周囲をクリ材で東西1.9m、南北1.6mの範囲で削んでおり、これ



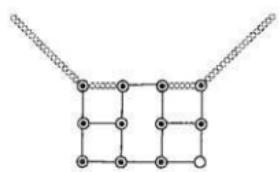
第41図 S B1200外郭北門土壌断面

が柱掘形の平面形を示していると考えられる。

掘形内には建築材の廃材や硬質頁岩の角礫を多く含み、柱は掘形底面よりも135cm沈下している。南側柱列の西2柱は径70cmのクリ材で、同様に周囲をクリ材が埋む。少なくとも50cm以上沈下する。この柱掘形によって切られる別の掘形がごく一部であるが認められた。また、北東隅柱と連続する形で東西に長い掘形があり、これらは最も古い時期の壇地業であると考えられる。

柱の直径は75cmのものがあるが平均66cmで、南側柱列の西2本はクリ材である。建物規模は桁行総長9.06m（東から2.82+3.49÷2.75）、梁行総長7.10（北から3.48+3.62）である。雨落ち溝は確認されなかった。

② S B1200D



桁行3間×梁行2間の掘立柱建物である。柱掘形は約2.2×2.1m、深さ1.4m程度で、南東隅を除く11木の柱が残る。掘形内には建築材の廃材や硬質頁岩の角礫が多く含まれ、十和田a火山灰が混入する。柱の直径は70cmを越えるものがあるが、平均67cmで、南側柱列の西2柱は径65cmのスギ材で長さ145cmが残る。

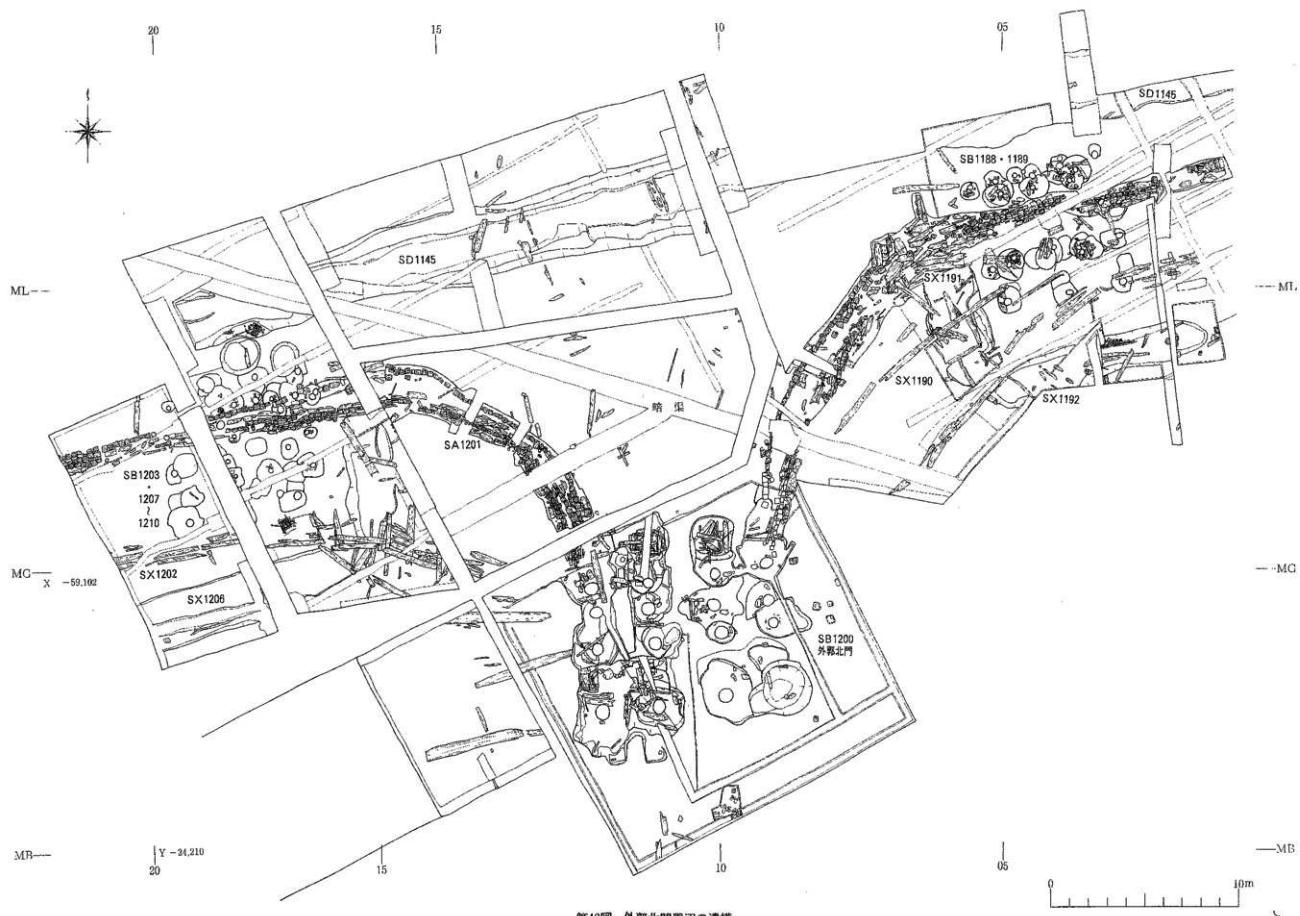
建物規模は桁行総長9.30m（東から3.06+3.58+2.66）、梁行総長6.51m（北から3.19+3.32）である。柱の周囲に割板材を並べ、掘形上面から40~50cm打ち込む場合がある。建物に伴う雨落ち溝は確認できなかった。

建物規模が判明したのは以上のB・D期建物である。しかし、造営回数の再検討を目的に実施した調査によれば各々の掘形に切られる2時期の掘形があり、計4期存在する。すなわち、外郭北門は創建時に盛土整地地業を施した後、東西に連なる浅い掘形を掘り、A期柱を建てた。B期建物はA期柱を抜き取り、A期柱とほぼ同一の位置に構築したが、この柱は135cm沈下し、建て替え時には下方で柱の切り取りを行った。C期柱はB期のそれより1.2ないし1.5m南に移動して建て、建て替え時には抜き取りを行って、D期柱はC期柱とほぼ同じ位置かごくわずか南に建てたと考えられる。

北側柱列の通り間を除く東西両脇間にスギ角材列が遮蔽する。角材の本数は東脇間が5本、西脇間は6本であろう。門の西の整地層上に、門柱3本が東西に横たわる。径約60cm、長さは北から7.2m、5.6m、6.2mである。整地層上であることや、材の東端がD期北門の柱位置に近く、いずれも同方向に並ぶことからD期外郭北門の倒壊によるものかと推定される。

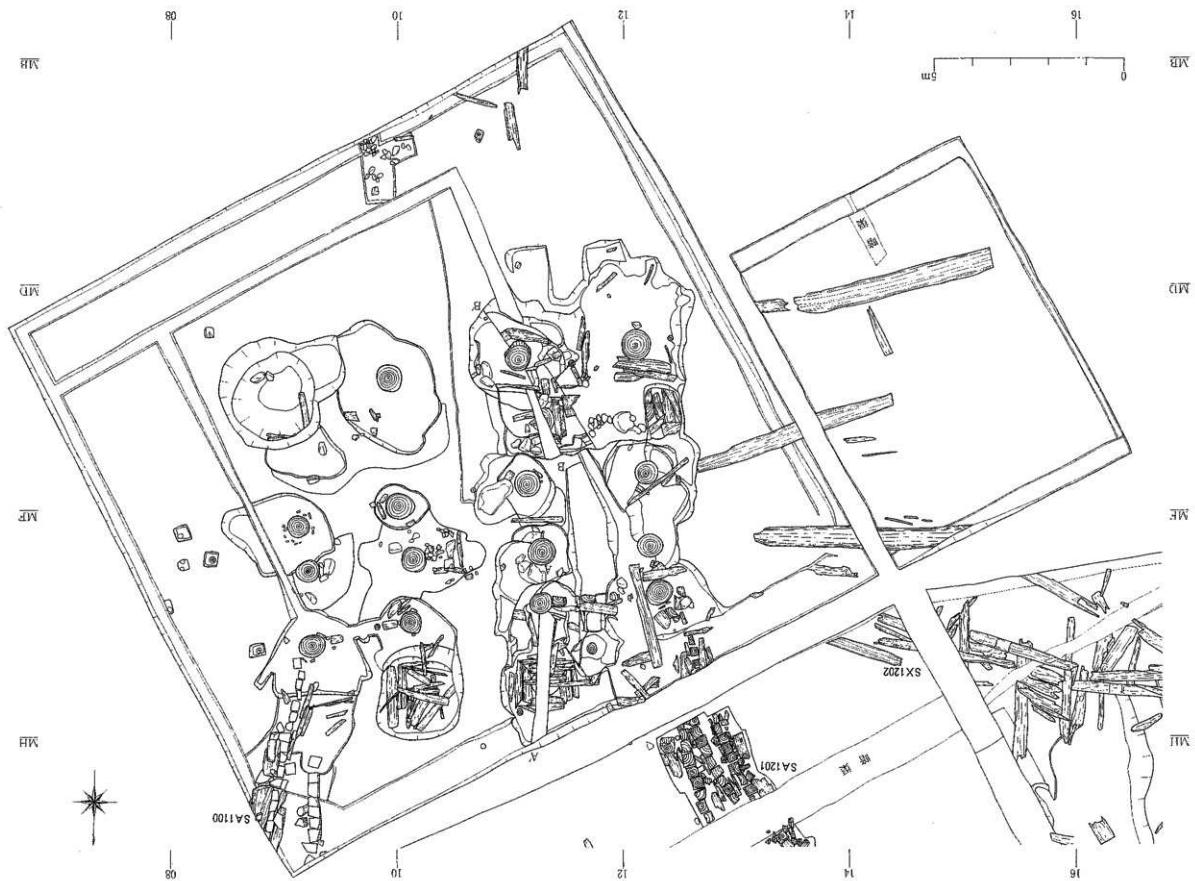
北側西2柱のB期柱切り取り後の埋土に含まれていた廃材に「東北方八」の墨書きがある。廃材は長さ180cm、幅17cm、厚さ6.5cmあり、先端を杭状に尖らせ、その一側面を手斧により12cmの範囲で削り取り、その中に墨書きを記す（第44図1）。また、同じ抜き取り穴の埋土から斎印も出土した（第45図2）。3・4も斎印で、南側西2柱のB期抜き取り穴埋土から出土した。5は楔と考えられ、棟通り西2柱のD期掘形埋土からの出土である。6はD期西妻掘形内から出土した木製の鋸で、全長は不明であるが、現存部の長さ62cm、刃部幅14cm、柄部幅5.6cmである。

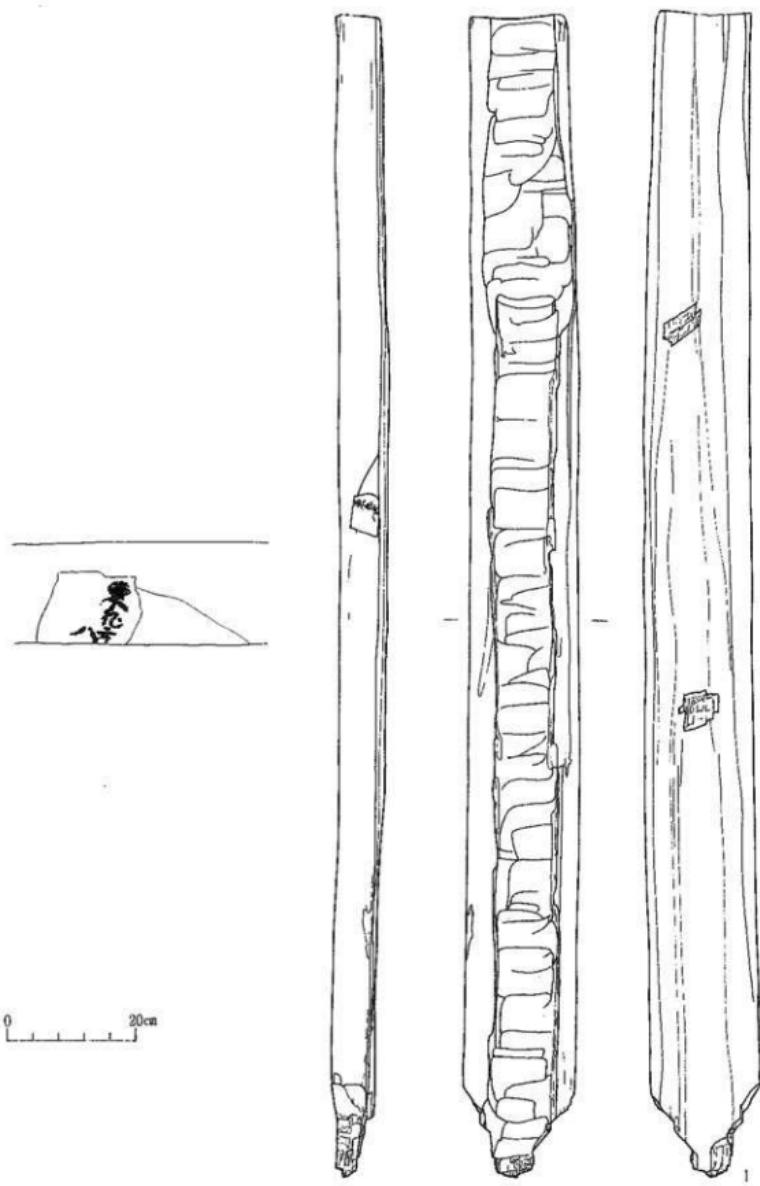
北門に伴う盛土整地層からは須恵器、土師器、瓦が出土した。第46図7~14は須恵器である。7は明赤褐色を呈し、底部切り離しは同軸糸切りによる。底面に「音丸」の墨書きがある。8~11は共作資料で、9の底部はやや丸みがあり、底部と体部の境が稜線をなし、体部がごくわずかに内湾気味と



第42図 外郭北門周辺の遺構

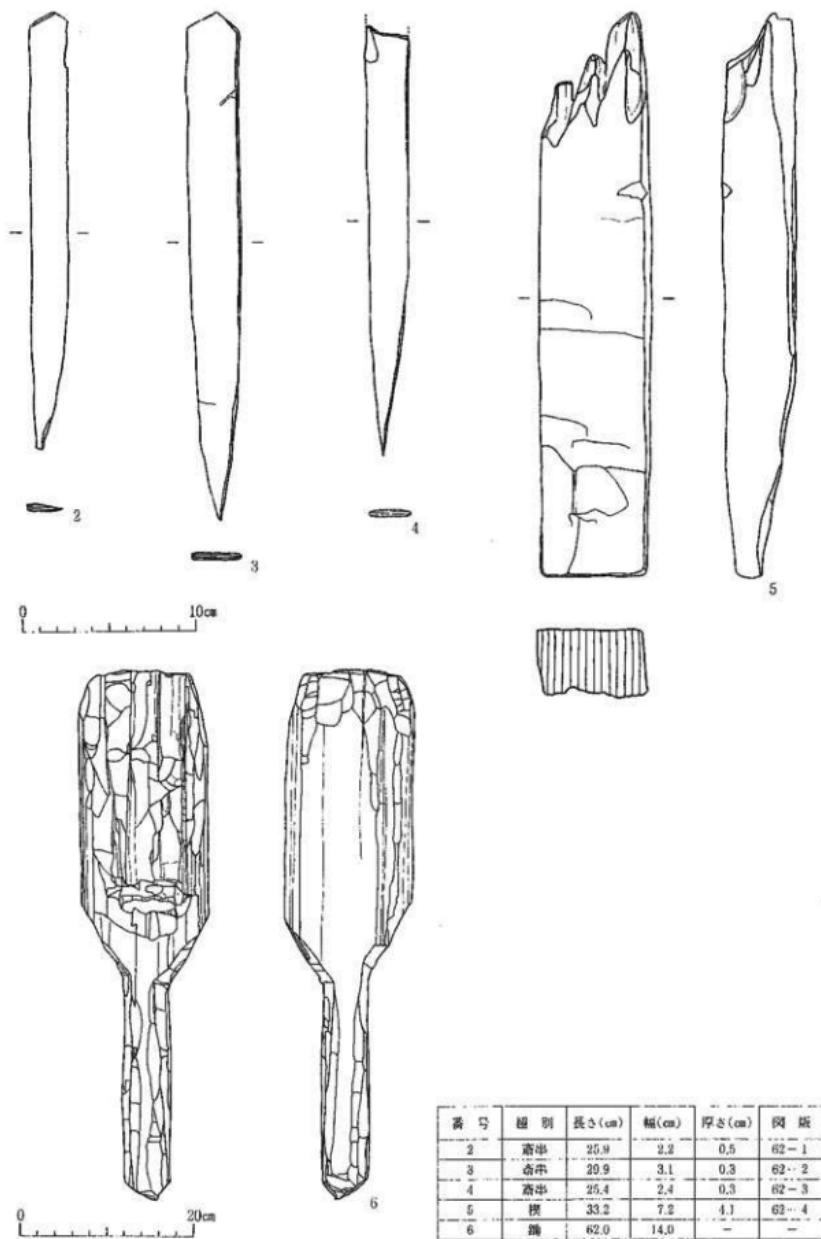
第43圖 S-B1200外觀BPJ



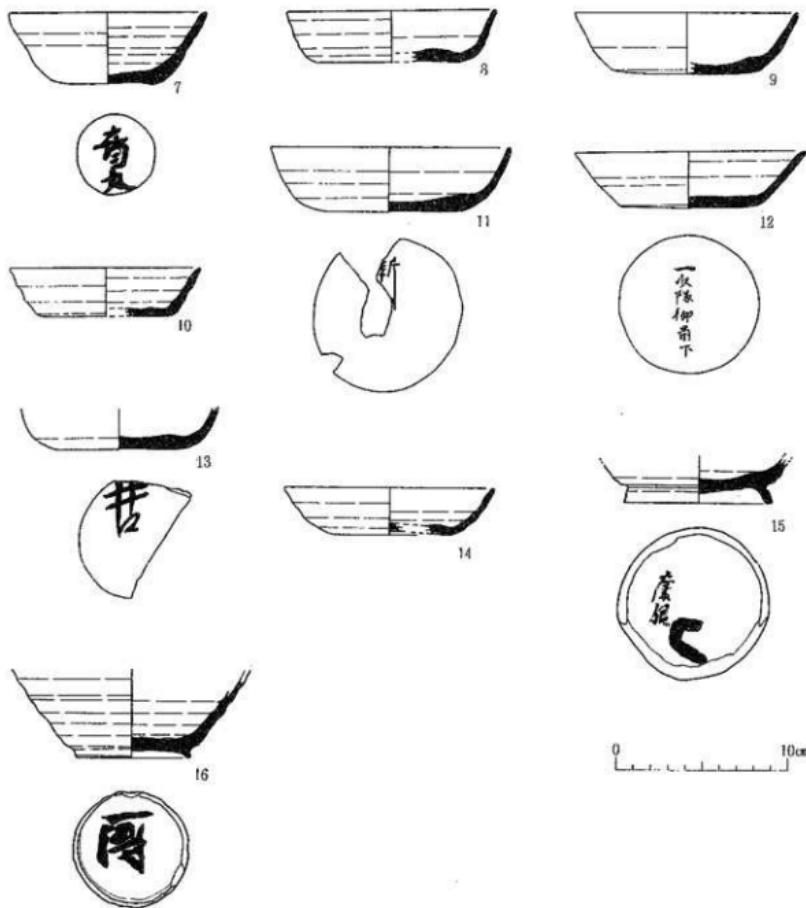


番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
1	施材	180.0	17.0	6.5	分編2-373

第44図 外郭北門柱掘形内の施材

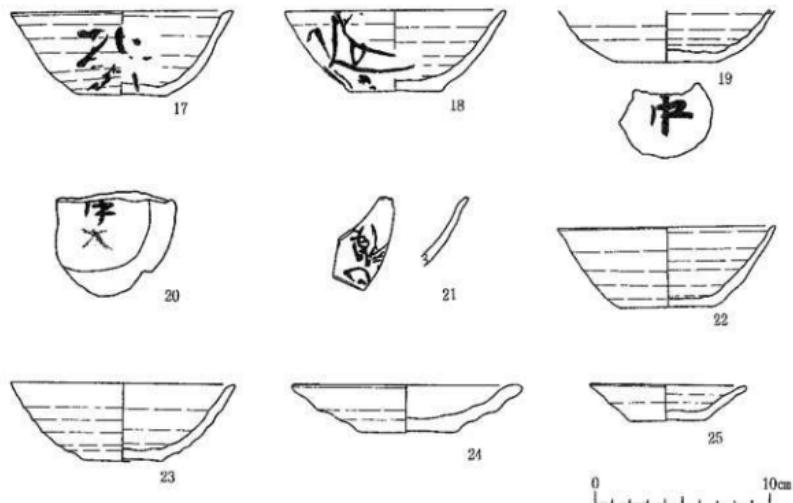


第45図 外郭北門櫓形内出土遺物



番号	種別	器形	出土地点	口径(cm)	底径(cm)	高さ(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	国版
7	須恵器	杯	NIE53	11.7	4.7	4.2	0.40	35.8	41°	-
8	須恵器	杯	MJ89A馬頭村伊西	12.4	8.3	3.1	0.70	25.0	18°	-
9	須恵器	杯	MJ89A馬頭村伊西	13.2	9.0	3.7	0.70	28.0	25°	-
10	須恵器	杯	MJ89・09	11.3	7.7	3.9	0.68	34.5	24°	-
11	須恵器	杯	MH20	14.0	9.4	3.8	0.67	27.1	24°	別編2-366
12	須恵器	杯	MC13	13.7	8.3	3.4	0.60	24.8	39°	別編2-354
13	須恵器	杯	MJ89A馬頭村伊西	-	7.8	-	-	-	-	別編2-344
14	須恵器	杯	MH10	12.4	7.0	2.8	0.56	22.5	30°	-
15	須恵器	高台付杯	NA89材木下	-	高台径 8.8	高台高 0.9	-	-	-	-
16	須恵器	高台付杯	MH10	-	高台径 6.9	高台高 0.5	-	-	-	-

第46図 外郭北門整地層出土遺物（1）



番号	種別	器形	出土地・層位	D径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
17	土師器	杯	MII10	19.2	5.2	5.1	0.40	39.5	26°	別編2-368
18	土師器	杯	MII14火山灰上	12.8	5.4	4.8	0.42	37.5	32°	別編2-355
19	上解器	杯	-	-	5.7	-	0.42	-	-	-
20	土師器	杯	MG08	-	-	-	-	-	-	-
21	土師器	杯	MG12材木下	-	-	-	-	-	-	別編2-357
22	土師器	杯	MII17火山灰下F	12.6	5.4	4.7	0.42	37.3	32°	62-5
23	土師器	杯	MN01火山灰上	14.0	6.2	5.4	0.44	38.6	28°	62-6
24	土師器	皿	MN04火山灰下	13.4	5.8	2.8	0.43	20.8	51°	-
25	土師器	皿	MM09	9.2	4.3	2.3	0.47	25.0	43°	62-7

第47図 外郭北門整地層出土遺物（2）

なる。11の底面に「新」の墨書がある。12は轍地層の最下部から出土した須恵器杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りにより、「一少隊御前下」の墨書がある。13の底面には「井口」の墨書がある。15は須恵器高台杯で、「大津郷」の墨書が、16も低い高台の付く須恵器杯で、底面に「厨」の墨書がある。

第47図17~23は土師器皿で、17は「北門」、18は「延」、19は「中」、20は「中大」、21は「北須」の墨書がある。24・25は土師器皿である。

(2) S A1100材木塀 (巻首図版5)

外郭北門北東隅柱から、S A1100材木塀のスギ角材が連なる。D期材木塀であるS A1100Dはこの門柱に密接しているが、その北方にもう1例が存在する。材木塀はほとんどA期とD期の2例しか残存しないので北方のそれはA期材木塀であろう。北西隅柱からはS A1201D材木塀のスギ角材列が北へ延びている。外郭北門は東西方向の外郭線材木塀から内側に入り込んで構築されるが、材木塀が曲折する「八の字形」部分の距離は、D期の場合、北東隅柱で約15m、北西隅柱で約13mである。門を中心として東西両側に櫓状建物が敷設される。

(3) SD1145溝

外郭線材木塀の北にある溝で、「8 溝」の項でも記述するが、ここでは外郭北門正面の位置に限って述べる。外郭北門の正面では、門の北へ通じる道路や橋の存在を予想し、東西29mにわたり溝底まで掘り下げを行った。門正面にあたる調査区東端の土層断面では約6.0mの幅を確認でき、この位置では当初は他の箇所よりもやや広く設定したらしい。深さは溝の外に水平に堆積する火山灰層から測ると約60cmで、底面は幾分丸みを帯びて中央部が最も低い。堆積土は植物を多く含む黒褐色泥炭が主体で、底部にはスギ材加工時に生じる材木の断片が多く含まれる。

火山灰はこの付近では細かく乱れ、溝底付近まで達している。溝の底よりわずかに上位に、長さ約2m、太さ10~20cmの広葉樹の丸太が3本、幅約60cmで溝に対して直角方向に並んで検出された。また、その付近の溝の南縁に打ち込む杭も見られる。

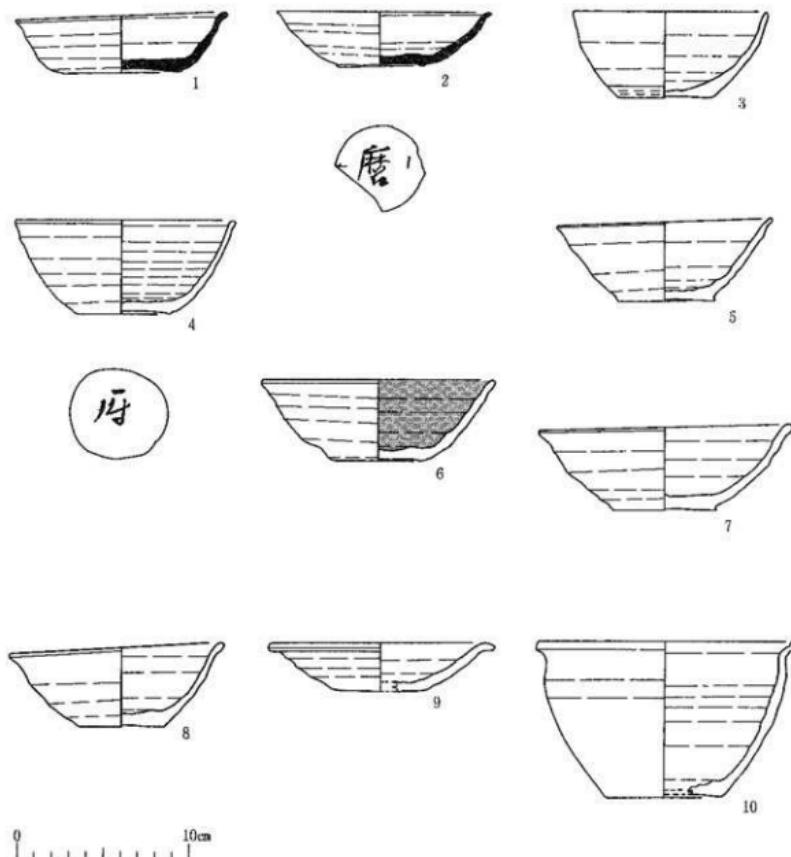
これらは門の正面の位置にあるので、溝を渡るための施設の一部と推定され、初期の段階で太い橋脚を用いない形で架設した橋の上部構造の一部と考えられる。道路状の遺構は特に検出されない。火山灰層が溝の下部まで達している状況は10世紀段階には橋はあえて設けず、半ば浅くなつた溝をかち渡るといったこともなされていたことを示すと考えられよう。

第48図1は須恵器杯で、上半部は灰色、下半部は褐色を呈す。底部切り離しは回転糸切りで、底面に細い線で十字の刻書がある。内面を覗くと転用する。2も須恵器杯で、底部切り離しは回転糸切りによる。内面全体に墨が付着し、外側の体部にも墨痕がある。底面に「塵」の墨書きがある。3・4は体部がやや内湾気味に立ち上がる土師器杯で、3は底部周縁に回転ヘラケズリによる再調整を施し、4は底部に「厨」の墨書きがある。5は内面に黒色処理を施す。6は体部が直線的で、7・8は体部が少し膨らんで、口縁部が外反する。9は皿。10は小型の甕である。

溝の最下層から木製品や木材加工時に生じる木片が多数出土した。第49図11は横櫛で、クリの割材を用い、身と柄が明確に分かれ。身は断面が三角形で、平坦面のほか三角形の端部が敲打によって歪む。12は木鍤で、丸太材を用い、一端を削って尖らすが、他端は平坦である。両方に丸木面を残し、中央部の半分を両側から削り込む。13は鎧。細長の身で、先端を欠き、これをさらに細く削って柄を作る。14は挽物皿で低い高台が付き、内外両面に黒漆をかける。第50図15~17も挽物皿で、15・16には高台が付く。18は細長の材の両端を両側から削って細くしている。19は一側縁に細かいV字状の切り込みを並列する。20は柄のある鎧状工具のようにも見えるが身の両側に途中まで切り込みを入れている。

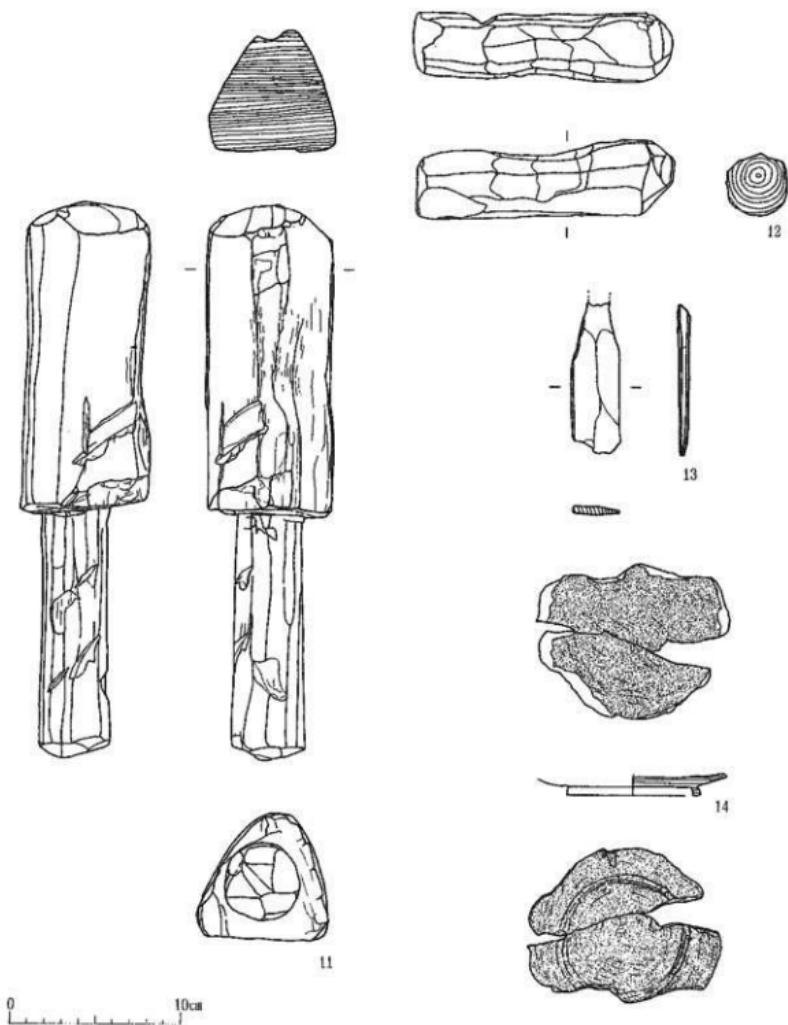
第51図は絵馬で、溝底部から出土した。横18.5cm、縦9.6cm、厚さ0.5cmの長方形のスギ板に、墨で馬の側面像を描く。分断されて3片となっていて後肢部分を欠く。上部中央に小孔があり、紐で懸け吊したか、釘で打ち付けられていたと考えられる。墨線は板面よりも盛り上がっている。馬は左向きで、右の前肢を上げている。たてがみは太い線で描くほか、細い線でも一本づつ描く。背には鞍が乗り、2本の手綱も表現する。体部には斑点があり、尾は少し上に上げている。木目に沿って割れているほか、木目に直行する方向や孔を中心に折れていることから、意図的に破碎して溝内に棄てたものと考えられる。

このほか第86~89号木簡が最下層から出土した（別編2 文字資料集成参照）。



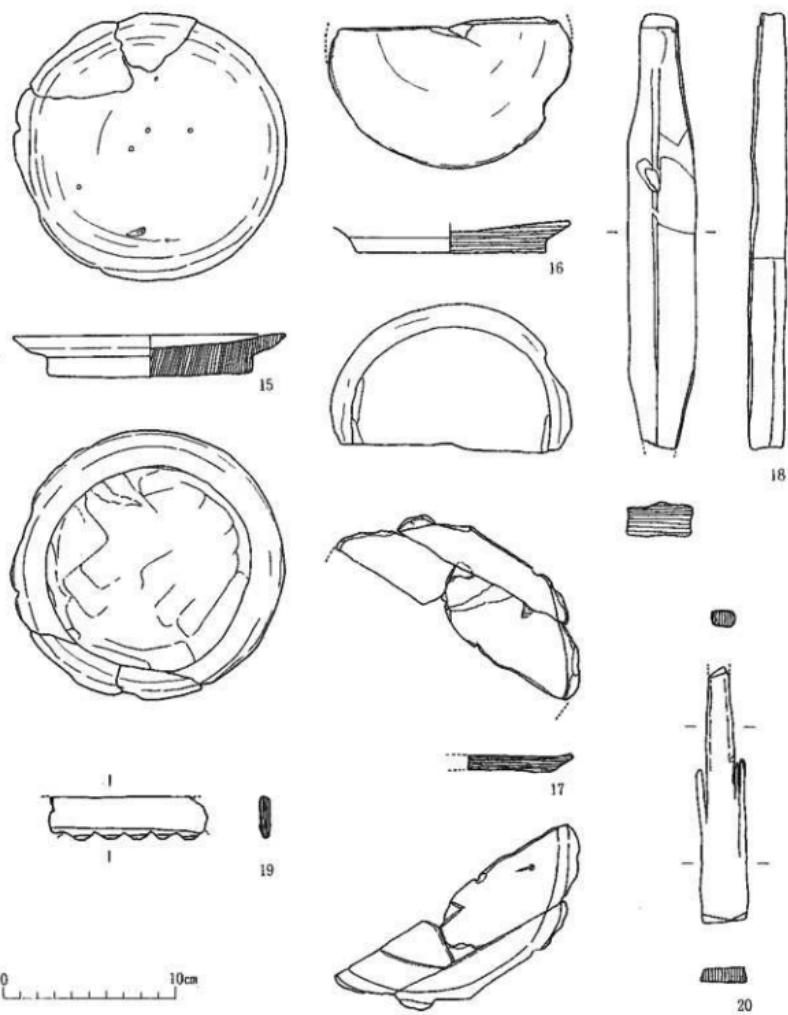
番 号	種 別	器 形	口径 (cm)	底径 (cm)	高さ (cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図 版
1	須恵器	杯	12.8	6.7	3.6	0.53	28.8	34°	62-8
2	須恵器	杯	12.5	5.0	3.4	0.40	27.2	40°	別図 2-359
3	土師器	杯	11.4	5.4	5.1	0.47	44.7	25°	-
4	土師器	杯	12.9	5.6	5.6	0.43	43.4	26°	別図 2-360
5	土師器	杯	12.6	5.4	4.9	0.42	38.8	32°	62-9
6	土師器	杯	13.7	5.1	4.8	0.37	35.0	33°	62-10
7	土師器	杯	14.8	5.9	5.1	0.39	31.4	37°	62-11
8	土師器	杯	12.6	5.0	5.1	0.39	40.4	31°	62-12
9	土師器	皿	13.2	5.2	2.9	0.39	21.9	52°	62-13
10	土師器	甌	15.0	6.8	9.2	0.45	61.3	18°	-

第48図 外郭北門正面のS D 1145出土遺物（1）



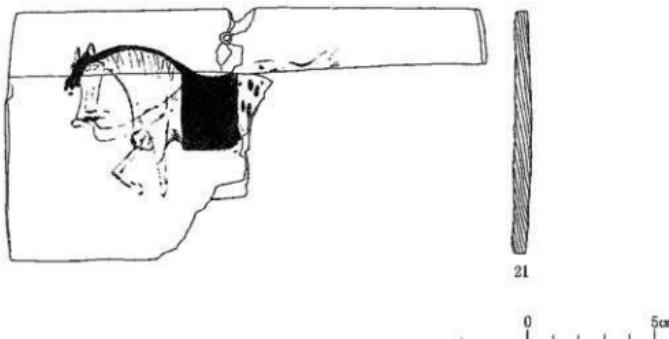
番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
11	横 棒	33.0	7.5	7.2	63-1
12	木 簾	10.0	4.5	4.1	63-2
13	箆	8.9	2.8	0.6	63-3
14	椎 物 直 径(11.0)	底径 7.7		0.6	63-4

第49図 外郭北門正面のS D1145出土遺物（2）



番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
15	挽物皿	径 16.0	底径 11.9	1.6	63-5
16	挽物皿	径 (14.1)	底径 10.8	1.2	63-6
17	挽物皿	-	-	0.9	64-1
18	不明	25.7	3.9	2.0	64-3
19	不明	9.3	2.5	0.6	64-2
20	不明	15.1	2.6	1.0	64-1

第50図 外郭北門正面のS D1145出土遺物（3）



第51図 外郭北門正面のS D 1145出土絵馬

外郭北門東方の遺構

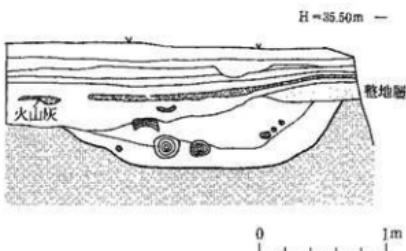
(1) 檐状建物創建時の遺構

① S X1192 (第42・52図)

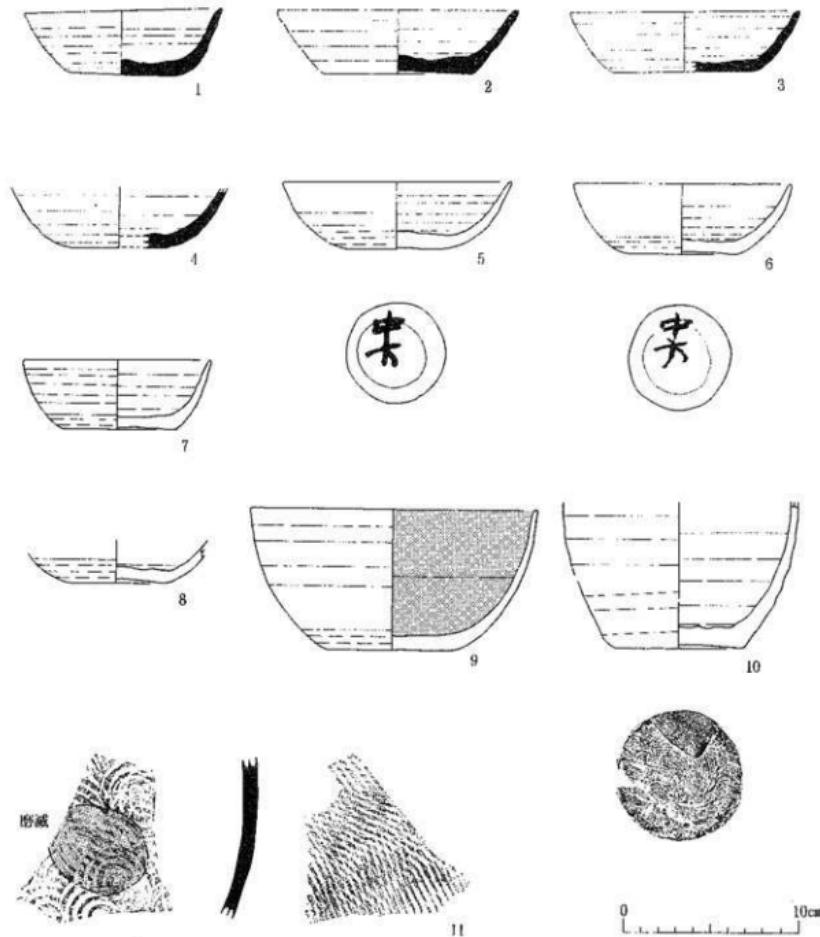
南北約8m、東西12mのL字形をなし、幅2.2~3.2m、深さ50cm程の溝で、北端はS A 1100材木塀まで達している。堆積土は黒褐色土及び灰色粘土で、その上を檐状建物の整地層が部分的に覆う。檐状建物創建時の遺構で、中に土器の他、多くの瓦材、木片、木製品、木筒などを投棄する。整地層に覆われずに残った部分には整地層の上にある黒色の泥炭層が堆積しているので、当初はごく浅く細い溝となって窪んでいたと推定される。創建時に檐状建物の構築予定地の排水を意図したものであろう。

遺構内から出土した木簡、木製品、木片および堆積土の状況が、最初の檐状建物であるS B 1189 A建物の柱掘形のそれと共にすることや、この遺構から出土した須恵器の破片が整地層とS B 1189 檐状建物の南西隅柱掘形から出土したものと接合関係にあったことは、これらS X1192、整地層、S B 1189 Aの時間差が一連の工程上のわずかな時間差であることを示している。

第53図1~4は底部切り離しが回転ヘラ切りによる須恵器杯で、1はこの遺構から出土したものとS B 1189 檐状建物のB期南西隅柱掘形、及び檐状建物の周囲に最初に施した整地層から出土したもののが接合した。内面全体に墨が付着している。2も同様に墨が付着している。5~9は土師器杯で、いずれも底部周縁部から底面にかけて回転ヘラケズリ調整を施しており、殊に8は底面の全面にそれが及んでいる。5・6は底面に「中方」の墨書きがある。9は内面に黒色処理を施す。10はロクロ成形による土師器甕である。11は須恵器甕の転用甕である。

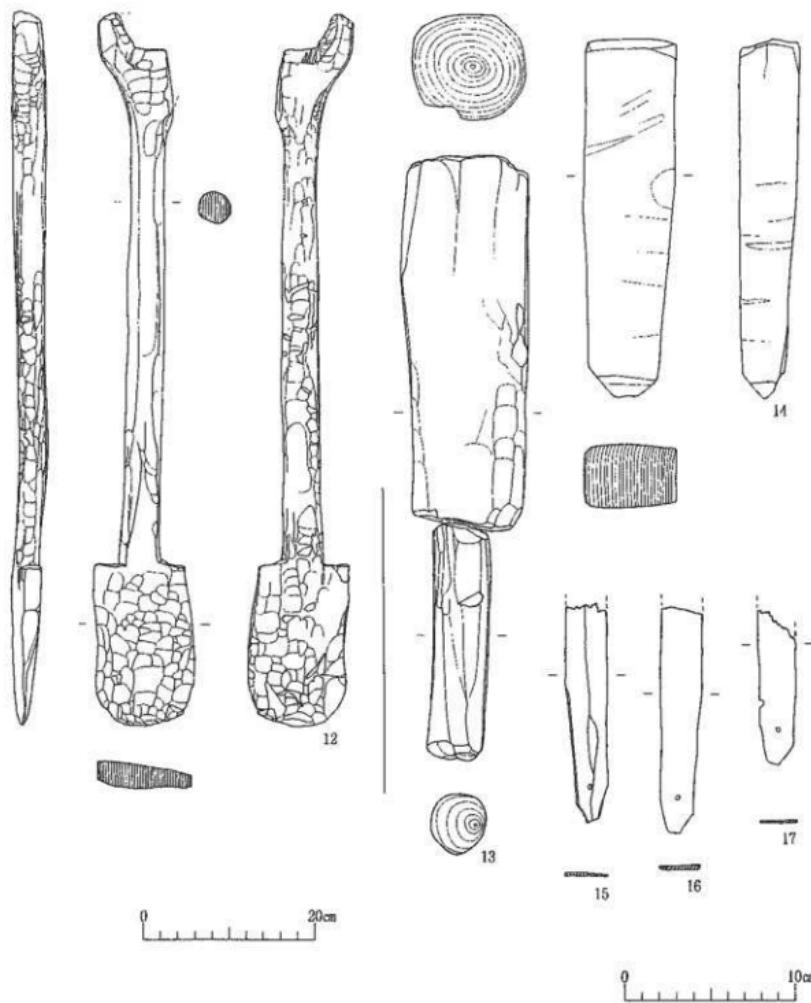


第52図 S X1192 土層断面



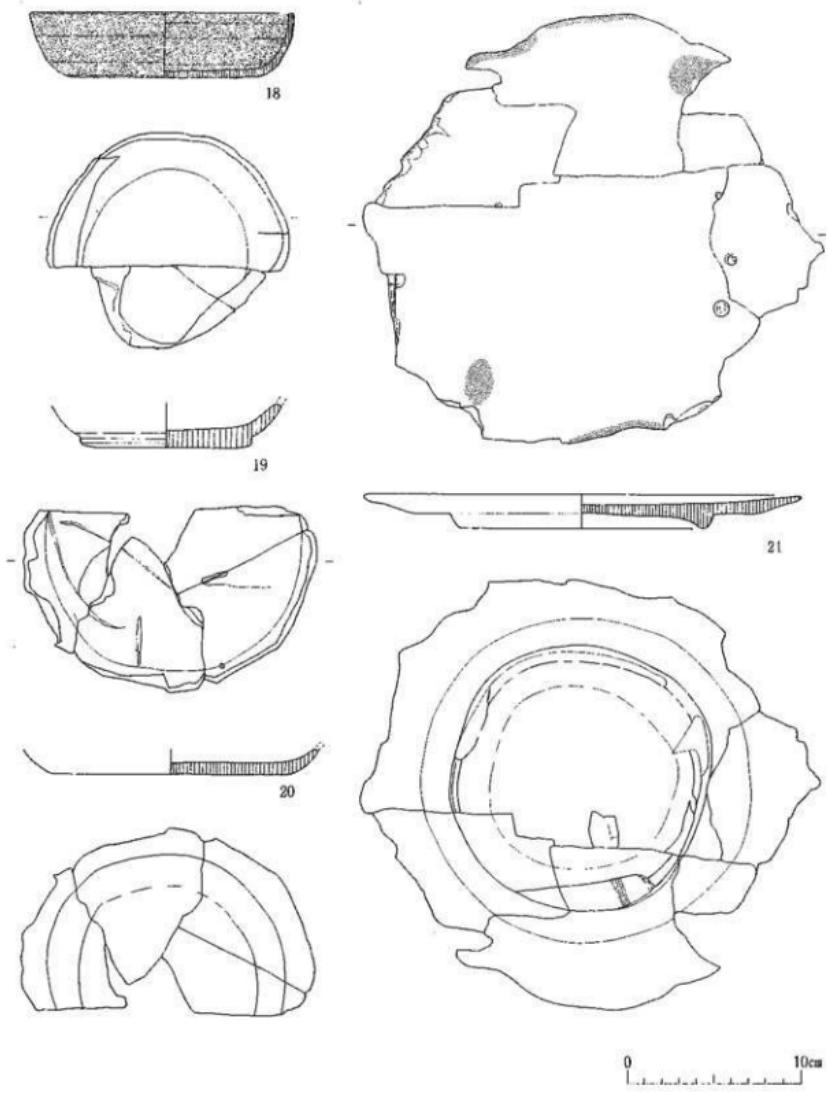
番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底深指数	高径指数	外傾度	図版
1	須恵器	杯	11.4	6.2	4.0	0.54	35.0	20°	64-6
2	須恵器	杯	13.8	8.6	3.7	0.62	26.8	31°	64-7
3	須恵器	杯	13.1	8.2	3.5	0.63	26.7	27°	-
4	須恵器	杯	-	5.6	3.5	-	-	-	-
5	土師器	杯	13.2	5.8	3.9	0.40	29.5	29°	64-8 別図2-342
6	土師器	杯	12.4	6.0	4.1	0.48	33.0	23°	64-9 別図2-343
7	土師器	杯	10.8	6.6	4.1	0.61	37.9	19°	64-10
8	土師器	杯	-	5.2	-	-	-	-	-
9	土師器	杯	16.6	7.2	8.7	0.40	52.4	17°	64-11
10	土師器	甕	-	7.4	-	-	-	-	-
11	須恵器	軽舟型	-	-	-	-	-	-	-

第53図 S X1192出土遺物 (1)



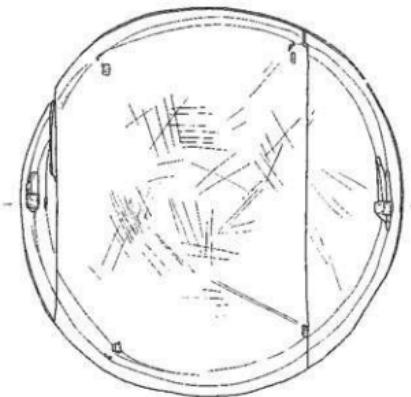
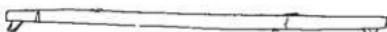
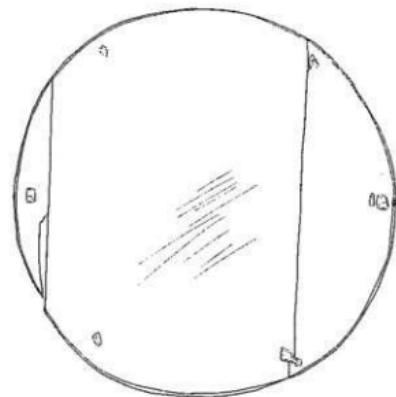
番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
12	鰐	84.4	11.3	3.9	65-1
13	横柵	35.3	7.4	6.2	65-2
14	柵	20.9	5.3	3.8	65-3
15	柵函	12.8	2.4	0.2	65-4
16	柵刷	13.2	2.4	0.2	65-5
17	柵函	9.1	2.2	0.2	65-6

第54図 SX1192出土遺物(2)

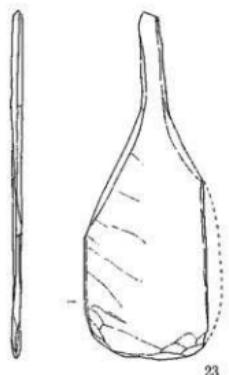


番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
18	挽物皿	径 15.0	底径 8.6	0.5	65-7
19	挽物皿	径 (13.1)	底径 8.2	1.2	65-8
20	挽物皿	径 (17.0)	底径 (13.8)	0.7	65-1
21	挽物皿	径 26.5	底径 14.2	0.7	65-2

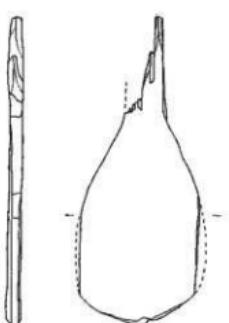
第55図 S X 1192出土遺物 (3)



22



23



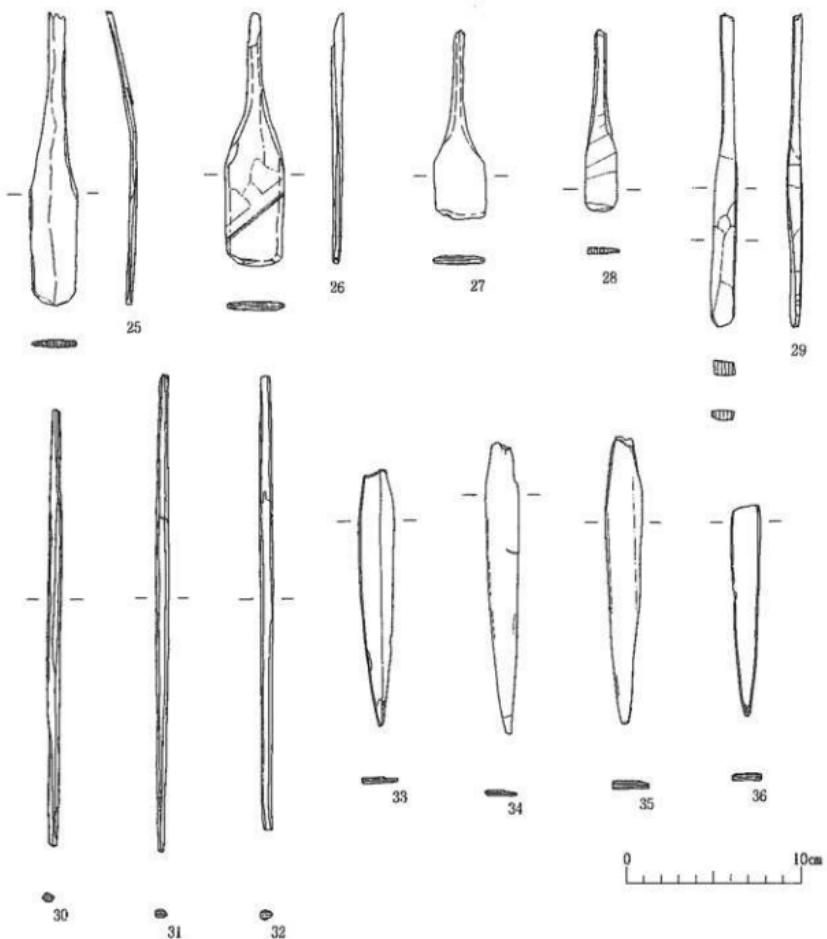
24



22

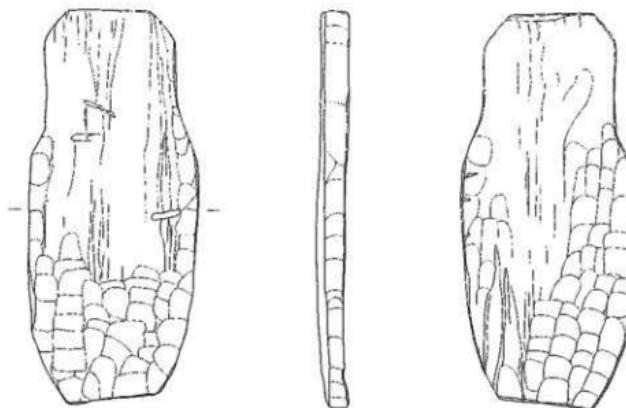
番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
22	曲物蓋板	22.3	22.2	0.7	66-3
23	鉢	20.3	7.3	0.6	66-5
24	鉢	17.9	7.0	1.0	66-4

第56図 S X1192出土遺物(4)

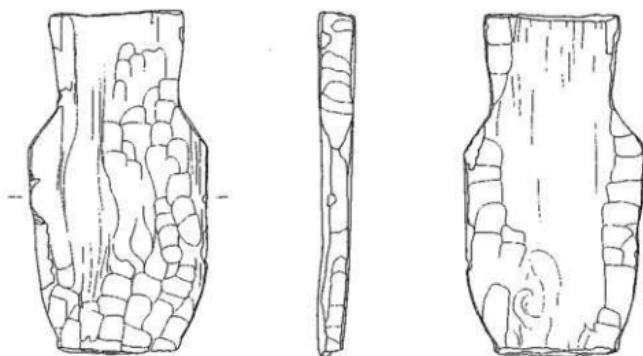


番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
25	器	17.0	2.7	0.4	66-6
26	器	14.7	3.3	0.5	66-7
27	器	11.0	2.9	0.4	67-1
28	器	10.5	1.8	0.3	67-2
29	器	18.2	0.8	1.4	67-3
30	器	25.3	0.7	0.5	67-4
31	器	27.7	0.7	0.5	67-4
32	器	26.4	0.7	0.5	67-4
33	器	14.9	2.0	0.3	67-5
34	器	16.9	1.9	0.3	67-6
35	器	16.6	2.1	0.5	67-7
36	器	12.7	1.7	0.4	67-8

第57図 S X1192出土遺物(5)



37



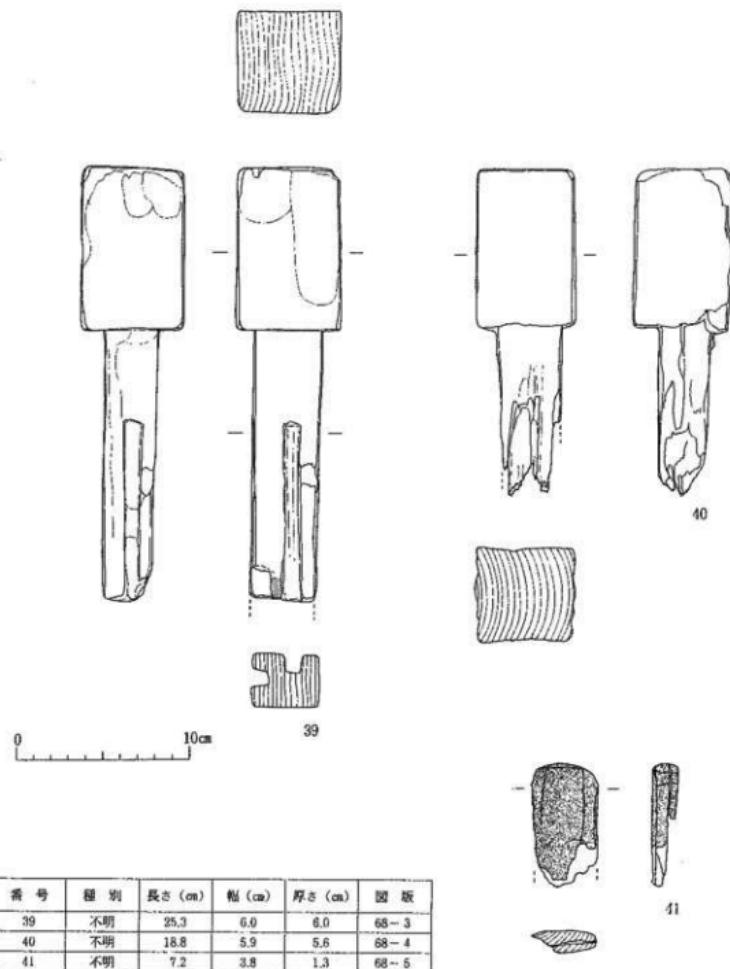
38



0 20cm

番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
37	不明	36.7	19.9	4.0	68-1
38	不明	40.6	21.0	4.3	68-2

第58図 S X1192出土遺物(6)



第59図 S X1192出土出土遺物(7)

第54図12は一木鎌で、柄はわずかに湾曲し、半環状の把手が付くが破損している。身は細かく加工して先端ほど薄くなる。鉄刃の装着部をT字状に残したと考えられるが欠落している。13は横槌で、芯持ち丸材から作り、身と柄が明確に分かれる。身は相対する二面が、敲打によってわずかに窪む。14は楔で削材を用い、刃部は4面から削って尖らす。楔は多く、長さは最大で28.0cm、最小で11.0cm、幅は最大で9.8cm、最小で3.6cmである。15~17は檜扇で3枚が同形同大に重なる。要の孔は1孔で、本の幅は末の方よりも狭い。本の両隅を弧状に切り落とすが、両側でその大きさが異なる。

第55図18は挽物の皿で、内外両面に黒漆をかける。漆は薄く、ロクロ目や木目がよく見える。縦木

取りである。19は低い高台を作り出す。20は高台が付かず、底部中央が厚く盛り上がっている。21は高台が付き、一部が焼け焦げている。

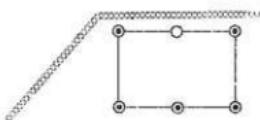
第56図22は蓋板で、直径22.3cmあり、ごくわずかに側板の断片をとどめる。檻皮結合は6箇所で、側板の痕跡が明瞭に残る。23~28は蓋で、柄と身の区別が明確で、23・24はいずれも身幅が約8cmある。29は全体に細身である。

第57図30~32は箸で、折損したものが多数出土したが、両端が残り全長を知りうるものは10本で、その平均長は26.2cmである。33~36は斎串で、33~35は頭部を欠くが、主頭状に加工したと思われる両側からの削りが見られ、下端部を尖らせている。36はこの削りも残らないが、同様に下端が尖る。

第58図37・38は上部が平坦で、その下が細くくびれるが体部は幅広くなり、しだいに弧を描いて細くなり下端に至る。下端は平坦である。組み合わせ勘の身の木製品か。第59図39は一辺6cm、長さ9cmの直方体の頭部に全体を細くした棒状の部分が付き、その隣接した二面には溝が彫られる。40はわずかに小さくなるが、ほぼ同様の形状である。41は平面形が隅丸の長方形で、断面は中央部が丸く膨らむ。両面と周縁部を平滑に削り、黒漆を塗っている。

(2) 檜状建物 (第60・61図、図版22)

① S B1189A・B

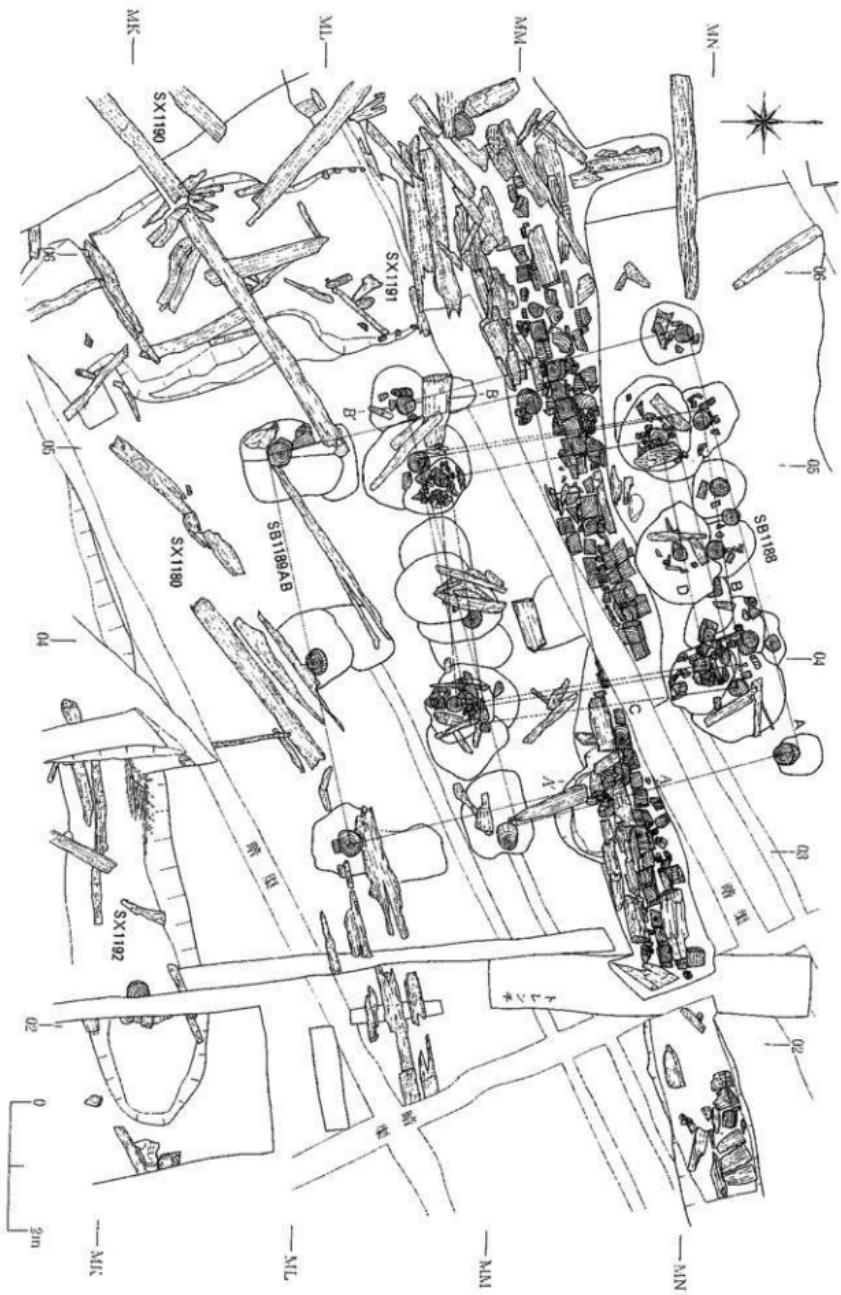


材木塀の南側にある桁行（東西）2間×梁行（南北）1間の東西棟掘立柱建物跡である。地盤が極めて軟弱であるので整地層を施す。整地層は泥炭層の上に黒色土と灰色粘土の混じる土を用い、厚さ5~15cmで、東西・南北ともに約12mの広がりがある。その北端は材木塀の北に平行するSD1145溝の南縁に達し、南端と西端はSX1192の一部を覆いながらその中に落ち込む。本建物の構築に際し、最初に施した整地層であるが、柱の頂部や柱掘形はこの整地層を剥がさなければ検出できなかった。

建物はA・B2時期あり、B期の建物規模は桁行総長が南側で6.20m（東から2.9+3.3）、梁行は東側で4.4mである。柱根は北側中央を除く5本が残り、いずれも芯のある広葉樹で直径36~40cm、南側中央の柱が少し東に傾くほかはほぼ直立している。南側3本の柱は、建て替えにあたりA期よりも南に柱を移動させている。断ち割りを行った南西隅柱では、東西1.2m、南北1.55mの掘形に、長さ1.0m、直径40cmの柱根があり、埋土とともに根固めの材が入れられている。北東隅柱は、建て替えにあたり柱を北西に移動させており、長さ1.50m、直径36cmの柱根が残る。柱は掘形底面よりも約60cm沈下し、D期材木塀の角材がこの柱の北に接している。また、D期材木塀の根元を固定するための材が柱の上に覆っている。SB1188A-1・2建物の掘形によってこの建物の東西両側中央の柱が失われていることも考えられ、梁行2間である可能性は残る。

SB1188A-1・2櫛状建物との新旧関係は、直接の柱掘形の重複では不明であるが、SB1188A-D櫛状建物はいずれも材木塀をまたぐ形であることから、このSB1189の方が古ないと推定される。A期材木塀と、この建物の北側柱列との距離は90cm~1mである。北東隅柱掘形の断ち割りでは両者の前後関係の有無はつかめなかった。B期建物の北東隅柱と南西隅柱の樹種はそれぞれ、もくせい科のヤチダモ、もくれん科のコブシである。SX1180・1190木道はSB1189櫛状建物よりも新しい。

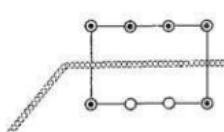
北東隅柱の断ち割りの際にA期柱掘形内から木簡12点のほか、串・楔（第62図1~5）・箸等の木



第60図 外城北門東方の構造遺物

製品、木片、材木の削り屑、須恵器杯・上師器杯の小破片が出土した。埋上の状態はS XI192のありかたとよく似ており、時期的にも極めて近いと考えられる。B期の南西隅柱掘形から出土した須恵器杯の破片が、S XI192および檜状建物の周間に最初に施した整地層から出土した破片と接合した。

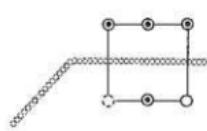
② SB1188A-1・2 (図版23)



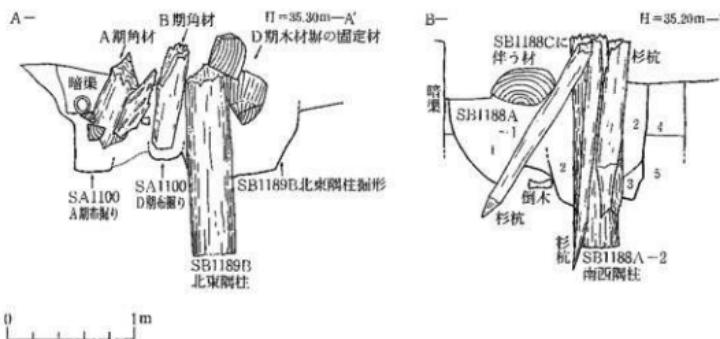
材木塀をまたぐ形の、桁行（東西）3間×梁行（南北）1間の東西棟掘立柱建物跡で、2時期ある。A-2期の建物規模は、桁行総長が北側で6.80m（東から1.8+2.5+2.5）、梁行総長は西側で4.50mである。柱掘形は南東隅柱では東西4.15m、南北1.0mの規模がある。北側4本の柱列と南東隅および南西隅の計6本の柱根が残存し、直徑はいずれも30cm前後で、樹種はスギと広葉樹が各々3本である。柱の周囲にはスギの杭を數本打ち込んでいる場合がある。南西隅柱は建て替えにあたり柱を少し南に移動し、北東隅柱は南に、南東隅柱は東にそれぞれ大きく傾いている。

北側の東から3番目の柱ではA-1期の柱が残っているが、柱が南に傾いているとともにA-2期の柱によって掘形が切られていって、掘形の線は平面では見えず断面の下方に見られるだけである。さらに、柱が傾いた際に柱の下部が掘形の外にはみ出している。南西隅柱の場合、柱の下に礎盤ではなく、柱が柱掘形底面よりも30cm程沈下している。A-1期の南西隅柱掘形から上師器杯（第62図6）、A-2期の柱掘形から箸（7）が出土した。

③ SB1188B

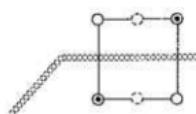


材木塀をまたぐ形の、桁行（東西）2間×梁行（南北）1間の掘立柱建物跡である。北側に直徑30cmのスギによる柱根が3本、南側中央に直徑34cmの広葉樹を用いた柱根が1本残存する。建物規模は、桁行が北側で総長4.0m（2.0m等間）、梁行もほぼ4.0mと推定される。南西隅の柱掘形はC・D期の柱掘形に切られていて平面では全く見えない。また、北東隅柱はかなり北西に傾いている。柱の周囲にはスギの杭が打ち込まれている。



第61図 SB1188・189土層断面

(4) S B1188C



材木塀をまたぐ形の、桁行（東西）2間×梁行（南北）1間の掘立柱建物跡である。B期建物の柱掘形を切って4本の隅柱の掘形が残り、そのうち北東隅にはスギ、南西隅には広葉樹を用いた直徑30cmの柱根が残る。建物規模は東西・南北ともに約4.2mかと推定される。柱掘形は他の時期に比べて大きく、長軸1.7m程の楕円形で、柱の周囲にスギ角材を打ち込むほか、横に入れた材もある。北側の中央には柱の抜き取り穴と考えられるものがあり、中に柵木と同様のスギ角材が斜めに入っている。北側中央の柱抜き取り痕から木製の楔（第62図8）が出土した。

(5) S B1188D

材木塀をまたぐ形の、桁行（南北）1間×梁行（東西）2間の掘立柱建物跡で、建物規模は北側で3.7m（1.85m等間）、東側で3.9m、西側は3.5mである。柱掘形は6箇所あるが、位置により規模が大きく異なっており、北側中央柱の場合長軸1.6m、短軸1.2mほどの楕円形であるが、南西隅柱では、長軸1.0m、短軸0.7mにすぎない。これは残存する古い時期の柱によって掘形の大きさが制約されているためであろう。南側中央の柱は耕作者によって抜き取られ、掘形内の材も移動しているが、他の5本は残っていて、直徑25～30cmのスギと広葉樹を用いている。柱掘形には柱を囲んで打ち込んだ材のほか、古い時期の柵木と思われる材も横に入れられている。埋土には火山灰が混じる。

柱掘形は柵状建物の中では最初に検出され、その際に建物周間に火山灰と混じって黄褐色の粘土粒が東西・南北ともに約8mの範囲で分布していた。本建物に伴う整地層で、S B1189柵状建物に伴う最初の整地層よりは約10cm上位にある。建物はS A1100D材木塀をまたぐが、材木塀は南北方向の柱間の中間ではなく、おおよそ建物北側柱列の南1.3mの位置を通っている。北西隅柱掘形から斎串（第62図9）が出土した。

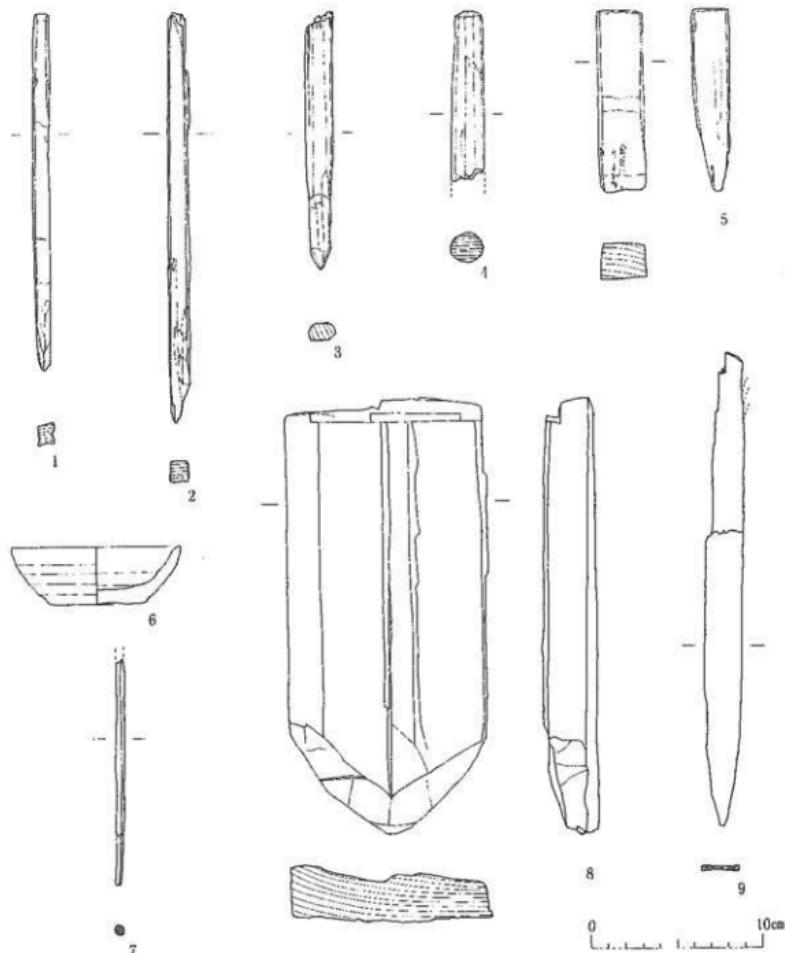
(3) S A1100材木塀 (図版22)

外郭北門付近では長さ90cm～1mの材木が外郭北門の方にやや傾いて残り、抜き上げた古い材木を、C期の布掘りに横に入れてD期材木塀の下部を固定するほか、D期材木の北に立てる場合もある。この付近ではA期材木塀との距離は1.8m程あり、かつ、A・B期材木塀とC・D期材木塀の間がおおよそ80cm程開いている。この部分では、A期材木塀もD期のそれも直線ではなく全体として弧を描いて北門の北東隅柱に取り付く。D期の場合、この部分の材木塀の長さは約18mである。

(4) 木道

(1) S X1190 (巻首図版5・図版24)

S B1188柵状建物の南西隅柱付近から南西方向に材木を1列に並べた木道である。材木は3本あり、いずれも樹種はスギで、火山灰層の上に堆積した厚さ2～3cmの泥炭層の上に置かれている。最も東にある材木はS B1189柵状建物の南西隅柱掘形の上にかかり、材の両端が残存していて全長は4.60m、幅28cmである。地表に近い上面の腐食が激しく厚さは10～15cm程となっているが、下面は平坦である。両端にそれぞれ2箇所の日渡孔があり、材の東端から1.2mの位置に貫穴が痕跡となって幅30cmで溝



番号	種別	出土遺構	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	回版
1	串	SH1189A	15.7	1.0	1.3	68-6
2	串	SB1189A	23.8	1.2	1.2	68-7
3	串	SH1189A	14.9	1.6	1.0	68-8
4	串	SB1189A	9.9	2.0	1.8	68-9
5	裡	SH1189A	10.6	2.7	2.1	68-10
7	管	SB1188A	13.2	0.5	0.6	-
8	裡	SH1188C	26.3	11.6	3.0	69-1
9	串	SB1188D	27.5	2.3	0.3	69-2

番号	種別	器形	出土遺構	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	回版
6	土師器	杯	SH1188A	9.8	5.2	3.3	0.53	33.6	26°	-

第62図 S B1188・1189出土遺物

んでいる。中央の材木は東端が残り目歛孔もあるが、その西端は腐食していて残存長は3.76mである。この材木にも東端から1.2mの位置に幅25~30cmの貫穴痕跡がある。材の東端部の下には火山灰を掘り込んで材と直角方向にスギ材が入れられている。下にS X1192の掘り込みがあり、木道の沈下を防ぐための措置と考えられる。最も西にある材は両端とともに腐食して残存せず、長さは3.4mである。しかし他の2本と同様に幅40cmの貫穴痕跡がある。

これら3本1列となる材木は、残存長約12mで、火山灰の上にあることから外郭線D期の仕事で、D期のS B1188D櫓状建物と外郭北門を結ぶ木道である。材木はいずれも貫穴のあるスギ角材で、柵木であると考えられ、C期材木塀からの転用か、あるいはD期材木塀と同じ材木を木道として使用したものと推定される。しかし、最も東にある長さ4.60mの材木の両端を見ると貫穴のある方がない方に比べ、より多く腐食しているので、貫穴のある方が材木塀の上方で、C期材木塀に使用していたものからの転用材であることが明らかである。この材の貫穴痕跡の外側に「山本」の刻書が施されている（別編2 文字資料集成40ページ）。文字は幅23cmの材木の中軸線に沿って、縦32.7cm、横11.3cmの大きさに彫られている。

② S X1191 （第60図）

S B1188・1189櫓状建物の西に並べて置かれた2本の材木である。樹種はスギで、上部や両端の腐食が激しいが、北側のそれは長さ2.73m、幅25cm、厚さ15cm、南側のそれは長さ2.75m、幅30cm、厚さ10cmある。2本が密接していて、2列合わせた幅は55cm程であるが、北側にD期材木塀の根元を固定するための材木があり、これらを置く際に北側の材木が排除されたことがないとは言えない。2本ともに火山灰層の下から検出され、材の東部は青灰色粘土を用いた最初の整地層に密着して置かれているので、この2本の材木は櫓状建物の中でも古い段階に外郭北門との間に置かれた木道のごく一部であろうかと推定される。

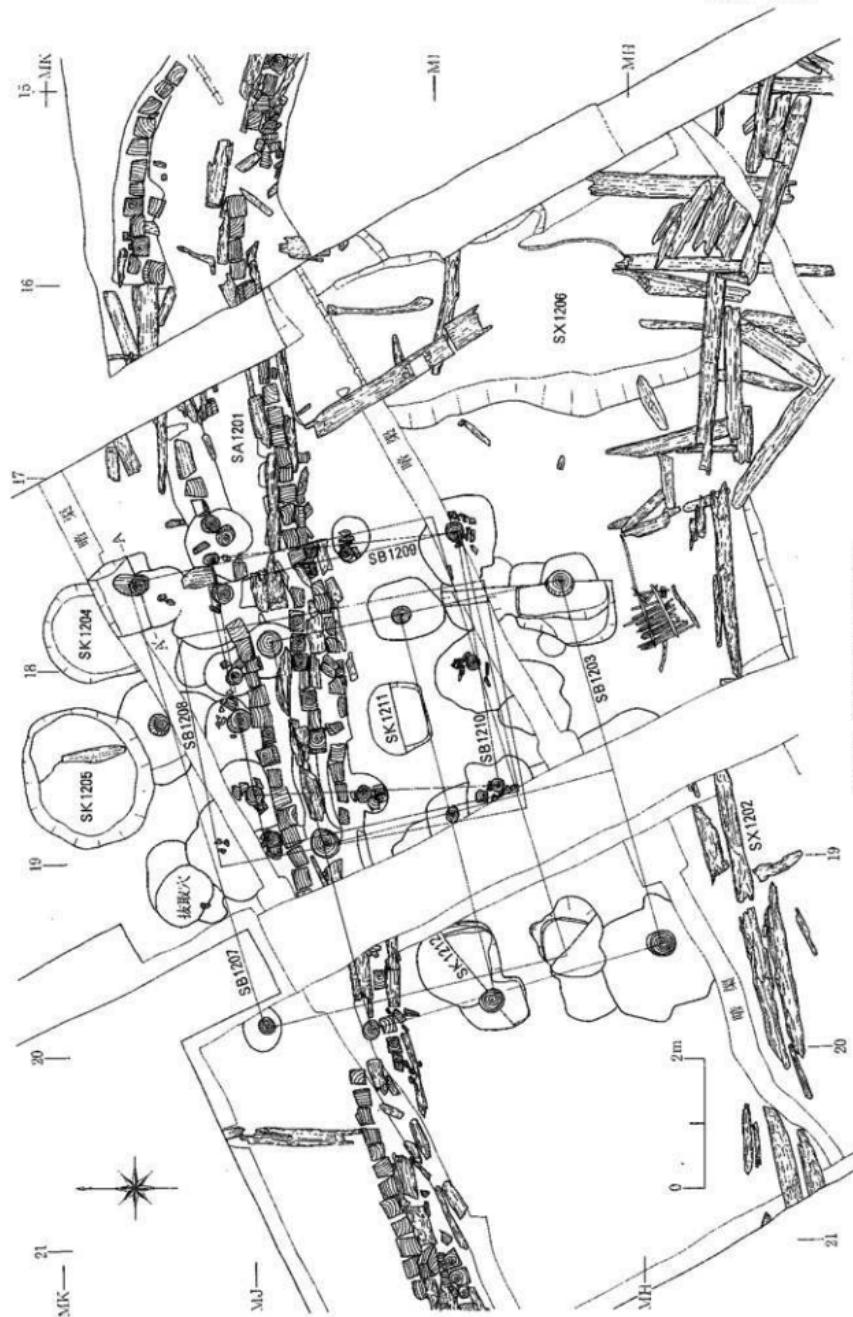
外郭北門西方の遺構

（1） 樫状建物創建時の遺構

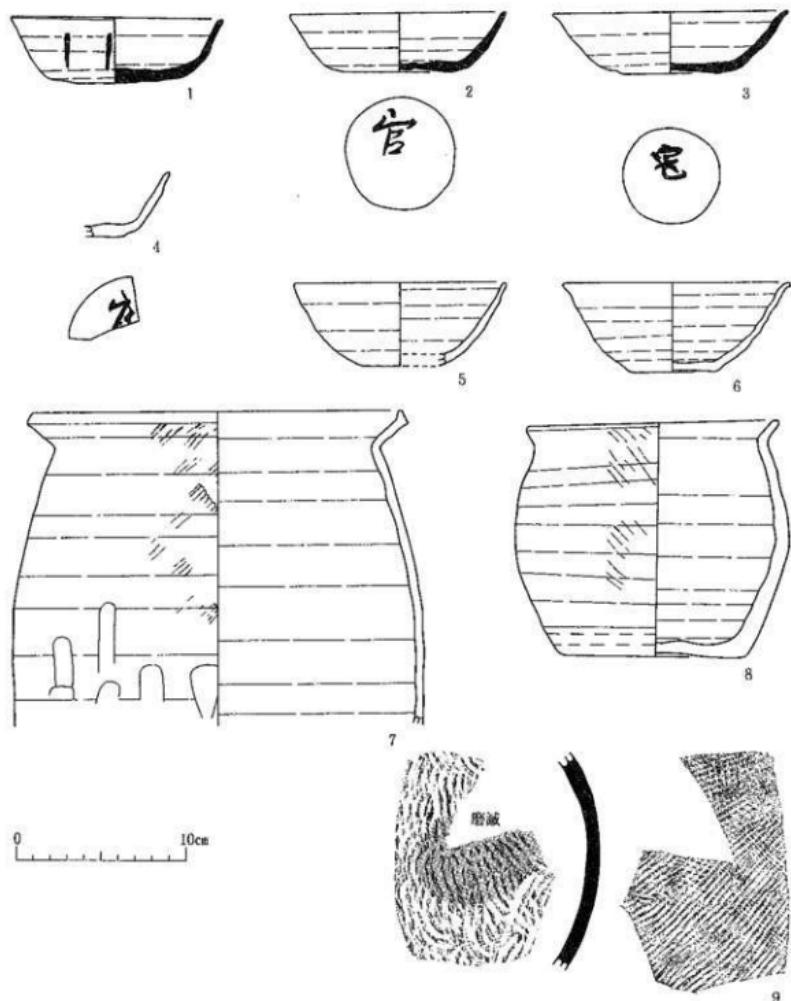
① S X1206 （第40図）

櫓状建物の東側と南側にある溝で、東側の溝は長さ6~8m、幅2.5m、深さ40cmあり、北端はS A1201材木塀に達する。南側の溝の長さは少なくとも約12mあり西端は調査区外に及ぶ。幅約2.8m、深さ40cmである。連続して逆L字形となっているものと思われ、S X1192とは外郭北門を中心として左右対称の形である。櫓状建物に伴う整地層が溝内に落ち込んでいる。創建期の排水を目的としたものでS X1192に対応する。溝の上方に十和田a火山灰層が下に堆積しているので、火山灰が降下した10世紀前半にもごくわずかに窪んだ状態となっていたと考えられる。

整地層の下の堆積土から土器、木製品、木片などが投棄されて出土した。第64図1~3は須恵器杯である。1は全体が灰色で硬く、底部切り離しは回転ヘラ切りで、体部に「門」かと考えられる墨書きがある。2は全体が灰色で硬く、底面に「官」の墨書きがある。3は灰黄褐色であるが硬く、底部切り離しは回転糸切りによる。底面に「宅」の墨書きがある。遺構内堆積土の中程、火山灰層に近い層位から出土した。4~6は十和田器である。4は底部切り離しが回転ヘラ切りで底面に「官」の墨書きがある。5は底部切り離しが回転糸切りで、体部が幾分彫らみ、口縁部の外反はほとんどない。6は底部

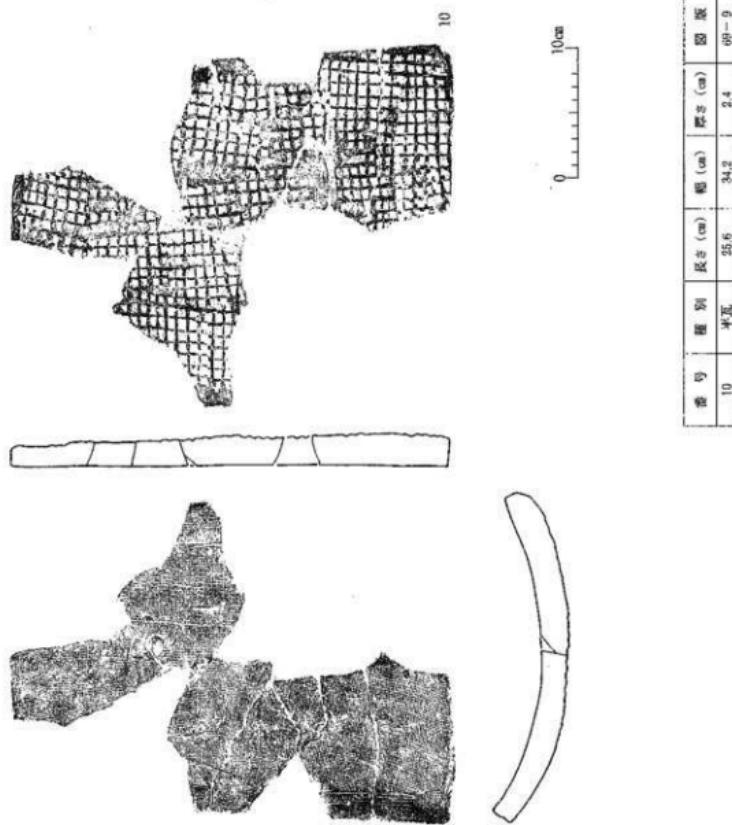


第63図 外郭北門西方の構造建物

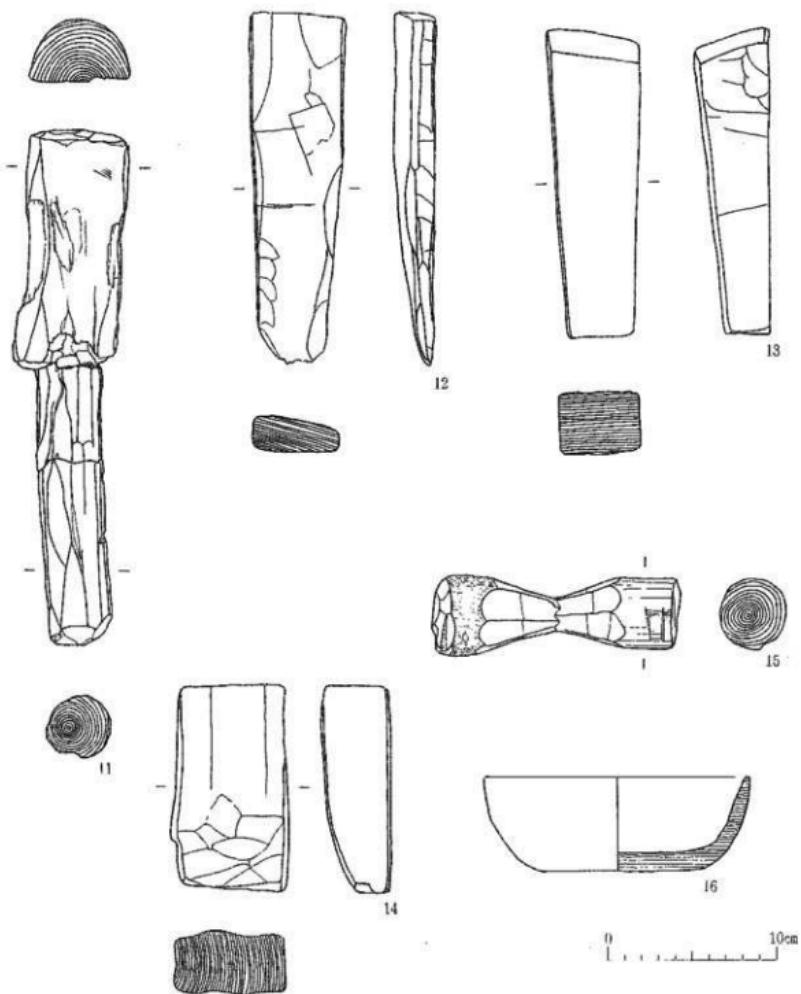


番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	高さ(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
1	須恵器	杯	12.4	7.8	4.0	0.62	32.2	26°	69-3 別編2-362
2	須恵器	杯	12.6	6.5	3.6	0.28	28.5	27°	69-4 別編2-363
3	須恵器	杯	13.8	5.8	3.7	0.42	26.8	31°	69-5 別編2-364
4	土師器	杯	-	-	-	-	-	-	別編2-365
5	土師器	杯	12.4	4.8	4.9	0.38	39.5	26°	-
6	土師器	杯	13.4	5.1	5.3	0.38	39.5	29°	-
7	土師器	壺	21.6	-	-	-	-	-	69-6
8	土師器	壺	14.8	10.8	14.1	0.72	95.2	-	69-7
9	須恵器	軸用鏡	-	-	-	-	-	-	69-8

第64図 SX1206出土遺物(1)

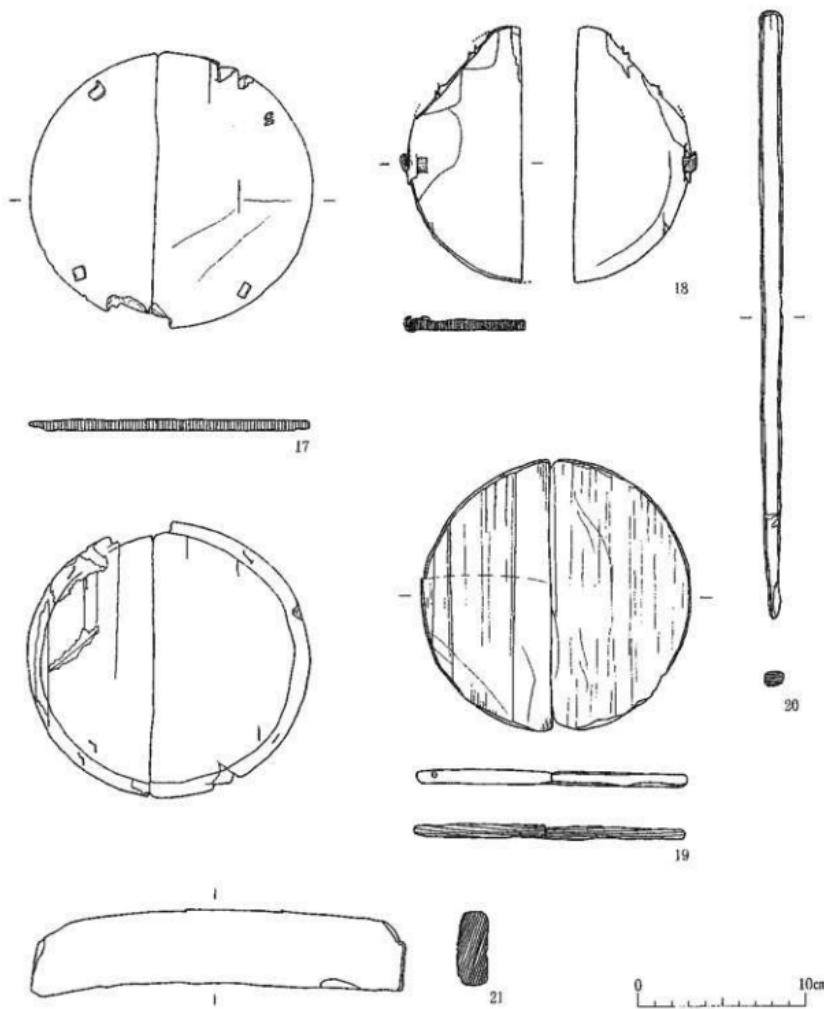


附65圖 SX1206出土遺物（2）



番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	回数
11	横紐	30.7	6.7	3.7	70-1
12	楔	20.8	5.6	2.1	70-2
13	横	18.2	5.5	3.6	70-3
14	横	12.2	6.9	3.8	70-4
15	木匙	14.7	4.8	3.9	70-6
16	焼物柄	径 15.8	底径 9.5	1.0	70-5

第66図 S X1206出土遺物(3)



番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
17	曲物蓋板	径 16.4	16.5	0.7	71-1
18	曲物蓋板	径 (15.0)	7.1	0.9	71-2
19	曲物蓋板	径 16.1	16.0	0.8	71-3
20	弔	36.1	1.5	0.9	71-4
21	把手	22.1	4.3	1.8	71-5

第67図 S X1206出土遺物(4)

切り離しが回転糸切りで、堆積土の上方からの出土である。7は長胴壺で、ロクロ成形後、下半に縦方向のヘラケズリを施す。8は小型の壺で、全体が淡い灰黄褐色で、底部周縁に回転ヘラケズリを施す。9は須恵器壺破片を用いた転用硯である。土器は以上のうち3・6を除いたものがこの遺構に確實に伴う土器である。第65図10は平瓦で、縦35.5cm、横25.5cmの大きさである。凹面に布目痕、凸面に格子叩き目があり、小口面や側縁にヘラケズリ調整を施す。

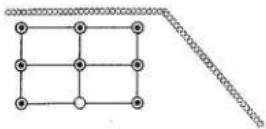
第66図11は横槌である。芯持ち丸太材から作り、身と柄は明確に分かれ。身よりも柄が長く、身の一方が敲打によってわずかに窪む。12~14は楔で、スギ、広葉樹の割材を用い、片面から刃部を作る。刃部は12のように薄いものと、13のように角張って厚いものがある。14の頂部は鋸による切断痕が明確に見られる。15は木鍤で芯のある丸太材を用い、一方に丸木面、他方には樹皮も残す。材の中央部に向かって両方から円錐状に削り込む。16は挽物の楔で、扁平な底部から体部が内湾して立ち上がる。横木取りで、内面を黒色に塗る。

第67図17は曲物の蓋で、直径16.5cm、桿皮結合は4箇所で、外縁を薄く削る。18も蓋で、桿皮結合は1箇所が残るだけであるが、4箇所と推定される。側板の痕跡が残る。19は底板で、直径16.0cmあり、釘穴が少なくとも3箇所に見られる。20は串で、頭部が平坦で先端は細く尖る。21は全体を湾曲する形を作る。容器の把手か。

他に第83~85号木簡が出土した（別編2 文字資料集成参照）。

(2) 横状建物 (第63図、図版26)

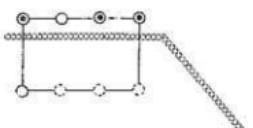
① S B1203A・B



材木塀の南側にある桁行（東西）2間×梁行（南北）2間の東西棟掘立柱建物跡で、総柱である。重複関係および外郭北門東方の横状建物との対比から、最も古い横状建物であると判断される。地盤が極めて軟弱であるので泥炭層の上に整地層を施す。整地層は中央部では10~20cmの厚さで、建物範囲よりも北西に拡がっていて材木塀の北側まで及ぶ。他の横状建物も含め、柱材や柱掘形は整地層を剥がさなければ検出できなかった。A・B2時期あり、B期建物の規模は桁行が北側で総長6.20m（東から3.2+3.0）、梁行総長は東側では4.70m（北から2.05+2.65）である。暗渠排水溝に切られる南側中央を除く8本の柱根が残る。いずれもクリその他の広葉樹の芯材で、直径は25~48cmである。北側中央柱は南へ、南東隅柱が東に傾くほかは、ほぼ直立している。北側3本の柱はA期角材とほぼ接して建てられているが、断ち割りを行った北側中央柱では両者の工程上の前後関係は不明である。この柱は掘形底面よりも13cm沈下している。南側の柱は建て替えにあたって柱を南に移動させている。南東隅には長さ1.24m、直径46cmのクリ材による柱根が残る。掘形内に根固めの材は全く入れられておらず、杭の打ち込みもない。SK1212やSB1207・1210によって切られる。

② S B1207A・B

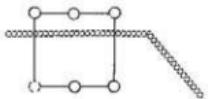
材木塀をまたぐ形の、桁行（東西）3間×梁行（南北）1間の東西棟掘立柱建物跡で、A・B2時期がある。北側に3本の柱根が残存し、西から2本目の柱は抜き取られているが、掘形の底に柱の沈下によって生じた深さ20cmの窪みが残る。南西隅柱掘形にも抜き取り後の柱痕跡があり、これらからB期建物の規模は桁行総長が北側で7.2m（東から2.3+2.3+2.6）、梁行総長が西側で4.8mと推定さ



れる。柱掘形は位置により大きさが異なり、北側の東から2本目では径約1.3mの略円形であるが、北西隅柱は長軸約80cmの橢円形である。

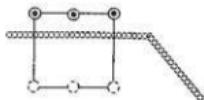
ある。断ち割りを行った北東隅柱では検出面からの深さが70cmあり、長さ1.5m、直径33cmの広葉樹の柱根が残る。柱は楕形の底よりも約40cm沈下して南西に傾いている（第68図）。この柱掘形はSK1204によって切られているほか、東から2番目の柱掘形はSK1205に切られている。

③ SB1208



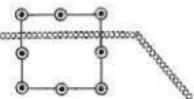
材木塀の北に、SB1203を切りSB1209・1210によって切られる掘形が3箇所あり、いずれにも柱根は残存しないが、西端の掘形には柱を固定するための細いスギ材が打ち込まれていることから、掘形は柵状建物の柱掘形であると考えられる。材木塀をまたぐ形の、桁行（東西）1間×梁行（南北）2間の掘立柱建物跡と考えられ、建物規模は桁行総長3.6m、梁行総長4.8m程かと推定される。

④ SB1209

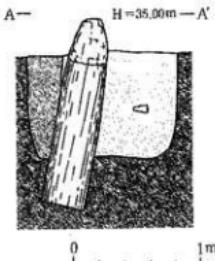


材木塀をまたぐ形の、桁行（東西）2間×梁行（南北）1間の掘立柱建物跡で、建物規模は桁行が北側で4.2m（2.1m等間）、梁行は東側で掘形の位置から約4.0mと推定される。A期材木塀の北に接するように3箇所の柱掘形が残り、いずれにもクリなどの広葉樹による直径26~33cmの柱根が残存する。柱の周囲にはスギ杭を打ち込むが柱は南あるいは東に傾いている。断ち割りを行った北西隅柱は長さ118cmあり、掘形の底に板状の材を3枚重ねて入れる。柱はA期材木塀に接して建てられるが、北東隅柱掘形は材木塀の角材を抜き上げて掘られている。この3本に対応する南側の柱列は、SB1210によって切られているため全く見られない。

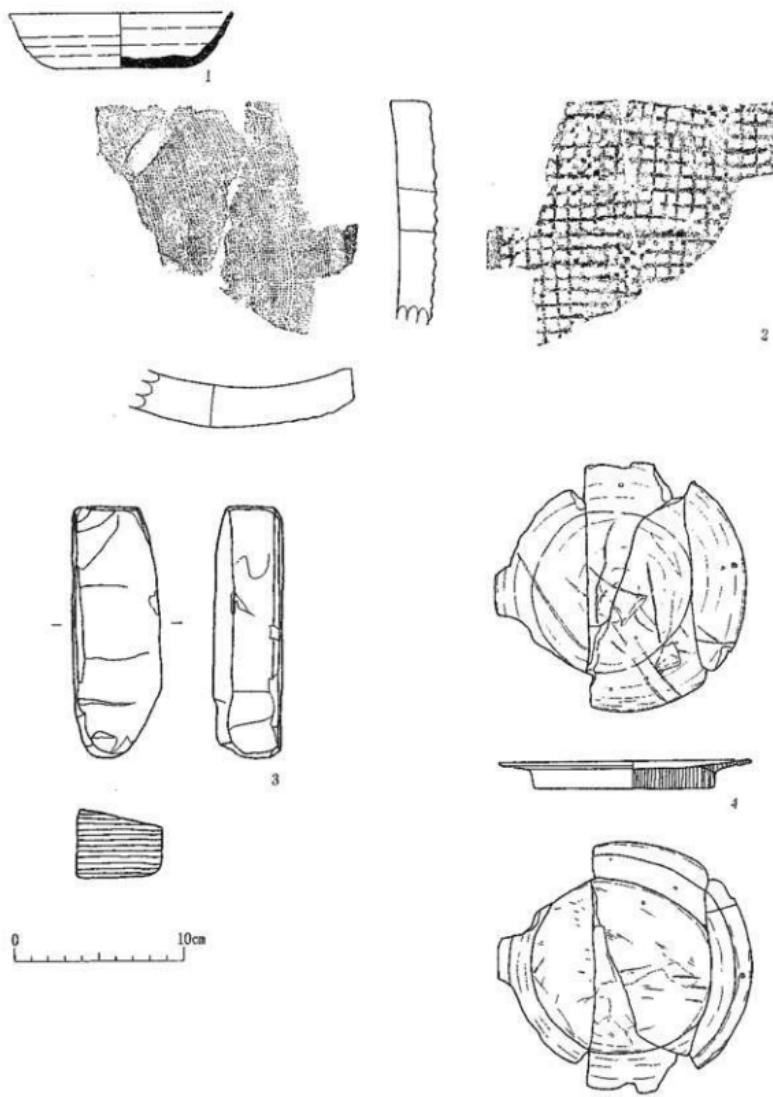
⑤ SB1210



材木塀をまたぐ形の、桁行（東西）2間×梁行（南北）2間の掘立柱建物跡である。水田耕作土を剥がすとすぐにD期材木塀の頂部とともにこの建物の柱の頂部が検出された。掘形の埋土に火山灰を含んでいることからも、この建物はD期材木塀に伴う最も新しい時期の建物である。柱掘形および柱根は8箇所全てが残っている。北東隅柱の掘形内には柱材が3本入っているが、最も西の柱が桁行、梁行ともに柱筋が通るので、この建物の柱と考える。建物規模は桁行が南側で4.1m（東から2.1+2.0）、梁行が西側で3.8m（北から1.7+2.1）である。北西隅柱では桁と梁の交わる角度が100度あり、建物は全体に歪みが大きく平行四辺形に近い平面形である。掘形は位置により大きさが異なり、南東隅柱では径1.4m程の略円形である。



第68図 SB1207北東隅柱



番号	種別	器種	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	圓版
1	鉢形器	杯	13.1	7.8	3.3	0.59	25.1	27°	-

番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	圓版
2	平瓦	13.1	13.3	2.3	72-1
3	櫛	14.9	5.1	4.1	72-2
4	洗物皿	径 15.4	底径 10.7	高さ 1.7	72-3

第69図 S B1210出土遺物

が東側中央では長軸70cm、短軸55cmの楕円形である。柱は直徑20~30cmの広葉樹で周間にスキ材を打ち込んでいる。

第69図1は須恵器杯で、SB1207北側西柱掘形と、隣接するSB1208北西隅柱掘形から出土した須恵器杯の破片が接合した。2は平瓦で、凹面に布目痕、凸面に格子叩き目があり、側縁にはヘラケズリ調整を施す。SB1203西妻柱掘形や整地層から出土したものが接合した。3は楔で、削材を用い、刃部は両面から削って作り出す。4は挽物皿。器厚は薄く、高さ約1cmの高台が付き、縦木取りである。

(3) SA1201材木塀 (第63図、図版25・27)

外郭北門の北西隅柱から北西方向にカーブし、楕状建物付近からは東西方向に直線的となる材木塀で、延長約31mを検出した。暗渠排水溝によって破壊を受けているが、耕作に伴う抜き取りは少ない。門柱に近い位置ではB期を除く3期の材木塀が密接して残っているが、そのほかでは全体にA期とD期材木塀だけとなる。B・C期材木塀は既に調査してきた地域と同様に、それぞれ新しい時期の材木塀の固定や木道に転用するために抜き上げられ、ほとんど残存しない。

弧状となる部分の長さは外郭北門の北西隅柱から約15ないし16mで、その中央部に設定した小トレンチの土層断面ではA期とD期の材木のはか、B・C期材木の布掘りが見られ、4期があることが分かる。ここではA期材木の布掘りは検出面からの深さが85cm、幅60cmあり、長さ130cmの材木が直立している。材木は布掘りの底から15cm程沈下している。B期の布掘りはA期材木に接して掘り込まれ、深さはA期布掘りよりも約50cm浅い。C・D期の布掘りも同様に浅く、D期材木の下端はA期材木のそれよりも50cm上位にある。4列の材木塀全体の幅は弧状となる部分では約2mであるが、西ほど狭くなり、調査区の西端部では約1mとなる。楕状建物のすぐ東の位置では布掘りが2条となって、その間が50~70cm開いている。A期材木塀には68本の材木が残存し、一辺の大きさは計測し得るもの平均で長辺28.0cm、短辺22.9cmで、大きいものでは長辺42cm、短辺31cmを測るものがある。南に傾斜しているものが1本あるだけで、ほとんどが直立して残っている。トレント断面では布掘り内に固定材としてスキ材の断片を入れているほか、門柱に近い位置では柱材の廃材も見られる。B期材木塀には楕状建物の東に2本の角材が残るだけである。いずれも布掘りが浅いため残存部は極めて短い。C期材木塀には、門柱付近に9本、楕状建物と重なる位置に連続して8本が残る。一辺の大きさは、平均で長辺29.0cm、短辺21.9cmである。

D期材木塀には67本の材木が残り、一辺の大きさは計測し得るもの平均で長辺26.8cm、短辺20.1cmである。スキの他に広葉樹と見られるものが楕状建物の西に8本ある。角材の両側に古い時期の角材を横に入れたり、杭状にして打ち込んで根元を固定する。南へ倒れたものが1本あり、その全長は3.35mある。上端は腐食していて残っていないが残存部の端から1.2m離れて縦25~28cm、幅10cmの貫穴が明確に残っている。この材に連続する地下残存部分の長さは1.35mがあるので、材木の全長はおよそ4.70mであることになる。第2次調査で「櫛木田」の刻書のある材木(『払田柵跡I-政府跡-』別編1 PL. 68)が北門の北西隅柱付近から発見されているが、この時期の材木塀である。

(4) 木道 (第63図、図版26)

① SX1202

材木塀の南にある木道である。材木塀は楕状建物付近の東では門に向かって弧を描くが建物付近か

ら西では直線状となっていて、この木道もそれらに沿って同様の形状をなす。材木は腐食が激しいが弧状となる位置では長さ3.1mのものが最も長く、幅は25~30cmあり、幅約30cmの貫穴痕跡が残るものが3本ある。部分的に4列になっている所もあり、ここでは木道の幅が1.5m程となる。

材木の下には、これと直交する別の材木が入れられている。元来泥炭地で地盤が軟弱である上に、S X1206の掘り込みの上をこの木道が通っていて、いっそう軟弱であるので、木道の沈下を防ぐために採られた措置であろう。木道が直線状となる調査区の西方ではS X1206の北を通っているので、そうした措置は施されていない。また、この付近での木道は明確に3列になっていてその幅は約1m、D期材木塀との距離は5.5~6mである。この木道の東端が外郭北門に取り付く位置の状況は不明である。材木は十和田a火山灰に覆われているので、外郭北門東方のS X1180と同様にB期材木塀からの転用材を用い、C期材木塀の時期に作られ、D期にも使用されたと考えられる。

(5) 土 坑 (第63図)

① SK1204

楕状建物とSD1145溝の間にあり、長軸1.7m、短軸1.55mの楕円形で、深さは25cmある。底面はおおよそ平坦で、壁はなだらかに立ち上がる。十和田a火山灰層を切っており、火山灰降下後の遺構である。

② SK1205

SK1204の西に並び、長軸2.3m、短軸1.95mの楕円形で、深さは35cmである。中央部が最も低く、壁はなだらかに立ち上がる。火山灰が底面に堆積していて、火山灰降下時には存在した遺構である。

③ SK1211

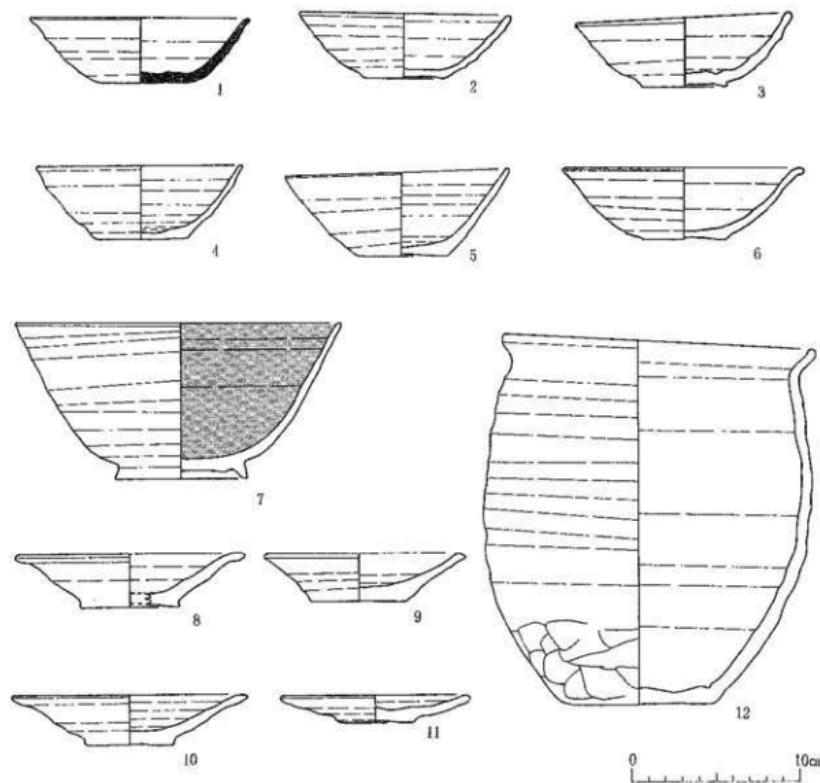
材木塀の内側、楕状建物と重複する位置にある。長軸1.1m、短軸0.9mの東西に長い略方形で、深さは検出面より38cm、底面は平坦で、壁は垂直に立ち上がる。

④ SK1212

SK1211の西約3mにある。長軸1.30m、短軸1.20mの略円形で、深さは検出面より62cmあり、底面は平坦で、壁は西側のみ幾分傾斜して立ち上がる。SB1203楕状建物の西妻柱の鋤形を切っている。

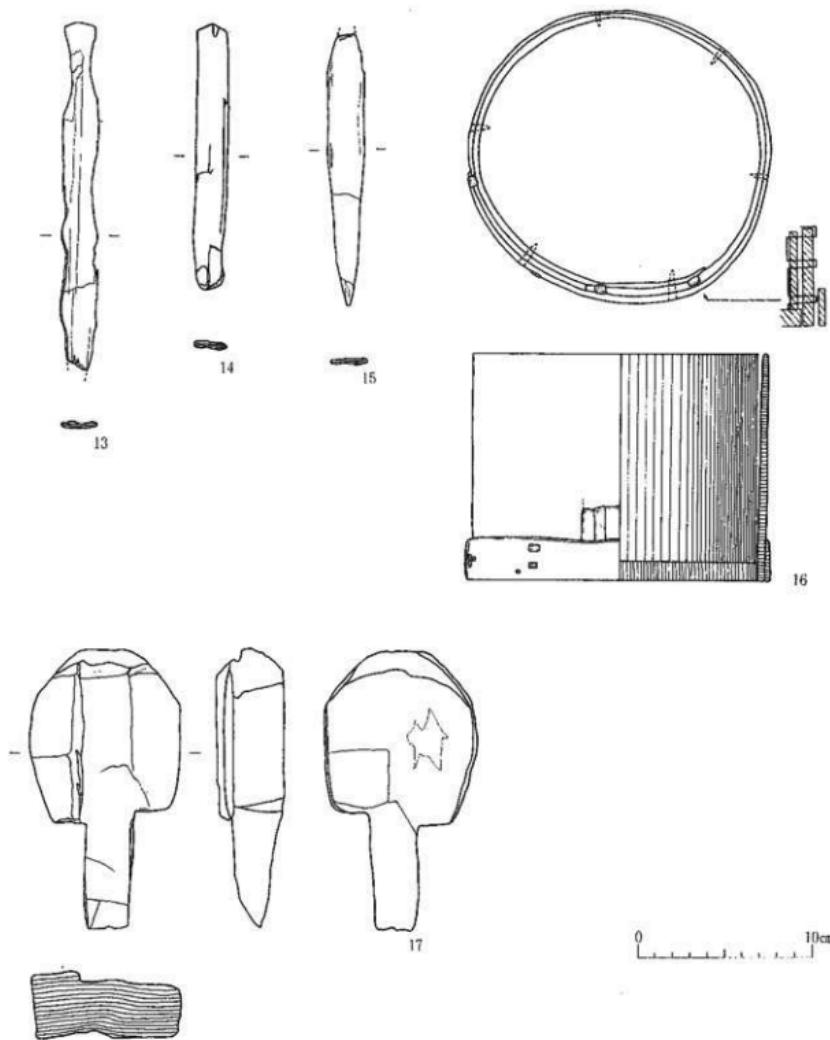
遺構外出土遺物

ここでは外郭北門周辺の調査で、焼地層や遺構には伴わずに出土した遺物を記す。第70図1は須恵器杯で、底部切り離しは回転糸切りによる。内面に墨が付着する。2~7は土師器皿で、7は低い高台が付き、内面に黒色処理を施す。8~11は土師器皿である。12は土師器壺で、ロクロ成形により、胴下部に手持ちヘラケズリ調整を施す。底面には砂が多く付着している。外郭北門正面からの出土で、土器内に砂と小粒の石が充満していた。第71図13~15は斎半で、13には両側からの切り込みが3箇所ある。16は円形曲物で、直径18cm、高さ13.4cm、縫の綴じ合わせは1箇所、底板に6箇所の釘を打つ。側板の綴じ合わせは2箇所で、内面の全体に縫平行線を入れる。SX1206の上に堆積した火山灰層の直下から出土したので、この遺構に伴ったものではない。17は円形の体部から下を幅2.5cmに細く加工し、さらに楔状に両面から削って刃部を作る。第72図18は頂部を丸く削り、中央部に縦7cm、横5.5cmの方形の孔をあけ、その下方を両側から削って細くする。鋤の柄部に似るが何らかの部材か。19の断面は楕円形で2箇所に山形の突起がある。



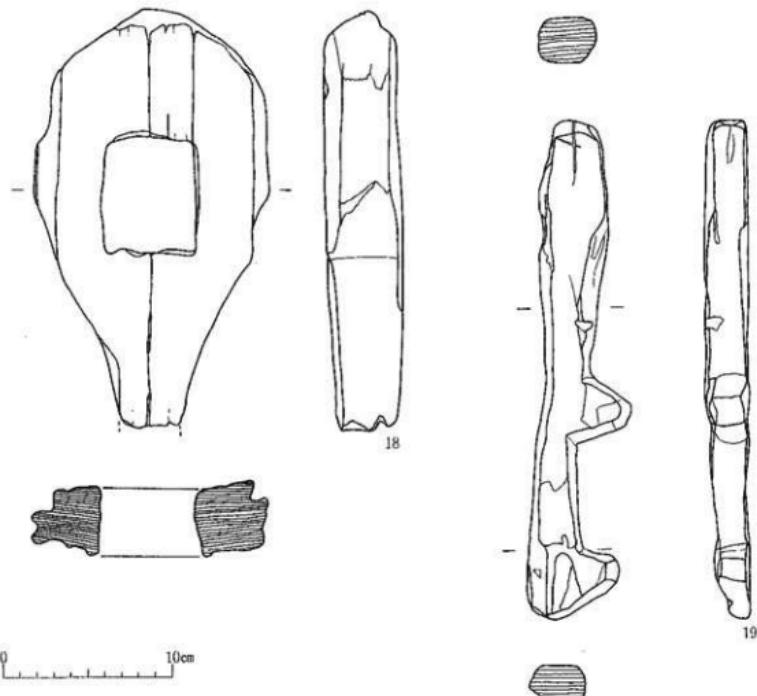
番号	種類	器形	出土地・層位	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外縁度	図版
1	須彌器	杯	MJ17火山灰下段	14.0	5.3	3.9	0.37	27.8	34°	-
2	上師器	杯	MJ11火山灰上	12.4	4.7	3.8	0.37	30.6	37°	72-4
3	上師器	杯	MG17火山灰上	12.5	5.0	4.4	0.40	35.2	29°	72-5
4	上師器	杯	MJ10火山灰上	12.2	5.6	4.4	0.45	36.0	33°	72-6
5	上師器	杯	MK15暗渠	13.1	5.4	5.1	0.41	38.9	34°	72-7
6	上師器	杯	MH17火山灰上	14.2	5.0	4.3	0.35	30.2	43°	72-8
7	上師器	高台付杯	MH12A廻村木下裏層	19.2	7.8	9.2	0.40	47.9	-	72-9
8	上師器	皿	MH17-09火山灰上-ド	13.6	5.8	3.2	0.42	23.5	54°	73-1
9	上師器	皿	MH14-06木下裏山	11.7	5.6	2.9	0.47	24.7	58°	73-2
10	上師器	皿	MH20高台付火山灰上	14.0	5.2	3.0	0.37	21.4	57°	73-3
11	上師器	皿	MH11火山灰上	11.1	4.6	1.6	0.40	14.4	66°	73-4
12	上師器	甕	MJ10火山灰上	18.6	—	8.8	21.8	—	-	73-5

第70図 外郭北門周辺の遺構外出土遺物（1）



番号	種別	出土地・層位	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
13	籌串	MJ15材木町大山灰窓下	20.7	2.2	0.4	73- 6
14	籌串	I.N13火山灰下	15.6	1.9	0.4	73- 7
15	籌串	MJ15材木町大山灰窓下	16.2	2.2	0.4	73- 8
16	曲物	MF19火山灰窓下	種 17.6	高さ 13.4	0.4	73- 9
17	不明	MF18	16.4	9.0	4.0	73-10

第71図 外郭北門周辺の遺構外出土遺物（2）

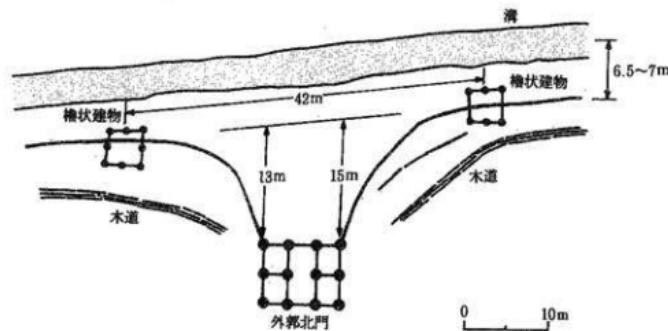


第72図 外郭北門周辺の遺構外出土遺物（3）

外郭北門周辺の遺構の変遷

外郭北門を中心とする地域では、門の東西両側で材木塀、樋状建物、木道が各時期にわたって検出されたので、ここでその変遷について整理を行う。

外郭北門と材木塀についてはいずれも4期があるので、それぞれ外郭線A期・B期・C期・D期と変遷する。まず外郭北門の東方では、樋状建物に7期の造営があり、このうちS D1188D建物が火山灰を掘り込んでいたのでD期に対応することが明確である。残る6期のうち、材木塀の内側に構築されるS B1189A・Bが最も古い建物であるのでこれをA期、材木塀をまたぐ形に変わり、桁行が3間となるS B1188-1・2建物がB期、これを切るS B1188BとS B1188Cがほぼ同一規模であるので、これらがC期に対応すると推定することができる。S X1192溝は、S B1189樋状建物の構築直前段階の遺構である。S X1180木道はB期材木塀からの転用材でC・D期に使用されている。S X1190木道



第73図 外郭北門周辺における造構間の距離

は火山灰の上にあり、D期の造構である。

外郭北門西方でも樁状建物に7期があり、このうちSB1210が火山灰を掘り込んでいるのでD期である。材木塀の内側に構築されるSB1203A・Bが最も古くA期、材木塀をまたぐ形となるSB1207A・BがB期、これより新しいSB1208・1209はC期に対応が考えられる。SX1206溝はSB1203直前の構築である。SX1202木道は東側同様にB期材木塀からの転用で、C・D期の使用と推定される。

以上の認識から、A期には材木塀の内側に接するように東側にSB1189、西側にSB1203樁状建物が建てられ、それぞれ1回建て替えがなされる。SB1189には棟通りに柱が検出されなかつたが、重複によって完全に失われていることも考えられるので、西のSB1203と同様の総柱建物である可能性はある。この建物の西に木道らしいものがあるが詳細は不明である。

創建時に樁状建物の構築予定地にL字形のSX1192、逆L字形となるSX1206が掘られ、整地層がこの溝内に落ち込んでいるが、A期の古い段階では埋まり切らずに窪んでいたと思われる。

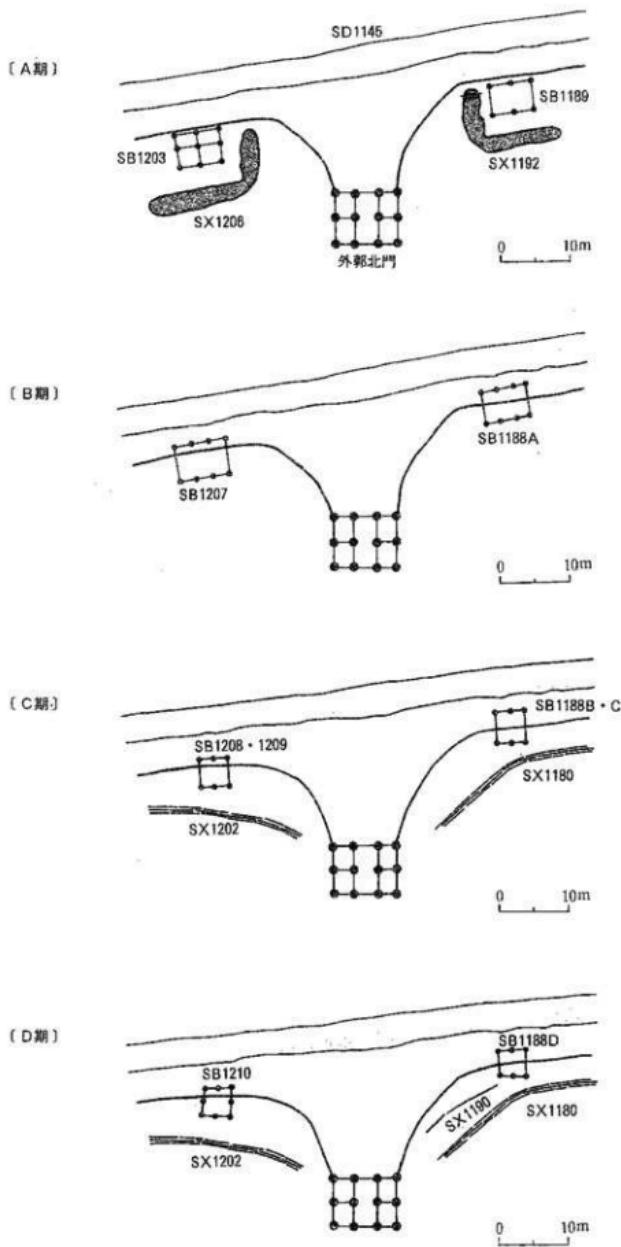
材木塀の北にSD1145溝が設けられる。この時期、深さは約1mである。

B期になると、外郭北門はA期柱を抜き取り、ほぼ同じ位置に建て替えを行う。A期材木塀は地表で切り取りを行って、そのすぐ南に建て替える。樁状建物は材木塀をまたぐ形に変わり、桁行は3間となり最大規模になる。1回建て替えがある。

C期には、外郭北門はB期柱を切り取り、その柱根を残して南に幾分位置をずらして建て替える。材木塀もB期の南に建て替えるが、B期材木の多くは抜き上げて根元の固定に使用する。樁状建物は角材列をまたぐ形であることは変わらないが、規模が縮小される。1回建て替えを行う。

材木塀の内側に、B期材木塀からの転用材を用いたSX1180木道が新たに設けられる。この時期に十和田a火山灰が降下する。角材列の北にある溝SD1145は土が堆積して浅くなり、火山灰降下時には周囲の地表よりも30cm程帯状に窪んだ状態となっている。このことによる溝の排水機能の低下や、周辺河川の流路の変化にもとづく水位の上昇が木道を設けた背景として推定される。

D期には、外郭北門はC期柱を抜き取り、ほぼ同じ位置かごく少し南に建て替える。C期材木の多



第74図 外郭北門周辺の遺構の変遷

くを抜き取り、ほぼ同じ位置かすぐ南に角材列を建てて。抜き取った木材を使用して布掘り内の固定材に使用する。この時期の木材はスギのほか、クリ、キハダなどの広葉樹も多く用いるようになる。

檜状建物は材木塀をまたぐ形で、規模は最小となる。溝はこの時期になると大半が埋まりごくわずかに壅みが見える程度であろう。材木塀の南の木道は、C期のものを引き続き使用している。そのほか、東側の檜状建物S B1188Dと外郭北門を結ぶS X1190木道が設けられる。これも材木塀からの転用材を使用している。

このように、門の周辺では門を中心として左右対称に設計、造営がなされていたことが明らかである。

第4表 外郭北門東西の遺構の変遷

	創建期	外郭線A期	外郭線B期	外郭線C期	外郭線D期
	S X1192 →				
材木塀 【門東側】 檜状建物 木道		S A1100A S B1189A・B S X1191	S A1100B S B1188-1・2	S A1100C S B1188B・C	S A1100D S B1188D
				S X1180 →	S X1190
溝	S D1145 →				→
材木塀 【門西側】 檜状建物 木道	S X1206 →	S A1201A S B1203A・B	S A1201B S B1207A・B	S A1201C S B1208・1209	S A1201D S B1210
				S X1202 →	

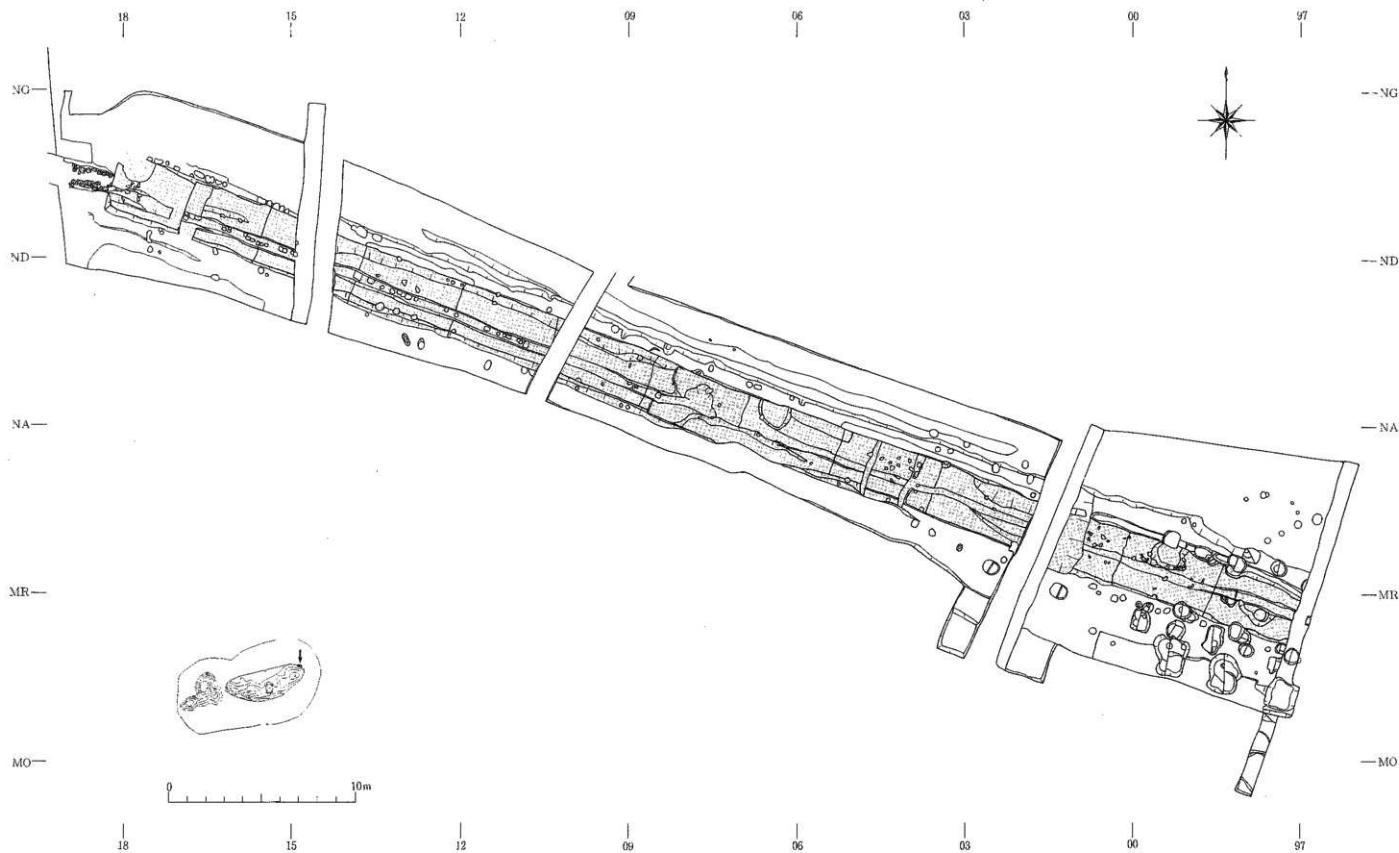
| 和田 a 火山灰

5 築地塀

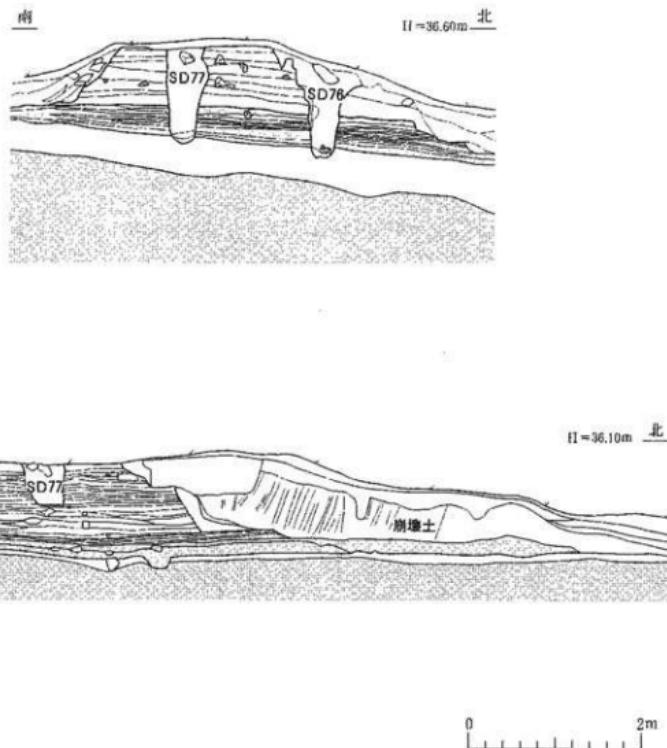
外郭線は、長森丘陵裾の地盤の堅い緩やかな斜面が築地塀、地盤の軟弱な低地が材木塀である。築地塀は崩壊後、再建されずに全体が材木塀に変わる。外郭東門の西に続く全長68mの長さの築地を北東部築地塀、外郭西門の北に続く全長32.5mの築地を西部築地塀、外郭南門と外郭東門との間の築地を南東部築地塀、外郭南門と外郭西門との間の築地を南西部築地塀と呼称し、以下にその順序で記述する。

1 S F75北東部築地塀 (第75・76図、図版28・29)

外郭東門の北西にある低地に約68mの直線で検出された築地塀である。一部ゴミ捨て場や道路面に利用されているが、その遺存状態は良好である。構築方法は、まず黄褐色地山土の上の黒色土を幅10~13mにわたり地ならしをし、その中央に幅6~7m、厚さ0.2~0.3mの版築による盛上整地層を施し、その上のはば中央に基底幅約3mの築地本体を築く。積土は黄色粘土、暗褐色粘土、黒色土等を丹念に瓦礫に版築したもので最も厚い所では高さ115cmある。積土中にはこぶし大から半頭大の硬質頁岩の角礫を混入させる。



第75図 S F 75箇地図



第76図 SF 75北東部築地塹土層断面

積み手の違いが築地本体全体にわたって観察され、その1単位は5.12~5.76m、平均5.50mである。高さにおいても違いが見られ、2箇所の断面観察によれば、盛土整地層上面より0.7~0.8mの高さで仕事の工程を進えている。また、一つの単位と単位の間には幅2~3cmの上色の異なる軟らかい部分のあることもある。

築地北側崩壊土の中には積土が90度回転して転げ落ちたと思われる縦の版築が観察され、崩壊は地震にでもよるものではないかと想起される箇所が幾つかある。この版築上を残存する積土の高さにそのまま乗せると築地塙本体の高さは3.3m以上となる。

築地本体両側端部に柱穴が検出されているが、間隔が不規則であり、部分的にしか存在しない。寄柱については不明である。また、築地本体両外側約0.4~0.7mに築地に並行して並ぶ浅い柱列跡が部分的にある。径30~40cmの円または橢円形で、間隔にばらつきがあるが約2.2~3.0mである。盛土整地層上面より掘り込んでいるので、本体を築成する際の工事用足場穴かと思われる。

築地塀の西端には S A1100材木塀がある。A・B・C・D 4期あり、最も古いA期の木材は築地塀の西に接続し、両者は連続する構造である。S A1100C・D材木塀は築地積土を切るSD77溝に連続している。

SD77はSF75本体積土を掘り込み、幅約0.5m、深さ約0.3~1.1m、断面が深いU字形の布掘りで、築地塀本体のほぼ中央を東西に通り、築地の西端部ではSA82B・C材木塀の角材列に連続する。布掘り底面は丸い鍋底状で、粘性に富み、しまりのある黄褐色土と黒色土の混合土が堆積する。埋土は築地崩壊土に似た褐色の細かい土であるが、中に築地積土にも用いられる角礫を含む。布掘り底面で柱痕跡に似た土色の違い、あるいは硬さの違いが見られる箇所があり、築地塀の崩壊後に並列させた材木と考えられる。

築地本体の北にあるSD76は部分的に途切れるが、築地塀本体の北側を一部切るようにして掘り込まれた溝で、築地崩壊土を切る。幅約0.4m、深さ0.4~0.8m、断面が深いU字形をなし、底面にはSD77と同様の埋土があり平らで堅い。部分的に柱痕跡に似た土色の違いがあり、角材か丸太材が入っていたものと考えられる。埋土は軟らかい赤褐色土で西ほど硬くなる。SD76がどのような性格の遺構であるかは不明である。

築地塀の東端には、SB79・80榎状建物、SA78・84・85・785柱列がある。

2 西部築地塀 (第77・78図、図版30~32)

(1) 土取跡

① SX890

SF885築地塀北端部にある長軸7.8m、短軸5.8mの範囲の土取跡である。黄橙色土・暗褐色土などが堆積しており、長森丘陵西側の町道工事によって上部が削平されているものと思われる。

② SX894

SF885築地塀の北端部にある、長軸5.6m、短軸3.1mの範囲の土取跡である。

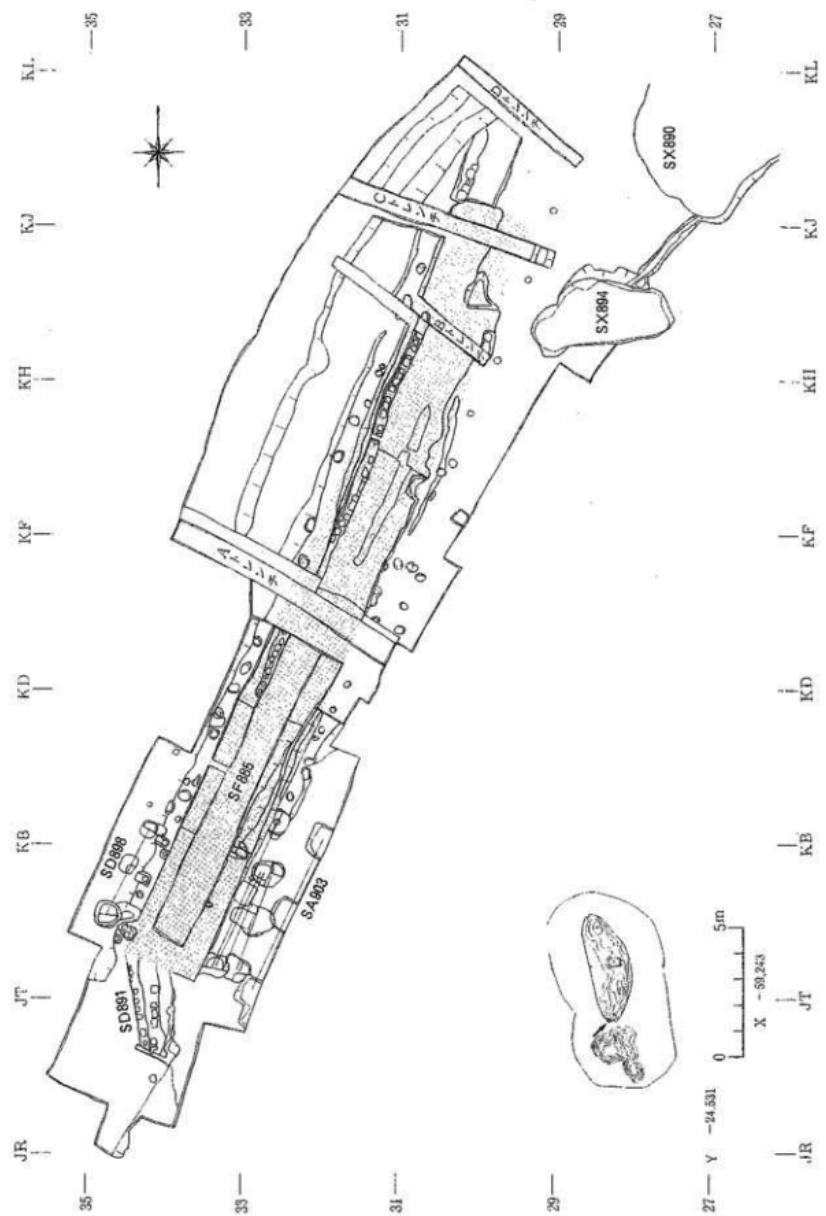
(2) 整地地業

① SX895

丘陵西端部の築地塀造営予定地に最初に施した盛上整地地業で、古代における表土の上に施す。ATレンチの断面では土層がほぼ水平で、厚さは最大46cm、東西幅は少なくとも6mあるが東側の調査区外にも入っている。黒色土・橙色土がわずかに互層となり、全体に硬く締まっている。CTレンチでは地山と古代の表土が西方に傾斜しているため本整地層も西へ低くなっているが、ATレンチ同様層厚は最大46cmある。東西幅5.4mあるが、東側は町道工事で削平されている。DTレンチでは地山が北西へ大きく傾斜し、この整地層も低地へ向かって傾斜している。B~Dレンチの東側付近には古代の表土と整地地業の境界が見られ、DTレンチの北4.5mまで確認される。築地塀の南端部にも存在する。

② SX896

SX895盛上整地地業の上に施した盛土整地地業で、暗褐色土・黒褐色土に地山の泥岩礫を含む。ATレンチでは東西幅3.8m、厚さ15~25cmでSX895盛土整地地業よりも明確な版築上層状の互層となつて硬く締まっている。CTレンチでは暗褐色土・黒褐色土のほか褐灰色土・にぶい黄褐色土などが最大46cmの厚さにわたり互層となる。土層中に2度にわたり上層のずれが見られ、これを補正する



第77圖 S.F. 886西側地帶

と少なくとも東西4.4mの幅となる。Aトレンチに比べて全体が柔らかく土色も異なるが、連続する作業として行ったものである。上層のずれはAトレンチではなく、地震等の際に地盤の軟弱な西側低地に向かって局部的に生じたものと考えられる。

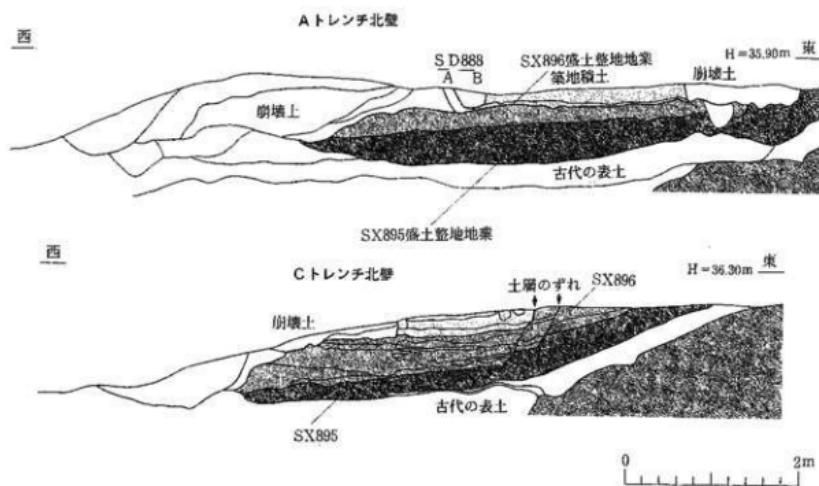
(3) S F 885築地塹

築地塹はS X895・896盛土整地地業によって造営した強固な平坦面の上に構築される。全長32.50mあり、その方向は発掘調査南北基準線に対して北でおよそ24度東に振れる。町道は砂利敷で、工事の際に築地塹が削平を受けており積土の上に直接道路敷の砂利が乗っている。北ほど削平が激しく、積土はAトレンチでは幅2.35m、厚さ20cm、Cトレンチでは幅1.9m、厚さ25cmしか残存しない。南端の材木塙との接点付近には積土はほとんど残っていない。

基底幅の全体を知り得るのは築地の南部10mの間で、その幅は3.0~3.25mである。その東側は道路による削平をまぬがれ積土が最高70cm残存する。また、この位置での整地層上面からの築地基底部の立ち上がり角度は76度である。築地本体の積土は直径5~15cm大の泥岩が多く混じる黒褐色土・橙色土・暗褐色土などが互層となっている。

築地崩壊土は主としてその西側に多く堆積し、Aトレンチ土層ベルトでは76cmの層厚がある。Bトレンチの西側では崩壊土中に積土が横に倒れた状態で検出された。この部分では明黄褐色土・黒褐色土が厚さ6~26cmの互層となり、これを残存する積土に重ねると築地の高さは少なくとも2.1mとなる。積み手の違いは4箇所で観察され、それぞれの1単位の長さは南から5.4m、5.4m、6.0mである。北にもう2単位存在すると考えられるが、積み手の違いが判然とせず、単位の長さは不明である。築地積土に重複ではなく、1時期の造営である。

S X896盛土整地地業は築地本体の西側で犬走りを形成する。その北半では上面幅60~70cm程あり、高さ5~15cmの段をなすが、南半では上面幅45~60cmと狭くなり、西側のなだらかな傾斜面に統いて



第78図 S F 885西部築地塹土層断面

いる。築地東側ではAトレンチの南に長さ4.2m、幅45~60cm、高さ5cm程の犬走りが見られるが、Aトレンチ北側では削平のためか全く見られない。

犬走り上面から掘り込まれ、築地壠に沿って並ぶ柱穴がある。格円形で、径20~60cm、深さ40cmほどで、径15cmの柱痕跡の認められるものが1基あるほかは柱痕跡が見られない。柱穴は築地基底部から約30cm程離れている。平行方向の柱間は不揃いであるが、築地の両側で対になるものが12箇所あり、その柱間は平均390cmである。築地壠南端部にある柱列付近では幾分不明確となるが、築地壠の両側に並んでいる。柱穴は築地崩壠土に覆われており、築地構築時の足場組穴、仮枠板を押さえるための柱穴などと推定される。

築地壠の南端部には、S A898~903の6基の柱列がある。これについては「2 外郭西門周辺の遺構」に記した。

(4) 溝

① S D887

築地壠の北端から北へ延びる材木壠の布掘り溝で、長さ3mを検出したが、その北側は近年の水路であるS D886によって切られている。幅50~60cm、深さ30cmあり、底部に角材痕跡が並ぶ。角材列は築地壠の北西隅に接続しており、築地壠の西外面に材木壠を描えることを意図したものと考えられる。ここでは溝が重複する状況は確認できなかったが、同一箇所に重複して構築されているものと考えられる。

② S D888

築地壠の崩壊後に積土を掘り込む材木壠の布掘り溝で、全長16.70m、幅35~50cm、深さはBトレンチ付近で70cm程である。溝の下部に、大きいもので一辺20~30cm程の角材痕跡が並ぶ。溝底に暗褐色土・灰褐色土を5~10cmの厚さで入れ、その上に角材を据えている。少なくともA・B2時期が見られ、ほぼ同一位置に構築したものである。溝はBトレンチ内にその北端があり、これより北へは延びていない。

南端部については、B期の溝は明確でないが、A期のそれは明確であり、南へは延びていない。しかし、元材木壠の布掘り溝であるので、築地北端のS D887や南端の材木壠に連なって存在したが、残存する築地の積土には全体が痕跡を留めていないものと判断される。

③ S D889

築地壠積土を掘り込んだ溝でA・B両トレンチ間に長さ6.95mにわたって検出された。幅25~45cm、深さは全体に浅く、ほぼ16cmで、断面は丸みのある鍋底状を呈し、褐色土・黄褐色土・灰黄褐色土が堆積する。西側にあるS D888と略平行し、両者の間隔は溝中央部でおおよそ1.4~1.6mである。角材痕跡は見られないが築地崩壊後の材木壠の布掘り溝である可能性はあろう。

④ S D891・892

築地壠の南端と外郭西門北西隅柱との間に材木壠を並立させるための布掘り溝で、各々A・B2期がある。S F885築地壠が存在していた時期には築地南端の中央からS D891A材木壠が連なる。築地壠崩壊後には、S D891B・892ABが積土を掘り込むS D888材木壠と連なって、この位置の材木壠を形成するものであろう。

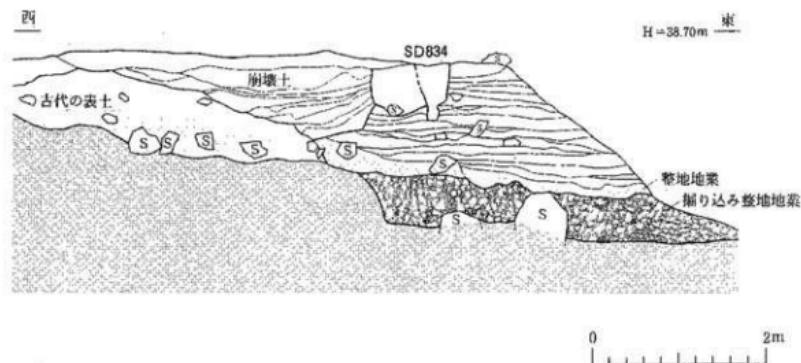
3 南東部築地塀

南東部の築地塀は外郭東門の南側、外郭南門の東側の地域で調査を実施している。仙北町教育委員会が実施した調査も含めて記述する。

(1) S F 01築地塀 (第79図)

外郭線の東端部で検出した築地塀である。なだらかな斜面にあり、築地北側は宅地造成、東側は町道によって破壊を受けているが、外郭線上では最も良好に築地塀が残っているのがこの地域で、築地塀の高まりが観察される。

地山を少なくとも幅4.4m、深さ0.6m程掘り下げ、中に硬質頁岩の角礫を主体に詰め込む掘り込み整地地業を施し、さらに表土の黒褐色土を主体とする厚さ10~35cmの整地を施し、その上に黄褐色土、黒褐色土の版築による築地本体を築成する。基底幅は少なくとも3.0m、高さは1.25mが現存する。東側の斜面には、北から7.44m、7.62mの長さの積み手の迹が見られる。築地の西側の崩壊土は本体の現最高面まで固く突き固めて整地され、その後、材木塀の布掘りであるS D834溝が、これらを切って掘り込む。



第79図 S F 01南東部築地塀土層

(2) S F 459築地塀 (第94図)

外郭南門の東120mの位置で検出した築地塀で、遺存状態は良くない。黒色土の上面を整地する基礎地業を行い、その上に築地本体を築く。基底幅は3.20mで、積土は極暗褐色土・明褐色土・黒褐色土が互層に版築され高さ10~20cmが残存する。平面における確認範囲は長軸4.05m、短軸3.28mに過ぎない。

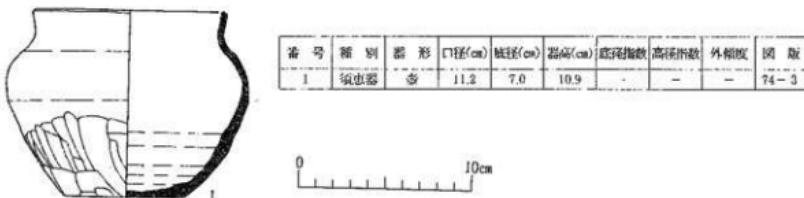
(3) S X874盛土整地地業・S D850溝

(註1)

S X874は外郭南門東方に東西24mにわたって検出した、築地塀と東側石塀の基礎地業である。築地本体の積土は検出されなかったが、この基礎地業の位置により築地塀の位置を特定することができた。S D850は築地塀崩壊後にS X874を掘り込む材木塀の布掘り溝でA・B・C 3期あり、角材痕跡、柱根が残る。

(4) S X 671埋め立て整地地業

外郭線築地塀と長森丘陵の間にあり、南北に幅7mにわたって検出された。深さは最深部で約1.6mあり、埋土は下半部が灰褐色粘土と砂の互層で、上部が褐色土、橙色土、砂の互層である。築地塀の基礎地業を施行する時点で地形が大きく落ち込んでいたために、埋め立てて整地し平坦地を造成したものである。須恵器短頸壺が出土した(第80図、図版74)。ロクロ成形で体部下部に手持ちヘラケズリ調整があり、底部には砂が付着している。



第80図 S X 671出土遺物

(5) 仙北町1996年調査

「ふれあいの史跡公園」整備事業に伴う便益施設建設予定地の造構確認調査として、外郭南門の北東約210mにA地点、さらにその西にB地点を設定してトレンチによる調査を実施した。A地点では黒色土の上に厚さ40cmの版築による基礎地業を施し、その上に赤褐色土、黒色土の版築による積土が高さ55cm程残存する。築地塀本体の北に崩壊土が厚さ40~50cm堆積している。積土幅1.05mを検出したが南側に町道があり、基底幅は不明である。B地点では、黒色土の上に厚さ約50cmの整地地業を施し、その上に乗る築地塀本体の高さ約20cmの積土を検出した。

註1 第54次調査において94ライントレンチで検出し、築地塀の基礎地業と考えたS F 650は、第74次調査ではその南側に明らかな築地塀の基礎整地地業であるS X 874が検出され、このS X 874とは区別されることが判明したので、築地塀と長森丘陵の間に施した平坦地造成のための整地地業と考えられる。したがって築地塀の推定位置は、より南側に変更されることになる。

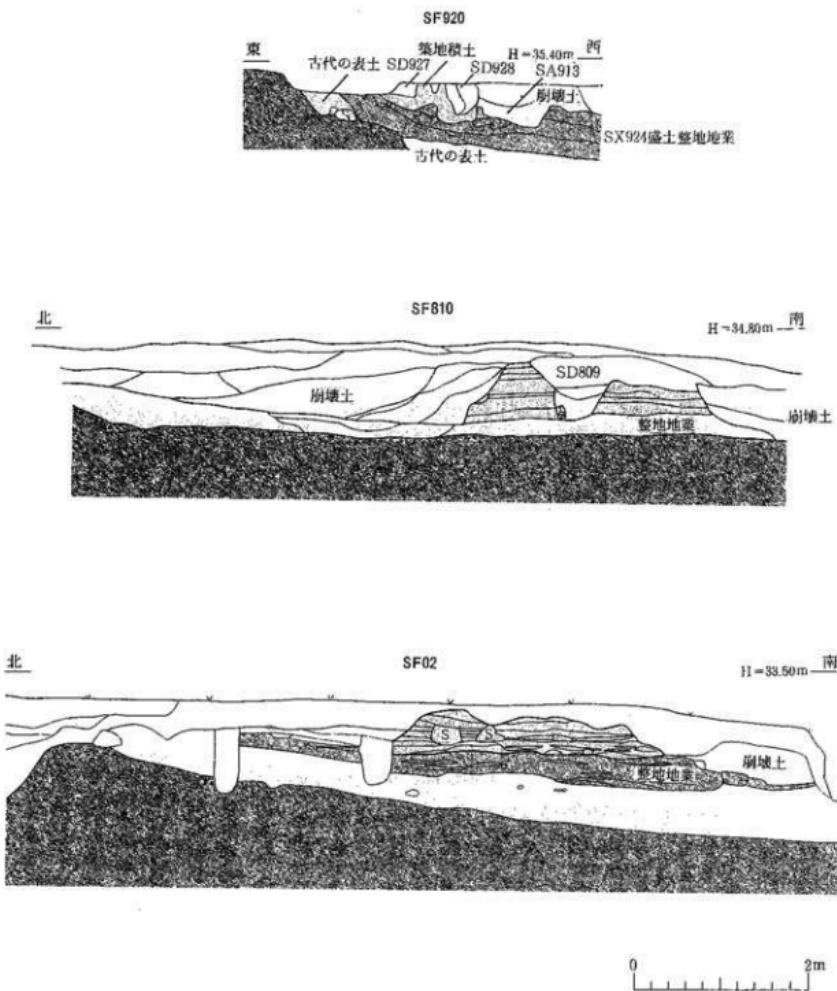
4 南西部築地塀

南西部の築地塀は4箇所で調査を実施しており、西から順に記述する。

(1) S F 920 (第19・81図)

外郭西門の南にあり、南西部築地塀の西端である。全体が町道工事による削平を受けており、築地塀の北端から南へ3.5mの範囲で、幅2m、高さ20~45cmの積土が残存する。方向は調査南北基準線に対して北で13度東へ振れる。古代の表土の上に硬質頁岩の礫を含む褐色土、黒褐色土を用いたS X 924盛土整地地業を施し、その上に築地塀を築成する。積土は互層を呈しない。

西に傾斜する斜面に作られ、それが水平に削平を受けているので、ほぼ垂直に立ち上がる西側壁に比べ、東側は全く失われていて、基底幅は不明である。しかし、西側壁から約3mの幅を取ると、ほぼその付近に南北に並ぶ2個の柱穴があり、これは築地塀構築時の足場組穴か仮枠板を押さえるため



第81図 南西部築地塀土層断面

の柱穴かと推定される。築地塀の内側に2間のS A919柱列があり、その長さは約6.6mである。したがって、築地塀は北端から少なくとも7mは南北方向に造成され、東へ曲折して外郭南門の西側石壁に連なるものと考えられる。

築地塀の崩壊後に材木塀を並列するSD926・927・928が残存する積上を掘り込む。SD926はSD927を切るが、これらとSD928との新旧関係は不明である。SD926は幅50cm、SD928は幅40cmである。布掘り内には角材痕跡が見られる。SF920築地塀の北端からSB907外郭西門北西隅柱までの距

離は約13m、比高は3mである。

(2) S F 810 (第81図)

南西部築地壠の西端から約60m東の位置で検出した。築地本体は基底幅2.87m、高さ66cmで、黄褐色土、黒褐色土、明黄褐色土、暗褐色土を用いた互層で丁寧に版築されている。寄柱は検出されない。崩壠上は築地本体の南北双方に認めたが北側の崩壠上は堅く敷かれたような感触があった。築地壠の崩壠後に材木塀を立てたS D 809溝が築地のほぼ中央を掘り込む。断面はU字形で、上面幅約65cm、底面幅38cm、深さ28~45cmである。

(3) S F 02 (第81図)

南西部築地壠の西端から約230m東の位置で検出した。基礎地業は黒色土層の上に黄色土、黒褐色土を互層に用いて版築とし石塊も用いている。築地の基底幅は約3.1m、黄褐色土、黒褐色土、赤褐色土を用いた版築による高さ45cmの積土が残る。

(4) S F 1216 (第82図)

調査地は標高34.0m前後の元宅地で、S F 02築地壠調査地から東へ約90m、西側石壁の西端から西へ約75mの位置である。

① SX 1214盛土整地地業

古代における表土の上に施した盛土整地地業で、黒色土に赤褐色の粒が混じる全体に硬く締まった上層である。Aトレンチに見られ厚さ8~18cmあり、北部では水平であるが、築地壠に近づくにつれて次第に低く下がる。

② SX 1215掘り込み整地地業

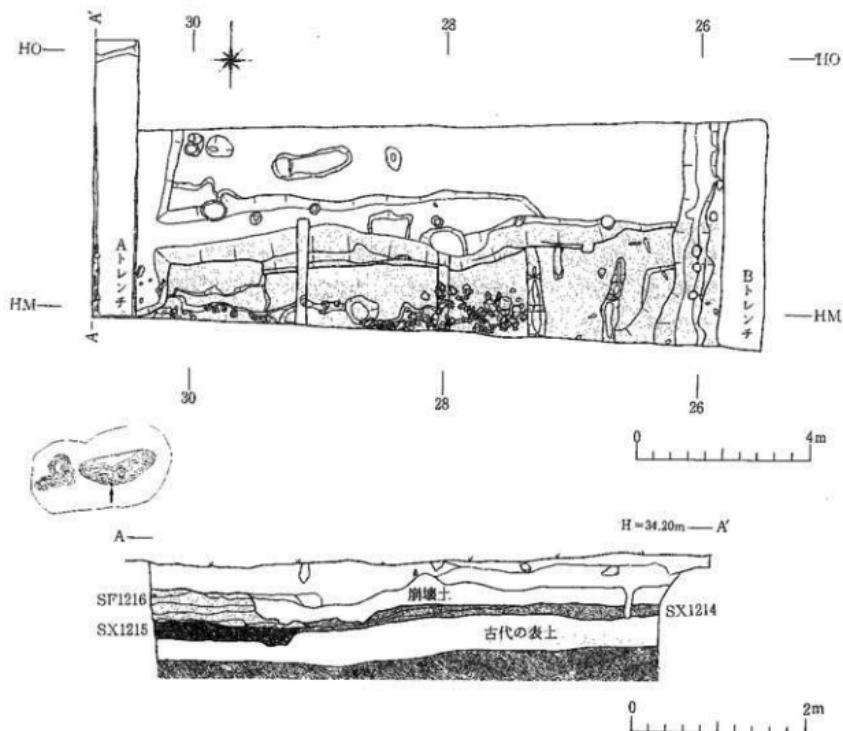
S X 1214盛土整地地業とは異なり、それよりも一段低く黒色土を掘り込む整地地業がAトレンチの築地本体の下に見られる。掘り込みの深さは約20cmで、底面は平坦である。底面に厚さ2~3cmの赤褐色土を入れ、その上に黒色土と丘陵岩盤の硬質頁岩の角礫を多数混入させ、全体に硬く締まっている。南北の幅は不明である。B~Dトレンチにもこの整地地業があるが、角礫は全く含まれない。Cトレンチでは黒色土と黄褐色土が厚さ20~25cmの版築状となっている。

③ S F 1216

築地壠は本体の南半部が町道の下に入っているため、土として本体の北半部とその北側を検出した。築地積土が上方から削土を受けているほか、宅地に伴う攪乱や電柱の柱穴もある。

AトレンチではS X 1215掘り込み整地地業の上に黒色土、赤褐色土、黄褐色土を用いた丁寧な版築による積土が高さ40cm程あり、調査区内では最も良く残る。ここでは築地本体の北端がS X 1215掘り込み整地地業の北端の位置にはほぼ一致する。Bトレンチでは高さ18cm、Cトレンチでは高さ10cm、Dトレンチでは全く残存しない。積土1枚の厚さは薄い層で3cm、厚い層で18cmある。基底幅はBトレンチでは少なくとも1.85mあるが、全容は知り得ない。積み手の違いは判然としなかった。築地が崩壠した後に嵩上げした形跡は認められない。また、築地壠の崩壠後に材木塀を立てるための布掘りは検出されない。

築地崩壠上はAトレンチでは築地の北側全域に分布し、最大35cmの厚さがあり、全体に極めて硬く締まっている。Aトレンチの南にある水田の用水路の両側にも崩壠土が見られる。しかし、他のトレンチでは削土によるためかほとんど残存しない。



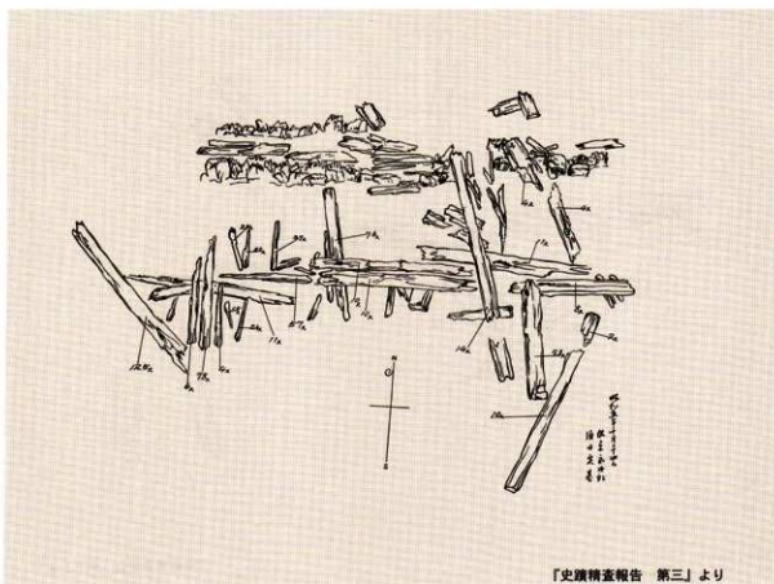
第82図 SF1216築地塙

築地の北側において、寄柱あるいは築地構築時の枠板を押さえるための柱穴の検出に努めたが発見できなかった。Bトレンチの七層断面中に築地の北側基底部に接し、築地崩壊土に覆われる径10cm、深さ22cmの柱穴が見られるだけである。A・Bトレンチ間の築地北側には径22~30cm程の柱穴が5個あるが、いずれも築地崩壊土の上から掘り込んだもので、築地塙が崩壊した後の何らかの工事に伴うものかと推定される。築地崩壊土中から須恵器杯と丸瓦の破片が出土した。

6 材木塙 (巻首図版5, 図版33~38)

外郭線材木塙について、上田三平は『史蹟精査報告 第三』の中で次のように述べている。

「外柵列の内部、即ち柵の有効地域内で、長森の東北端から、その西北端に亘る、部分の水田の地下約七・八寸の深さに略一直線を爲して複雑な柵木の根基が埋没し、その大部分は高梨村大字拂田字百日本の地域にある。初め三重柵と称し、今は内柵と称へて居るが、その延長東西約五町五十間あり、長森の北麓は弓形を爲せるに対し、正に弦の位置に該当する。随ってその柵木列の東北端及び西北端は共に長森の麓に接して設けら



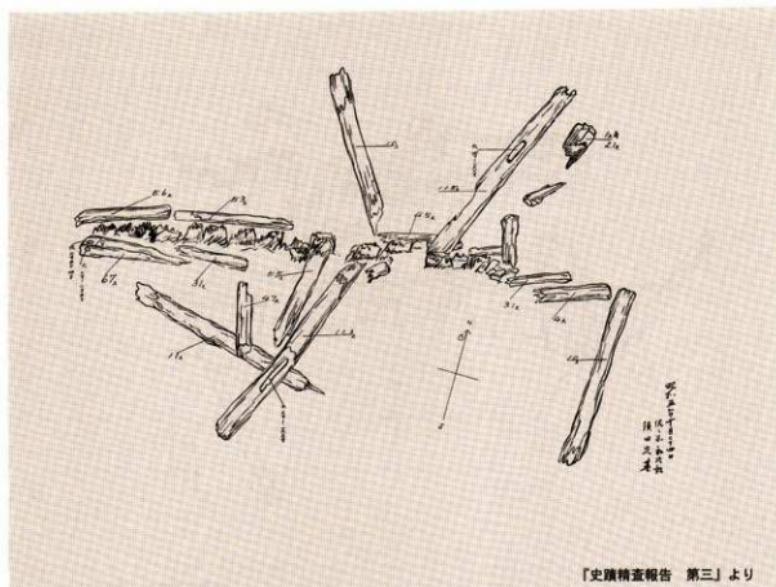
『史蹟精査報告 第三』より

第83図 外郭線実測図（1）

れて居るに拘わらず、中央に於ては長森北麓を去る約五十間の處に存しその間は深田である。

所在地は泥炭地で、軟らかく、隨って柵木を立つるに多大の困難を感じたらしく、或は丘陵の土砂を入れ又多數の古材、木材を横木として填充し、然かも猶、柵木は多少の傾斜を免れなかつた事は残存せる柵木の根基の著しく不整形を示せるに依つて推察される。又柵木と山麓との間の水田も頗る軟らかく深田である為めに多數の散木が散き詰められて居る、此の方法は又真山の南方宇館前に於ても、認められ、此の附近の湿地利用法の一であつたであらうと思はれる。

内柵列の柵木は四列、三列若しくは二列を爲し、外柵列の如き單柵は僅に西部に於て発見せるに過ぎない。材質は殆ど杉材で、何れも長径八、九寸、短径七、八寸位泥炭地である為め、木材の加工状態はよく保存せられて居る。柵木は一、二寸の間隔あるを普通とするが遼闊なく立てられた部分もある。根基に依つて推測するのであるから断言は出来ないが四列の場合には、二列づつ二回に立てられたらしく、三列の場合には二列を先づ立て、次で之に添へて他の一列を立てた如く観察される。之れは種々の事情で、内柵は何回か補修した結果であらうと思はれるその事情の内には暴風による倒壊もあるし、或は蝦夷の襲撃等の兵乱の結果もあるかも知れない。柵木の内には頭部の火焼せるもの



『史蹟精査報告 第三』より

第84図 外郭線実測図（2）

も多少あるから大災もあったかも知れない。兵乱に就ては続日本紀延暦二年六月朔の條に、「出羽国曰宝龜十一年雄勝平鹿二郡百姓。爲賊所略。各失本業形弊已甚」と云ひ又三代實錄元慶四年二月廿五日の條に「先是。出羽國言。管諸郡中、山北雄勝平鹿山本三郡。遠去國府。遂接賦地。昔時叛夷之種。與民雜居。勤乘間。成驪心病。」云々とある。此等の記事は直接此の柵に關するものではないが、又以て柵の所在地附近即ち当時の山本、平鹿両郡地方に於ける蝦夷の動靜を察する手引とならう。更に遠去國府云々の文句にも注意を拂ふべきである。

内柵列中、地上に立って居った柵木の未だ腐蝕せざるに先たちて顛倒した儘地中に埋没したと思はるる場所が發掘に依つて二箇所發見された。即ち一は柵木が組み立てられた儘内方に向つて倒れ、他は多少外方に向けて倒れ散乱した儘埋没したものである。前者の部分に貫穴を有すと認められたものがあり。最長のものは約十二尺を算した。柵木の根基は外柵のものと等しく底部に近く目途穴を有するものは多い。此等の柵木の倒壊材料は、柵の高さ、其他を推定する有力な史料となるので發掘當時、方眼法を用ひて之を実測したのである。」

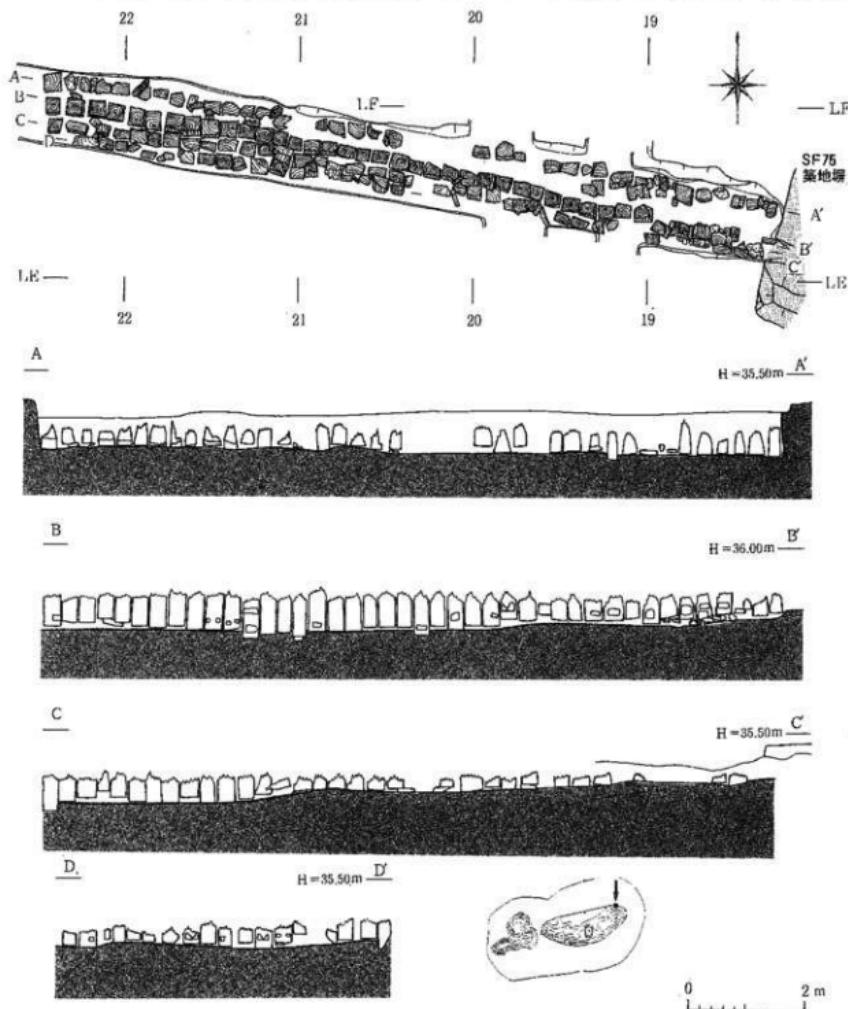
外郭線北部低地における区画施設は全時期を通して全て材木塀である。S F 75北東部築地塀の西端

から外郭北門までの間は現道部分を除いて全面的に発掘調査を行い、外郭北門から西では一部の発掘とポーリング探査による調査を実施した。以下では、この低地における材木塀を東方から調査地ごとに記述したい。

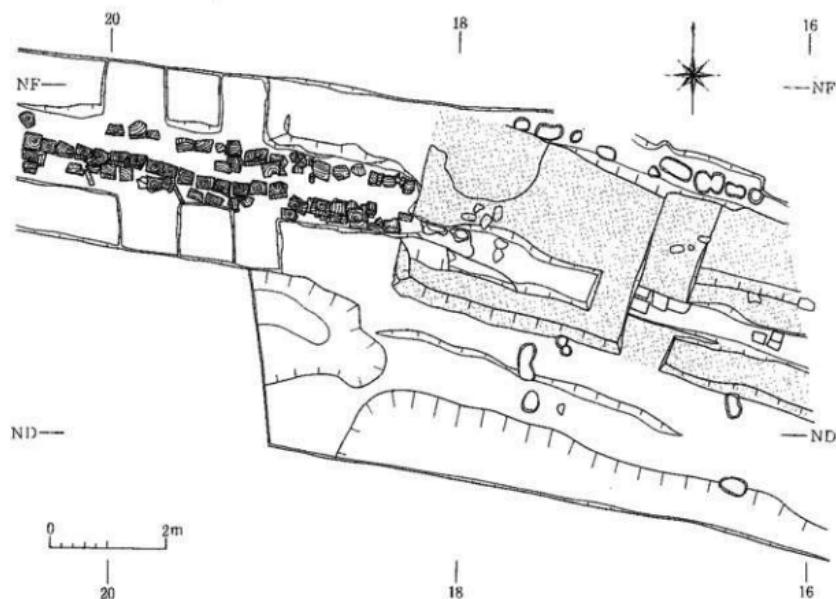
(1) 第9次調査 (第85・86図)

① SA1100

S F 75築地塀の西端より西北西、外郭北門方向に連なる S A1100材木塀は、最大4列あり、古い順



第85図 外郭練材木塀



第86図 SF 75築地塀と材木塀の接点

に北からA・B・C・D 4期ある。材木塀の角材はいずれも長方形、方形で、手斧で丁寧に面取りし、目波孔のあるものが大部分である。樹種はスギであるが、D期はスギの他に広葉樹も用いる。角材には丸太一本加工、二つ割加工、四つ割加工がある。

A期材木塀はB期の布掘りによって切られており不明な点も多いが、幅約0.5~0.8m、深さ0.7~0.9mの布掘りの中に材木を立て並べる。材木は抜き取られて一部を欠くが、長辺27cm、短辺23cm前後のものが多く、主に長辺を塀の軸線に合わせている。間隔は1~2cmないし数cmである。掘形底面まで入っているものが多く、残存長30~60cmあり、下に礎板が敷かれている場合がある。

B期材木は4列中、大きさ、埋設された深さ、材と材の間隔等において最も丁寧な仕事をしている。材木は芯材が多く、一辺27×27cm前後のものと22×23cm前後のものが多い。材と材との間隔は0.5~3cmと狭い。残存する材の長さは60cm前後のものがほとんどであるが、中には80cm近いものもある。材の底面はほぼ平らで、その下に小さな礎板が角礎とともに敷かれているものがある。SF 75築地塀との接点において、SD 77溝の中にこの材木塀から連なる角材痕跡が検出された。

C期材木はB期材木の南に接し、B期と同様にSF 75築地塀との接点部分では築地塀上を掘り込むSD 77溝の中から検出された。材は東側ほど短くなり20cm前後で、材の下には礎板があり、同一の礎板の上にB期とC期の角材が乗る箇所もある。

D期材木は4列のうち最も南側にあり、わずかに約8.5mしか存在しない。材木の大きさにはかなりの変異があり、広葉樹も多い。材の下には礎板があるものも一部ある。長さ約30cm前後のものが多く、中には腐朽して痕跡だけとなっているものもある。

(2) 第99次調査 (第87図)

第9次調査地と一部重複し、東西58mにわたって検出した。水路部分で一部の材木が抜き上げられてはいるものの、畦畔の下や水田部分での遺存状態は良好である。農道西側の地区については、おおよそ、その西半分が文部省の測量の際に掘られていて、報告書の図版にはいわゆる四重柵が良好な状態で残る様子が掲載されている。だが、その後耕作者によって材木の抜き取りがなされ、最も北にあるA列を除き、ごく一部しか残っていない。材木を抜き上げた跡には水田の耕作土が入り込み、その形が明確に残っている。

材木柵は全体に直線的ではあるが、調査区の東端付近と西端付近で南にわずかに屈折している。材木柵は調査区の東にあるSF75築地柵から直線的に西へ延びながらも、全体に少しずつ南に向かって角度を変えていることが窺える。平面観察では、材木柵相互の新旧関係は不明であるが、土層断面では布掘りの切り合いがわかり、北から南へ順に新しくなる重複関係が明らかで、そのうち北から1列目と2列目の角材の、掘形埋土の上に火山灰の堆積が見られた。布掘りは幅50~60cm、深さ40~60cmで、4列全体では南北1.4~2.3mの幅となる。材木は布掘りの底面に密着して立てられる。

A列には128本の材木が残存する。長辺を東西方向に用い、密接して並べ、最大46cmのものもあるが、平均では長辺28.6cm、短辺21.7cmである。農道より西側の、殊に西部の材が南側に傾斜している。B~D期の角材に比べ布掘りの底面レベルが他よりも低い傾向にあることや、角材上部の腐食の度合が大きく上部が細くなっていて、耕作の支障とならなかったことが、この列の角材が抜き上げられる率の少なかった理由であろう。年輪年代測定では、西暦801年の冬から翌年の早春にかけて伐採された材であることを示すものが3点ある。

B列には21本の材木が残存し、その大きさの平均は長辺30.6cm、短辺25.4cmである。この列では他の列に比べ、材木の下に置いた礎板や、布掘り内に埋土と共に角材を固定するために入れた材が多く見られる。布掘り内に入れた材は多くはスギ材で長いものでは1.3m程のものがあり、目渡孔のあるものも見られる。抜き取り痕は調査区内の西方に多く、材の下部の形状が良く残る。抜き取り痕を見ると材木の下端のレベルはほぼ一定していて、隣接するものどうしで最大7cmの高低差があるにすぎない。調査区中央部から東部にかけては抜き取られているにもかかわらず、抜き取り痕がほとんど残存しない。布掘り自体が浅いことによると考えられる。

C列では、農道の東側に16本を検出したが、農道の西側には水田の暗渠がこの列に重複することもあって3本しか残存しない。また、調査基準線の39ラインから西へ11mの間はD期材木柵が同じ位置に重複しているので、この間は材木柵が3列となっている。残存する材木のうち、最大のものは長辺が38cmある。A・B期材木柵相互の間隔に比べ、B・C期材木柵相互の間隔が幾分広くなる傾向が見られる。36ライン付近ではその間隔が70cmあり、44ラインより西では50cm程であるが、あたかも材木柵が2列単位の2条と見えるかのような傾向がある。

D列は18本の材木が残る。全体に一辺の長さが小さく30cmを越えるものは少ない。A~C期材木柵に比べ、その走向が直線的ではなく全体に蛇行している。抜き取り痕の底面レベルはおおよそ一定しているが隣接するもので27cmの高低差のある箇所もある。

(3) 第103次調査 (第88図)

調査地は外郭北東部にある元水田で、標高35.70m程の平坦地である。調査区の東半部では遺構検

表面にまで耕作が及んでいて、耕作土を剥ぐと材木の頂部が検出される。西ほど地盤が軟弱で、60ラインあたりから急激に湿地状態が強まる。

第99次調査地のすぐ西に隣接して、東西54.5mにわたって検出した。部分的には直線であるが、57ライン付近で材木塀の方向が少し南へ屈折し、全体的に南へ湾曲している。

材木は調査区西端付近では遺存状態が良好であるが、その他では暗渠排水溝を構築した時の抜き取りや耕作者による抜き取りが激しく、その痕跡も明瞭に残っていない箇所が多い。また、材木塀にも重複があり、材木やその抜き取り痕が明確に4列見られる所はない。

A列には最も多い81本の材木が遺存し、その一辺の大きさは測定し得るもの平均で長辺27.3cm、短辺21.8cmである。多くは密接して直立するが、55ライン付近や65ライン付近では南または北に傾斜、あるいは根元から抜き上げられた形で横倒している。B列には直立てて残存するものはほとんどなく、わずかにS B1144櫛状建物付近に2木残るだけである。C列ではそれが皆無である。

A列とD列の間には材木塀の方向に沿って材木が横に入れられる。これは、C列を構築する際に材木の基部を布掘り内で固定するためB列の材木の多くを抜いて布掘り内に横にして使用し、D列を構築する際にも同様にC列材木の多くを利用したためであろう。調査区の西端の土層断面ではそれがなされなかったせいか、A～C列の上を厚さ5～6cmの火山灰層が水平に覆っているのが見られた。

D列には25本の材木があり、一辺の大きさの平均は長辺26.4cm、短辺19.6cmである。全体的にC列とほぼ同位置に重複して構築されていると考えられる。S B1144櫛状建物付近には19本の材木が密接して良好な状態で残っていて、キハダが1点、クリが4点含まれていた。布掘り内の埋土に火山灰を含んでいて、火山灰降下後の構築であることが明らかである。材木塀の基部を固定するために入れた材が多くあり、中に長さ1.3m、直径約20cmの広葉樹の丸柱もある。

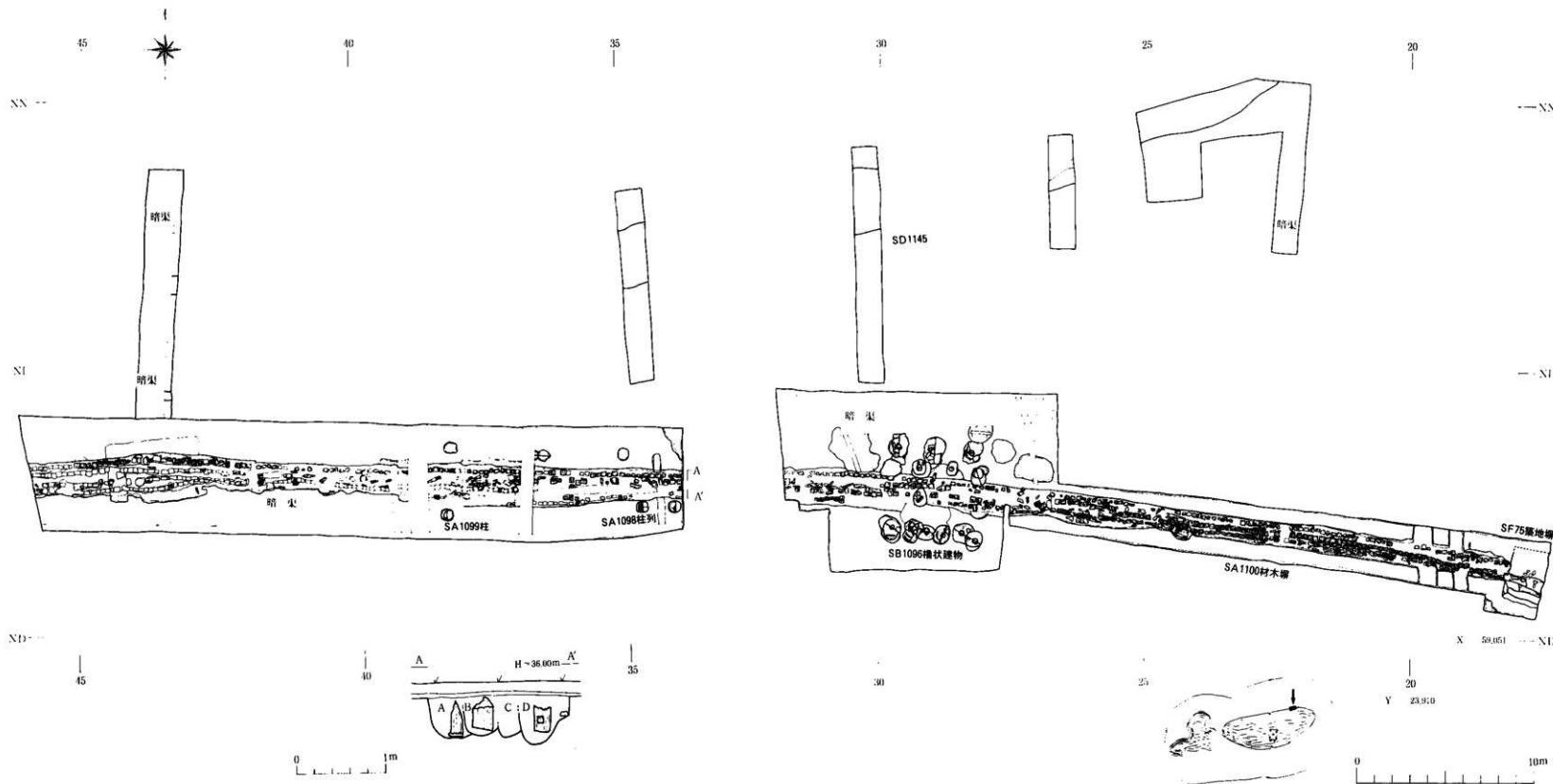
(4) 第107次調査 (第89図)

調査地は外郭北部にある標高35.3～35.7mの平坦地で、元水田であるが現在は公有化されて休耕田となっている。

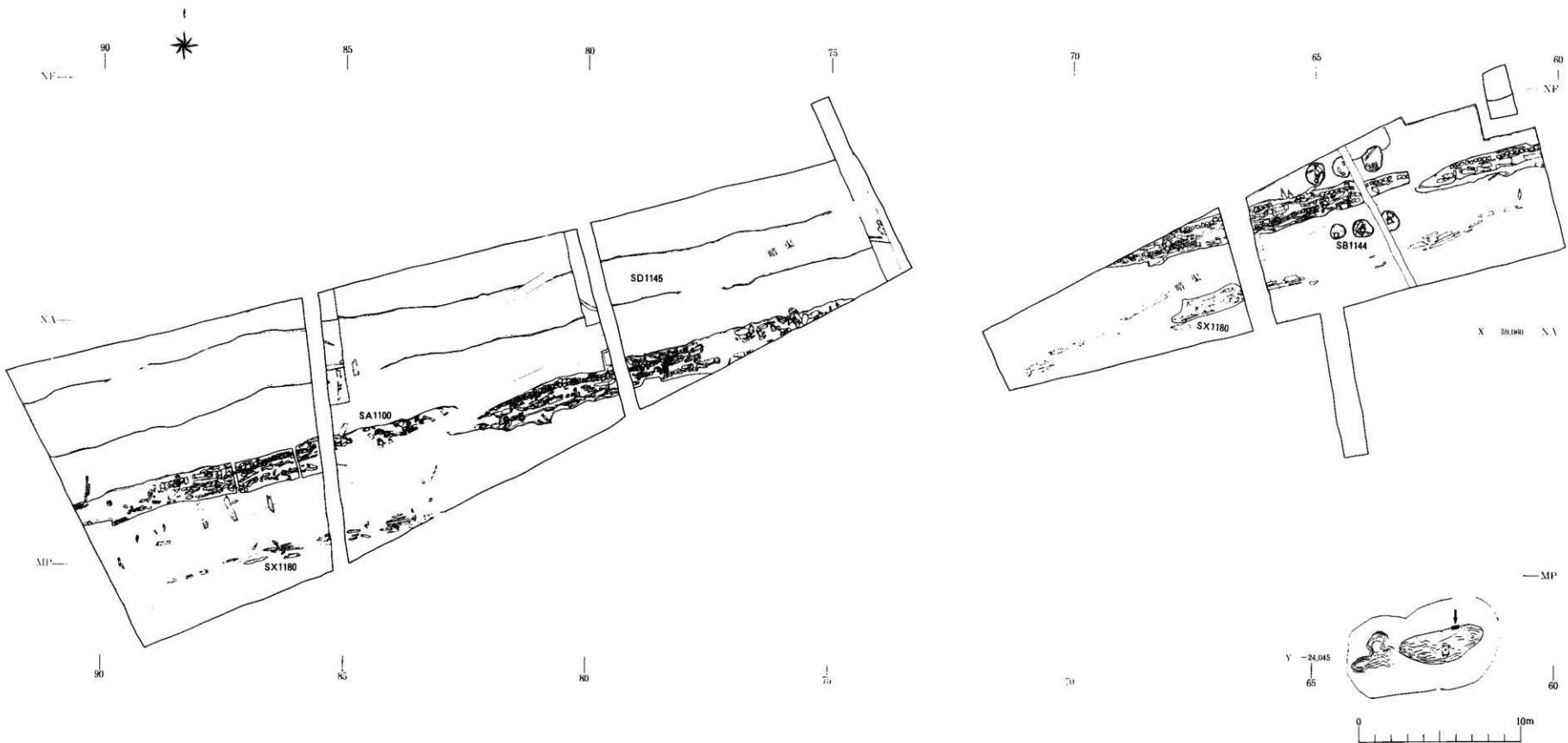
第103次調査地の西に隣接する東西128mの範囲で材木塀の調査を行った。材木塀は東西方向に直線的に作られ、櫛状建物の西の07ライン付近からは外郭北門へ向かって弧状に折れ曲がる。暗渠排水溝構築時の破壊や耕作者による抜き取りが多いが、調査地全体が極めて軟弱な泥炭地であるためか、第99次・103次調査で見られたような材木の明確な抜き取り痕は検出されなかった。材木は辛うじて調査区西端の櫛状建物付近に比較的良好に遺存するだけであった。

A期材木塀が最もよく遺存する。B・C期材木の多くは建て替え時に抜き上げられ、新しい材木塀の根元の固定や木道に転用する。D期材木塀はA期に次いで多く遺存するがA期のそれに比べ、材木の上部が耕作土に近いためか、耕作者による抜き取りが多い。直立てて残る材木塀はA期とD期の2列だけのように見えるが、土層断面では4条の布掘りが見られ、A～D期4期にわたる変遷が明らかである。A・B期の材木や布掘りは火山灰層に覆われている。D期材木塀は火山灰層を掘り込んでるので布掘り埋土に火山灰が含まれている。

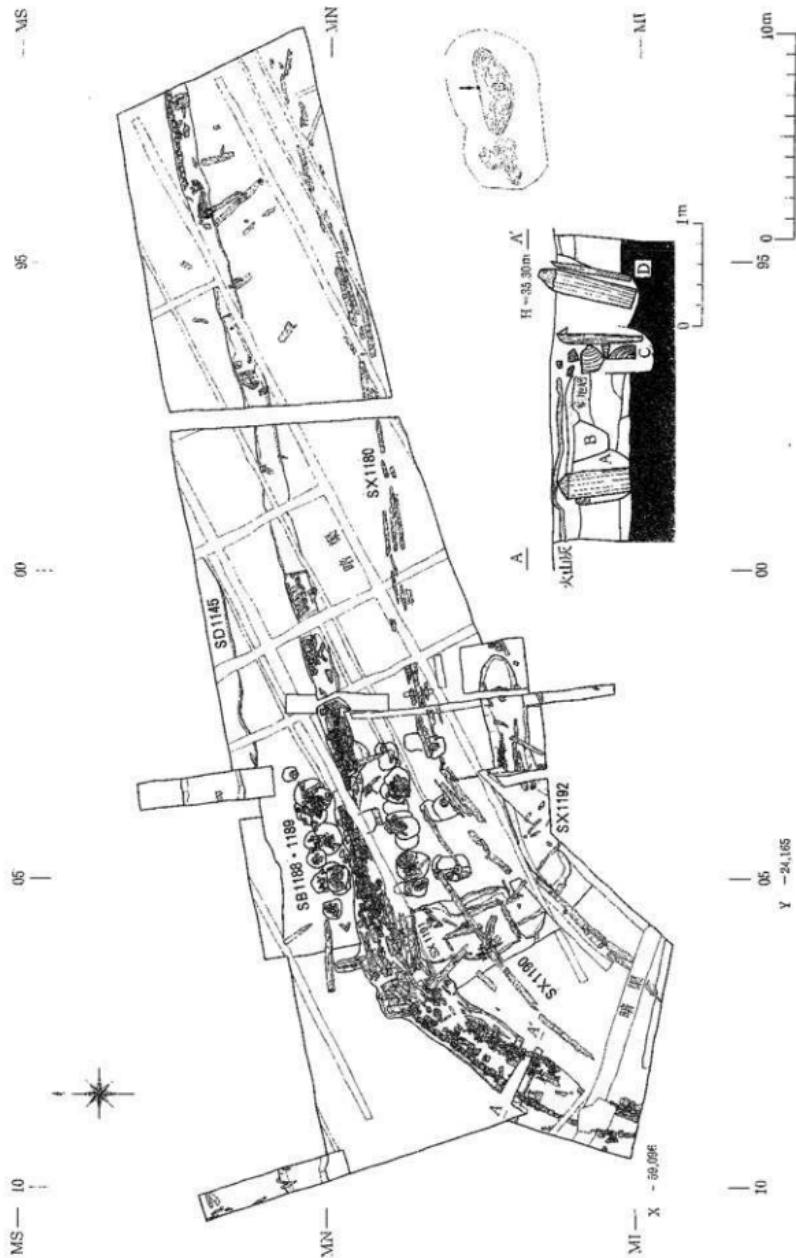
A期材木塀には最も多い167本の角材が遺存し、一辺の大きさは計測し得るもの平均で長辺27.9cm、短辺22.6cmである。土層断面では1mを越える長さの材が布掘り内に残る箇所がある。92～94ラインの間と、材木塀が曲折して外郭北門へ向かう部分では直立てて残るが、多くは南に傾斜あるいは



第87図 外郭線北部の区画施設（1）



第88図 外部線北部の区画施設（2）



第89図 外郭線北部の区画施設（3）

横倒しの状態になっており、その上を火山灰層が覆う。これはC期材木塀を構築する際にB期材木の大部分を抜き上げて利用したことにより、A期材木塀の南に空間ができる傾斜あるいは横倒しとなつたものと考えられる。D期材木塀に比べ、根元を固定するために布掘り内に入れた材は少ない。

B期材木塀には曲折する部分に13本の角材があるだけで、他では全く残存しない。この13本は布掘りが浅いためか、材全体が腐食し、かつ材木塀の内側に大きく傾斜している。この部分の上層断面ではA期材木塀の布掘りを切る深さ約30cm、最大幅40cmの布掘りがあり、その上を灰色粘土を用いた厚さ5~12cmの整地層が覆っている。これは外郭北門に伴うもので、この位置ではC期材木塀構築時にB期材木を抜き取り、残存するA期材木とC期材木塀の間に整地を施している。

C期材木塀は昨年の調査区と同様に全く残存しない。しかし、土層断面ではD期材木の北に明確に布掘りが認められる。

D期材木塀は調査区東端部と櫓状建物付近に72本の材木が残る。一辺の大きさは、計測し得るもの平均で長辺26.6cm、短辺19.6cmである。A期のそれに比べ年輪幅が広く、スキの他に広葉樹も多い。調査区東端では18本のうち10本がクリを含む広葉樹、櫓状建物付近では9本が連続してクリを使用している。材木の両側に古い時期の材木を横あるいは斜めに入れたり、細い杭状に加工したものを持ち込んで根元を固定する。材木が抜き取られ、この打ち込んだ杭だけが並んで残っている箇所もある。調査区東部ではA期材木塀との距離が約1mあるが、櫓状建物付近ではそのすぐ南に接してD期材木を建てている。残っているA期材木を固定材として利用すると同時に、抜き上げたC期材木をも利用している。その際、下部を上にしている材木も見られる。

86~88ラインの間では、材木塀の南に、塀に対して直角方向に3本の材木が平行して倒れている。腐食が進んでいるが、長さ1.15~1.7m、幅25~30cmである。93~95ラインの間にも同じような状態で、残存長1.6m、1.85m、3.25mの3本の材木が倒れている。最も長い材木には、南から1.2mの位置に幅約30cmの貫穴痕跡がある。これらの材木はいずれも火山灰層よりも上にあり、しかも火山灰層と材の下部との間に褐色土の間層が堆積する。D期の材木塀が最終的に打ち果てて倒壊したものであろう。長さ3.25mの材木の地下部分は抜き取られて残っていないが、布掘り内に1m埋設していたとすると材木の全長は4.25mとなる。また、材木塀の上方に貫穴が設けられていたことになる。

年輪年代測定では、最外年輪のないBタイプの試料であるが、残存する最も外側の年輪が西暦917年の値を示すものが1点あり、D期角材の建立年代がそれ以降であることが知られる。

(5) 第112次調査

調査地は外郭北門の北ないし北西にあり、標高35.2mの平坦地で、S A 1201材木塀を延長約31mにわたって検出した。この材木塀については「4 外郭北門周辺の造構」の中に記述した。

(6) 第51次調査 7地区Dトレーニチ (第91図)

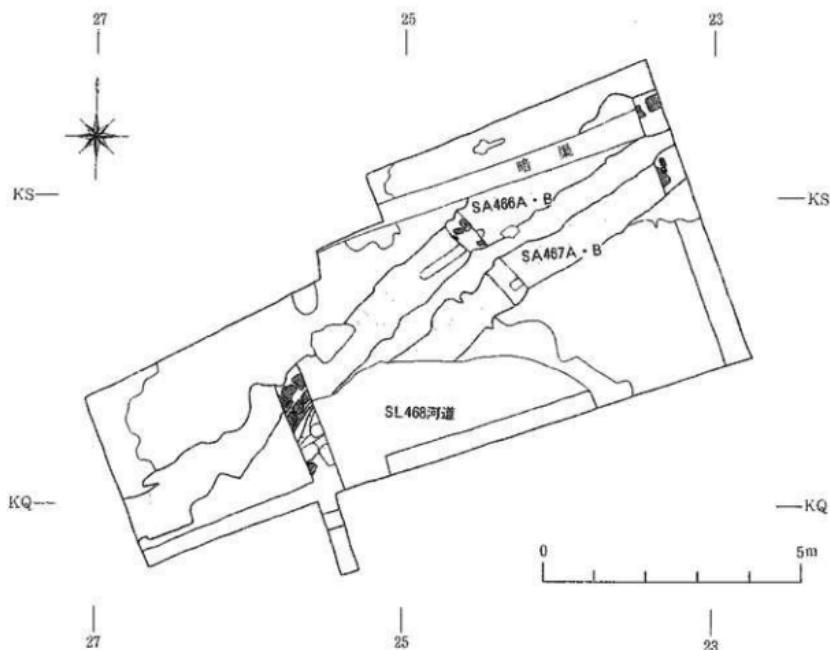
ボーリング棒による探査と小トレーニチによる発掘で、材木塀の位置を把握した。このうち7地区Dトレーニチで、材木塀の西端部を発掘した。

① S A 466 (註1)

S A 466は溝の上面幅80~100cm、底面幅70~80cmあり、溝内にA・B 2列の角材を認めた。個々の角材はほぼ密接して並立するが、A列とB列相互の間隔は10~25cmある。西端がS L 468河道に切られている。



第90図 第51次調査 7地区の位置



第91図 第51次調査 7地区 Dトレンチ

② S A 467

S A 467は溝の上面幅60~95cm、底面幅50~70cmあり、溝内にA・B 2列の角材がある。角材の抜き取り痕跡の観察からS A 466同様に個々の材は密接して並列するが、A列、B列相互には15~25cmの間隔がある。

註1 調査時にはS A 466・467は各々2列の木材からなる2時期の材木断面と考えたが、その後、外郭線全体に4期あることが判明したので、この造構も計4期にわたる材木断面と考えられる。

7 横状建物・柱列

外郭線に伴う横状建物および柱列には、門を中心としてその両側にあり、門と一体となった機能が考えられるものと、門とは別にその中間の区画施設に伴う場合がある。外郭東門から北門の間は全面的に発掘調査がなされ、この間の横状建物・柱列の配置状況が明らかとなっている地域である。門に伴う横状建物・柱列については既に述べたので、ここでは門の間の区画施設に伴うものについて記述したい。

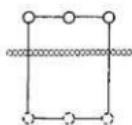
(1) 外郭東門～北門の間—第99・103次調査

第99次調査の横状建物は外郭東門北西部のS B 79・80から西へ約92mの地点にあり、ほぼ同じ位置に4期ある。

横状建物

① S B 1096・A

(第92・93図、図版39)



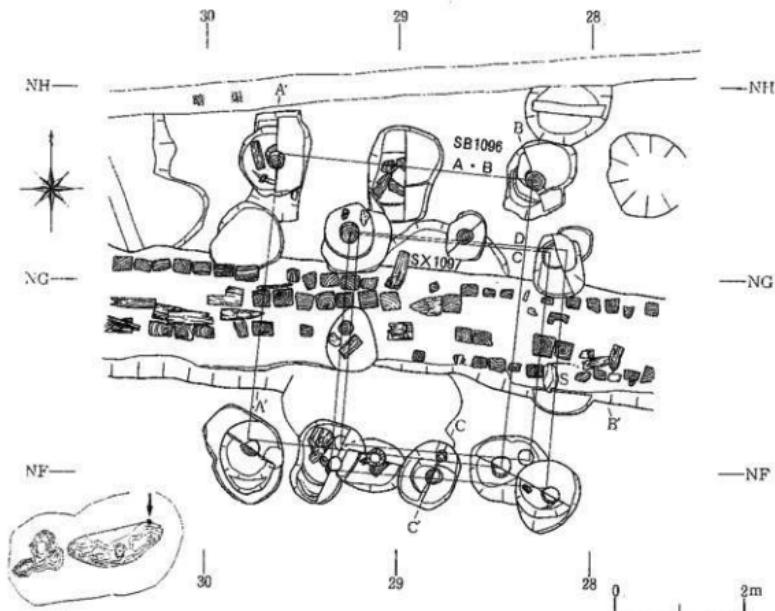
北側柱列の柱掘形の一部が検出されただけであるが、桁行（東西）2間×梁行（南北）1間の掘立柱建物と推測される。北東隅柱では柱掘形が最もよく残存し、深さは52cmである。北西隅柱では土壌断面でB期掘形の南端下方にこの時期の柱掘形がわずかに残っている。この掘形と北側中央の掘形に柱抜き取り痕と思われる浅い窪みが見られる。建物規模はB期建物と同規模と推定される。

② S B 1096・B

桁行（東西）2間×梁行（南北）1間の建物で、桁行総長3.95m（東から1.95+2.0）、梁行総長は4.5mである。A期建物とほぼ同位置で建て替えを行う。柱掘形は北西隅柱では径110cm程度の略円形で深さ70cmあり、直徑28cmの広葉樹の柱根が残る。柱根は北側中央柱を除く全ての掘形に残存する。北妻柱掘形では抜き取られた柱を埋むように杉板が入れられている。南側3本の柱はいずれもほぼ垂直に立つが、北に残る2本の柱はいずれも幾分南側に傾く。南側中央柱の下には、礎盤を敷く。

③ S B 1096・C

桁行（東西）2間×梁行（南北）1間の建物で、B期建物に比べ規模が小さくなり、建物位置が南

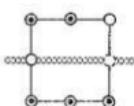


第92図 SB1096

東に移動する。桁行総長は2.9m（東から1.3+1.6）、梁行総長は3.3mと推定される。

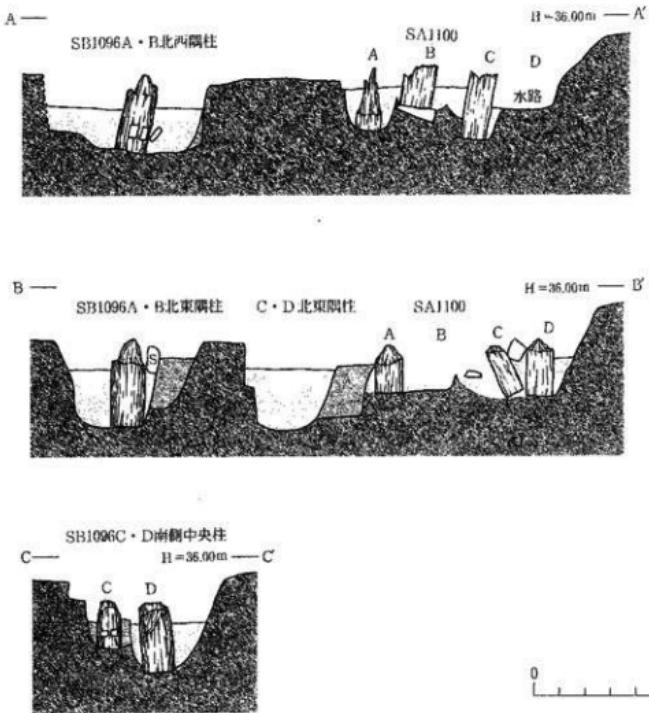
北側中央の柱は掘形が全く検出されず当初から造られていない。また、北側の両方の隅柱にはD期建物が重複して、柱は残存しない。南側には3本の柱根が残り、棟柱は直徑24cmの広葉樹であるが、隅柱はいずれも遺存状態が極めて悪く、わずかに残片が残る程度である。

④ SB1096・D



桁行（東西）2間×梁行（南北）2間の建物である。柱掘形は北側中央の柱を見ると、長軸78cm、短軸60cmの楕円形で、深さ56cmあり、S X1097の窓の上方に堆積した火山灰層を切って掘り込まれている。直径30cmの広葉樹を用いた柱根が残り、北西隅柱とともにわずかに南に傾く。

この建物のみが桁行2間となり、西側中央の柱では掘形の北部に広葉樹の柱根が残っている。しかし、その柱位置は、C期材木櫛の位置にあり、D期建物の柱とするには極めて不自然である。掘形の中央部には、柱の下に置いた礎板と見られる板材があり、D期建物の柱はこの板の上にあったが、水路によってD期角材などと共に抜き取られたと考えられ、広葉樹の柱根は、古い時期の柱根をD期掘形の埋め土と共に掘形内に入れたものと解釈することができよう。礎板をD



第93図 SB1096・SA1100土層断面

期の柱位置とすると、建物規模は桁行総長が南側で3.4m（東から1.9+1.5）、梁行総長が西側で3.7m（北から1.8+1.9）となる。

柱・柱列

① SA1098

SA1100材木塀の南側に平行する柱列。柱掘形は直径60~70cmの円形で深さ46cmあり、直径35cmの広葉樹の柱根が残る。柱間は1.9m程である。検出された柱は2本であるが、東に連なる柱が農道の下にあることも考えられる。

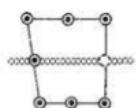
② SA1099

直径60~70cm、深さ50cmの柱掘形で、直径35cmの柱痕跡が明瞭に残り、下部に柱根が断片となって残存する。SA1098柱列の西端柱からは11m程離れていることや、この柱の西方にも関連する柱は検出されないので、単独の1本柱である。

第103次調査

SB1096から西へ106mの位置にある榎状建物である。

(1) SB1144 (第88図・図版40)



東西・南北方向とも 2 間の掘立柱建物である。建物規模は北側柱列で見る
と総長3.7m（東から1.9+1.8）であるが、南側柱列は総長3.4m（東から1.8
+1.6）と短く、全体が亜んだ形である。西側柱列は総長3.6m（北から1.7+
1.9）である。柱掘形はいずれも楕円形で、北西隅柱の場合、長軸1.35m、
短軸1.16m、深さは確認面から90cmで垂直に掘り込まれる。北側3本の柱は
掘形の南に片寄った位置にある。広葉樹の丸柱で、直径は約20cmあり、南に傾く。掘形内にはスギ角
材の他、半截した広葉樹の丸柱などが、埋土とともに充填されている。地盤が極めて軟弱であること
によるものであろう。火山灰層を切って掘り込んでいるので、埋土に火山灰を含む。

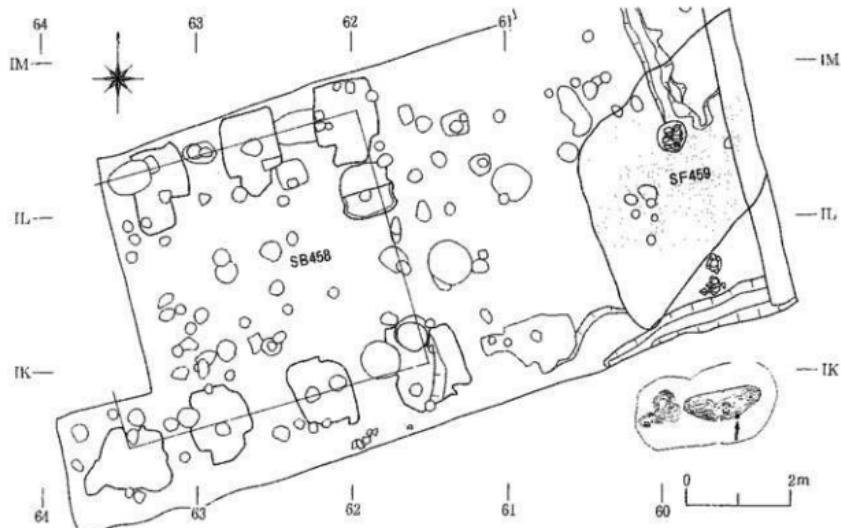
西側中央にはD期材木崩と並んで丸柱があるが、東側のそれは水田の暗渠排水溝に切られていて残
存しない。火山灰降下後の構築であること、D期材木崩が建物の南北方向を通っていて、この建物が
D期材木崩をまたぐ形であることから、この建物はD期の建物である。

(2) 外郭東門～南門の間—第42次調査

外郭南門から東へ約110mの位置にあり、標高は35mで、築地壠が検出されている。

SB458 構造建物 (第94図)

東西棟桁行3間×梁行1間の掘立柱建物跡で、柱間の平均は桁行6m（東
から2.1+2.1+1.8）、梁行5.1mである。北東隅柱の柱掘形は長軸1.3m、短軸
1.2mのほぼ方形で、深さ90cmあり、直径37cmの柱痕跡がある。柱は抜取り
を行っている。



第94図 SB458・SF459

8 溝

① SD1145 (第95図、図版38)

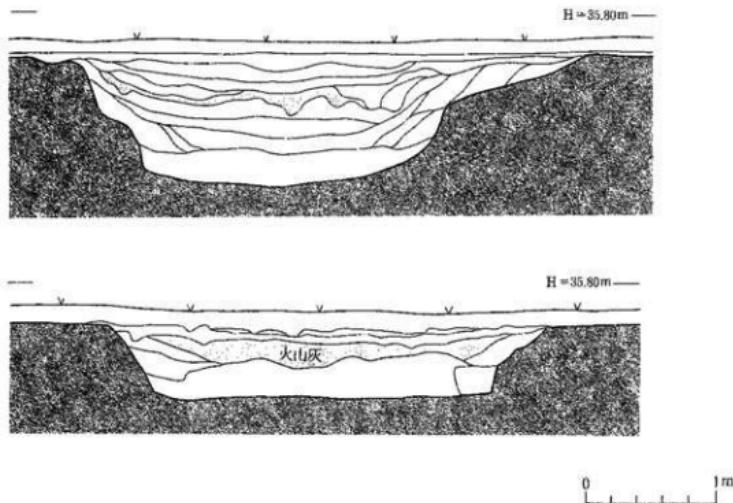
(註1)

外郭線材木塀の北に平行する溝で、東西方向に直線的に延びている。溝中央とA期材木塀との距離は約5mであるが、溝が直線的であるのに対して材木塀は東ほど南へカーブしているため、SB1096櫓状建物付近での距離は16mとなる。上面幅はおよそ3.5~4.3mで、底面は平坦かやや丸みを帯び、断面形は逆台形か椀状をなす。底面幅2.2~2.7m、深さ0.6~1.0m程度である。堆積土は全体に粘質上で、下方に倒木や枝・葉を多く含み、中位から上位にかけて泥炭層となる。底面より30~50cm上位に火山灰層がある。火山灰が降下した時点では当初の半分ほどの深さまで上が堆積し、周囲よりもわずかに高い程度の深さとなっている。

溝は、SB1096櫓状建物付近から東ではわずかに北へカーブし、材木塀や築地塀に沿う形とはなっていない。材木塀の内側には溝は存在しない。

第96図1は須恵器の高台付杯で、外郭北門東方の櫓状建物付近で設定したトレンチ内の火山灰層直下から出土した。「夷」の墨書きがある。2・3は須恵器杯で溝の底部からの出土である。4は土師器杯で、体部に「車」の墨書きがある。

註1 第99次調査では、材木塀の北に溝を検出していたが、局所的な自然の落ち込みと考え、SX1102の遺構番号を付した。しかし第103次調査で、この落ち込みはSD1145溝の一部と認識した。



第95図 SD1145土層断面